

平成19年第1回

香美市議会定例会会議録

平成19年3月 7日 開 会
平成19年3月19日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 9 年 3 月 7 日 水曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月7日水曜日（会期第1日） 午前9時01分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について

議案第 2 号 平成 19 年度香美市一般会計予算

議案第 3 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 8 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 9 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 10 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）

議案第 11 号 平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 19 年度香美市水道事業会計予算

議案第 13 号 平成 19 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 14 号 平成 18 年度香美市一般会計補正予算「第 6 号」

議案第 15 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 16 号 平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 3 号」

議案第 17 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 4 号」

議案第 18 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 3 号」

議案第 19 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 20 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 3 号」（事業勘定）

議案第 21 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 2 号」（保険事業勘定）

定)

- 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(サービス事業勘定)
- 議案第 2 3 号 香美市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 44 号 第 1 次香美市振興計画基本構想の策定について
議案第 45 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第 46 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 47 号 市道の路線の認定について
同意第 1 号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成 19 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 19 年 3 月 7 日 (水) 午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1 号 専決処分事項の報告について

林道西熊線におけるグレーチングの跳ね上がりによる交通事故の損害賠償額の決定について

報告第 2 号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる和解について

報告第 3 号 専決処分事項の報告について

保育園における保育園隣接住宅の浴室ガラス及び網戸破損に対する賠償金の支払いについて

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第 4 議案第 1 号 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について

日程第 5 議案第 2 号 平成 19 年度香美市一般会計予算

日程第 6 議案第 3 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第 10 議案第 7 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計予算

日程第 11 議案第 8 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)

- 日程第12 議案第 9号 平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）
- 日程第13 議案第10号 平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）
- 日程第14 議案第11号 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第15 議案第12号 平成19年度香美市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第13号 平成19年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第17 議案第14号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」
- 日程第18 議案第15号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第19 議案第16号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第20 議案第17号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」
- 日程第21 議案第18号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」
- 日程第22 議案第19号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」
- 日程第23 議案第20号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）
- 日程第24 議案第21号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）
- 日程第25 議案第22号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）
- 日程第26 議案第23号 香美市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 日程第35 議案第32号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第35号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第36号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第38号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第39号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第40号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第41号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第42号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第43号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第44号 第1次香美市振興計画基本構想の策定について
- 日程第48 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第49 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第50 議案第47号 市道の路線の認定について
- 日程第51 同意第1号 教育委員会委員の任命について

平成19年第1回香美市議会定例会追加議事日程

(日程第1号の追加第1)

平成19年3月7日(水) 午前9時開会

- 追加日程第1 議案第48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について

7 番、千頭洋一君、8 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時01分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成19年第1回香美市議会定例会を開会をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成19年第1回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の冬は真冬日の感じられない暖冬で終わり春を迎えましたが、ここに来て寒の戻りで寒くなりました。昨年3月1日に合併して、早くも1年の歳月がたちました。合併協定書、香美市財政計画、まちづくり基本計画等に基づいて香美市建設の基礎がためのため、着々と市政運営が進められておりますが、多くの課題も見えてきました。議会におきましても住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動についての説明責任をきちんと果たしていかなければなりません。

我が国の地方制度は、長及び議会議員の双方が住民の直接選挙により選ばれることにより、住民を代表するという二元代表制、大統領制がとられておりますが、長には執行権を、議会には当該団体の意思決定権とチェック機関としての機能を付与しております。本来、地方自治体の公費の支出は当初予算、補正予算の形で議会の審議・議決を経なければ執行することができません。つまり、議会には地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、重要な意思決定の機能が課されております。

また、議会は議決した政策や行財政の運営、事務処理ないし事業の実施が適法、公平、効率的、民主的に執行されているかを批判し監視する重要な責務があります。地方分権の進展、行政に対する住民ニーズの多様化、さらには行政の複雑化等により議会の果たす役割はますます重要となっており、香美市の住民福祉の向上のため、自治体運営の意思決定や執行機関のチェック等、議会がそれらに適切、迅速に対応し、その職責と責務を十分に果たしていかなければなりません。

また、議会がその職責を果たすため、制度上幾つかの問題点がありましたが、今回地方自治法も一部改正をされました。

さて、合併2年目を迎える今、今までにも増して正確な行政情報の提供と共有、説明責任を果たし、透明性の確保された行財政運営を進めていくことが求められております。そのためには、建設的で生産的な議論を深めながら執行部、議会、市民が一体となって住民のために活発で民主的で公正で活力ある自治と参加と開かれた行政の展開を図りつつ、市政を前進させていかなければなりません。議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただき厚く御礼を申し上げます。

本議会には専決処分事項の報告案件3件、議案第1号から議案第47号までの47議案と、追加議案1件、同意案件1件の議案が提出をされております。それぞれ慎重な審

議の上、適切・妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして開会のあいさつといたします。

ここで、本年1月10日に香美市議会議員に就任されました山岡義一君をご紹介いたします。平成18年9月10日執行の香美市議会議員選挙において当選をした有元和哉氏が、公職選挙法206条の当選の効力に関する異議の申し出及び審査の申し立ての結果当選無効となり、本年1月10日に公職選挙法第96条による更正決定がなされて、山岡義一氏が香美市議会議員になられたものであります。山岡義一君、一言ごあいさつをお願いをいたします。

○1番（山岡義一君） 山岡義一でございます。議員の皆様、これから4年間どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） どうもありがとうございました。

ここで皆様にお知らせをいたします。山岡義一君が当選証書を渡された後に、山岡義一君と正・副議長が同席の上で、議席番号及び所属する常任委員会に関して協議を行った結果、議席番号は1番とし、所属する常任委員会は総務常任委員会に決定をいたしましたので報告をいたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君の両君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、3月2日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成19年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、さる3月2日に開催をいたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました予定表のとおり、本日から3月19日までの13日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由までといたします。ただし、議案第14号については、災害復旧工事に係る補助事業等の標準工期を確保するため、それとあわせて事業の繰越明許をするための予算執行及び手続き等の都合により、議案第16号についても標準工期を確保するための予算執行及び事務手続きの都合により、また同意第1号は人事案件であるため、本日委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

会期2日目、8日から、会期6日目、12日までは、休日並びに議案精査のために休

会といたします。

会期7日目、13日から、会期9日目、15日までの3日間は、一般質問を予定しております。ただし、3月15日は中学校の卒業式のため開会時刻は午後2時となりますのでご注意をお願いいたします。

会期10日目、16日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたしておきます。なお、議案第2号は本会議散会后、この場所で連合審査を行います。

会期11日目から12日目までの2日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期13日目の最終日19日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

追加案件ではありますが、議員からの提出の発議2件を上程する予定であります。この件に関しては、さる2月21日に議員協議会で協議をしましたが、このたびの地方自治法の改正に伴って議会運営に関して議会会議規則及び議会委員会条例の改正をすることが必要になっているものであります。この改正地方自治法は昨年6月7日に公布され、議会に関する部分については11月24日に施行されております。議会会議規則及び議会委員会条例の改正案については、全国市議会議長会が作成した準則的な資料をもとにして、本市の実態に合致するものとして事務局から全議員に示されたところであり、そこで協議の結果、この2件の改正案を今議会の最終日に議員発議によって上程し、審議、採決するように決定をいたしました。

次に決議案が1件議員から提出されましたが、決議案については議会運営申し合わせ事項において「決議案の本議会への提出は、議会運営委員会で協議し文書の整ったものを提出する」としており、原則的には全会一致とすることを前提としていることから、協議の結果、当該決議案については議会運営委員会としては取り扱いをしないことに決定をいたしました。

次に議員提出の意見書案4件について協議の結果、様式が整っておりますので最終日に提案をされる予定であります。

また執行部から市民からの直接請求に係る追加議案1件があると聞いております。

次に、一般質問の通告は会期2日目、8日木曜日午前10時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告の内容ではありますが、質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたしたいと思っております。なお、時間を（午前）10時といたしておりますけれども、議長が目を通す時間が要りますのでできるだけ、最終は（午前）10時でありますので早く届けるようお願いをいたしておきます。

次に議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

1点目は本日の本会議終了後議員協議会を開催することになりましたので、ご報告をいたします。

2点目はさる1月23日から動きがありました市民による市長への直接請求の件であります。地方自治法第74条第1項の規定に基づき、香美市土佐山田町楠目993番地在住本田晴義氏から市長に対して、昨年12月議会定例会で上程し可決された「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について報酬額の引き下げを求めるために1,826人が署名・捺印された署名簿を添えて、当該条例を廃止する条例の改廃請求がありましたので、この件の取り扱いについて協議をいたしました。地方自治法第74条第3項では「普通地方公共団体の長は、同条第1項の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見をつけてこれを議会に付議しその結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない」と規定され、同条第4項では「議会が前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては政令の定めるところにより、第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない」との規定に基づき、条例の改廃請求代表者に対して意見陳述の機会を与える必要があり、この改廃請求代表者が意見陳述を行う日時については本会議で議決しなければなりません。

そこで協議の結果、定例会の初日までに改廃請求に係る議案が執行部から提案があれば追加議案で上程をして、招聘する日時を議決することに決定をいたしました。

次に意見陳述の機会を本会議とするのか常任委員会に付託して委員会審査の際に陳述を願うのかについて協議の結果、本会議の全議員がそろっている場で陳述していただき、改廃請求に関する意見を聞いて理解を深めるのが適当であるということに決定をいたしました。

次にこの意見陳述者に対する質疑の有無の件について協議をいたしました。全国審議会議長会の資料の解釈には「質疑ができない」という解釈とあわせて、「陳述者の意見に対して質疑を残したまま採決が入るのは適当でなく、参考人との均衡から質疑ができる」という正反対の解釈がありますので、この解釈を含めて協議の結果、質疑を行うことが適当であり、質疑の取り扱いについては議長に一任するということに決定をいたしましたのでお知らせいたします。

また請求代表者に対して意見陳述の機会を付与することの日時、場所、その他必要な事項の通知に関しては議決後に本人あてに郵送することとし、意見陳述の機会を付与したことを告示すると同時に、このことをホームページに掲載することを決定をいたしました。

3点目は議員に対するコピー代金及び会議録の有料化について協議をいたしました。この件に関しては議員から会議録等のコピー等を依頼された場合の代金の受領の有無についてであります。旧土佐山田町の当時は会議録に限らず、一般的な各種資料についてもコピー代金は受領しておりませんでした。このような例は余りありませんでしたが、

合併後1年を迎えた今日、このままでいいのか否かということとあわせて、今後のことについて協議をしたものであります。また、会議録の件については合併後に在任特例で議員数が増加したために旧土佐山田町の当時に（議員に会議録を）配付していたものがありますが、旧香北町、旧物部村では（会議録を）配付していなかったということで配付を取りやめたことから、議員に限らず一般市民から会議録を希望する場合の金額について、今後どのように取り扱いをしたらいいのかということについて協議をいたしました。協議の結果、公用で用いる文書等のコピーについては無料とし、私用の文書類については有料とし、1枚当たりの料金を10円とすることに決定をいたしました。また、会議録については香美市議会のホームページからダウンロードして閲覧、印刷が可能であるが、希望者には有料で配付することもできるということになりました。

4点目は農業委員会委員の議会推薦者について協議をいたしました。このことについては、このたび農業委員会委員が改選されて新組織になりましたことから、議会推薦の委員を選出してほしいとの要請が農業委員会会長からありましたので、このことの手続きについて協議した結果、今期定例会の最終日に推薦案件として上程して議決することに決定をいたしました。

その他、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、各議員の格段のご協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月19日までの13日間としたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月19日までの13日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成18年第7回議会定例会において決定しました、森林・林業・木材関連政策と国有林野事業の健全化を求める意見書、医師不足を解消し地域医療の確保を求める意見書、以上2件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定により、報告第1号から第3号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

あわせて地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算、同じく財団法人香美市開発公社の平成

19年度事業計画及び収支予算の提出がありました。なお、財団法人奥物部開発公社の平成19年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算については、3月末までに開催する理事会の開催後に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成19年度収支予算及び事業計画については、3月末までに開催する理事会の開催後に、また株式会社香北ふるさと公社の平成19年度事業計画及び収支予算については、3月末までに開催する株主総会の開催後に議会に報告されることになるため、書類の提出及び報告のための議員協議会の開催は6月議会定例会となりますので、その点をご了解をいただきたいと存じます。

次に、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書、並びに工事監査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） おはようございます。21番、西山でございます。行財政改革推進特別委員会の会議の報告をいたします。閉会中の平成19年1月15日と2月21日に行財政改革推進特別委員会を開催し、審査及び協議を行っておりますので、その経過と結果を報告します。

まず1月15日の委員会では審査事件及び議題は住宅新築資金貸付金の滞納整理の状況について、また市営住宅使用料の滞納整理の状況について、学校給食費の滞納整理の状況について、保育料の滞納整理の状況について、水道料の滞納整理の状況について、各種委員、受賞対象者に対する税等の収納状況の調査について、長期病欠職に対する現状と今後の対策について協議を行いました。

まず1点目の住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、1月15日までの滞納整理の前回以降の進捗状況等について説明を受け協議を行いました。執行部より相談のあった相続に係る滞納の事例については各事例ごとに判断を行い、行財政改革推進特別委員会としての意見とあわせて、議会に上程する際も十分に説明を行い理解を求めていくという結論が出ております。この件については今後とも進捗状況、取り組みを監視、注視していくことといたしました。

2点目の市営住宅使用料の滞納整理の状況については、滞納整理の進捗状況、入居誓約書等について説明を受け協議を行いました。「入居誓約書の様式については、現在統一されておらず入居時期によっては以前の誓約書のままの契約されている方もおり、契約書を書きかえて統一を行っては。」との意見も出されましたが、執行部からは「それは難しいと思う。」との返答でありました。また、居所不明者についての明け渡しの実態についても説明を受け、この件につきましても今後ともその取り組みを監視、注視していくこととなりました。

3点目の学校給食費の滞納整理の状況については、滞納整理の進捗状況、口座振替等

の状況等について説明を受け協議を行いました。この件についても今後とも注視をしていく必要があるということになりました。

4点目の保育料の滞納整理の状況についてもその進捗状況、滞納状況の説明を受け、保育料の滞納がある場合の子どもの受け入れについての課題等について協議を行いました。「保育料の滞納がある場合でも、子どもは受け入れているのか。」という意見があり、「保育料の滞納があるからといって子どもを受け入れないという処置には問題があるので、香美市では行っていない。」との答弁や、「保育園で子どもを受け入れた方がよい場合もある。」との意見が出て、この件についても今後とも進捗状況、取り組みを十分監視していくことといたしました。

5点目に水道料の滞納整理の状況については、滞納がある場合の給水停止について悪質な滞納者の事例、口座振替や旧香北町、旧物部村における給水停止の事例についての説明を受け協議を行いました。水道料は滞納も少なく、一部特殊な方がいますけれども、今後とも滞納解消に取り組んでいくということで結論が出ました。

6点目に各種委員、受賞対象者に対する税等の収納状況の調査についてを議題とし、各種委員、受賞対象者に対する税等の収納状況の調査の実態について説明を受けました。「委員は市民の代表であるので、少なくとも最低の義務を果たしている方に委嘱すべきでは。」との意見に対し「個人情報の問題があり、ご本人からの委嘱がなければ税等の収納状況の調査は難しい。」などの協議を行いました。また「ご本人から税等の調査の承諾をいただき、また承諾をいただけるような任命方法、対策をとってはどうか。」という意見も出ました。この件につきましては、各種受賞者については受賞の候補の時点で税等の調査をして、受賞を決定する。各種委員を委嘱する場合は、委嘱前に本人の承諾を得て税等の調査を行い、その方を再度委員とする場合も再度承諾を得て調査を行うということになりました。

7点目の長期病欠職員に対する現状と今後の対応策について協議を行い、奈良市であった事例、病気休暇における3年の期限、実際に病気休暇の職員がいる課においての仕事の配分等について説明を受けました。このような状況を解決するためにも、人員体制の見直しなども検討しているが、今後職員数を減らしていこうという方向もあり、外部委託や指定管理者制度を見直して活用していくことも視野に入れて検討しているという結論になりました。

以上で1回目の委員会の報告を終わります。

続きまして、平成19年2月21日に開催しました委員会の審査の経過と結果の報告をします。

審査事件及び議題は、1点目に住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目に市営住宅使用料の滞納整理の状況について、3点目に香美市中期財政計画について、4点目に定住人口の増加策について、5点目に各種委員、受賞対象者に対する税等の収納状況に調査に関して順次協議を行いました。

1点目の住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、まず平成18年度1月末の徴収状況が前年度同月対比で1,000万円強の増収であること、平成18年度の不納欠損処理件数が6件、そして12月議会で報告のあった訴訟提起について、その後の和解に至るまでの経過報告、抵当権実行に係る経過報告について説明を受け協議を行いました。「滞納整理に関する取り組みが進む中で、債務者側も弁護士に相談し、消滅時効の援用を行う事例が出てきました。今後は法的な手続きを進める中で和解すべきもの、また不納欠損処分とするものなど、解決に向けて柔軟に取り組む必要がある。」との意見が出され、今後とも進捗状況、取り組みを監視、注視していくこととしました。なお、和解の件につきましては、本日専決処分の報告を受けることになっております。

2点目の市営住宅使用料の滞納整理の状況については、前回以降の進捗状況について説明を受け、協議を行いました。「過去の分については順番に片づけていくしかないが、新しい滞納の発生を防ぐことも重要であり、現年分の滞納についても連帯保証人への対応を含め、条例に従ってきちっと対応すべき。」との意見に、「訴訟や時効の中断等過去の清算に多くの時間を費やす状況であるが、今後は徐々に現年分も対応していく。」とのことであり、今後ともその進捗状況、取り組みを監視、注視していくことといたしました。

3点目の香美市中期財政計画につきましては、組織・機構の改革と関連して議題としておりましたが、正・副議長、議会運営委員会長の協議の結果、特別委員会の委員のみでなく議員全員で説明を受け研究を進めた方がよいということになり、この件につきましては当日午後に開催の議員協議会で説明を受けました。

4点目の定住人口の増加策については、まず都市再生検討委員会の委員でもあります中澤議長から2月9日に開催しました会議の報告を受け、意見交換を行いました。市街化調整区域内で農地として利用されていない土地の活用方法についての研究や、団地施策についての意見を交換し、この定住人口増加策については息の長い将来を見据えた事業となるので、今後とも機会をとらえて議題としていくことといたしました。

5点目の各種委員、受賞対象者に対する税等の収納状況の調査に関しては、前回の会議で「本人の承諾を得て調査すること。」としておりましたが「個人情報目的外利用に該当し、個人情報審査会の了解する例外的取り扱いの類型及び個別事項として調査する。」との報告を受けました。また、「民生委員・児童委員は地区からの推薦による任命方法である。」こと、「農業委員は法令に遵守した選任方法であることから調査は困難である。」との説明を受け協議を行いました。協議の結果、市が直接委嘱する委員についてはすべて収納状況を調査し滞納のない者に委嘱すること。市が功労等に対し表彰するときは、推薦を受けた場合でも被推薦者の収納状況を調査し滞納ない者を選ぶこと。民生委員及び農業委員等の各地区団体に推薦をお願いする委員については難しい面もあるので、今後の検討とすることを確認いたしました。

次回の会議については緊急の懸案事項がない限り4月に開催することとし、本定例会

中に日時と協議事項を決定することとしております。

なお、当委員会で協議しております内容は、香美市の重要課題でもあり、執行部と議会が一体となって取り組んでいることから、委員以外の議員の皆さんにも協議内容を傍聴していただき、共通の理解を図るべきであるということになりました。

そこで、次回の会議より委員以外の議員の皆さんにも会議の日程をお知らせしますので、できるだけ傍聴して下さるようお願いいたします。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第4、議案第1号、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定についてから、追加日程第1、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定についてまで、以上49件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第1号から議案第48号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、平成19年第1回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙中にもかかわらずご出席をいただきありがとうございます。また、日ごろは住民福祉の向上と市政発展のため、市内各地であらゆる課題に対して献身的な取り組みをいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

それでは議会開会に臨み、ここで諸般の報告と提案理由のご説明を申し上げます。お手元にお配りをさせていただいておりますのでご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

まず各課関連の行政報告から申し上げます。

新庁舎建設計画につきまして、昨年12月5日の第1回庁舎建設委員会から宗石会長のもとに新庁舎建設に向け協議に取り組んでいただいております。執行部内におきましても4月から新たに庁舎建設担当参事を総務課に置き、庁舎の建設を平成22年の完成に向けて体制を図りました。計画が具体的になり次第、順次体制の充実を図り、懸案事業となります庁舎の建設に取り組んでまいりたいと考えております。新庁舎建設の必要性につきましては、合併協議会及び第1回庁舎建設委員会におきましても共通認識として再確認し、今後取り組んでいくことが確認されております。この間、3回の委員会で現在の事務所機能の検証と現在地の市有地の利用状況、また計画規模の建設レイアウトなどを参考資料として提示するとともに、現在も分散しています庁舎をより分散し、中

心市街地と一体的に行政事務所を活用するという逆転の発想から見た案も委員から示されております。今後、いろんな角度から検証し、具体的な庁舎建設の位置の決定につなげていきたいと考えております。位置の決定に際しましては、旧3町村同数の委員により決定をするということが合併の協議事項となっており、香美市の将来像を加味した庁舎の建設位置のあり方について協議していきたいと考えています。その上で位置の決定委員会に提示できるものと考えております。

総務課からであります。地域審議会につきまして、合併によって行政区域が拡大され、市民の声が市の政策に反映されなくなるのではないかと不安を解消し、それぞれの地域の意向を市政に反映させることを目的に、法に基づいて合併前の町村の区域ごとに設置した市長の諮問機関である地域審議会は、平成18年9月26日の第1回3地域合同審議会を皮切りに、現在まで土佐山田地域審議会3回、香北地域審議会4回、物部地域審議会2回が開催をされました。第2回審議会でのそれぞれの報告事項は次の1から4のとおりであります。1番目としまして香美市の木・花・鳥選定委員会の結果報告。2、新市建設計画において調整するとした事務事業の調整結果。3、各課等からの報告事項。4、市町村合併補助金。議題としましては予算要望を含む市政への意見や、要望事項についてであり、第3回、第4回審議会については、主に庁舎建設委員会に関する件について多くの意見やご要望をいただいております。なお、この会議資料や会議録の概要につきましては、本庁では総務課合併管理係、香北支所、物部支所では事務管理課で閲覧できるように準備を進めています。

2番目の行政改革大綱につきましては、旧町村時代から取り組んできましたが、少子高齢化社会は中山間地域の社会・経済・環境等を著しく悪化させています。このような中、平成18年3月1日に合併という大きな行政改革を実施し、香美市が発足したところではありますが、逼迫する財政状況下では十分に市民のニーズにこたえていくことが難しい状況です。そこで、将来世代に責任が持てる行財政運営を図るため行政改革大綱を策定し、財源や資源を有効かつ最大限に活用するなど、減量化に終始することなく時代の要請にこたえられる体制を確立するための行政改革を推進していくこととしました。期間は平成21年度までの4年間とし、実施計画、集中改革プランであります。これに基づく可能な限り目標の数値化や市民にわかりやすい指標を用いたものとし、市民に公表し行政改革への取り組みを明らかにしていきます。この香美市行政改革大綱は本日議員の皆様方にお配りをさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に人事評価制度導入についてであります。社会経済状況の変化、住民ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展等により、地方自治体の果たすべき役割や機能が大きく変わろうとしています。結果として行政経営に貢献する職員を正当に評価し、それに報いるための評価制度、人事制度等の導入を進めていくことが必要となります。この人事評価制度の導入を図ることで、職員の意欲、能力の向上及び組織力の向上に資することができればと、既に策定をいたしております「香美市人材育成基本方針」と関連するこの制

度導入について、平成19年度当初予算案に計上いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

投票所の閉鎖時刻の繰り上げについて。昨年の10月議会でも提案をされました投票所の閉鎖時刻につきまして、選挙制度の改正や、より早い開票結果を求める住民ニーズ、経費削減などの理由、また香美市全体の投票時間の均衡を図るために行った経過を報告いたします。平成18年10月28日の行政懇談会において、土佐山田地区自治会長に対し投票所の閉鎖時刻についてのアンケートを実施することを伝えました。その後、平成18年11月27日付で土佐山田地区自治会長125名に対し、投票所の閉鎖時刻についてのアンケートを送付いたしました。アンケートの内容は、「貴投票所の閉鎖時刻は何時が適当であると思われるか、年末年始の自治会において協議していただきたい。」という内容で行い、約75%の94自治会より回答がありました。アンケートの結果は約8割の自治会より1時間から2時間の閉鎖時刻繰り上げが要望され、数回の選挙管理委員会において協議した結果、大規模投票所10投票所、今回は選挙人登録者数500人以上についてであります。午後7時まで繰り上げ、その他25投票所については午後6時まで繰り上げることに決定しました。この閉鎖時刻については、今年4月の高知県議会議員選挙より実施をいたします。このことにより香美市の81投票所すべてを繰り上げましたので、開票開始時間を従来の午後9時30分から午後8時に変更する予定であります。

企画課からであります。市勢要覧について。作成作業を進めておりました「香美市市勢要覧」及び付属の「統計資料編」が本年1月に完成をいたしました。「ココロカオルまち・香美市」を全体的なイメージとし、自然、暮らし、ふるさと、未来と4章に分けてそれぞれのところをテーマとしました。短期間での制作作業と限られたページに収めなければならないという制約から、市内の資源や姿などを十分集約し切れてはいませんが、市内の関係団体や市民の皆様方のご協力により、香美市を紹介するにふさわしい成果品ができたと思っております。また、統計資料編につきましては、市政関連のデータを取りまとめたものでありますが、今回は合併直後の資料であるということもあり、旧3町村の昭和の合併から香美市に至るまでの廃置分合の沿革と歩みを掲載しております。

次に、第1次香美市振興計画についてであります。市政運営の指針となるべき第1次香美市振興計画につきましては、これも策定を進めておりましたが、このほど取りまとめができましたので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき今議会に上程いたしました。本計画は、合併前に策定をされておりました香美市まちづくり計画をベースに、今日の自治体を取り巻く社会経済情勢を加味し、理念と将来像をより明確にし、庁内及び関係機関等とのヒアリングや調整を行った後、香美市振興計画審議会に諮問、議を経て答申をいただいたものであります。なお、自治法では議会にお諮りすることは基本構想ということになっておりますが、この構想の裏づけとしての基本計画についても参考

としてお示ししてありますので、その点お含みの上、ご審議についてはよろしくお願いをいたします。

農政課から工事関係におきましては、農地施設災害において豪雨による第3次査定を11月15日に10件受け、年度内完成に向けて進めてまいりましたが、不測の日時を要し、やむなくうち4件を繰越明許し、本議会に提案をいたしております。

商工観光課からは高知テクノパークについてであります。高知テクノパーク関連では3号区画に進出の株式会社ミロクの工場建設が2月から始まりました。7月に建築工事を完了し、11月から猟銃部品の生産開始を予定をいたしております。また新たに6号区画へ進出の県外企業ソナック株式会社は3月に高知工場の建設に着手し、7月完了、12月からカーボンナノチューブの生産・販売の操業開始を予定をいたしております。

日本鍾乳洞サミットの開催につきまして、第14回日本観光鍾乳洞協会総会、第20回日本鍾乳洞サミットが本年10月4日に本市で開催されることとなりました。日本観光鍾乳洞協会に所属する8鍾乳洞が開催するものです。実施内容は今後計画してまいりますが、成功できますようよろしくお願いを申し上げます。

さくらまつりにつきましては、3月下旬から4月上旬にかけて鏡野公園や八王子公園でさくらまつりを行います。ほかにも平山親水公園、龍河洞、奥物部湖の桜も見ごろとなります。

建設都計課からは秦山公園、子どもの広場につきまして、一昨年の11月5日に開園した「秦山公園・子どもの広場」は、昨年11月に1年を経過した時点で約15万人の入場があり、市内外の利用者に喜ばれています。また、昨年10月29日にふれあい広場がオープンしたので利用者数は今後ふえてくると予想されます。

環境課から「香美市地球温暖化対策実行計画」の策定につきまして、地球温暖化対策推進法による地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスCO₂の排出抑制をすするため、「香美市地球温暖化対策実行計画」が策定されました。この実行計画は平成19年度から平成23年度までの5年間実施され、平成17年度排出量1,955トンに対して3.7%の削減目標を設定をいたしております。なお、この実行計画及び実施状況は公表することにいたしております。

香美市一般廃棄物処理基本計画の策定について。廃棄物処理法による香美市におけるごみ処理について長期的、総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める「香美市一般廃棄物処理基本計画」が策定されました。この基本計画は平成18年度から平成27年度までの10年間の長期計画であり、5年ごとに見直しがされます。なお、この基本計画は公表することといたしております。

林政課から林業振興につきまして、民間企業と協力して森林を再生する「協働の森づくり」につきまして、3月中に香南市香我美町の株式会社ルネサステクノロジー高知事

業所と協定する予定となっております。協定森林は香北町にございます市有林及び郡有林約35ヘクタールの予定であります。

緑の募金につきまして、2月22日の支部総会におきまして、平成19年春の募金は市内全域を対象に家庭募金の依頼をする旨確認をされ、事務局が募金活動の経験のない土佐山田町の自治会代表者等を訪問し、趣旨等の説明を行い、取り組みをお願いをいたしておるところであります。

有害鳥獣被害につきましては、2月23日に対策協議会を開催し、平成19年度において行う年3回、4月、9月、3月でありましたが、予察駆除計画が承認をされました。また、近隣市町村と連携し、効果的な被害防止を図るため、県域をまたがる広域連携として徳島県那賀町と合意に達し、ゆずの被害防止対策の事業申請に向け取り組みを進めており、協議会の設置を予定をいたしております。

森林土木事業につきましては、べふ峡上流の林道大栃線3号箇所の災害復旧工事につきましては橋台が完成し、今後、高知中部森林管理所発注の治山工事との工程調整を図りながら護岸工に着手する予定です。別府中尾谷の治山工事につきましては、山腹工が8割完了。土留工、水路工等の治山施設を含めた治山事業すべての完了見込みは、現在のところ10月末の予定であります。

物部支所事務管理課から大栃郵便局の物部支所への移転についてであります。本計画につきましては、12月議会において移転・併設構想について報告させていただいたところではありますが、その後郵政公社四国支社と協議を行い、郵便局窓口業務、集配業務、休憩室、倉庫として支所1階業務管理課、林政課、印刷室、消毒室を、また車庫、駐車場として東側車庫、北駐車場の一部を使用させることで合意に至り、現在最終合意に向け郵政公社本社内で稟議中とのこととなります。今後の予定ですが、郵政公社本社の決定があり次第契約を締結するとともに、業務開始につきましては10月からの民営化に伴う決算が行わせるため、当初9月開始としていた予定が早まり、5月中旬から公社により改修工事に着手し、7月末ごろの業務開始の予定となります。これに伴い業務管理課、林政課は5月中旬より支所2階で業務を行う予定であります。

水道課からは節水のお礼でございますが、昨秋より続いた記録的な少雨による物部川流域の渇水に対し2月1日付広報の回覧で節水をお願いしたところでございますが、市民の皆様方の多大なご協力のおかげで1日当たり10%もの節水ができました。これにより上水道区域はもちろん簡易水道区域においても給水制限を行うことなく、この渇水を乗り切ることができました。市民の皆さんのご協力に対し深く御礼を申し上げますとともに、限りある水資源に対し今後とも節水のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

農業委員会から、合併特例法により1年間延長しておりました農業委員の任期が平成19年2月28日までとなっております。香美市農業委員会委員選挙の2月4日告示日に29名の立候補があり、全員当選をしました。各種団体推薦3名、今議会推薦予定者4名、合計36名です。任期は平成19年3月1日より平成22年2月28日までの3カ年で

あります。農業委員は農業者の代表として農地法に基づく農地の権利移動の許可等法令に基づく業務を厳正、的確に処理するとともに、担い手の確保、育成等地域の抱える諸問題に対し、農業者の期待と信頼にこたえるため積極的に取り組み、農業振興、活性化に努めております。

次に学校教育課から学校評価システム構築事業についてであります。学校評価システム構築事業につきましては、各学校の自己評価、外部評価委員による外部評価の後、学校評価運営委員会から各評価に対する意見をいただきました。平成19年度はさらに調査項目をふやし、再評価を行い、学校運営等に関する改善方策について検討を進めてまいります。

大宮小学校改築工事は、第1期工事完成に向けて工事が進んでおります。第1期工事につきましては3月26日に完成検査、28日から教室の一部使用を開始する予定であります。

栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業についてはさらに地場産物を活用し、地域に根差した学校給食を推進していきたいと考えております。

幼保支援課からは土曜日一日保育につきまして。香美市すこやか子育てプランでは美良布保育園のほかもう1園土曜日一日保育を実施することといたしておりますが、これを計画よりも早めて平成19年4月からさくら保育園で実施することといたしました。土曜日一日保育は各種要望の中でも特に要望が高く、急がれるサービスでありますことから、園長会等で協議を重ねた結果、早期に実施する運びとなりました。平成19年度土曜日一日保育への申し込みは、現時点で美良布保育園へ30人、さくら保育園へは41人となっております。

保護者ニーズの調査につきまして、すこやか子育てプランの実施とともに時代のニーズを把握していくために、昨年11月には保護者ニーズ調査を実施いたしました。これにつきましては、プランに基づき住民、保護者、保育士等で設置いたしました香美市保育園運営委員会でも見ていただき、内容について審議をいただいております。

保護者会連合会主催行政懇談会につきましては、さる2月22日に保護者会連合会主催による行政との懇談会も開催され、多くの意見、要望をいただき、また話し合いもさせていただきました。このように保育運営につきましては、今後とも住民の皆様とご意見を交わしながら進めていきたいと考えております。

生涯学習課から成人式につきまして、合併後初めての成人式が1月7日日曜日、高知工科大学で開催をされました。平成18年度の対象者は340人で、そのうち253人が出席し、出席率は74.4%となりました。当日は式典後アトラクションで市内在住の音楽家、島崎照代さんがシューベルトの「野ばら」や「アベ・マリア」など12曲を美しい歌声で披露し、新成人の門出を祝いました。

次に消防課から火災件数につきましては、平成19年1月1日から平成19年2月25日までの火災件数につきましては、1月に5件、2月に2件の火災が発生しました。

土佐山田町百石町の建物火災は4棟、約600平米近くを焼損し、損害額及び原因については調査中であります。その他火災の多くが枯れ草等の焼却からの火災です。また、3月1日、物部町井地山林道で発生した山林火災につきましては、消防署香北分署から37キロほど昇降した場所でありましたが、高知県消防防災航空隊、ヘリコプターですが、早期に要請し空中消火を実施、約6アールの焼損にとどまりました。原因はたき火であります。

救急及び救助出動件数につきましてはありますが、平成19年1月1日から平成19年2月25日までの救急及び救助出動件数につきましては、昨年度同時期とほぼ同じ出動件数で、救急出動件数は急病で170件、一般負傷42件、交通事故7件、その他37件となっております。また、救助出動件数は1月に2件、2月には出動がありませんでした。

平成19年春季火災予防運動実施であります、「消さないで あなたの心の 注意の日」ということを統一標語に掲げ、3月1日から3月7日までの7日間、全国的に火災予防運動を実施しております。香美市としましては火災予防運動期間中の防火宣伝及び土佐山田幼稚園児による太鼓の演奏を3月7日、本日午前10時より香美市消防本部で実施する予定であります。

以上で行政報告を終わらせていただきまして、続きまして平成19年度市長施政方針並びに提案理由説明を申し上げます。

昨年3月1日、香美市発足から早くも1年が経過をいたしました。この間、合併協議事項に基づく各種事業などを通じて、対話と信頼をテーマに地域の一体感の醸成に努めてまいったところでございます。まさしく刻々と変化する社会情勢の中でありましたが、幸いにして議員各位はもとより市民の皆様のご指導、ご協力によりまして香美市という新しいまちの形づくりにも少しは着手できたのではないかと考えるところでございます。

しかしながら、総面積538平方キロメートルという広大な面積と、その約87%を森林が占めている状況下での地域の環境は思っていた以上に相当厳しいものがあります。

今後も常に地域の皆さんの合併後の不安や期待の声に、十分こたえていることができているのかどうか検証しながら、行政運営をしていかなければならないと考えております。

さて、昨今の厳しい経済状況が続いている地方現状の中、国の経済は都市部を中心として景気回復がなされ、いざなぎ景気を抜き戦後最長の期間となり、さらに景気拡大が続く見通しとなっています。しかし、その足取りは緩やかで地方には景気回復の実感は乏しく、都市部と地方の格差は一層の広まりを見せていると言えます。

地方自治体の予算編成上の指針となる国の平成19年度地方財政計画においては、地方歳出の総額はほぼ同額となっています。歳入の内訳では地方交付税が4.4%の減、臨時財政対策債が9.5%減額されたのに対し、税源移譲や税制改正、景気回復を反映し、地方税の伸びは15.7%と大幅に見込まれていますが、都市部に比べ景気回復が

実感のできない地方にとっては、地方行政の財源の根幹をなす交付税や臨時財政対策債の削減の影響は大変大きく、厳しい環境下にあることには変わりはありません。

そうした国の地方に対する動向を見きわめながら、香美市は昨年12月に平成18年度から平成22年度を期間とする「香美市中期財政計画」を策定しました。この基本となすところは合併協議事項の実現であり、また同時に持続可能な行財政運営のための指針となるものであります。このようなことから本年度の市政運営の主要施策は「香美市中期財政計画」に沿ったものとなっております。

施策の柱としまして、1番目に合併協議事項の実現であります。これには防災対策の基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策、庁舎建設への取り組みとなっております。また2番目としまして住環境の整備、3番目として行財政改革への取り組み等に対して精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に平成19年度一般会計予算について、まず予算編成方針について申し上げます。国は地方財政において新たな地方分権への取り組み、税源移譲を含めた配分の見直し、国庫補助金負担金改革、新型交付税導入等の地方交付税改革を一体的に実施するとともに、再生型破綻法の整備等さらなる改革を推進をしております。

こうした状況のもと、歳入においては税制改正による増収分が見込まれるものの、国庫支出金の削減・廃止、地方交付税の総額抑制や臨時財政対策債の削減等により一般財源の確保が難しい状況にあります。

歳出については、既存の各種継続事業に対して十分配慮した上で中期財政計画における総枠の範囲内に抑制しつつ主要施策と位置づけています。防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化対策を含めた地域福祉施策の充実及び庁舎建設関連や住環境の整備など、限られた財源の中、積極的な予算編成を行いました。またその中で、特に新規事業として保育サービスの充実による子育て支援策として保育園建設事業、防災対策基盤整備では山田小学校耐震化事業、また庁舎建設事業等を計上いたしました。

次に、平成19年度一般会計予算規模について説明をいたします。

平成19年度の歳入歳出予算総額は147億1,382万1,000円で、前年度147億3,669万4,000円と比べまして2,287万3,000円、0.2%の減となっております。

歳入では市税が24億2,085万1,000円、前年度比11.3%増で、地方譲与税は所得譲与税の廃止による減収を見込み1億6,991万5,000円、51.1%の減となっております。

また、地方交付税は普通交付税で前年度実績及び合併算定替えによる影響額を、また特別交付税においては合併包括処置分を勘案し60億5,000万円と6.1%増となっております。

市債につきましては、交付税の振りかえ財源として臨時財政対策債が4億3,620万円となっており、合併振興基金造成のための合併特例債1億6,240万円等により、

総額で14億2,190万円、15.2%の増となっております。

歳入不足を補うため繰入金は財政調整基金繰入金が4億8,119万2,000円、前年度対比としまして43.3%減で、県の合併支援策としての新しいまちづくり基金繰入金が2億667万円となっております。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費、人件費・扶助費・公債費であります。72億2,877万2,000円、前年度比1%の増であります。

投資的経費、普通建設事業費・災害復旧事業費が19億6,622万8,000円で、16%の減であります。

その他の経費、55億1,882万1,000円となっております。この中には庁舎建設基金積立金4億1,102万1,000円と、合併振興基金積立金1億7,100万円が含まれております。

また、総予算に占める割合は、義務的経費が49.1%、投資的経費が13.4%、その他の経費が37.5%となっております。

以上、平成19年度一般会計予算の説明を終わりますが、審査のほどよろしくお願いをいたします。

なお詳細につきましては、提案説明書をご参照いただきたいと思います。

続きまして、今期定例会に提案をいたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第3号までは、それぞれ専決処分事項の報告であります。

議案第1号は、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定であります。

議案第2号は、先ほど説明をいたしました平成19年度一般会計予算であります。

議案第3号は、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。歳入・歳出それぞれ8,238万1,000円としました。前年度当初予算より155万4,000円の減額となっております。

議案第4号は、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算であります。歳入・歳出それぞれ3億9,318万5,000円といたしました。

議案第5号は、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ4億5,218万9,000円であります。今年度の事業予定は前年度から継続の北組西地区汚水面整備と、県道高知山田線建設計画に合わせて（土佐山田町）楠目地区の雨水・污水管の整備を行います。

議案第6号は、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ2億3,472万2,000円としました。

議案第7号は、平成19年度香美市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算総額は53億656万1,000円としました。

議案第8号は、平成19年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。歳入歳出予算総額は40億9,275万5,000円としました。

議案第9号は、平成19年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算であります。歳入歳出予算総額は27億419万1,000円としました。

議案第10号は、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）であります。歳入歳出の総額は1,239万2,000円としました。

議案第11号は、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算総額は2,932万1,000円となっております。農業集落排水事業基本設計及び詳細設計で土佐山田町逆川地区の整備計画設計を行います。

議案第12号は、平成19年度香美市水道事業会計予算であります。

議案第13号は、平成19年度香美市工業用水道事業会計予算であります。

以上、一般会計と9特別会計、2水道事業会計の純計は265億7,923万1,000円となります。

議案第14号は、平成19年度香美市一般会計補正予算であります。（後に「平成19年度」を「平成18年度」と訂正あり）今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額から4億4,483万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ151億4,709万円とするものであります。

歳入では、普通交付税の追加、生活保護費負担金の減額、公共土木災害復旧費負担金の減額等であり、歳出では職員人件費の減額、業務端末導入事業の追加等であります。

議案第15号から議案第22号までは、各特別会計等の平成18年度補正予算であります。

議案第23号は、香美市副市長の定数を定める条例の制定であります。地方自治法が改正され、助役にかえて副市長を1人置くことになるため、この条例を制定するものであります。

議案第24号から議案第43号までは、それぞれの条例の制定、また改正に伴うものであります。

議案第44号は、第1次香美市振興計画基本構想の策定であります。このたび第1次香美市振興計画策定審議会の答申を受け、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本設計を策定しましたので、本議会に提案するものであります。

議案第45号と議案第46号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

議案第47号は、市道の路線の認定についてであります。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。

以上、平成19年度香美市一般会計予算など報告事項3件、議案47件、同意案件1件の提案説明を終わります。

なお、本日追加議案としまして、「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について」を提案させていただきます。提案理由としては、次のとおりであります。

平成19年2月7日、昨年12月定例会で可決された議会議員報酬の条例改正について、この改正条例の廃止を求める署名簿証明の申請書が選挙管理委員会に提出され、基本的審査の後受理されました。簿冊数32冊、署名数1,826名、実質1,867名です。2月8日から署名審査を開始し、2月21日に審査終了をしました。7日間の縦覧期間を経て、2月28日に有効署名数1,721名、無効署名数146名、総数1,867名が確定し、3月1日に署名簿の返還をしました。本請求に必要な有権者の50分の1,501人を超えていることから、3月2日、私市長に対し「香美市特別職の職員で非常勤職員の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の廃止請求が行われました。これにより20日以内に市議会を招集することとなりますが、3月定例会期中でありますので、本日追加議案として私の意見書をつけて改正条例の廃止議案を提出をいたします。審議のほどよろしく願いをいたします。

議員各位におかれましては審査をいただき、適切なる決定を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、以上提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

訂正します。議案第14号を私が「平成19年度」と申し上げました。「平成18年度香美市一般会計補正予算」でありますので、訂正をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君）　　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第1号から報告第3号までの専決処分事項の報告とあわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成19年度事業計画及び資金計画並びに予算、同じく財団法人香美市開発公社の平成19年度事業計画及び収支予算について質疑を受けたいと思います。

それでは、市長の専決処分事項の報告及び香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の平成19年度事業計画及び収支予算等について質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君）　　11番、片岡です。

この報告第1号ですけれども、これグレーチングの跳ね上がりということでの補償ということですが、これはどうせ山間の道ですのでなかなか管理運営、管理の方が難しいと思いますけど、後々のその防止策ということではどういう形で取りつけを行っているのかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君）　　林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君）　　片岡議員のご質問にお答えします。

このグレーチングにつきましては、固定式ではなく、ボルト締めでもなく、落とし込みの分です。片側を車輪が、タイヤが踏んだときに跳ね上がった分です。事故後はもう横断溝の役目を果たしてないような状態でしたので、生コンでもう埋設しました。もう横断溝をやめました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長兼参事、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 若干補足させていただきます。

旧物部村の林道につきましては、古いものにつきましてはただいま説明したような箇所が数カ所ございます。こういう事故が今後起こる可能性がございますので、随時改良等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

1点お伺いします。報告第3号についてですが、内容等はわかりますけど、このようにときに保険等で対応できる仕組みはないのでしょうか。それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

香美市で掛けております損害賠償保険で対応させていただきました。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告第2号についてご質問しますが、これはなかなか。これ特別委員会では論議しちゅうかもしれんけど、一般の議員にはこれはわからないんじやが、これ担当の方、ちょっと説明してくれるかね。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） 少し、そしたらお時間をいただきまして、その特別委員会で説明させていただいたことにつきまして、説明させていただきます。

一応この件につきましては、借受人の方が平成7年に亡くなりましたので、それ以後につきましては連帯保証人の方が昨年4月まで返済を行ってございました。昨年5月16日になりまして、この連帯保証人の方から消滅時効の援用通知書というものが内容証明郵便で送られてきております。その内容を説明します。

「借受人は平成7年に亡くなりましたが、土佐山田町は借受人の相続人に対して時効中断の手続きをとっていないので、消滅時効が完成している。私はこの消滅時効を援用する。今後は連帯保証人の支払いを停止する。」というものでございました。このいわゆる主債務による弁済は、それぞれが承認しまして、これ民法第147条に載っておりますが、承認として主債務についての時効中断理由になりますが、連帯保証人による一部弁済は、主債務についての時効中断の効力を及ぼさないという主張でございます。

この件につきまして、こちら弁護士に相談しましたところ、弁護士によりましても見解が少しまちまちというか、違っている分もございまして、勝訴できる可能性は低いという結論に達しました。

しかし、このまま債務者の主張を容認することもできませんので、少なくとも平成8

年9月以降の分、いわゆる10年未満の分ですけれども、（それ）は時効が完成していないものと解しているもので、今後はその分について請求するということになっております。その後、平成18年9月1日に内容証明郵便で、これ12月に提訴した、いや12月に報告させていただいた件なんですけれども、それ以前に催告書を事前にお送りしております。それから約20日ほどたちました9月19日、連帯保証人からもう一度内容証明郵便より回答が届いております。

「連帯保証人として消滅時効が完成した部分」、いわゆる平成8年8月以前の分です。「につきまして、相当額を支払っております。消滅時効の遡及効により請求額と同額の不当利息も請求権を取得しており、それにより平成8年9月以降の分と相殺する。」という、これも内容証明郵便で回答が届いております。

その後、11月2日になりまして、7名の方ですけれども、この報告第2号に載っている7名の方につきまして、高知地方裁判所へ訴えを起こしております。この分につきましては、12月（議会）に報告させていただいたとおりでして、未払い金額、それから未払い利息、それから約定遅延損害金、合計464万1,832円請求しております。この時点で、もう既に平成8年8月以前の分については、一応消滅時効を認めるということで請求は放棄しております。平成18年12月7日に、12月議会の初日にこの提訴に係る専決処分の報告を報告させていただいております。

それから、今年の1月になりまして、一応1月12日に最初の口頭弁論がございまして、原告香美市につきましては訴状のとおり陳述しておりますし、被告は9月に出されましたいわゆる答弁書、消滅時効の援用と遡及効により相殺するという答弁書を陳述しております。

それから、約10日後なんですけれども、今年の1月23日になりまして、被告の代理人より2月8日に（和解をしたいので）、これ第2回の裁判の日ですけれども、「元利合計294万8,011円を一括入金するので、その他の請求、いわゆる遅延損害金を免除してもらいたい。」という和解案が提案されました。それにつきまして1月25日に和解案について協議をしまして、裁判を継続した場合、被告からのいわゆる上記答弁書の内容が認められますと、平成8年9月以降の債権、いわゆる10年未満の債権が不当利息返還請求権により相殺され、全く請求できなくなる可能性もありますので、和解することを決定をさせていただきました。2月8日ですが、高知地方裁判所で和解を行いまして、この書いてありますとおりの和解案で和解を行っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。

ここに7名の名前が出てるんですけどね、これは当然相続人という形だと思いますけど、この建物そのものは現在あるのか。それからこの相続人のだれかがここに入居してるのか、その点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） はい。お答えさせていただきます。

この7名の方につきましては、いわゆる相続人とそれから一部兼ねておりますが連帯保証人でございます。

それから、一応建物はいわゆる借受人の名義で抵当権を設定しております。土地は、建物だけにしかいわゆる貸し付けをしておりませんので、土地は抵当権を設定しておりませんが、土地、建物の所有者がちょっと違うということで、売却が困難ということで今回の訴訟になったものでございます。

1名確か住みゆう、ちょっと名前は確認しておりませんが、（この建物に）住んでおります。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

香美市土地開発公社について少しお尋ねしますが、事業計画及びその他の資料で（土佐山田町）秋ノ谷工業団地の簡水の引き込み工事等のことですがけれども、現実、秋ノ谷工業団地の今後の現状、常に聞かれてる部分もありますけど、簡水の工事をして予定を立てて、企業が来てくれることを望みつつやってるんですが、その現状と、その短期借入金で資金の方をやってるようですけど、そこら辺のところについての、どうしてかなとちょっと疑問が残るところがありますが、長期借入金のやり方じゃなくて、短期借入金でやってるということについての、あわせて説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 香美市土地開発公社の件についてお答えいたします。

まず（土佐山田町）秋ノ谷工業団地の現状ですけども、上下につきまして2区画ございますけれども、この下の区画については現在木材業者の方にお貸しをしてございます。上についてもお借りしたいというお話がございましたので、当面その売れる予定もございませんので、4月以降お貸しをするという、一応内定をしてございます。

それで予算についてですけども、（土佐山田町）秋ノ谷の簡易水道引き込みについて、なぜその短期の借入金をとというお尋ねですけども、1年未満でございますので、工事しただけにお支払いもできると、売れば処理ができますので、長期借入金を借りる必要もないということで短期のものにしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 香美市土地開発公社についてちょっと質問いたしますが、3ページ、3の事業計画書の中でナンバー5の（土佐山田町）楠目小拡張ということで事業費は8万4,000円の利息が56万円払ってるわけですが、（土佐山田町）新町

西町線も同じことですが、いわゆるこの公社の中の土地ですね、この楠目小学校も随分長い時期になるのですが、この土地を買って、これをおいちよくと金利がかなり、この出ておる分だけでも合計668万7,000円要っておるわけですので、公社でこれの用途について、土地については理事会でどのような協議をされておるのかちょっとお聞きしたいことと、これは載っておりませんが、以前からありました（土佐山田町）大法寺にも土地があったわけですが、この土地は、事業計画ですので、事業計画に載っておらないのでこれは上がっておらないと思いますが、そういった土地がまだあるわけです。そういった問題の金利がかなりかさんでくると思いますので、やはり理事会でそういったことを協議をされて、処分するならまた処分するというをとらなくちゃいかんと思いますが、その点について理事会でどういった協議をされておるのか、ちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。

香美市土地開発公社については、それぞれ公共目的がございまして先行取得をするということで土地を持っておるわけですがけれども、現実的には、これがなかなかそういう事業目的に使用されることもなく、いわゆるその塩漬けの土地になっておるといような状況もございまして、事務方といたしましては、それぞれ所管課に対して早く引き取ってほしいという要請も常々しておるところでもございますし、そういった状況につきましては、理事会等におきましてもそういった事務対応をしておるといのご説明は申し上げております。今、（土佐山田町）大法寺の件が出ましたけれども、これに出ないということについては、現在もうとらないというふうに私は認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告等に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第14号及び議案第16号は災害復旧工事等に係る補助事業等の標準工期を確保するため、それとあわせて事業の繰越明許をするための予算執行及び手続き等の都合により、また同意第1号は人事案件であるため、また議案第48号は地方自治法第74条第4項の規定により、同法第74条第1項に規定する直接請求の代表者に対し意見を述べる機会を与えなければならないため、本日他の案件と分離をし、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し本会議方式により審議採決をしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よってさよう決定をいたします。

これから日程第17、議案第14号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」を議題とします。

それでは協議に入る前に休憩を（午前10時）45分までいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから日程第17、議案第14号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第14号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」を説明いたします。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成18年度香美市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億4,483万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,709万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成19年3月7日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、市町村合併推進体制整備事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表の歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補正予算事項別明細書及び、款・項・目・節内訳、議案14-3ページから議案14-9ページ、それから議案14-13ページから議案14-73ページまでにつきましては、議案14-74ページの提案理由書を朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成18年度香美市一般会計補正予算（第6号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額から4億4,483万9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれ151億4,709万円としました。

概要は、歳入では普通交付税の追加、生活保護費負担金の減額、公共土木施設災害復旧費負担金の減額、市町村合併推進体制整備費補助金の追加、財調整基金繰入金の減額、ふるさとづくり基金繰入金の減額、公営住宅建設事業債及び公共土木施設災害復旧事業債の減額等が主なもので、歳出では職員人件費の減額、業務端末導入事業の追加、医療

扶助の減額、香南清掃組合負担金の減額、香美市企業立地促進条例奨励金の減額、大宮小改築工事の減額、給食センター施設整備事業の追加、公共土木施設災害復旧費の減額、財政調整基金費の追加等が主なものとなっております。

款別の詳細につきましては、議案14-74ページから議案14-76ページに記載しておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、議案14-10ページから議案14-12ページの「第2表 繰越明許費補正」につきまして説明をいたします。今回は、災害復旧工事と合併推進体制整備費補助金の影響によりまして、大型の明許の補正となりました。個々の事業名については省略させていただきますけれども、この表のとおりでございますので、補正後明許費は9億8,467万8,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

生活保護費関連について少しお尋ねします。ページ数は議案14-20ページの民生費国庫負担金の減額の部分と、それと生活保護適正実施推進事業費負担金、医療扶助の抑制のための負担金というふうに以前説明を受けたと思いますが、それとその21ページの下に民生費国庫補助金ということで、生活保護実施推進事業費負担金が補助金という格好で、今度は増額になっております。あわせまして23ページに民生費県負担金の生活保護費負担金が増額、1,860万7,000円というふうになってます。まずこの点で当初予算を組むときに見込みが、国・県の負担分を含めて見込みが違っていたのか、また途中で制度等が変わってそのようになったのか。国が減って、県が増加しているという部分と。それから、これは歳出の方では医療扶助の方の部分が大幅減額というふうになってますが、この生活保護適正実施推進事業費負担金及び補助金を使った成果が医療扶助の抑制につながっているのかということ。

それと議案14-34ページの雑入に生活保護費返還金というのが165万円組まれておりますけれども、これは件数と不正受給等の中身があったのか。その生活保護費関連について一連をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 生活保護関連についてお答えいたします。

民生費国庫負担金が減額になっておるわけでございますけれども、これはご指摘がありましたように医療扶助が減額に、歳出の方でなっております、それに相当する国庫負担を減額をしております。

次に生活保護適正化実施推進事業費負担金が減額になっておりますが、これは補助金

の方の組みかえをさせていただいております。この適正化事業というのは国からくる100%の補助金でして、これによりまして現在レセプト点検の職員を雇用しております。この雇用しております職員の状況で見えますと、12月までの中で医療費で不適切な請求、不適切な利用とか、あるいは病院で間違っただけで請求しているもの、こういうものを見つけておるわけですが、これが大体1,000万円から1,200万円ぐらい見つけて、市の方に返還をさせております。そうした点で大変、100%の補助をいただいております、成果が上がっております、そうしたことも反映して医療扶助を減額をしております。

次に、議案14-23ページの方で生活保護費の県負担金が増額で載せられておるがということですが、これは生活保護法第73条がございまして、この第73条に該当する場合には県から、県の負担金をいただくということになります。と申しますのは、長期に入院されておられて、居宅を明け払ってもう帰る場所がないと、こういうふうになりますと、その部分につきましては市で負担をしておりますも県の方に負担をしていただかないかと。こういう調査をずっといたしまして、調査した結果、これだけの金額があるということがわかりましたので、県の方に請求をいたしておるところでございます。

次に、議案14-34ページの方の生活保護費返還金ですが、これは生活保護法の第63条に該当する内容であります。第63条というのは、生活保護を受けておられる方が収入を得たというような場合があります。そういう収入を、こちらは把握しなきゃいけないわけですが、故意に隠しておったりとか、いろいろある場合もありますけれども、たまたま年金がおりたとかいうふうなこともあったりなんかします。そうしたものも調査をかけまして、そうしたものが現在38件見つっております。そうした金額を生活保護者から返還をしていただくというふうな内容のもの、これを計上させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

すいません、議案14-18ページですが、13（款）使用料及び手数料の中の6（目）道路使用料、2（節）の公園使用料、それから7（目）の教育使用料の中の社会体育施設使用料、これどこか、ちょっと内訳を教えてください。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 山崎議員の土木使用料につきましてお答えを申し上げます。

この道路使用料でございますが、電柱等の占用料になります。これは香美市内全般になります。

それから公園使用料につきましては、自動販売機の管理委託料、あるいは電柱、土管

の占用料ということで、全部一括して計上させていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは教育使用料のうち社会体育施設使用料についてですけれども、これは市内の社会体育施設全般について言えることで、重立ったものにつきましては土佐山田スタジアム、それから市民グラウンド、それから武道館、それから香北体育センター、それから香北のグラウンド等々約20施設の分でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番、黒岩です。

歳入、議案14-21ページの国庫支出金、総務費国庫補助金、市町村合併推進体制整備費補助金は一般財源としての補助金であるかということと、ページ数で議案14-34ページになると思いますが、雑入に土佐山田観光開発株式会社再生債権弁済金というのが入っておりますが、これはもうこれですべて全額か、この2点お伺いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

議案14-21ページの市町村合併推進体制整備費補助金でございますが、これは10年間で香美市でいえば3億円ということで、年にれば3,000万円ということで、現実的に事業をやってその実績に基づいて補助金をいただけるということでございます。100%補助でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 私の方から議案14-24ページの土佐山田観光開発株式会社再生債権弁済金についてお答えをいたします。

だんだんと今日までの議会の中でも説明させていただきましたが、このほど確定をいたしまして、新たに再生計画案が承認されました。その結果におきまして本市に覚書による債権額が、1億4,535万4,554円という債権の残額がございます。そのうちの1.5%が今回の弁済額ということで決定されまして、4月ごろにその金額が入金されるということになっております。その全体額としまして218万31円、ですべてが完了することになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸真弓君。

○4番（大岸真弓君） さっきの議案14-21ページの市町村合併推進体制整備補助金で、実績に基づいてということでしたが、この事業は、事務事業の一元化とかいうふうなところに使われるようなものでしょうか。例えば提案理由の説明のところ、

業務端末導入事業とか住民記録連携システム導入費とかありますが、こういうものですか。ほかにどんなのがこの額、歳出の方で出ておりますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） お答えいたします。

これは基本的に市町村建設計画、要は合併時のまちづくり計画に基づいて、この施策の中に含まれちゅう事業を対象にするということになっております。そういうことで、本来であれば計画的に3,000万円ずつ10年間での予定ではございましたが、国の方が、実はほかの地方自治体の方からかなり要請があつて、事業をふくらませてほしいという要望に基づきまして、国が平成18年度の補正予算で枠を組みましたので、全体の60%から70%の事業費について、急遽平成18年度で予算化を計画をしていただきたいということの要請がありまして、平成18年度1億8,000万円という事業を計画しております。その中で、4,843万3,000円が平成18年度で、現年で事業実施をいたします。残りの1億3,156万7,000円につきましては、繰越明許の手続きをとるという形になっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その明許の関係でもう1点お尋ねしたいですけれども、さっきのご説明でわかりました。それで市長の方からも提案のところでご説明がありましたが、その災害関係で約10件の工事が明許になっておるということでしたが、明許がとも多いのが目についたんですが、そのほかのものの明許になった重立った理由というのがありますか？ほかの明許になっておるもの、さっき言いました2件、合併関連と災害関連以外での事業ですが、明許になってる。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） お答えいたします。

基本的には合併の整備事業の絡みで、急遽国の方から12月で国の補正予算に計上された関係で、それに対応して今回補助金を追加で補正したということで、標準工期が取れないとかいうことで、受け入れはしたんですけれども実施ができないわけですから、その関係で先ほど総務課長が説明しましたように、総額1億8,000万円のその関係の明許が発生したということと、それとあとはここに、議案14-10ページから11ページ、12ページに書いてありますように災害関係でございまして、災害、ほとんどが災害、それから及び工事であります。災害とか工事が非常に多かった関係で、なかなか設計をくるとか前段の準備も十分な時間が取れなくて、標準工期が取れなかったということで明許にせざるを得ない。それとまた今年は災害も多かった関係で、指名をしましても、なかなか不落になるケースも今年になってから非常に多くございまして、なかなかそういう関係も影響しております。こういうような状況でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） はい。これで歳入の質疑を終わります。

次に歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

議案14-40ページをお願いします。賦課徴収費、2目の中ですが、8節の報償費マイナス260万円。前納報奨金等で市民、前納がなかなか大変になってきたという現実も見えてくるところですが、当初では2,200万円ぐらいの前納報償金等を予算立てしてたと思いますけども、10%強の方が当初の予定よりは前納という形からは漏れたということですが、今後、そこら辺で前納報償金を推進していくために何か手だて等は持てないのか、なかなかそら難しいろうけど。

それとあわせて、18（節）の備品購入費で納税及び納付指導等推進事業というがで、備品を買うということですが、何か電子申告のための何か機器なのか、そこら辺についてお答えをお願いします。国・県の支出金でそのまま買うような、国の支出金、特定財源ですわね。入った分でそのまま備品購入に充ててるという認識でいいのか、それもあわせて。何か買うという予定なんですかね。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の報償費、前納報償金等の件についてお答えをいたします。

現在、税の方は税制改正等いろいろな問題がございます。すべてについて検討材料の中に入れておきまして、報償金等についても現在いろいろな角度で検討しておりますので、ちょっとその推移については、現在ちょっとどういうふうにするとかいうことはお答えができませんけれども、報償金等については現在検討中でございます。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 私の方から18節の備品購入費のことにつきましてお答えさせていただきます。

これは収納管理課で使用します納税指導車、現在3台配車されておりますが、1台が経年化しております、その買いかえと、1台新車を買うと。これにつきましては、先ほど歳入の説明させていただきました合併の補助金を使わせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案14-54ページの土木総務費の中の委託料ということで、この道路台帳作成委託ということが出てるんですが、これは合併した関係で全市的な道路とかそういう形のものなのか。それから、これは何年かに一度はこういうものをつくって新しいのを更新していくような形なのか、その点をお願いします。

それからもう1点、議案14-60ページの消防費の中で、この非常用備蓄食糧ということになってるんですが、これは何人ほどの分をそういう備蓄をして、その何年に一度はその品物を変えにゃいかんとかいうことはあると思うんですけど、この古いものについてはどういような処分をなされておるのか。

それからその下の自主防災組織活動支援事業の減額ですけども、旧土佐山田町では自主防災組織の支援事業ということで、逐一進んでいるという話を聞いてきたんですけど、全体的にはどういような形になっているのか。こういう減額ということは思うように進んでないのかどうか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員の道路台帳の件につきまして、お答えを申し上げます。

現在道路台帳は、旧3町村の持ち寄りをもって台帳としておりますけれども、これを香美市としての統一化をするということで、今回合併特例債の事業として上げさせていただいております。道路台帳につきましては、毎年補正をしていくべきものでありますけれども、それをしますと量が少ない関係で単価が上がってまいりますので、何年かに一度にまとめてするというような状況で現在までは詰めてきておりました。今回、平成18年度の予算で補正をさせていただきます、平成19年度に繰り越して事業を実施するというので、香美市としての道路台帳が新たに整備をされるということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えいたします。

まず消防費の自主防災組織活動支援事業の751万5,000円の減額でございますが、平成18年度におきましては見込み額が50組織ぐらいに補助する予定でありましたけれども、現在見込みがもう32組織の948万5,000円で見込んでおります。それでは、この補助事業にいたしましても自主防災組織設立されましても、資器材の整備が整わないところには（補助金が）おりんわけございまして、この事業がおくれちゅうとかいうことが原因ではありません。

それから非常食ですが、食品とかによりまして賞味期限を大体10年ぐらいい見込んでおりまして、これは土佐山田町には多少、すべてが整っておりませんが、土佐山田町にはある程度の備食はありますけれども、香北町、物部町に現在ありませんので、香北町、物部町の避難所へこの非常食を置くというようなことで、これも合併事業に絡んでのあれです。

それから賞味期限が切れた場合とか、近いがはどうしゅうかということですけど、自主防災訓練で多少使うてもろうたりしておりますけれども、まだ購入しちゅうがで切れちゅうがはありますので、切れかかちゅう見本をもろうたがはそういう形で使わ

させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。20番、大石です。

お尋ねします。議案14-46ページです。中ほどちょっと下ですが、15節、工事請負費の中の保育園空調設備整備事業につきまして、希望のあった、どこどこでしょうか、まず。そして希望のあったところを、ほぼもうこれで今回ですべて入れられるでしょうか。心配しておりましたことは、保育園の調理室等でO157の問題とか、細菌性のこと等あると思いますので、早く入れてほしいというような希望もあったと思います。要望もあったと思います。この点についてお伺いします。

それから次に議案14-62ページの18節、備品購入費（自動体外式除細動器購入事業）です。これはちょっと聞きなれないものですから、どういう事業でしょうか、お尋ねします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

議案14-46ページの保育園費、15節の保育園空調設備整備事業のご質問でございますが、取り付ける予定のところは（土佐山田町）片地保育園、それから新改保育園、それから（香北町）双葉保育園、（土佐山田町）じんざん保育園、いずれも乳児室、調理室を対象にあります。最近温暖化になりまして、衛生上ぜひつけたいと思っております、なかなか予算上苦しいところがあってできなかったんですが、合併特例債の方で対処、すいません、合併特例債やない、補助金、失礼いたしました、の方で実施できることとなりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 学校管理費の中で、備品購入費、自動体外式除細動器購入事業ということで備品載せておりますけど、心臓停止の場合、心臓を蘇生する器具であります。今公共施設に盛んに導入されております。これも小学校7校、7台分を置く予定なんですけど、これも合併補助金の中で対応してといくということです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） この小学校の7台分ですが、これを入れて使われないことに越したことはないんですけど、今までというか、この状況ですね、そういうことはどのようにとらえられてるのでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） すいません、現在のところこれを使うたようなこと

はないですけど、いろんな業者の方が来て学校内でこれを使う、いろいろ啓蒙とかそういうことはしておるようなことは聞いております。

○議長（中澤愛水君） 1 番、山岡義一君。

○1 番（山岡義一君） 1 番、山岡。

議案 1 4 - 6 4 ページの中央公民館でございますが、これ公民館の入り口に元（旧土佐山田町）町長町 市郎先生の碑があるようですが、この碑が随分とこう黒ずんできているように思いますが、これは公民館の管理の範疇ですか。

それから議案 1 4 - 6 9 ページの体育施設費の件でございますが、1 5（節）工事請負費、宝町グラウンド排水工事でございますが、これは宝町グラウンドの西の北の入り口のグラウンド側の排水が隣の田んぼへ入ってきてるということで、（土佐山田町）宝町地区の方から改修要求が出ておりますが、その件でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、まず議案 1 4 - 6 4 ページの公民館費のうちの、すいません、公民館の部分で町 市郎先生の碑の管理はどこかということでございますが、公民館の敷地内に建っておりますので、公民館の管理だというふうに考えております。

それと議案 1 4 - 6 9 ページの体育施設費のうち、工事請負費の宝町グラウンド排水改修工事の件でございますが、ご指摘のとおり東側の雨水対策と、それと西側の手洗い場の排水対策とこの両方を含んだものでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 1 番、山岡義一君。

○1 番（山岡義一君） 中央公民館の町 市郎先生の碑でございますが、大分黒ずんできてるようですが、あれはもうああいうもんですか。

それと宝町グラウンド排水改修工事でございますが、時期はもうすぐにやりますか。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） 碑につきましては、やはり外に設置をしている関係で、そういった風化をしておるといふふうに思っておりますが、なお休館日等で清掃にも力を入れていきたいというふうに思っております。

それと工事の件でございますが、補正予算成立後には直ちに着手をする考えでございます。

○議長（中澤愛水君） 1 5 番、依光美代子君。

○1 5 番（依光美代子君） 1 1 番、依光です。

議案 1 4 - 4 6 ページの民生費の保育園費の中の 1 5（節）工事請負費の新改保育園改修工事、どんな改修をされるのでしょうか。

そしてその下へいきまして、放課後児童対策費の学童クラブ運営委託料が減額になってますが、その理由を聞かせていただきたいです。

そして先ほど大石議員からも出てましたけど、自動体外式除細動器の購入、小学校は7校ですけど、その下に中学校がありますけど、中学校もそしたら全校へ入るという予定でしょうか。

それと最後に議案14-69ページの学校給食費の中の18（節）備品購入費の給食センター設備整備事業、これはどういった事業をするのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

議案14-46ページの保育園費の15節の新改保育園改修工事ですが、外壁のタイルがはく離しかけてる場所が1つはございます。それから外壁全面にクラック等も入っております、（子育て支援）プランでまだ使用いたします保育園でありますので、外壁全面を改修、改修といいますか、補修、それから塗装等をいたす予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） まず議案14-46ページの放課後児童対策費の委託料ですけれども、153万円の減額ということですけど、これは補助単価の減もありますけれども、ランクによって委託料が決まっておりますが、予定してた人数、児童数以下の、ふたを開けてみましたら4月以降人数が少なかったということがありまして、減になった児童クラブがあります。

それとAEDですけど、あれは中学校には全部設置されるように、これです。

それと議案14-69ページの学校給食費の備品購入の件でしたと思いますけれども、これは給食センターは昭和56年設置、旧土佐山田町ですけど、かなり中の施設等も古くなっておりまして、連続式の炊飯器、それと自動食器洗浄機を購入したいということです。これも合併補助金の中で対応していくようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。

議案14-51ページで3目、農業振興費の節が19節、負担金、補助金及び交付金の中で中山間地域等直接支払交付金、128万5,000円減額になってますが、ちょっと教えていただきたいのは、100%交付の場合と80%交付の場合とがありますね。それなのか。あるいは途中でその集落協定がやまったというか、廃止になったということが原因なのか、そのあたりをちょっとお聞かせを願えたらと思いますが。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 門脇議員のご質問にお答えをいたします。

1つには今まで土佐山田町地域におきましては特認地域、今香美市合併に基づきまして過疎法が香美市全体へ適用になっております。今まで一定補助率の満額じゃなくて、

1 ランク違う部分がその過疎法適用によりまして充当できるということで、補助金の方が大きくなって、一財部分が減ったということの減額でございます。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保です。

急傾斜地の件についてお伺い、議案14-56ページ、この県土木事業負担金ですが、確かに香北町五百蔵というところで（工事を）やっておると思います。これ県工事ですけども関係者負担が1%要るかと思えます。それでどれくらい関係者から今集まっておるのか、1%かどうか、そこな辺。

それと先ほど片岡さんが言いました自主防災組織活動支援事業ですね、（自主防災組織は）32組織と言いました、確かに言いましたけれども、香北町では実際こういう組織があるのかどうか、そこの辺。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） お答えいたします。

香北町、物部町を含めまして平成18年度より説明会は行ってはおりますけれども、ほぼできるところは何か所かありますけれども、まだ正式に申請はありませんけれども、口頭ではもうすぐ設立できるというようなことを聞いております。ほんで現在は香北町、物部町は組織としてはゼロですけども、今後ふえていくというようなことでいております。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） 久保議員の急傾斜地の県工事補助金についてお答えを申し上げます。

旧土佐山田町では急傾斜地の地元負担というのがは取っておりませんでした。そんな関係もございまして、現在（香北町）五百蔵地区でやっております急傾斜地についても、個人負担はないものと承知をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案14-62ページの学校建設費の中で、15節、この大宮小学校のことについては説明書でも書いてないんですけど、これ中身はこれ2億円ほどですが、何かこう違うことがあったのか。

それからその下の備品購入費の方も減額になってるのは、その内訳をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田隆君。

○学校教育課長（和田隆君） お答えします。

主なものは入札減によるものになってきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず1点目に議案14-45ページの4目の老人福祉費の扶助費の減額についてお尋ねしますが、住宅改造支援事業で、県が3分の1、市が3分の1、本人が3分の1ということで100万円を上限という認識をしてるんですけども、当初予算に比べて余り使われてないような、200万円ほどですかね、そんな感覚であります。生活が大変な中でお金をなかなか、本人負担が出しづらいという点でそれとリンクさせる形か、介護保険で20万円という制度が、たしか住宅改造にあったと思いますけど、そこら辺の状況は現実どうなのか、それをお尋ねします。

2点目に議案14-53ページの2目の商工業振興費のこの（19節）負担金、補助金及び交付金、香美市企業立地促進条例奨励金、操業から雇用から排水処理施設の部分で見込まれてたのが全然、本年度は使われなかったということになるかと思えますけれども、現実問題その条例ですかね。あれを見てみますと、開始年度の翌年度からこの奨励金の対象となるということで、新年度予算には3,200万円ほどたしか組んでたというふうに思うんですけど、そういうことを考えるときに、平成18年度でありがたいことにあちこちから企業が入ってきてるんですけど、組むのがふさわしかったかなと、この奨励金はね。3,660万円を組むのがふさわしかったのかなという、予算を組んだ時点で、そこら辺はどうなのかということについての見解をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 住宅改造支援事業の件についてお答えをいたします。

住宅改造につきましては、介護保険制度の20万円をまずベースに使っていただいて、その上で不足する場合に県の事業がございまして、今言いましたように100万円を限度として住宅改造が行われています。住宅改造につきましては高齢者と障害者と、こういうふうに2つありますけれども、ここ数年前から県の方も財政が大変厳しくなりまして、事前に予約をしておいてほしいということで、年の初めにこの場合は香美市ですと、平成18年度は10件予定をしておるからということで、お願いをして枠をとっていただいたわけですが、例年この旧3町村ではこの程度の件数はやってきていたわけですが、平成18年度につきましては3件で現在終わっておるという状況でございます。特にその原因については承知はしてないところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎議員の商工業振興費の香美市企業立地促進条例奨励金の減額についてでございますが、おっしゃるとおり平成18年度には該当がありませんで、平成19年度となりますので減額をいたしました。予算化することについては、主に排水施設の処理・整備の奨励金でございまして、平成18年度に建設が完了しますと該当することになっております。現時点では3企業が建設中でございますので、

平成18年度中に完成していれば該当することになります。ただ、企業の希望もございまして翌年度に落ちている状況で、当初からこれを組んでいないというわけにはまいりませんので、なるべく早期に企業誘致を進めていく上で、当初予算で組まさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

その商工費、議案14-53ページですけれど、商工総務費のその土佐打刃物後継者育成技術指導助成事業補助金という補助金の方ですけども、当初90万円予定してたかと思いますが、10万円使ったということになるかと思いますが、これ大体今までもそういう感じなんでしょうか。またどういうふうな形で使われているんでしょうか。教えてください。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

土佐打刃物後継者育成技術者指導助成補助金でございますが、10万円というのは、もし、これを補正を計上したときは2月でございますので、もし3月分が該当するならばということで10万円残しておりますので、実際には該当者がいませんでしたので、交付しておりません。新しく新規に後継者として土佐打刃物をやりたいという希望者がいる場合に、月10万円、1年間補助をするものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようでありますので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから、議案第14号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 議案第16号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」の説明をいたします。

平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,938万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成19年3月7日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、事業費等に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

議案16-16、最後のページになりますが、提案説明書、その中で一番下、2行目になります。1項、簡易水道費、不用額調整のため2,337万円減額いたします。これにつきましては、15節、工事請負費の入札残が主なものであります。

次に、1項、簡易水道費、水道施設緊急故障等自動通報システム構築事業のため1,000万円増額しました。この事業につきましては歳入の5款、国庫支出金充当でありまして、その充当率は100%であります。

次に水道施設等の先ほどの緊急通報システムの詳細についてご説明いたします。

現在、簡易水道会計として管理をしております施設は香美市内に25施設、うち簡易水道が15カ所、飲料水供給施設10カ所となっております。そのうちの16施設、簡易水道7施設、飲料水供給施設9施設につきましては、テレメーター等による通報のシステムが全くなく、現在支所及び本庁の職員において巡回による管理を行っておる状況であります。しかしながら、緊急時に際しましては全く通報システムがないため、復旧が間に合わないというふうなことがしばしば起こっております。このため、水道施設緊急故障等自動通報システム、いわゆるコルソスと呼ばれるものでございますが、いわゆる電話回線を使用いたしまして、いわゆる本庁及び支所の電話、そこが出ない場合は水道課の職員の携帯電話に自動的に通報していくと。いわゆるコルソス、「コールSOS」という分の略でございますが、そのような形での自動通報システムを早急に構築を行いまして、いわゆる取水の異常とか塩素消毒、塩素滅菌の停止であるとか、そういうふうな異常時におきまして早期の把握を行い、その復旧に努めたいというふうな形での事業であります。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第16号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第51、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 同意第1号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田1514番地2

氏 名 石 川 祐 一

生年月日 昭和26年11月17日

平成19年3月7日提出。香美市長、門脇槇夫。

提案理由、教育委員会の委員、石川祐一氏の任期が平成19年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

別紙に経歴等添付をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議はございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これから、同意第1号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

お諮りをします。ただいま追加日程第1で議題となっております、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定についての件については、地方自治法第74条第4項の規定により、同法第74条第1項に規定する条例の改廃請求代表者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。よって、3月16日午前9時に本会議において条例の改廃請求代表者に意見を述べる機会を与えたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は3月13日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

お疲れでございました。

（午前11時49分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 9 年 3 月 1 3 日 火曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月13日火曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	建設都計課長	中 井 潤
助 役	石 川 晴 雄	下水道課長	久 保 和 昭
収 入 役	明 石 猛	環境課長	阿 部 政 敏
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財 政 課 長	前 田 哲 雄	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支 所 長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農 政 課 長	宮 地 和 彦	事 務 管 理 課 長	几 内 一 秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松尾禎之

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成19年3月13日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 10番 山崎晃子君
- ② 5番 織田秀幸君
- ③ 15番 依光美代子君
- ④ 20番 大石綏子君
- ⑤ 7番 千頭洋一君
- ⑥ 1番 山岡義一君
- ⑦ 23番 坂本節君
- ⑧ 11番 片岡守春君
- ⑨ 12番 久保信彦君
- ⑩ 2番 矢野公昭君
- ⑪ 6番 比与森光俊君
- ⑫ 9番 門脇二三夫君
- ⑬ 3番 山崎龍太郎君
- ⑭ 14番 島岡信彦君

⑮ 4 番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

7 番、千頭洋一君、8 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） おはようございます。10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いをまっすぐ届けられるように丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに地域担当職員制度についてお伺いいたします。

地域担当職員制度は、旧物部村において合併前に創設された制度です。当時の村民の多くは、合併をすれば山間地域の物部村は取り残されてしまうのではないかという大きな不安を抱えていました。そのような村民の不安の声を重く受けとめた当時の村長が、職員が定期的に地域に足を運び、地域の実情を実際に職員の目で見て、村民と対話を重ね、地域の方々が抱えている悩みや願いを共有することで、職員と村民の信頼関係はより一層大きくなるのではないかと。またそうした地道な活動をすることで、村民が抱えている不安を少しでも和らげることができるのではないかと。この思いから創設した制度です。そしてこの制度は、香美市となった現在でも物部支所に引き継がれています。この地域担当職員制度については、昨年3月議会と5月議会でも制度を香美市全域に拡大、充実させるよう求める質問や、地域住民との連携をさらに深め充実させていくために、住民自治組織を立ち上げ地域担当職員制度と連携させる提案などが行われています。先日、そのときの議事録を見ました。市長、物部支所長、企画課長がそれぞれの立場でそれぞれの思いを答弁しています。企画課長は、「職員一人一人の意識と努力に負うところが大きく、香美市全体としての取り組みにするための条件づくり、環境づくりが必要である。」と、課題があるとしながらも、「すぐれた制度は活用しなければならない。庁内全体での検討が必要である。」と述べています。また、地域力を育てることの重要性については、「地域自治を高めることが結果的に香美市の自治を高めることにつながる。」と述べています。物部支所長は、物部村当時の取り組みに関して、「訪問等で得た事項は、新部署でも業務に必ず役立つ。」とした上で、「支所職員だけでは十分な体制ではないが、円滑な行政運営からも制度の継続は重要であり、今後も庁内で検討していく。」と述べています。そして市長は、「職員が地域に足を運び、地域の実態、実情を事前に把握していることにより、日常の業務の円滑な運営や災害時の即応体制が図れるなど、行政として大変重要な部分に当たる。」として、「山間地域の道路事情や地域の生活環境の変化などを行政が共有することは、特に高齢者の方々にとって安堵感

が得られるのではないか。この制度の経過と実績を早期に検証し、今後の対応と山間地域で安心して暮らせる地域づくりに役立てる努力をしなければならない。」と述べています。

また、住民自治組織の立ち上げにつきましては、「自主防災組織の30組織ぐらいの設立を目指している。自主防災組織の意義は、地域の共同意識が高まることであり、地域づくりへの反映、連動につながる。地域担当職員制度と連携を図っていくことも重要である。」と述べておられます。私は、昨年3月、5月議会の市長、物部支所長、企画課長の答弁から、地域担当職員制度は山間地域の安全・安心のために重要な制度であると認識され、庁内で検討し、継続、充実に向けて鋭意努力していただいているものと思っています。そこで質問に移ります。

まず、地域担当職員制度の現状についてお尋ねいたします。山間地域の安全・安心な暮らしのためには、地域担当職員制度は必要であるとの判断から、この制度は合併後も物部町で引き継いでいます。そして1年が経過しました。しかし、この1年間でどれほどの活動ができたのか、その動きが具体的に見えてきません。住民からは「合併してからは職員も忙しいのかしらんが、ひとつも寄りつかんようになった。」という声も聞いています。先ほども申し上げましたように、昨年の議会では山間地域が置かれた実情をよく理解された答弁でしたが、あのときの答弁に込められた思いと、現状には少しずつが生じているのではないかと感じています。昨年市長、物部支所長、企画課長が答弁された思いと、現在の思いに変化が生じているのかということと、現在の取り組みはどのような状況になっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、地域担当職員制度の今後についてお尋ねいたします。市長は、「この厳しい時代をしのぐためには住民の力が必要である。行政主導でなく住民と行政が一体となって地域づくりを進める環境を整えることが私の仕事だと思っている。」と1年前に抱負を語っておられました。市長のお考えのとおり、住民と協働で行う環境を整備することは、行政運営において非常に重要なことだと思います。また、先年の議会答弁では、自主防災組織の整備を図るとともに地域担当職員制度との連携の必要性も含みながら答弁されてきました。その自主防災組織の組織状況についてですが、先日説明を受けておりますが、地域別の組織状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。また、組織（設立）が進まない地域については、どのようなことが原因と考えておられるのかなど、組織（を設立）にするに当たっての課題や、それに対する対応策などがありましたらお聞かせ願いたいと思います。あわせて自主防災組織と地域担当職員制度との連携の可能性、そして地域自治組織の立ち上げの可能性などについて、合併後1年が経過した現在の市長のお考えをお聞かせください。

次に、地域担当職員制度の活動の中で判明した地域の課題への対応についてお尋ねいたします。昨年の物部支所長の答弁では、調査報告の一部が示されました。その報告ではある特定の地区を例に挙げて報告されましたが、それによりますとこの地区は全世界帯

が50歳以上であり、そのうちの65歳以上の高齢者はすべてがひとり暮らしであること。テレビもなく、台風などの情報はラジオで収集している高齢者がいること。冬場はほとんどの世帯で水が出なくなること。道路が1本しかなく、冬場には災害時や救急時に通行できなくなることなどの報告がありました。また避難設備の状況にも水道の水が出ない、施設にかぎがかかって入れないなどの問題点があることも聞きました。そして地域の研究課題では、住宅の裏山から水が出ており崩壊の危険性があることや、避難場所に指定されている公会堂も地盤が弱く、崩壊の危険性があることを聞きました。そして、「この調査結果については、関係部署と情報の共有と連絡調整を図り、住民ニーズにこたえていきたい。」と答えておられました。調査報告の内容はどれも難しい問題ばかりですが、その中で避難施設の水の問題とかぎの問題は、比較的解決しやすいのではないかと思います。1年経過した今どのように改善されているのかを教えてください。そして、避難施設である公会堂の地盤崩壊の危険性の問題については、人命にかかわることですので早急な対応策が必要であると思いますが、その対応をどのように検討されているのかお聞かせください。また、1年間の活動の状況報告と活動過程で新たに浮上した問題などがありましたら、その対応なども含めてお聞かせ願います。

次に社会福祉協議会についてお伺いいたします。

旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の各社協は昨年3月1日に合併し、香美市社会福祉協議会としてスタートしました。これまでそれぞれの社協はその自治体における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ることを目的として社会福祉を目的とする事業の規格及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助言、その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業、保健、医療、教育、その他の社会福祉と関連する事業との連絡、共同募金事業への協力、生活福祉資金貸し付けの受託事業などを行うことを定款に盛り込み、地域福祉の要として、また地域住民に身近な福祉の担い手として活動をしてきました。社協の合併協議会だよりにより、「合併後の取り組み方針は3つの基本方針に基づいて積極的に活動していく」となっていました。その1つ目として、在宅福祉サービスの充実については、「基本的には現状のサービス内容を引き継ぎながら、住みなれた我が家で自立した生活が送れるように支援する」となっていました。2つ目は「総合相談と支援ネットワークの構築」ですが、「身の回りの経済問題や家族の介護、子育ての悩みなど生活上における心配事などについて、住民に一番身近な相談機関として他の専門機関と協力しながら、どのような福祉問題にも対応できる支援の輪づくりを進めていく」ということになっていました。3つ目は「ニーズのキャッチと社会福祉協議会らしい対応」についてですが、合併後は行政機能が市の中心に集中し、人口の少ない山間部が寂れはしないかという不安があることから、「福祉の

まちづくりを合い言葉に小地域を基盤とした支え合いの仕組みづくりや、ボランティア活動の活性化を目指す」となっていました。以上のように3つの基本方針のもとで活動してきたわけですが、第1次香美市振興計画案、第3部、基本計画によりますと、「社協は市民の福祉を担う民間機関として重要な位置づけにあります。行政受託事業、介護事業が大部分を占め、本来の機能である社会福祉の増進や民間団体などとの連絡調整等を十分発揮できていない面がある」と検証されておりまして、地域福祉の推進はなかなか思うように進んでいないというのが現状のようです。そこで質問に移ります。

地域福祉の中核として重要な位置づけにある香美市社会福祉協議会の現在の事業の実施状況はどのようになっているかをお伺いいたしますとともに、今後の取り組み方針などについてもお聞かせ願いたいと思います。

2点目に現実的な体制、取り組みについてお伺いいたします。合併により香美市社協は土佐山田町を本所とし、香北町、物部町は支所として活動しています。この体制について住民の間からは「従来までの決め細やかな福祉サービスが低下するのではないか。」との不安の声も聞こえてきます。特に物部町の場合、職員1人、臨時職員1人の計2人の配置職員になっています。この体制のままで先に述べたような多岐にわたる業務の遂行を適切に行っているのか危惧されますが、この点についての見解をお聞きしますとともに、今後の人員配置の計画などもお聞かせ願います。

3点目に支え合いのまちづくりについてお伺いいたします。現在の地域の状況は希薄化しており、高齢になっても、障害があっても住みなれた地域で安心して暮らし続けたいという思いを実現することが困難な状況になってきています。しかし、第1次香美市進行計画案の市民意識調査によりますと、高齢者、障害者を大事にする支え合いのまちを重点施策と考えている人がアンケート回答者の半数近くになっており、地域全体での見守りや支援体制など地域を見直し、再構築する早急な取り組みが望まれています。特に物部町のように高齢化率が50%にもなろうとしている地域では、既に若い世代がいない地区が数多くあります。地域の支え合いや見守りといっても、周りがみんな高齢者という地域は今後ますますふえてきます。そのような中で、高齢者同士の支え合いや見守りが大切になってきますが、高齢者自身、自分の生活のことで精いっぱい状況であり、そこにはおのずと限界があると思います。また、自治会長や民生委員のなり手も少なくなっている状況であり、今後ますます深刻な状況になることが予想される中で、地域での支え合いのネットワークづくりや、システムづくりをどのように推進していかれるのか、今後の計画を具体的にお聞かせ願います。

4点目として地域での見守り支援活動についてお伺いいたします。高齢者や障害者が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、旧物部村では物部村生活サポート協議会を発足し、ひまわりサービスを実施していました。ひまわりサービスは高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、行政、社協、診療所、郵便局などが中心となって生活のサポートを行う。原則として旧物部社協の中のふれあいグループが実施し

ているふれあい郵便の該当者に励ましのメッセージを月1回お届けする。郵便局員による励ましの声かけを行う。郵便局の集荷サービスを行う。生活用品の配達サービスを行うという内容のものだったと記憶しています。旧物部村で実施されていたこの活動は、合併後どのような形で引き継がれ、活動しているのかをお聞かせください。また、限られた人材と予算の中で効率よく行うためには、行政、社協、郵便局などの連携にかかっていると考えますが、その点についての認識をお聞かせください。あわせて今後の地域での見守り支援活動についてどのように考えておられるのかという点と、住みなれた地域で安心して生活できる社会の構築についての見解をお聞かせください。

次に、障害者自立支援法による負担軽減策の申請手続きについてお伺いいたします。

昨年実施されました障害者自立支援法による負担軽減策の申請手続きについて、住民の方から「説明がわかりにくく、申請書類がとても面倒だった。」と苦情が寄せられています。せっかくの負担軽減策なのに申請書類が面倒なことから、申請を取りやめた方もおいでるのではないかなどの不安がよぎりました。私は法施行当初にも住民の方から自己負担などに関して聞かれたことがあります。対象者の方に十分に理解されておらず、説明は適切に行われたかと疑問に感じることもありました。もともと障害者自立支援法による軽減措置は状況にあわせて幾つかの措置があり、個々により異なるためわかりにくいところがあったようにも思います。このことに関し、以下の点をお伺いいたします。

今回の申請手続きに限らず、あらゆることに関してそれを担当する職員は仕事として制度や手続き方法などを熟知しているわけですが、住民の場合はそうではありません。特に高齢であったり、体が不自由な方の場合はなおさらのことです。大切なことは住民に理解、納得をしていただくための丁寧な説明が必要であるということです。住民の立場に立ち、住民の状況に合わせ、特に高齢の方や障害のある方の場合は書類の文字を大きくするなどして、できるだけわかりやすくする必要がありますし、できるだけ簡単な方法で申請できるようにすることも必要であると考えますが、このような点について今後検討及び見直しを行う考えはないかお聞かせを願います。

続きまして、児童虐待についてお伺いいたします。

ここ数年、児童虐待のニュースが目立っていますが、全国的にも増加傾向にあり、深刻な社会問題になっています。高知県の場合も全国と同様に子どもへの虐待が増加しており、統計を取り始めた平成2年度と比べると約10倍にも増加しています。児童虐待防止法は2001年11月に施行され、国や地方公共団体の責務の明確化や相談体制の充実などを目指し、2004年10月に児童福祉法とともに改正されました。虐待を受けた児童を早期に救済するために、発見した国民は虐待と思われる段階でも行政に相談、通告しなければならないとされ、それまでの専門的な窓口である児童相談所に市町村も加わり、児童相談所の一極集中から社会全体での対応へと、よりすそ野を広げました。また虐待を受けた子どもの自立支援や、家族の再統合に向けた親への指導・支援など、

家庭に積極的に働きかけることも明記され、子どもや家庭に対する第一義的な相談・援助の役割が付加されることになりました。これにより市町村は支援ネットワークを組織化して、関連機関や民間の人材を取り込み、地域における子どもや家族を支える援助を具体的に展開するよう求められています。さらに子どもにかかわる職種に課せられた発見の努力義務は、個人としての努力ではなく、機関・団体として努力するよう明文化されています。また通告することによって役割が終了するのではなく、その後の援助に協力する義務も明示されました。虐待の相談、通告の仕組みが変わり、虐待にかかわる相談対応件数は大幅にふえています。児童相談所などがかかわっていながら防げなかった痛ましい事件も依然として起きています。虐待を発見した住民から相談、通告を受けた行政機関が早期に対応し、安全を確認し、必要に応じて立ち入り調査や一時保護を行うためには、児童相談所や市町村の体制の強化が欠かせません。以上のことをもとに次の点をお伺いいたします。

香美市における相談窓口や体制はどのようになっているのでしょうか。また、相談や通告の件数、虐待と思われる件数などについてもお聞かせ願います。

次に、虐待の早期発見や未然防止を行うことにより、子どもたちが健やかに育つように、また子育て家庭を地域ぐるみで応援していくために、関係機関の支援及び連携が大切ですが、香美市では支援・連携体制はどのようになっているかをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長兼参事、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） おはようございます。山崎晃子議員の地域担当職員制度の現状、今後、課題等についてお答えをさせていただきます。1番と3番につきましては関連がございますので、あわせて私の方から答弁させていただきます。

1番の昨年議会で答弁に込められた思いと現在の思いに違いがあるかのご質問ではありますが、住民が安全で安心して生活していけるその思いにつきましては、全く変わっておりません。合併し1年がたち、住民の皆さんの声を聞くたびに、その思いは強くなっていると自分では思っております。

現在の取り組み状況でございますが、物部支所職員は私を含め旧（物部村の）担当職員の半数以下であり、班編制、人員確保のため林政課、教育委員会分室、給食センター職員、また物部支所に駐在しております健康づくり推進課、包括支援センターの職員の協力も随時得ながら、1班3名、11班体制で8月より比較的人口密度の高い大柵地区、山崎地区の一部を省き、旧担当地域を継続しまして、地域の把握、高齢者世帯への訪問、自治会長さんよりの地域の実情等の聞き取りを中心に行っております。

3番の避難施設の水とかぎの件でございますが、これは笹上地区の普賢堂というお堂の建物でございますが、地域現状調査の際、避難施設に利用できるのではないかと観点から調査してきたものでございまして、市の管理する施設ではなく、常時の開錠は管理上からも無理かと思われませんが、日ごろの管理につきましては地区公会堂とともに自治

会長さんが行っており、緊急時の使用は可能かと思われます。また、公会堂につきましては、急傾斜地にあり河川側補強工事を行えば最善でございますが、現行制度での早期の対策は困難であります。地形の変化等については観察を行っております。

次に1年間の活動状況でございますが、現体制のできる限りの対応は行い、要望等につきましても関係部署におつなぎをするとともに、平成17年度訪問時における要望、危険箇所につきましても、18年度市危険箇所等点検におきまして、県、消防、関係担当課と現場調査も行い、改善、改良等を行った箇所もございます。

活動経過での問題と対応についてでございますが、先ほど説明しましたとおり1班3名編制で行っておりますが、それぞれ業務を持った中での活動でございます。班によっては計画どおりの活動を行うことが困難であることも出てまいりました。また、新年度になりますと、物部支所職員も2名減員となりますので、広範囲に点在する世帯を訪問することはなかなか困難性も高くなるわけでございますが、7月末からは郵便局も支所に併設され住民の方の来庁も多くなろうかと思われます。そうした場合、その機会をとらえての声かけ、状況把握等を行うとともに、郵便局外務職員さん、社会福祉協議会におきましても地域見守り事業等を充実させ行うようなお話も聞いておりますので、相互に連絡をとり、より効果を高めたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域担当職員制度の現状、今後、課題等についてということにつきましては、先ほど物部町での地域担当職員制度につきましては、その状況につきまして物部支所長の方から説明をいたしました。地域の特殊性を考えて制度創設のときのやはり思いというものを今一度再認識をしまして、今後でも取り組んでまいりたいというふうに考えております。先ほど物部支所長の方からも話がございましたように、大変合併によりますところの職員減等がある中で班編制等も大変困難な部分もございますし、また広範囲でありますので、そうしたころへ本当にその思いが達せているのかということに不安もございまして、そうしたことを踏まえまして、やはりこの担当職員制度というものの大切さ、そうしたものを改めて思い起こさなければならないというふうに考えております。

また、自主防災組織につきましては、現在土佐山田町地区で52組織設立をされております。今後全地域への設立を目指しております。また現在そのほか30組織におきましても説明会を実施をいたしております。そのうち、香北町地区が9地区、物部町地区が2地区で自治会の方で説明会を開いております。今後組織化に向けまして努力をしていきたいと考えております。特に物部町地区におきましては、厳しい山間部の状況とあわせて地域の高齢化等を考えた場合に、先ほど言いました地域担当職員との連携

を図っていくということは、災害時におけるところの的確な地域の状況把握がより早い段階で得られるということなどを考えた場合、連携の必要があるのではないかとこのように考えております。特に、この自主防災組織の立ち上げ上での問題点及び課題ということになりますと、やはり地域のリーダー不足といたしまししょうか、そうしたものも1つの原因でなかろうかと思っております。そうしたことによる、やはり立ち上げが遅くなってくる部分もございますので、そうした部分に地域担当職員が果たせる役割もあるのではないかと、そうした思いもございまして。

また、地域自治組織の立ち上げにつきましては、現在でございます自治会長会、あるいはまた合併時に設置をいたしました地域審議会、そうしたものとの整合性もございまして、今後の課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員お尋ねの社会福祉協議会と自立支援に關しましてお答えをいたしたいと思っております。

まず、初めに社会福祉協議会の事業の状況と今後についてでございますが、昨日、社会福祉協議会の理事会、幹事会等がございまして、その席で平成19年度の事業計画が決定をされましたので、そこでも私の方からもいろいろお尋ねをいたしましたので、そのことを踏まえてお答えをしたいと思います。まず平成18年度の社会福祉協議会の事業でございますけれども、社会福祉協議会は3つの大きな会計を持っております。1つは法人会計、社会福祉協議会それ自体が実施する事業。次に受託事業といたしまして、市がお願いをして、委託をしてやっていただいております。それから介護保険事業、これは独立採算でやっていただく事業でございます。こういう3つの会計がございまして、それらに細分化された事業が約15から20ございます。そうした事業を展開をしまして、地域福祉の増進に取り組んでいただいております。平成19年度につきましては、4つの重点項目を掲げまして事業を計画しております。その中で特に平成19年度は在宅福祉事業ですね、包括支援センターと連携をしまして介護予防の特定高齢者事業、また介護予防の一般高齢者事業に力を注ぐというふうなことを計画をしております。

また、介護保険制度がございましてけれども、介護保険制度にかからない方、あるいは自立支援の中でかからない方、そういう谷間におられる方がございましてけれども、そうした人たちのためのサービスも必要になっております。そうした人たちを支える生活管理指導員派遣事業、こうしたものも引き続き展開していくことになっておりますし、今後議員も指摘されましたように見守り活動が大変大事になっております。そうした点で地域の支え合い支援事業そうしたもの、あるいはボランティアセンター事業などこうした重要性が一層増すような事業に力を入れてやっていくことになっております。私どもとしては、あわせて地域福祉計画、行動計画についても積極的な役割を社会福祉協議

会にお願いをしたいというふうに考えておるところです。

次に（社会福祉協議会）物部支所に関してのお尋ねについてお答えをいたします。物部支所につきましては1名の職員と1名の臨時職員で運営をしてまいりましたけれども、平成19年度におきましては1名体制でやっていただきたいというお話しをしてまいりました。市役所の物部支所に事務所を移していただきまして、休みでも対応のできるような形にしたいというお話しをしてきましたけれども、今、平成19年度の事業でお話をしましたように、物部支所におきましても今後介護予防事業に力を入れるということで、現在事務所のあります奥物部ふれあいプラザにおいてこの事業を実施するというございますので、そうしたことを考えますと、やはり事務所がその場所にある方がいいのではないかということでもありますけれども、この原因になる部分についてはどうするのかということ（社会福祉協議会）本所等と協議しましたら、本所の方から支援ができるということで、本所からの支援を受けまして運営できるということであれば、移転をしないで1名体制で介護予防事業等に力を今後注いでいただきたいということになっております。

次に、お尋ねの支え合いのシステムづくりというお話し、そして次に安心の地域づくりというお話しがございましたので、この2つあわせて回答させていただきたいと思いますが、ご指摘のとおり振興計画のアンケート調査におきましても市民が求める重点施策の中に支え合いのまち、あるいはその安心、安全のまちというものが1番、2番という非常に高い形で求められておるところであります。平成18年度、社会福祉協議会あるいは民生委員協議会におきまして、研究をいただいております地域の支え合い、地域の見守り事業につきまして間もなく報告をいただけることになっております。市としてもできる限り連携、協力しまして実効を上げたいというふうに考えております。大変難しい課題でありますけれども、この報告を受ける中で積極的な役割は市として果たしていきたいというふうに考えております。また、福祉事務所、保険課、防災対策課におきまして、災害弱者対策としての名簿の整理も必要ではないかということで協議をしております、プライバシー問題などクリアしなければならない課題もございまして、早い時期にぜひ成果を上げたいというふうに考えております。中でお尋ねでございましたひまわりサービスにつきましては、局の方にお問い合わせをいたしましたけれども、サービスの実績あるいはそうした事業に対する問い合わせもないということでございまして、そうした状況になぜなっておるのかとお尋ねしましたらですね、「移動販売車がございますので、もうそうしたもので用が足りているのではないだろうか。」というような回答を受けておるところでございます。

次に、自立支援に関してでございますけれども、自立支援につきましてはこの制度が応能による、能力によって一定の利用者負担を求めるということから、本人あるいは家族の方々の収入、預貯金調査までしなければならないということで、多くの資料を必要とし、大変ご負担をおかけをしております。また、理解の乏しいご本人、家族もありま

して、大変困難な行政事務の1つとなっております。したがって福祉事務所としましてもご指摘のように改善をしようということについては、大変共感のできるところでございます。利用者負担につきましては、多くの障害者関係者からも批判がございまして、一定の改善、つまり軽減措置が行われるようになりましたが、国、県がそれぞれの動きを見せたというようなこともございまして、結果二転三転しまして制度が大変複雑になってしまったということがございます。また、この自立支援制度が将来、介護保険制度と一緒にするというふうなことも展望されておまして、現在の障害者自立支援法制度自体が大変性急な感じのする制度となっております、関係者を戸惑わせております。改善につきましては制度自体に関することは困難ですけれども、十分に耳を傾けながら改善を図っていきたいというたいに思っております。

申請等ができなかった方がいるのではないかというお尋ねがありましたけれども、そのようなことにならないようにということで、私どもとしては現在サービスを受けておられる方につきましては、電話等をこちらからもいたしまして、申請を促したり、あるいは施設と連携をしながらすべての方にサービスが届くようにということでやっておりますので、申請漏れということはございません。ただ、今後新たな方がサービスを受ける場合にですね、問題が生じてくるのではないかということで、現在検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎晃子議員の児童虐待についてお答えさせていただきます。

まず相談窓口体制と相談通告の件数及び虐待件数についてお答えさせていただきます。

児童福祉法の一部を改正する法律の制定を受けまして、平成17年4月より旧土佐山田町におきましては児童虐待の窓口を通称ふれんどる一む、現在の教育支援センターに設置しております。合併しました後も引き続きその体制で臨んでおります。相談窓口につきましては、児童福祉行政経験者を含め臨時職員2名を配置しております。そして県中央児童相談所、福祉事務所、健康づくり推進課、幼保支援課、学校教育課等関係機関が連携して対応しております。

なお、平成18年度におきます件数でありませんが、3月8日現在、教育相談は延べ1,085件、多いと思われませんが、これは学習指導等に通ってきておる者を含めております。多いときは1日に4、5人来ております。そのうち虐待は8件であります。

次、支援や連携についてお答えをさせていただきます。

平成18年3月、香美市誕生に伴いまして、虐待を含め子どもへの支援については旧土佐山田町の子ども支援ネットワークを母体に香美市子ども支援ネットワークを立ち上げております。関係機関としましては、教育委員会、福祉事務所、健康づくり推進課、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、地区補導員、通称やまびこ会、社会福祉

協議会、民生・児童委員、保護司、中央東福祉保健所、中央児童相談所、香美警察署等で構成しております。各機関が連携しまして虐待、不登校の早期発見と未然防止に努めているところでございます。特にネットワークが機能するために、緊密化、情報の共有化、迅速な連携に配慮して行っております。啓発活動といたしましては、従来は香美市になりますまでは全戸に配付しておりましたが、香美市になりましてからは育成センターが発行しております育成センターだより、裏側にふれんどる一むだよりを載せております。2月に1回配付しておりますが、それを香美市になりましてからはいろいろありまして、保護者に配付をしております。また、この2月には子ども虐待防止に向けたリーフレットを作成いたしまして、これは香美市青少年育成市民会議の要望といたしますか、あれによるものですが、全戸にそれを配付いたしました。相談内容によりましては、ケース検討会を開いております。私もケース検討会へは必ず出るようにしております。そしてそのケース検討会で検討されましたことをもとに、サポートチームを編制しまして子どもや親に支援活動を実施しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をさせていただきます。

初めに地域担当職員制度の今後についてですけれども、今後数年かけて職員数を削減していく計画ですから、職員に課せられる業務は多種多様化し、一人一人の職員の業務量も増加してくるものと思われまます。そのため、地域担当職員の機動力の低下は避けられないものと思われまます。今後、地域担当職員制度を維持、発展させていくためには、いかに効率のよいシステムをつくり上げていくかということにあわせて、住民力をどのように生かしていくかということだと思ひます。このことに対処するためには、やはり以前から提案もされていましてように、住民自治組織的なものを立ち上げることが必要ではないかと思ひます。また、もろもろの事情から住民自治組織の立ち上げに困難がある場合でも、先ほどもお話がありましたけれども、その自主防災組織ですけれども、そこを防災だけでなく、地域の自治に関しても話し合いができる組織として機能させることができないうこととも検討してみることになるかと思ひます。住民自治組織、あるいは自主防災組織などを市内全域で、しかもできるだけ細分化して組織し、それらの組織と地域担当職員制度を連携させることができれば、職員の効率化はもとより住民力が発揮しやすい場所、組織としてその機能を遺憾なく発揮できるのではないかと考えまます。そのよいお手本になるのではないかと思ひ自治体があります。それは先月議会で視察に行ってきた広島県安芸高田市です。ここで安芸高田市の状況を簡単に説明させていただきますと、安芸高田市は平成16年3月に高田郡6町が合併し、人口が約3万4,000人、面積は約538平方キロメートルと香美市とほぼ同規模の自治体です。安芸高田市は香美市と同じように大小さまざまな山に囲まれ、面積の約8割を

森林が占めています。また抱えている課題も少子高齢化、集落機能の衰退、就業者の高齢化、担い手不足などとなっています。そして産業面でも農業を初め商工業全体の生産力が低下し地域経済が停滞しているなど、香美市と同じような課題を抱えています。また、財政状況でも地域経済の低迷や高齢化の進行など社会構造の硬直化などの影響により財政力は弱体化し、財政構造は弾力を失いつつあるとのことでした。そのような厳しい情勢の中、地域課題を克服するために「みずからの地域はみずからの手で」を合い言葉にして、住民と行政の対話を基礎とした協働のまちづくりを目指しています。そして、その大きな取り組みとして注目されるのが任意の自治組織である地域振興組織を市内全域で32カ所組織していることです。そして、その代表者らを中心にした30人のメンバーで構成したまちづくり委員会を条例で設置し、緻密な活動をしていることです。この組織は、まちづくりのために幅広い住民参加の拡充、諸計画の策定や管理、運営などに関して各階層、各分野で住民の意向を反映するための機会を確保しています。そしてこの地域振興組織を中心として住民自治機能の向上を図り、地域ニーズの的確な把握や地域活力の維持、向上に努めています。以上、安芸高田市の取り組みをご紹介します。質問に移ります。

香美市内のそれぞれの地域には、それぞれの地域だけが持つ特色のある利点が数多くあります。しかし、一方ではそれぞれの地域が抱えた地域的な課題もたくさんあります。これらの課題を地域住民と共有しながら克服の方向に向っていくためには、地域担当職員だけの活動ではおのずと限界があります。それをカバーする取り組みとして、また地域住民みずからの考えと行動、力によって安全で安心して暮らせる地域とするために、住民のパワーを生かせる住民自治のための組織づくりを進めるのが必要ではないでしょうか。また、ぜひ見解の方をお聞かせください。

それから社会福祉協議会の方ですけれども、先ほどの答弁の中で今後の方針の方が出されました。社協の方は地域福祉の中核として今まで活動してきたわけですけれども、介護保険制度が導入されてから、その介護事業を行うことで本来の業務が遂行できているのかということ、非常に個人的に疑問を感じる思いがありました。民間の介護事業所の参入がない地域ではもうやむを得ないことかもしれませんが、今までの社協の取り組みが十分であったかという点については、素直に反省することも必要だと思います。基本方針にも最初ありましたように、その他機関との連携や支援の輪づくり、それから小地域を基盤とした支え合いの仕組みづくりやボランティア活動の活性化については、今後香美市の福祉のまちづくりにとって重要な課題であると思います。在宅福祉事業に重点を置いてということですが、こうしたボランティア活動とか支え合いの仕組みづくりについての具体的な取り組みや活動計画などをお聞かせ願いたいと思います。

それから、児童虐待についてお伺いたします。

厚生労働省の調査では、「虐待による死亡事例の約4割はゼロ歳児で、月齢で見ると4カ月までが7割を占めている」とのことから、来年度予算で新たに「こんにちは赤ち

ちゃん事業」を創設する方針が打ち出されています。これは地域の人材から登用した訪問スタッフが生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての助言を行うことにより、ストレスから虐待に走るリスクが高い子育て初期の親の不安を和らげ、虐待を未然に防止するのが目的です。具体的には市町村が地域の母子保健推進員や子育て経験のある主婦の方たちに研修を行い、訪問スタッフとして登用することになっています。その上で出生届をもとに該当家庭を少なくとも1回は訪問し、赤ちゃんの養育環境を把握し、乳児健診の受診を勧めたり、子育て支援に関する情報を提供したりします。その際、何らかの支援が必要と判断すれば、個別事情に適したきめ細かい対応策を講じることになっています。この「こんにちは赤ちゃん事業」について香美市としての取り組みはどの程度検討されているのかお聞かせ願いたいと思います。

先ほどの子どもの支援ネットワークというのは児童福祉法の中にも出てきました虐待防止ネットワークということで認識してもよろしいかと思うんですけども、子どもは社会全体で育てなければならないという共通認識のもとに関係者が情報を共有し、連携することは虐待防止にかかわるメンバーの肉体的、心理的負担も軽減できることと思いますけれども、その情報の共有や連携というのは、その会をして行われるということもあるし個々にもということもあるかと思っておりますけれども、その辺の情報とか連携とかもう少し具体的にお聞かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

地域担当職員制度の将来的な展望であります。確かに職員減によりまして、大変その班編成また訪問等の実績等につきましては、課題、問題も残ってこようかというふうに思います。しかしながら私、物部支所長の方から地域担当職員が活動してきた経過、同時に各班編成をしまして訪問をされた訪問カード、そうしたものをを見せていただいております。そうした中では、やはりそれぞれお一人お一人、1戸1戸に訪問をされまして、そして最近のその方の状況、その家庭の状況、そうしたものを本当に細かく訪問をした際の状況等の記録を残してきておるわけでありまして、そうした一人一人にお会いをし、そして家庭を訪問をする中で、その地域の人たち、またそれぞれの人たちが安心な思いを抱くということは、大変その方にとりましては心強い部分も出てこようかというふうに思います。そうした中で大変この地域担当職員制度というものは重要であるし、また特に山間地域における現状を見たときには大変、先ほど言いましたように大きなものがあるというふうに思いますので、職員の減という困難性はどうしてもそうした方向になっていきますけれども、しかしこの制度というものの重要性も考えまして、やはりどうした方がより効果が上がっていくのかということも、今後検討しながら進めていかなければならないというふうに思っております。

また同時に地域自治組織のそうしたこととの必要性ということも言われておりますし、また当然そうかと思えます。しかしながら、特にこのようにして訪問をし、また地域の中で自主的にそうした自主防災組織等ができる分になりますと大変いいわけですが、特に山間地域によりますと、その地域のエネルギーといいたいまいしょうか、そうしたものが大変弱まっておるといのが現実であろうと思えます。そうした中で、より効率の上がる組織をつくっていくというのは、やはりさまざまな課題もあろうかと思えますが、自主防災組織等を含め検討が大事ではないかというふうに思えます。特に1つの地域のエネルギーと言いましたが、そうしたものを発揮をしてくれておる1つの事例としましては、やはり今あります（土佐山田町）繁藤地区地域振興協議会ですか。また（土佐山田町）平山地区にあります新改北部地域振興協議会、そうしたものが地域の中から自発的に生まれしてきた組織であります。そして地域の中からやはり地域を見つめ、そして地域を、自分たちの地域をどう守っていくのか。自分たちの地域をより活性化させていくためにはどうすればいいのかということ、地域の者みずからがやはり考えてきた組織であろうというふうに思えます。しかしながら、そうしたエネルギーもなかなかなくなってきたおるのが現実だというふうに思いますので、そうした部分に行政がより手助けがどのような方向でできるのかということが、今後大きな課題になってこようかと思えます。そうした部分を含めまして十分検討しながら進めていかなければならないというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 山崎議員2回目のご質問にお答えしたいと思います。

社会福祉協議会の本来業務を前進させるべきで、民間でできる介護保険事業などに力を注ぐのはいかななものかと、こういうふうなお尋ねと、もう1つは地域福祉の前身のためのかぎとなるボランティアの育成はどうするのかと、こういうお話しであったかと思えます。

まず社会福祉協議会につきましては、今後地域福祉の担い手として大きな発展をしていただくためには、やはり市民の方々に社会福祉協議会の活動を知っていただくこと、また参加をしていただくことが大切かというふうに考えます。そこで市民の皆さんに一般会員にもなっていただくということに今後力を注がなければならないというふうに考えておきまして、昨日の理事会でもそのようなことを決定したところです。介護保険事業の担い手がないところではやむを得ないと、しかし担い手のいるところでどうしてそういう事業まで手を広げてやるのかというお話しでございましたけれども、これは私の意見、私が考えるところではやはりその社会福祉協議会が介護保険制度にもかかわっていくことによって、サービスがやはり市民の目の届くところで、そして市民が参加する社会福祉協議会の介護保険制度ということから、民間のサービスにも大きなインパ

クトを与えるのではないかと、高質なサービスが確保できる1つの要因になるのではないかなというふうにも考えております。会計を逸脱するほど、会計を圧迫するほどのものになると大変困るわけですけれども、会計を圧迫しない限りは、やはり民間に対峙した良質なサービスを提供するというところで、地域のサービスのバランスをとっていくということからも、社会福祉協議会が介護保険制度に携わることの意義があるのではないかなというふうに考えております。

次に地域福祉のかぎとなるボランティアの育成ですけれども、支え合い、仕組みづくりにつきましては、具体的には既存の組織や取り組みを尊重しながら進めるということになりますけれども、やはり民協やボランティア協議会がその大きな中心になってこようかというふうに思っております。ボランティアを中心に考えますと、日赤奉仕団でありますとか、ヘルスメイトとか、あるいはそのお話しにありました郵便局、タクシー会社ですとか、あるいは学校も含めてですけれども、そういった力を総力を集めるためにはそのボランティア協議会が大きくなっていかなきゃいけない、社協が大きくなっていかなきゃいけないというふうに思っております。そこで、今後地域福祉計画やその行動計画を策定する中で市民参加をいただいて、さまざまな議論の場をつくるということが大事になってくるんじゃないか。そういう議論の中で支え合いと立ち上げる機運をぜひ高めていく、そうしたものを今後大切にしながらやっていくことによって、ボランティアの輪が大きくなり、この地域における福祉の底力が上がってくるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

子ども支援ネットワークは平成13年度から不登校、いじめ、虐待等もろもろのこと全部につきまして、旧土佐山田町として立ち上げておりました。そして、先ほども申し上げさせていただきましたように、法律が改正されてから、平成17年4月からは、児童虐待におけるネットワークもその中になお一緒にしまして立ち上げておりました。それが合併して香美市に引き継がれているというところでございます。

それから、先ほど8件（児童虐待の相談が）今年度にあったと答弁させていただきましたが、この虐待についてわかるのは、保育士さん、教員、保健師、地域の人々からの通告といいますか、話しによって起こって、わかって対応をしていくというようになっております。その8件の中の1件は妊婦さんにかかわったこととございました。妊婦さんと幼児、上のお子さんがおったわけですが、そのこのことについて健康づくり推進課の保健師さんが見つけたというか、心配をして立ち上げた件とございました。ほんの数日前にその後どうなっておるだろうかと思ひまして、補導教員とその家庭について話をしました。と申しますのが、その家庭が数年前からちょっと補導教員がかかわっておった家庭でもありましたので、話しをしたら、いい方向にいったんじゃないかなと思うか、出産

をしたんじゃないだろうかというような話しでありました。教育支援センター、通称ふれんどる一むも先ほど答弁させていただきましたような各関係機関の方が運営委員さんになっておりまして、また来年度も早々にどういうふうに運営していくかというようなことをご協議いただくようにもなっております。ご質問をいただきました乳児につきましても、そこで話し合われることだと思っておりますが、なお詳しいことにつきましては、今の段階で私のほうからはわかりませんので、担当の方からの答弁がいいかなと思っておりますが、私の方からはその程度しかお答えができません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 山崎議員の方から「こんにちは赤ちゃん事業」についてのご質問がありましたので、健康づくり推進課の方から答弁をさせていただきます。

現在の香美市におきましては新生児について、年間170名から180名ぐらいの新生児がいらっしゃいますけれど、全児に対しまして保健師の訪問を実施しております。その中で虐待の疑い等々見受けられた児については、ふれんどる一む等関係機関と連携しながら対応するようにしております。また、地域のサポーターとしてご活躍していただける母子保健推進員の制度につきましては、平成19年度、一応（健康づくり推進課）母子保健係の方で研究をしていきたいという希望がありまして、早急に研究をしていきたいなということで予算計上もしているところでございます。

以上、補足ではございますけれど、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。おはようございます。5番、織田です。通告に従いまして何点かお伺いをさせていただきます。どうかわかりやすいご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

昨年11月のことではありますが、夕方5時半ぐらいに電話がかかってきまして、「どうぞ見ていただきたいもんがあるが、へんしも来とうせ」、そういう連絡を受けました。もう11月上旬で、かなりもう薄暗くなっていましたが、行ってみますと出迎えていただき、「早う、早う」、そう言いながら指を指されておりました。近寄ってみると、道路の側溝にある直径20センチほどのパイプの中から、パイプからですね、蚊の群れがだんだんだんだんと飛び出てきておるような状態でありました。これはまさにハチの巣をつついた、そういった状況でありまして、私も本当にびっくりしたようなわけではありますが。また「この蚊は食いついてくる。」とそのように言われ、そこの家の方は玄関口で蚊取り線香をたき、また近隣の方は「フマキラーをもう何本も使うたぜよ。」と、このようにこぼしております。「悪臭と蚊に悩まされ引越しまで考えたことがある。」と、このようにも漏らしておりました。これは（土佐山田町）西本町2丁目

の高知銀行から南の国道に出る市道であります。昔は川が流れていたとのことでありますが、その当時、11月は雨も降らず暖かい日が続いていたための異常な事態でありました。また、この蚊は地域周辺にずうっと飛散していったのか、山田保育園にもかなり飛んできておったと、そのようにも伺っております。翌日、担当課に連絡をとりまして、同月27日、バキュームによる処置をしていただきました。場所によれば50～60センチもの堆積物があったようですが、生活環境面、また公衆衛生面においても大変危惧されるのではないかと、このように思いますが、今後の対策についてお伺いをいたします。

次に、こうした下水や河川の汚れに大きく影響を与えているのが、生活雑排水であります。高知県は緑も多く、水も空気もきれいだし、環境面、衛生面において他県よりすぐれているのではないかと、だれもがそのように思っているのではないかと思いますが、香美市にあっても物部川を初め多くの河川は汚れが進行し、下流部においてはホタルを見ることすらできなくなっています。川の汚れを示す数値にBODというのがありますが、これは数値が高くなればなるほど汚れが進んでいると。そして1日1人平均約200リットルの水を使用しているとのことです。炊事、洗濯、トイレ等々ですが、すなわち1人が200リットルの水を汚していると、このように受けとめられるわけなんです。その1人が汚すBODは43グラム、5人だと215グラムの汚れを出していると、そのような計算になります。そしてくみ取り式のトイレの家庭では、1人に割り当て30グラムにこのBODがなります。単独処理浄化槽、これは旧式の水洗トイレですけど、その場合だと5グラムふえて35グラム。そして浄化槽または公共下水道、最近の浄化槽なんですけど、それだと10分の1の4.3グラムまで汚れを軽減することができる、このように資料にも載っております。以前は川でカニや魚をとったり、またホタルが飛び交うきれいだった、そういった川を思い起こしていただきたいと思えます。ある雑誌には、「地球は親からいただいたものではなく子どもからの預かりものである。」と、このような趣旨の活字が出ましたが、まさに同感であります。次世代のためにも早急に浄化槽や公共下水道に向け改善を図る必要があるのではないかと、このように思いますが、今多くの市町村で水質改善に向け積極的に取り組みを行っていますが、平成17年度の高知県の汚水処理人口は45万2,000人で、処理人口普及率は56.5%となっています。香美市3町の現状、そしてまた今後の計画をお伺いいたします。

3点目として、大栃中学周辺の方からくみ取りをするにも中学校の運動場を、運動場に車を乗り入れないとくみ取りができない。運動場を使用しているときは、当然それらもう車は入ることはできないわけですが、そういったことでくみ取り1つとっても困っている、そういう話があります。浄化槽をと思い、いろいろ話を聞いてきたわけなんですけど、「もう子どもは高知市内の方に家も構えているし、ここには帰ってこない。」という話の内容であります。浄化槽に変えた場合に、やはり高額な支払いが伴うわけで、「年がたって今さら」と、そういった返事がありました。浄化槽、個人用だ

と3分の1の補助を受けても、私が思うには50～60万円は最低必要ではないか、そのように思っています。しかし浄化槽市町村整備推進事業だと、これが負担が10分の1ぐらいである、そのようにも伺っております。整備推進に向け取り組んでいくためにも、確かにその地域、周辺の理解、協力が不可欠となるわけなんです。広報やネット配信、また自治会に呼びかけを行ったりして浄化槽の必要性や費用について説明もしていく、そういった取り組みについてはどうか、その点お伺いをいたします。

次にならんと問題が変わりますが、市税であります軽自動車税の納付についてお尋ねをいたします。

香美市が誕生して1年を迎えたわけでありますが、広範な面積を擁するため通勤とか、また移動の手段に欠かせないのが車であります。バイクもそうなんです。我が家においてもポンコツの軽四ですが3台あります。今、自動車は一家に2台、3台と所有している家庭も多く、まさに車は生活の必需品としてなくてはならない存在でもあります。この軽自動車税は賦課期日の4月1日現在の所有者に年額を一括課税をしています。

「昨年の新車販売台数のうち軽自動車の割合が50%達し、普通車を上回った県が全国で8県あると。そして高知県は52.7%だった。」との記事が先日の高知に掲載されていましたが、「地方では高齢化が進む中、身軽な家庭の足として今後も販売比率が高まる。」との記事でございました。普通車以上は県税、軽自動車は市税であり、指定金融機関等収納代理機関に指定された金融機関では、窓口納付、口座振替、両方とも可能であります。郵便局納付は普通車以上は可能でも、軽自動車については納付ができません。香美市には普通、特定、簡易あわせて14の郵便局があります。そして、それぞれの地域に分散をしているわけなんです。市の指定する銀行だけでなく、郵便局でも納入ができれば市民にとって非常に便利であり、若い世代の方々からも「どうにかならないか。」、そういった声を耳にしています。こうした市民の声を反映させ、郵便局での収納を可能にしている自治体もだんだんとふえてきているのも事実であります。収納サービスの向上により、市民の利便性の向上を図り、収納率を高めるものと思います。また、国税である国民年金は金融機関のほかコンビニでも納付は可能であります。現在は個々のライフスタイル、まさに多様化しています。今後、さらに増加が予想される軽自動車については、合併による行政サービスの低下が懸念される中、休日やまた時間にとらわれない、いつでも営業しているコンビニ納付ができるようになれば行政サービスの向上にもつながり、市民に喜ばれると思いますが、郵便局、コンビニ納付にかかる費用も含め導入についての考えをお伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） 5番、織田議員の1番目の生活排水処理についてのご質問にお答えします。

まず1点目の下水からの悪臭や蚊の発生の今後の対策はとのお尋ねですが、横堀川、（土佐山田町）宝町緑地の下を北へ排水しています暗渠の国道北、（土佐山田町）西町

3丁目のガソリンスタンド東から高知銀行北までの間において、議員の言われるとおり排水量が少ないときに水、汚泥、土砂がたまり、上部の市道側溝の排水口より悪臭や蚊が発生し、周囲にお住まいをする方々に不愉快やご迷惑をおかけしております。この対策につきましては、抜本的な対策ではありませんが、平成18年度に引き続き平成19年度当初予算に計上しています横堀川しゅんせつ工事予算で、堆積汚泥、土砂の定期的な取り除きや付着物の洗浄、横堀川消毒賃金予算で適時における蚊等発生防止の殺虫消毒を行いまして、その対応に当たりたいと考えております。

次に2点目の香美市における汚水処理の現状と今後の計画を問うとのことですが、公共用水域の汚濁の大部分は生活雑排水で、その対策はご指摘のとおり急務です。お尋ねの香美市3町の現状は、平成17年の資料ですが、旧3町村ごとの汚水処理人口は旧土佐山田町は約1万400人で57.7%、旧香北町は約2,700人で48.1%、旧物部村は約500人で16.9%で、高知県の汚水処理人口普及率56.5%より旧香北町、旧物部村が低い状況です。現在市街地を中心に土佐山田町処理区、(香北町)美良布処理区と公共下水道事業を実施中で、下水道認可区域以外では合併処理浄化槽補助事業でその対策を行っています。今後につきましては今年度より逆川地区農業集落排水事業、受益面積18ヘクタール、処理人口460人を新規実施するとともに、土佐山田町処理区の市街化調整区域への認可拡大、既認可区域面積の206ヘクタールから順次440ヘクタールへ拡大を図り、さらに下水道事業の推進に努めます。(香北町)美良布地区につきましては、残る(香北町)小川地区と最終処理場の水処理施設を整備します。その他の地域は当面のところ合併処理浄化槽補助事業を推進していきます。

次に、3点目の浄化槽の高齢者世帯への普及についてのお尋ねですが、現在浄化槽を設置する工事費の約3分の1程度の補助、5人槽は34万2,000円、7人槽は41万4,000円、10人槽は51万9,000円の交付を行っております。そこで高齢者世帯は浄化槽設置負担が重いのではとのご指摘でございますが、浄化槽が最良の排水環境保全施設とわかっていても、年金等で生活されている高齢者世帯にとって大変高額な支出で、設置をちゅうちょされることもあろうかと思えます。ちなみに5人槽設置工事で約90万円必要で、実際に個人が支出する金額は補助残の約56万円となります。しかしながら、浄化槽補助事業は排水環境保全の補助制度である反面、生活改善の個人資産の補助にもなりますので、今のところ現有制度の補助制度で対応をお願いします。今後はご提言を参考に、今までよりさらに費用負担など細やかな情報を提供するとともに市民要望に即した啓蒙普及に努め、香美市循環型社会形成促進地域計画に沿って明確な目標下での年60基程度の補助をしていく予定です。

以上よろしく申し上げます。

○議長(中澤愛水君) 税務課長、高橋 功君。

○税務課長(高橋 功君) 織田議員の市税の納付について、軽自動車の郵便局及びコンビニ納付はできないかを問う、またコンビニ用バーコードにした場合の費用と手数

料を問うというご質問にお答えをいたします。

郵便局につきましては、現在、民間金融機関で結ばれておりますコルレス契約、いわゆる全銀ネットに加入していない特殊な郵便局の対応が必要でございます。現在、納付書を出しておりますけれども、郵便局納付に対応するためには郵便局用の公金用の納付書を新たに作成する必要があります。それを作成して金融機関対応、郵便局対応、同時に送付することになりますと、納付書が2枚届くということになります。そうすると二重納付など現在でもございますけれども、二重納付などのトラブルの発生が多数出てくるということが懸念されます。また郵便局へ公金用の郵便局の納付書で払っていただくと、1件当たり30円の手数料が発生をいたします。公金用の分でなければ、収納手数料につきましては0.1%プラス20円の手数料が1件当たり発生をいたします。それと次に、コンビニ納付につきましては、納付書をバーコード仕様にする必要があります。まず、その費用につきましては納付書のみにするのか督促料を含めたものにするのかによって料金が違いますが、数百万円の仕様変更について費用が発生します。それと月額手数料が月額約1万5,000円、先行地の例ですけれども、月額当たりの基本料金として1万5,000円、1件当たりの収納手数料が60円発生をいたします。かなり高額な手数料が必要でございます。今現在収納をやっておる先進地につきましてはかなり大都市で、コンビニエンスストアがかなり大規模に展開しておる大都市が現在行っておりますが、そういった経費の面を考えた上で、当面の間コンビニ収納については実施する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 2回目の質問をさせていただきます。

先ほどは下水道課長の詳しい、またわかりやすいご答弁ありがとうございました。こういった下水道事業、かなり財政負担も当然考慮していかなくてはなりません。そこで、市長に振るわけですが、市長も小さいころは川でカニをとって遊んだり、そういったこともされたのではないかと思います。現状はどうかと。そう思ったときにはなかなか大変な状態であるように思うわけだと思っておりますが、この下水道事業は香美市にとっても大変な重点施策、そういった位置づけがあるのではないかと思います。そこで、市長の思い、リーダーシップ、そういったものを含めて今後のこういった下水道にかかわる事業に対しての考えをお願いしたいと思います。

そして郵便局の振込み、そしてバーコードの問題、これは確かに1人当たり何十円か

の経費が要するという、そういう説明がありました。平成20年ぐらいにはまたオンライン化が一般金融等、傾向いうんですか、そういうような取り扱いがされるようなそういったことも伺っておりますが、すぐに云々ではなしにこういった時代背景を考え、やはり利便性の向上、行政サービスいう、そういう観点からもそういった取り組みの方を今後また念頭に置いていただいて、推進の方もよろしくお願ひしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

下水道の整備等につきましては、大変財政的な負担も多いわけでありましたが、しかしながら快適なやはり生活環境を守っていく、また同時にそうした自然の環境を守っていく上では大変大事な事業であります。これから先もこの下水道事業の整備等につきましては、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また同時に横堀川の雨水につきましての、いわゆる環境悪化につきまして先ほどご質問があったわけでありまして、大変地域の皆さん方にはご迷惑もおかけをしていることがあるわけでありまして、しかしながらあの横堀川につきましては、現在、今まだ計画途中でありまして、あの完全ないわゆる仕上がりといいましょうか、それにはなっていないわけでありまして、将来的にはあけぼの街道を通っております中央雨水幹線に接続をするという計画があるわけでありまして、新町西町線の計画線上に排水路を接続をして、そして最終的には土生川の方に排水をするというふうな計画があるわけでありまして、そうすれば現在の、いわゆる今勾配的に大変緩くなっておりますのでそこに堆積をし、そして悪臭、また蚊の発生が起きているというのが現在の状況だというふうに考えます。そうした意味で新町西町線が立ち上がりますと、その状況も改善をせられてくるというふうな考え方でございますので、そのような計画の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

利便性という面でございますけれども、郵便局の方では口座引き落とし、口座振替納税については可能でございますので、ぜひ。口座振替にしますとわざわざ自分でお金を支払いに行く必要がないということでございますので、ぜひそういう奨励の方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

最初に就学前教育について教育長にお尋ねをいたします。

早いものです。合併して早くも1年が経過しました。合併当初「保育の取り組みに旧3町村でばらつきがあるので、お互いのよい点を取り入れていきたい、そして園長会も今までしてなかったのを、合併を機会に定期的に行い改善していきたい。」と教育長は申しておりました。教育長の感じたばらつきとは、またよい点とはどんなことでしょうか、聞かせていただけないでしょうか。10カ所の保育園では、それぞれ地域性もあり特色のある取り組みをしていると思います。保育園では学校生活につながるように集団生活の中で基本的な生活習慣を身につけさせ、また年代に合った運動を取り入れることにより、成長、発達に必要な体力を高めるのはもとより、身体的能力の基礎を養い、子どもの心と体と知性がバランスよく育つよう努めていると思います。しかし、ある園では発達段階に応じた運動や保育ができていないと聞いております。小学校に入学したときに靴を左右反対にはいたり、ひもが結べない、スキップができない、何にもないのに転びやすいなどと問題点が指摘をされており、心配するものです。教育長はその辺をどのようにお考えでしょうか。

また以前より言われております先生方の言葉遣いや児童・生徒への名前呼び捨て、そして歯磨き習慣などについては園長会でどのように議論がされ、どのように改善されたのでしょうか、お尋ねをいたします。小さいころの環境は、その子どもの人間形成に大きく影響してきます。いい環境の中で、環境とは施設のみを指すのではなく、先生方とのふれあいや先生方との言霊に触れること、すなわちきれいな言葉遣いの中で子どもが育つことは、初めての手段生活の中では大変重要になるのです。保護者アンケートの中にも先生の資質の向上を指摘する声がありましたね。香美市の子どもたちがどの保育園に通っても、同じく健やかに心豊かに育つためにも、香美市の保育としてこの就学前教育が大変重要になってくると思うのです。それぞれの園でいい取り組みをしておりますので、ここで思い切った先生方の人事異動を行いお互いのいい風を吹かし、そして生かしてみてもどうかと考えますがいかがですか。香美市としての保育が現状のままでもいいのでしょうか。

就学前教育について最後ですが、昨年11月に保護者対象に行ったニーズ調査の結果や、今年2月22日に保護者連合会主催の行政懇談会が行われました。そこでの保護者からの意見や要望は現場へはどのように伝え改善されるのでしょうか。あわせて教育長にお尋ねをいたします。

次に、選挙の開票についてお尋ねをいたします。

今年は選挙の年です。選挙の開票は特に正確性の確保が第一ですが、公職選挙法第6条第2項では、「選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるよう努めなければならない。」と定められていますように、開票の迅速化が求められております。昨年、10月議会で選挙の投開票の時間の見直しが議会提案され、住民の声を聞き、早速4月の県議会選挙より開票開始時間が午後8時からとなりました。住民の皆さんに通常より開票結果を早く発表することができ、なおかつ経費の削減にもつながると思います。従来の

ような選挙の結果は正確さが第一で、時間がかかって当たり前、終了するのは深夜になるものという選挙は変わりつつあります。今全国で開票のやり方の見直しを行い、開票の迅速化に着手する自治体がふえてきております。この開票の迅速化に着手した自治体は、福島県相馬市、長野県小諸市、茨城県取手市、東京都府中市などなどたくさんの自治体が行き組を始めております。そのことによって開票終了時間が最速半分以下に短縮できたところもあり、経費削減は何十万円から何百万円にもなっており、（東京都）府中市では1,400万円の削減ができたそうです。例えば福島県相馬市では、昨年11月の福島県知事選で早稲田大学の開票事務改善のマニフェストを参考にして開票の迅速化に行き組、開票時間を大きく短縮することができました。開票完了まで何と25分でした。市の開票時間としては日本最速です。開票に携わる職員を10人も減らすことができ、人件費は約43万円のコスト削減になったと言われております。その上、何よりよかったのはこの行き組をすることで職員の意識が変化してきたそうです。携わった職員全員で共通目標を持ち、その目標に意識を集中させたことにより作業の集中力も向上し、その結果、むだを省き集中して作業をすることで時間の短縮ができ、なおかつミスが少なくなり、やればできるということを実感できたのです。この（福島県）相馬市には全国から問い合わせが相次いでいるそうです。早稲田大学マニフェスト研究所がこの手法を発表してわずか10カ月間で400を超える自治体が見直しを始め、この行き組に着手し始めたと言われております。この香美市も今後の選挙において開票事務改善のマニフェストを取り入れてはどうでしょうか。

そしてもう1点、前回の選挙で起きたような同じ問題を起こさないためにも、開票作業の疑問票や無効票の判定に立ち会う選挙管理委員会のメンバーに専門的知識のある弁護士などを加えてみてはどうでしょうか。以上、選挙の開票についてお尋ねをいたします。

最後に香美市振興計画について2つお聞きをいたします。

最初に農業の振興についてであります。香美市における農業人口の衰退と高齢化はますます深刻になってきております。きょういただいたこの冊子の中にもそれがまざまざと統計資料として出ておりますが、まさに大変な状況が来ております。香美市の発展のためにも第1次産業である農業や林業の活性化がポイントの1つであると思います。農業の担い手や後継者の確保と育成は重要な課題です。しかし、現実には農業の高齢化はどんどん進んでおります。幸いなことにその農業従事者は幾つになっても農業を続けたいと思う人が多いのです。しかし、体力の低下や自動車の運転ができなくなったら出荷ができなくなると不安を抱きながら農業を行っているのが現状ではないでしょうか。この方たちが安心して農業を続けていくためにも、農業の担い手や後継者の確保と育成と、このことと平行して高齢者への農業を考えていくべきではないでしょうか。高齢者への農業の支援は実行段階で行き組むと言われましたが、基本計画に位置づけがなければ担当者が変われば受け継がれないのではないのでしょうか。高齢者が住みなれた地域で

農業を継続できるように、体力に見合っ少しづつ軽減しながら、元気な限り一生仕事ができるシステムづくりを農協や高齢者施設と連携しながら、その高齢者施設では施設利用者の元気な方に遊休地などを利用して野菜や花づくりなどができるような、そんな取り組みもあわせて、そして団塊世代の大量退職者の農業への移行なども含め考えていくべきで、このシステムができることが高齢者の農業の振興だけではなく高齢者が農産物を生産する、それを喜んで買ってくれる人がいる、それによりわずかの収入になる、それで楽しみができる、次は何をつくろうかと考える。そうしたことが高齢者の生きがい対策にもなり、医療費の軽減にもつながり、相乗効果が幾つもあると思います。高齢者の農業を実効性あるものにするためにも、高齢者の農業を生きがいづくりや福祉農業として基本計画の中へ位置づけができないか、またこれからの高齢者の農業について農政課長はどのように考えているのか見解をお聞かせください。

最後の項目ですが、生涯スポーツ活動についてお尋ねをいたします。

今、生涯スポーツ活動が活発になりつつあります。この生涯スポーツを住民に気軽に、いつでもどこでもだれでもがいつまでも楽しめるように推進することで、住民の健康や体力の保持、増進の大きな力になっていきます。子どもから高齢者までさまざまなスポーツができ、特に高齢者には介護予防や体力づくりに役立ち医療費の軽減にもつながります。香美市には土佐山田スタジアム、健康センターセレネ、武道館や体育館、公民館など多くの施設もあり、そういう施設を利用して。またウォーキングやハイキング、水泳、登山などの環境も整っておりますが、それをつなぐシステムがないのです。生涯スポーツの活動を通じて、最近希薄になりつつある地域の連帯感を高め合うことが、それを行うことによって地域の連帯感を高め合うことができたり、世代間の交流やふれあいができ、地域のコミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの創設が急がれております。香美市の状況をネットでちょっと検索をしてみました。そしたら、このように「香美市では平成18年度春、創設に向け検討中」となっておりますが、どのように検討されいつごろの創設を予定しているのかお尋ねをいたします。この総合型地域スポーツクラブは、生涯学習課だけで取り組むのではなく、体育協会や子どもの体力や競技力の向上に関する学校教育課、そして健康づくり推進課や保険課、地域包括センターなど関連機関全体で連携して取り組むべきではないかと考えますが、生涯学習課長さんにお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光美代子議員さんの就学前教育についてお答えをさせていただきます。

まず現在の状況についてお話をさせていただきます。香美市の保育園では現場の保育職員は定期的に研修を行い、子どもたちの発達段階に応じた保育を行っております。園長会では保育運営上のさまざまなことについて話し合いをしております。その中でもご

質問をいただいた件についても話し合いましたので、お答えをさせていただきます。

呼び捨て等言葉遣いにつきましては、基本的には呼び捨てはしないように確認しております。しかし、ときと状況によっては呼びきりであっても不自然でない場合もあると思いますのでそんなこともあろうかと思いますが、要は大事なことは相手を大切に思う心がなければならないということであろうと考えます。こういうことを園長会では話し合いました。

次に歯磨き習慣についても、これは以前よりも要望が多くなってまいりました。家庭での習慣づけが基本ではあると思いますが、子どもの体の成長に重要なことであります。美良布保育園、双葉保育園、大柘保育園については以前より取り組んでいます。しかし、その他の園においては、保育園での保育の実施の優先度に考え方に違いがありまして、ぶくぶくうがいやごっくんうがいで虫歯の予防にかなりの効果があるとして、そこまでにとめているのが実情であります。園長会ではいろいろやらなければならない保育もあるだろうが、歯磨き習慣をつけることは成長の上で大事なことであります。できる限り取り組んでいくというように促すというか話し合いをしました。

次にニーズ調査、懇談会についてでございます。

ニーズ調査の結果については、2月の園長会で報告し、話し合いを行い、またこれについて各園の職員間でも話し合ってもらおうようにしています。次の園長会、今月の園長会ですが、その結果を挙げて話し合うようにしております。保護者連合会主催の懇談会が先日開かれましたが、事前に園長の会、園長会と別に従来やっておった11日会というのもずっとやっておるようです、園長が。その11日会で伝えてありましたが、当日、夜の懇談会には何人かの保育職員も聞きに来ていました。この懇談会で話し合われた内容については、次回の園長会、3月の園長会ですが話しをし、園へ伝えてもらうように考えています。

最後にこの就学前教育について、私の見解ということでお答えをさせていただきます。

土佐山田町、香北町、物部町では子どもの実態が違うことはよくわかりました。これは保育だけではありません。小学生、中学生もそうです。また、そういった子どもの実態に立ちまして、保護者や地域の方々の要望にも違いがあるということがわかりました。また、さらに土佐山田町にある（保育園）7園でも同じような保育をしておるようにも見えるかもわかりませんが、行事等においては一律ではなくって特色を持っているということがわかりました。またそういう特色ある保育運営をするということに、園長さんも意欲的であるということもわかりました。幼保一元化が言われております。しかし私も勉強不足でして、保育園と幼稚園の運営の違いが自分自身よくのみ込めていません。市としては、物部町とか香北町とか土佐山田町とかそういう地域に限らず、全体として、市としてあるところまではどういう保育運営をするかということは共通でなければならないと思います。そしてその上に特色を出すことが必要ではなかろうかと話し合っています。保育運営委員会を12名の委員さんだっただけだと思いますが、もろもろの問題をご提

起いたしまして、ハード面、ソフト面でご意見を聞いています。2回会をしまして3回目を近日中に開くようになっていきます。そういったところでもどういった保育運営がいかをご検討いただいております。なお、園長会と校長会の合同の会を来年度はもちたいと考えております。そういうことで就学前と小学校、中学校のより連携のとれた系統だった子どもたちへの支援、教育ができればと考えています。そして保育士さんと教職員との研修会を、合同の研修会を来年度はもとうと思って、これはできるのではないかと考えています。なお、園長会と校長会の合同会が平成19年度の早い時期に開かれればよいなど、園長会や校長会等で話しはいたしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の選挙の開票についてお答えをいたします。

先日よりいろいろと報道されておりますところの開票事務改革についてでございますが、結論から申し上げますと香美市といたしまして取り組みたいと考えております。

（福島県）相馬市と同じく改革・改善を行った長野県小諸市に資料をお願いをいたしまして、郵送していただきました。それについて今現在検討している状況でございます。準備の関係がありまして、すべてについては導入できないと思っておりますが、一部4月の高知県議会議員選挙より導入して取り組んでいきたいというふうに考えております。ご質問の中にございました、早稲田大学の開票事務改善のマニフェストでございますが、これは香美市の方にも東京で行われましたフォーラムの参加依頼的な文書が来ておりましたが、なかなか行くことができなかったような状況でございます。これへ高知市の選挙管理委員会が参加してございまして、うちの方にもこの資料をいただいております。このマニフェストによりまして、特に特別な改革をするということではなくて、小さな改善を積み重ねた結果が大きな時間短縮になっておるということでございます。今ちょっと香美市の方で検討しておりますのは、従前開票の前に投票箱はかぎがかかったまま立会人、管理者に確認をいただいております。その後、そのままかぎをつけたまま開票宣言がされた後にかぎを開けて開票をします。これでいきますと、この今回導入する分でございますと、開票立会人と開票管理者に確認していただいた後に、もう既にかぎはもう開けておくと。それで開票の宣言を待つと。それでそのかぎを開ける時間が、それで10分ぐらい短縮できるんじゃないか、そういうふうな積み重ねをしていくということです。それからほかにもございますが、今回の県議選は候補者がよけないということで、候補者ごとに整理をする場所をそれぞれにしております。ということは、その票が混合しないということで、一連の作業の中でずっと立会人までずっと通っていくと。それでその手続き的に票を整理係の方が持ってそれを計数へかけて、それから決定箋の番号をとって開票立会人まで1人が1つの流れで立会人まで通っていくということは、その票がほかへ動かないということで、前回の市議会議員の選挙の中に一部混同票が

あったと、そういうことを防ぐためにそういう形で対応していくと。ほんで票を置いて、その次の係の方がその票を取ってというその時間ロスも、やっぱり重ねていけばかなりの時間短縮にはなるのではないかと。

それからもう1点、今まで市議員については50票の束で回っておりました。それから通常は100票の束で回ります。それを100票ずつのをクリップにしたやつを300票の束にして決定箋をつけて回るということになりますと、今まででありますと、100票でいきますと大体170ぐらいその立会人が判をつかないかんと。それが60回ぐらいの判で済むと。その間の時間短縮ができるというふうな、そういう積み重ねを1回改善をいたしまして、前回より今回、今回より次回というふうに向上心を持ちながら研究、改革を行っていきたいというふうに考えております。

それから2点目の疑問票の判定に弁護士を加えてはどうですかということですが、現在のところは検討はしておりません。やはり弁護士が入ったとしても、訴訟関係にはやっぱりなってきます。今の、やはりこの選挙制度でいけば、票の効力の決定についてはそういう訴訟は出てくるんだろうというふうに考えております。

それから、4月に行います高知県議会議員選挙の開票についてでございますが、投票所の閉鎖時刻の繰り上げ等によりまして開票時刻を、今まで午後9時30分からにしておりましたが、それを午後8時からに変更したということで、市民の方にも開票の結果を早く発表できるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 依光美代子議員の香美市振興計画、農業の振興の部分で基本計画への位置づけをということでございますが、ご質問の中で「農業の高齢化」という部分は「農家の高齢化」ということでご答弁をさせていただきたいと思っております。

香美市振興計画の基本構想、土地利用の中で農業従事者の高齢化への対応、適地・適作の推進を記述し、地域産業の多面的な振興を図ることとしました。そして、基本計画においては高齢化農業に対応できる環境づくりを進めるとしました。農作業の受委託や集落営農の組織化を進め、幅広い担い手の育成・確保を図るとともに、U・J・Iターンの方も含めた農業を検討するよう取り組むとしております。しかしながら農業は産業であり、職業であり、生業であります。高齢で主業農家として頑張っておられる方もまだまだおいでになります。ご指摘のとおり生きがいつくり、また福祉農業の誘導施策としてはまだできておりませんが、香美市担い手育成総合支援協議会の中のアクションプログラムの基本方針においては、農業生産や地域社会で重要な役割を担っている女性農業者や高齢者などの支援体制の確立を目指すことが位置づけされ、取り組みが進められていますのでご理解をいただきたいと思います。また、そのお声については集落、また熟度によって、さきに協議会の質問でもありましたように「実行段階で」と申し上げた部分はその部分でございますので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、依光美代子議員の香美市振興計画のうち、生涯スポーツ活動についてのご質問にお答えをいたします。

総合型地域スポーツクラブは、いつでもどこでもだれとでも気軽にスポーツを通じて健康づくり、コミュニティづくりを行うことを目的としたスポーツクラブであり、クラブ設立に当たっては、地域の現状に応じた形で育成を図り、クラブ運営は住民みずからが主体的、自主的に行っていくこととなります。スポーツクラブの創設においては、既存の地域スポーツクラブが連合して生まれるものや、公共スポーツ施設の有効利用を図る観点からスタートしたものといろいろなパターンがあり、地域の実情に合わせた方法を採用することが必要となっています。平成18年度は合併したばかりであり、スポーツ団体や各種のスポーツ大会、各種体育施設の実情など地域の実態把握に努めており、できるだけ早い時期に市内スポーツ団体の関係者、学校関係者、体育指導員などに呼びかけて検討会を行い、関係者の意見を聞きながら設立に向けてどの方法がよいのか研究していきたいと考えております。現在のところ、具体的な創設の期日をお示しすることはできませんが、一般的には計画ができて2～3年のケースが多いようでございます。

また、スポーツ運営には各種行事の企画立案やマネジメントを含めた経営に関する専門知識を有するプランマネージャーの育成も不可欠であり、平成18年度も研修会に参加するなど人材育成にも努めております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。丁寧なご答弁ありがとうございます。

最初に就学前教育についてですが、以前より随分改善をされてきていることがよくわかりました。ぜひ続いてお願いをしたいと思います。そしてその中ですぐできることもたくさんあると思う、感じたことですが、その歯磨き指導、確かに旧町村でそれぞれらつきがあつてぶくぶくうがいでいいとか、ごっくんうがいでいいというような意見も多々あると思います。しかし、年に一度ぐらいはやっぱり歯磨き指導を行って、自分の歯がどれぐらい汚れが落ちてないかということを知ること大事だと思うがです。この旧3町村の低学年というか、そこの虫歯の率というのは結構高いと歯医者さんの中からも声が出ておりますので、ぜひその歯磨き指導を一度行って、それぞれの児童が自分の歯がどれぐらい汚れているというその確認をする意味でも、そういうことを取り入れていくべきでないかと思います。

そして、先生の言葉遣い、（名前）の呼びきり、確かにそうです。呼びきりしてもいい部分もあるんです。やっぱり教育長が言われたように相手を大切に思う心、それが大変重要かと思えます。それが感じられない場面に私も多々出くわしたことがありましたので、この質問をさせていただきました。

それと、このニーズ調査のアンケート調査の結果というのは各保育の保護者の方には結果を返さないのでしょうか。全体としてこういう意見があったという結果は、保護者の方には返さないのでしょうか。そして、またその以前から言われている中に、1回目に挙げたその言葉遣いや歯磨きなどもあります。今回の意見の中にも出てる、例えば先生の名前がわからないから名札をつけてほしいとか、そういうことだったら簡単にできますよね。それから先生方のあいさつが、保護者が見えても先生方同士がいつまでもおしゃべりしてあいさつをしない先生が多いとか、そういうことがありましたよね。そういうことなんか、本当にすぐにでもできることだと思うんです。それから以前から言われてるんですけど、夕涼み会や節分の鬼やおばけ、それを当日やるのに、それに脅えて1人で寝れなくなったり不安がる子どもがふえているという声が以前からありますよね。やはりそれについても再度園長会の中でも議論をしていただきたいと思います。

それから、保育の先生がよくかわる、かわるということは1日で早朝保育のときには臨時の先生、それから本雇いの先生、お昼はまた臨時の先生、また本雇いの先生、延長保育は臨時の方というように1日で1人の児童に携わる先生が何回もかわるということがあるんですよね。やはり子どもはこう気持ちが不安定になると思うんですが、そこら辺はやっぱり職員のローテーションの見直しで解決ができていくことではないかと思いますが、ぜひすぐできることから取り組みをお願いしたいと思います。

そして、1回目の質問でさせていただきましたが、それぞれの園でいい取り組みをしています。だからそれを生かすためにも、思い切った先生方の人事異動を行って、お互いがいい風を吹かし合う、それに対してのご答弁をいただけないでしょうか。

そして2点目、選挙の開票についてですが、早速に導入をしてくださるということで本当にありがとうございます。本当に私もこの内容を知ったときに、小さな改善の積み重ね、それが大きな効果をあらわしてる、まさにそうなんです。やはり意識をそこに持つと持たないでは大きな違いが出てきますので、ぜひそのようにお願いをいたします。

そして農業の振興ですが、本当に私、この問題をたびたび言うんですけど、地域の中でやはり農業の高齢化が進んでいます。農業をやってる従事者が、高齢者がふえておる中で不安を抱きながら、やはり自分たちは続けたいという思いをお持ちの方がたくさんいらっしゃるんで、ぜひその辺の取り組みをよろしくお願いをしたいと思います。ただ、実行計画の中になかったときに、担当者が、課長さんは今そういう思いをたくさん持ってやってくださってますけど、その担当がかわられたときとか、後へ受け継いでいかれるのかな、そこな辺を、土地利用の分では適地・適作とか多品目生産とかいろんな面で高齢者のできるやり方をこう考えてはくださってますけれど、その辺をちょっと心配をするものです。

それから最後に生涯スポーツ活動についてですが、ぜひそれぞれの地域に合うたやり方があると思うんです。この香美市にとって本当にもったいないかなと思うのは、地域にそれぞれ人材がおるのに、その人材を生かし切れてないという、大変もったいない感

じを多々受けるんです。今回この総合型地域スポーツクラブ、この中で先頭に立ってやっておられる女子大の清原先生、ちょうど地元にも住んでます。あの先生方なんかもぜひ力になりたいし、またなっってくださいと思うがです。やっぱりそういう地域の方の力を借りながら、ぜひ検討会を行う予定と言われてますが、ぜひ早い段階にお願いをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光美代子議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。なお私の不十分な点は担当課長の方からお答えさせていただきます。

先ほど幼保一元化が言われておるけれど、私自身も「保育園と幼稚園の違いについて不勉強だ。」というお答えをさせていただきました。どんな子どもを保育園で育てるかということにつきまして、何月だったかは忘れましたが、園長会で話し合ったことがございます。結局より保育園的といいますか、「たくましくって社会性のある子どもを育てるじゃないか」と、「生きる力をつけることじゃないか」という意見と、極端に言ってるんですが、「小学校へ行く準備として字も教えたらいいだろう、英語もやったらいいだろう、歯磨き等生活習慣もつける必要があるのではないか」というような話しが出ました。それでどういうようにするかというようなことは決まりませんでしたというか、そういう意見がけんけんがくがく、園長さん同士が話し合ったりしたときがあります。保育園、幼稚園ではないですけども、幼保一元化も言われていますので、どういう就学前教育、保育園の経営とまた就学前教育というとらえ方をすれば、またある点こう違ってくるというかあると思うんですが、その辺をきちっとした方向性を、まだみんなを確認をようし合っておりません。だから私もいいところをとってやればいいじゃないかというようなことを話し合っております。細かいことにつきましては、その名札とか鬼とかいうことは話し合いました。名札は、これは「子どもを抱っこせにやいかんき、危ないきいかん」という保育士さんが多かったです。それから、鬼やおぼけにつきましても、私も片地（保育園）で入って、しょう恐かったいうて言いましたけど、自分自身がこの前初めて片地保育園で入らせていただいて、しまいの方はもう恐いき目つぶって通ったいうて話しましたけれど、何かそれも「自由に入っておる」と、「強制ではない」と。それから1年生や2年生の先輩ですね、来ておる。「その人たちも楽しみにしておるから」というような意見も強かったです。言葉遣いもなかなかまとまりませんでした。しかし、小学校でもこの言葉遣いについて教員の、ある学校からご指摘を受けていたことも今年ございます。また、あるアンケートですこやか子育てプランの説明に行ったとき、ある保育園で私の言い方がきつうて悪かったということも出ておりました。私自身も学校の先生丸出しでどうかと書かれていました。私自身も言葉遣いもよくないと思いますので、その辺はまたみんなで研究していく問題じゃなかろうかと思います。

ただ、保育士の配置につきまして、今までと違った方向を今年は1つだけ取り入れま

した。それは、学校もそれほど同じですが、何歳児が何人について保育士1人とかいうような定数がございます。それをもとにして、その保育の会から上げてきた要望も踏まえて、そういうことで今まではやっておったようですが、今年初めて園長とのヒアリングをいたしました。各園の課題というか、を挙げまして、それをするには来年度どういようなことを要望するかとかいうようなことを書いてもらいまして、それでヒアリングを実施しました。ヒアリングに立ち会ったのは教育次長と幼保支援課長であります。私は立ち会いませんでした。そういったことももとにしまして、保育士の異動はしたいと考えています。私も本当にこんなことを言うと自分が本当に、自分の立場をわきまえてなくて大変濟まないと思いますけれど、その現状での保育士の配置について、確かに「どの先生が自分の担当かわからん、あんまりかわるき」とかいうような意見もあり、意見というか声を聞いたこともございます。なかなか園長会でいろいろ私が言っておりますと、園長さんから出る言葉は、「教育長さん、学校と保育園とは違う。」と。「保育園は子どもが小さいから目離しがならん。」と。「学校は大きいからある程度融通がきくんじゃないか。」ということをして、いろんな話しをしておいたら出ます。学校は、例えば教員が休みましても、1カ月休めばあとは来ますけれど、それ以外であれば空いておる教員とか教頭とか校長とかで譲り合いをしております。そういったことにつきましても、保育は小さいから心配であるということですのですぐ対応するということが基本になっております。また昼休みにつきましても、昼休みはとっておりますけれど、学校の教員はよっぽどのがない限り学校から離れることはございませぬ。どこかにあって、昼休みも子どもと一緒に遊んだり仕事をしたりしてることでもございます。それがやはり市の職員ですから、保育士さんは。この市の行政の中で勤めている職員と同じ立場であるということもあらうと思っておりますので、そこも学校とは違ってはいますけれども、ずっとそういうようなことでやってきておりますし、私自身外から入ってきて十分な理解もしておりませぬので、その辺のことがどうなのかというようなことを申し上げられる立場ではございませぬ。違いがあるということだけはよくわかりました。けれども教員も保育士も一生懸命子どもにかかわってやっているということは、皆さんにご理解いただきたい、私もそう思っております。

それから（ニーズ調査のアンケートを）家庭へ配る件についてですが、その3回目の運営委員会も済みましたら、みんなに返したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 依光議員のご質問で教育長が答えなかった分についてお答えいたします。

歯磨き指導につきましては、教育長も申しましたとおり園長会で言ってるわけですが、これについては健康づくり推進課も「協力体制はとろう。」ということをご返事もいただいておりますし、できるだけ歯磨き指導、年に1回はというお話しでございましたが、

順次取り入れていけるようにもっていきたいと考えております。

それから、朝行ったらあいさつをしないというようなお話しがございました。これは基本的に子どもさんをお預かりしてお話し、あいさつも当然せんといかんもんですので、こういうことはないように指導していかないかんと思っております。

それから、先生がよくかわるので子どもが先生の名前もわからないというようなお話しがございました。特に旧土佐山田町の方では保育園が少子・分散型になっておりまして、それで保育士も分散をしているということで、お互いに見合えないというようなことがございまして、細切れにパート職員とかが入っているわけでございます。それから臨時職員が多いというのは、これはもう市の状況で採用がなかなかできない、正職員にかわる臨時職員でございますので仕方ないところがございまして、この細切れに入れかわる、この状況を解決するのが子育てすこやかプランの1つの目的でもございまして、保育士がある程度集まると、その細切れにパートとか入れなくてもお互いに見合えるというような状況になるわけです。この細切れをぜひ、全くというわけにはいかんですが解消したいと、そのプランによって解消したいと考えております。

それから人事異動の件で大幅な異動をして刷新をというふうなご意見だと思います。以前、旧土佐山田町のときに私一度、私と言うより市で大幅なちょっと人事異動をやりましたところ現場が大変混乱いたしまして、先生が大幅に入れかわったために子どもが不安定になって、非常に現場が苦勞したという話しが、そういうことがありました。ある程度は必要だと思います。旧3町村間の交流もいたします。適切な人事異動に心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 依光議員の2回目のご質問ですが、特にご質問という内容とは余り感じておりませんが、振興計画は特に担当課長がつくったわけでもございません。いろんな関係部署の中で練り上げた、提案した部分を専門部会、そして本部会、そしてまた議会の場へご提示をさせていただいております。その中で担当課長からつなぐべき内容としては、もう「農林業の振興の部分で位置づけをした。」と言うお答えをさせていただいておりますので、やはりいろんな課題については載せてあります。振興施策についても明確な詳細な部分はどうしても一つ一つその部分で対応していくという考えをさせていただいて、やはりすべての部分は基本方針の中へ網羅をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは依光議員の総合型地域スポーツクラブについての2回目のご質問にお答えをいたします。

スポーツクラブにおいては設立、運営にはクラブマネジャーなど地域における中心となる人材の存在が重要であります。今後につきましては人材の発掘に努めるとともに、

専門家のアドバイスも聞きながら早期に検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。

教育長のご苦勞が大変胸につまされる思いで聞かさせていただきました。大変ご苦勞があらうかと思いますが、この香美市の子どもたちのためでございますので、ぜひ引き続いて頑張ってもらいたいと思います。その中ですごくいい取り組みというのが学校と、校長会と園長会を一緒になさるといふことと、保育士と先生の合同で研修会をやりたい、ぜひそれをお願いしたいと思います。先日もお聞きしたんですけど、片地で更生保護婦人会がミニ集会をやったときに、今まで出てきたことなかったけど園長先生と校長先生がその場で一堂に会したことでいろんな問題点がわかり、またそこで言ったことはすぐ連携とれる、楠目小学校では割と子どものいろんな問題点があったときに、保育園へ行ってその子どもが保育園のときどうであったかとかいうことを聞いたり、そのとき対応をどのようにしたかというような連携をとりながら子どもに携わっているがです。そのことが今後も学校へ上がってからもすごく大事にならうかと思いますが、その点引き続いてお願いをしたいと思います。そして、保育園の先生がいろんな昔遊びにしても取り組みをして、先生自身が研修し、練習し、そして子どもたちに教える、大変な労力だと思うんです。今、小学校では地域の方々に来ていただいているいろんな取り組みをし、地域に開かれた学校づくり、保育園においてもそういうことがこれからますます大事になってこようかと思いますが、ぜひその辺の取り組みをお願いしたいと思います。

それから先生が細切れに入れかわることのないように解消に当たって、そのプランに基づいてやっていきたいという幼保支援課長からのご答弁でしたが、プランが実施されるようにならなくても、これはそれこそ先生が早番、遅番とか、そういうローテーションの組み合わせでも改善できることではないでしょうか。その辺についてももう一度お尋ねを思います。

それと教育長さんが、大変今言いにくそうにご答弁されておりましたが、保育園としてどんな子どもを育てるかということとたくましく社会性を育てるのか、それとも小学校へ行く準備のために生活習慣などを育てる、相反したとは言えないけど、二通りの思いがあつてなかなかご苦勞をされてるということをお聞きしましたが、教育長としてこの香美市の就学前教育についてどういう思いを持っておられるのか、お構いなければ聞かせていただきたいと思います。

以上で私のすべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えさせていただきます。

私も本当に十分なことができておりません。けれども皆さんのお力を借りて精いっぱい

いやっていかないかと考えております。こないだ園長会でこういうことを申しました。「私も本当に各園へ十分には回りませんでしたけれど、この1年間で思ったことは1つだけ、香美市の全部の園で土佐山田町がやっておるようにはだして運動会ができるようにしたい。」ということをお願いしました。それは一つにはございます。やはりたくましく社会性のある子どもに育てなければいけないじゃないかと思っております。しかし、それだけではいかんと思っております。やはりきちんとした生活習慣もでき、それから、こないだも校長会へ投げかけました。「字を教えてほしいとかいうような要望が出ておったがどう思いますか。」というのを投げかけてみましたら、その会でも私はお答えしたんですが、「字を読むことは大事である。けど字は全部覚えていかなくても、就学前に、いいのではないか。そら覚える人は覚えてもいいですけど。無理に早く覚えるとえんぴつの持ち方が悪かったり、筆順がおかしかったりもするので、その辺のことはどうだろうか。」というような、校長会でも受ける側の話でございました。来年度の教育行政の大きなテーマは、その保育園といいますか、就学前教育をどのように小学校へつなげていくか。そして中学校を、小学校をどのように中学校へつなげ、また中学校はこの保育園から大学まである香美市でございますから、高校や大学へつなげて連携をとっていく教育行政を行うのかと、社会教育も含めましてそうではなかろうかと思っております。私も本当に勉強不足の点が多々ございます。皆さんと一緒に進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 依光議員の3回目のご質問にお答えいたします。

ローテーションの件でございますが、例えば、各園にもう1人フリー保育士を仮に配置したとしましたら、これはかなり改善というか、その細切れ状態を改善することができます。しかしこれは財政的に無理でございまして、今保育をもう香美市でやってる園の運営のシステムの中で、そのローテーションにつきましては、やはり自分たちが机の上でこういうふうにしたらいんじゃないかということをお考えましても、やはり現場の方が現場のことはよくわかっておりまして、今のシステムの中で最大限有効なローテーションを組んでやってくれていると思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 依光美代君の質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石綾子です。

質問に移ります前に、ちょっと訂正をお願いします。ページ開いていただきまして（一般質問要旨）5ページでございますが、上の端から6行目の最初です。「このこと、」じゃなくて「このことは」が入ります。それからその下の特色ある学校教育はの件で、中ほどで「図書館（読書）教育等を開く」じゃなくて聞いている、「聞く」という字ですのでお願いいたします。すいません、今度からわかるように書きます。

それでは一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

次の合併をどうとらえるかでございますが、1月16日、「20年後のまちと暮らし」というタイトルで実質的な市町村合併の推進に関する構想について、高知県市町村合併推進審議会の答申に関する説明会が開かれました。この会には市長さん初め議会にも案内がありましたので、ご出席された方も多いかと存じます。そして3月10日付け高知新聞には、県の合併構想案が報道されております。また、きのうは県議会におきましても委員会等で議論をされ、その報道も今朝ほどの高知新聞に載っておりました。このことにつきまして次の点をお伺いいたします。

1つ目は答申内容につきましてどのようにお思いでしょうか。香美市は合併したばかりで、今定例会には第1次香美市振興計画が示されたところであり、次の合併については考えようもない、あるいは先のことだからと思われる方もおいでるかもしれません。しかし、国の動向と道州制問題、また高知県の財政状況を考えた場合、頭のどこかでは将来の見通しを立てながら市政を進めていくことは当然のことだと思います。そこで次の合併についてどのようにとらえておいでか見解をお尋ねいたします。

2つ目に長期的に見て望ましい基礎自治体の実現に向けて、物部川流域として南国市、香南市、香美市で当面は広域行政の拡充による連携を強化することと、香南市、香美市が新しいまちづくりに取り組んでいることから、新法期限後3市で広域合併を目指すがあります。このことにつきましてご所見をお伺いいたします。

3点目に合併したばかりの香美市には、やらなければならないことが山積していますが、その中で大切なことは答申内容に示されていますように、安心して暮らせる地域社会の維持と住民と行政の協働による自治と人づくりの重要性だと思います。大きな合併であろうが小さな合併であろうが、今までの行政と住民の関係や考え方では疲弊感が増していくばかりだと思います。そうならないために広域行政になればなるほど自治体内の分権の仕組みづくりを工夫することが大切です。そして住民の協力、協働の仕組みづくりが必要です。また、次の時代の担い手づくりが重要です。このことは合併して出発したばかりの香美市でも一番大切なことであり、意識して行政の中で取り組まなければならないことだと思います。市長さんのお考え、姿勢をお聞きいたします。次の合併をどうとらえるかは以上です。

2つ目の質問でございますが、特色ある学校教育は、でございます。

市内の小・中学校におきまして特色ある学校教育、そして子どもの個性を伸ばす教育に取り組み、またそれを持続させ、教育効果を上げていることは市民の認めるところ

でございます。例えば鏡野中学校吹奏楽部は実力、歴史とも知られておりますし、ほか海外交流や環境問題への取り組み、あるいは学校図書館の充実などを私はやっているというふうにも聞いております。そういったことへの努力には頭の下がる思いがいたします。このように各強化事業以外の教育活動につきまして、一般市民は知る機会も少ないところですが、これらの教育活動は子どもが成人になっても続けたり、生涯の生きがいにつながったり、何らかの影響を与えるものも大きいと思います。そこで特色ある教育についてお伺いいたします。

そのことから1つ目といたしまして、子どもの個性を伸ばす教育や特色ある学校づくりについて、またクラブ活動への取り組みについて現状と今後の取り組みについて教育長のご所見をお伺いいたします。

2つ目としまして、香北町には市立の武道館があります。この施設を生かし、教育の取り組みを望む声があります。剣道指導の先生を迎える方策についてお聞きいたします。以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石綏子議員の次の合併をどうとらえるか、自主的な市町村の合併の推進に関する構想についての方針についての①、②、③についてお答えをさせていただきます。

さきに県の主催で開かれました市町村合併推進審議会よりの答申につきまして、自主的な市町村の合併の推進に関する構想につきましての説明を受けました。説明会に出席をしたわけです。またそれと同時に先日の新聞報道によりますと、新合併特例法に基づき策定をされていましたが、先ほど言いました県市町村合併推進審議会の答申を受けまして、その答申に沿った内容となる市町村合併推進構想を議会に説明をするとされておりましたが、昨日県議会の企画建設委員会で報告をし、論議をされ、さまざまな委員からさまざまな意見が出ておるといふことも、きょうの新聞に出ておったわけでありまして、構想案につきましては、高知の望ましい将来像、また望ましい基礎自治体を実現するまでの取り組みなど6章で構成をされております。県内を6つの基礎自治体に再編をしまして、そしてその再編時期も答申では2020年から2030年ごろであったものでありますが、それを今回の構想案では5年前倒しをしまして、2015年ごろにするとしております。このことは本県の少子高齢化や過疎化の進行が著しく、また財政基盤の脆弱な市町村の多いことなどを踏まえてのものであり、特に旧合併特例法で合併できなかった、またしなかった地域は新合併特例法の期限内、2009年度までですが、の合併を検討すべきと指摘をしております。そうしたことを受け、やはり国の地方分権の推進並びに道州制への移行を受けまして、地方の自立に向けた県内の自治体の再編は今後も進んでいくものというふうに考えます。しかし、先ほどお話がございましたように、既に合併をいたしております本市につきましては、ただいま合併後の新しいまちづくりに取り組んでいる中で、すぐに次へのというふうな思いには至らないわけでありまして、

しかし、将来そうした流れが急速に進んでいくということを考えた場合、香美市として今回の合併の特例法を最大限有効に生かしながら、将来に向けての自治体としての体力をつけておくことが、今大切であるというふうに考えます。また、香南市、南国市とは現在一部事務組合を設置をしておりますし、そうした関係からお互いの結びつきは強いわけでありまして、今後もさらに広域的取り組みができるものにつきましても、お互いが協議できる間柄であるというふうに思っております。ただ、行政同士はそのような間柄でありましても、住民に次の合併への意識、気運が生まれるかということが今後の広域合併の進展に大きく影響すると思っておりますが、特に自治体が広域、広範囲になればなるほど住民との関係が希薄になることが心配をされます。今後は住民と行政との関係についての仕組みづくりが大変重要になると考えます。そのためにも今住民と行政の関係、新しい自治のあり方についても考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石綏子議員さんの教育についてお答えさせていただきます。

教育改革の大きな柱は、特色ある学校づくりでありました。各地教委ともその特色ある学校づくりを進めてまいりました。その結果、旧土佐山田町の小・中学校におきましては保護者や地域の人々はどこの学校がどんな特色だというようなことは、ある程度わかっていたのではなかろうかと思っております。旧香北町、旧物部村も同様であります。その特色ある学校づくりという特色の押さえ方でございます。例えば、ご質問の中に校名が出てきました鏡野中学校でございますが、鏡野中学校の現在の特色は文武両道の教育であります。一昔前は鏡野は人権教育と部活動の盛んな学校と大方認識されておりました。ここ数年、学力向上の必要性が認識されまして、課題となりましたので学力向上の研究を進めております。来年度はそれについての大きな発表会も予定しておりますのでございます。香北町、物部町の小・中4校につきましても、特色は図書館教育であり、森林教育であり、情報教育ではなかろうかと思っております。また、部活動はそれぞれ中学校に特色があることはご承知のとおりだと思っております。そのクラブ活動についてですが、中学校が4校あるわけですが、それぞれ入部をしまして活動しております。小規模校は大体全員が入部をしているようです。ちなみに鏡野中学校は90%の入部率でございます。なお、小規模であります繁藤中学校は、鏡野中学校とのクラブ間交流も行っております。

2つ目のご質問にありました香北中剣道部の顧問の件でございますが、現在もある顧問が熱心に指導をしまして、部活動を推進をいたしております。来年度につきましても教員の異動は、この（3月）20日に発表をされる予定になっております。どこの学校もやはり教育は人でありまして、適正な教員配置と申して私も努力をしておりますが、十分でない点もあろうかと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石です。2回目の質問です。

市長さんにお伺いいたします。

「すぐに合併、次の合併はすぐに次への思いには、次の合併には思いは至らないが特例法を最大限に生かしながらまちづくりを進めたい。」とお答えをいただきました。本当に特例法の生かし方が問題だろうと思います。そこでそのことについてお伺いしますが、分権を改革、合併は分権改革のゴールとして道州制を目指すことや、あるいは県が案を出しました6つの基礎自治体ですけど、少数の自治体に分け、広域行政を目指すことは妥当だとしましても、小さな自治の再生が伴わなければ地域の衰退はとまらないと思います。そこで、もちろんそのことはご承知の上で、実質香美市の出発となりました今季予算につきまして、こういったことを踏まえて予算の上にはどのように反映をされておりますでしょうか。その特例法を最大限にて生かしてということにつきまして、また、やはり次の合併を見通しながらということですので、例えばその特例法で大きなものは、使い方としまして大きなものは庁舎建設でございますが、次の合併を見通してということでしたら、全く見通さなくてもいいというわけではないと思いますので、そういうことでしたらその庁舎建設、30億円ということがもっと最小限の経費となるようにすることの方が得策ではないでしょうか。この30億円ということが市民の間ではひとり歩きをしていることがあるように見受けられます。要るものは要るで、それはすべてを含めて総合して30億円ですけれども、やはりその30億円の中身につきまして、もっと具体的に詳しくわかりやすく市民に公表していくべきではないかと思えます。そういった点についてお伺いします。予算につきましても、住民と行政との関係の仕組みづくりということでお答えいただきましたが、そういうことも反映されるような予算になっておりますでしょうか。市長さんには以上です。

教育長さん、私は学校につきまして、どこの学校がどれだけ特色あるかということすべて把握しておりませんが、たまたま香北町に住んでおりますので、この武道館について、現在のその顧問の先生も十分やっつけてはおりますが、以前はあの先生がいたときはこうこうであったと、そういう声をよく耳にします。それについて私は答えることもできませんし、お願いはしますからという答えになってしまいますが、教育長も努力はして下さるといことですが、ほかにそういった要望とかがあれば教えてください。またそれもたまたまですが、その市立の武道館が香北にありますので、それをもっと生かすためには教師だけではなくて警察とか、あるいは武道に強い方、どこがやっぱり引っ張っていただけるような方策をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石綏子議員の2回目のお答えをさせていただきます。

次の合併についてどういうふうな視点でということ、先ほどお話しをさせていただきました。2回目の質問の中では、今回の合併をした中での特例を生かした中で、予算上でもどのような生かし方をしているのかというふうなご質問だったというふうに思います。特に、庁舎建設につきましてのお言葉があったわけでありましたが、現在、庁舎建設委員会を設置をさせていただきます、その中で鋭意意見交換が、また同時に審議をしていただいております。そうした中でより具体的に、この会が進んでいく中でより具体的に煮詰まってこようと思います。経費につきまして30億円ということがひとり歩きをしているということでございますが、30億円という出た算定というものにつきましては、せんだってもお話しをいたしました。そうした現在の財政状況を踏まえ、また同時に規模等のことの中から30億円ということが出たわけでありましたが、これにつきまして今後の庁舎建設委員会の中でより深く検討していただきまして、この時代に合った、やはりスリムで、同時にまた常に私が言わせていただいておりますが、このまちに見合う、いわゆる身の丈に合った庁舎を考えていくことが大事ではないかということをお願いをするようになっていこうかと思いますが、そうしたことが特に庁舎建設委員会の中でも論議が出てこようかと思いますが、また同時にそうした経費を含め、この庁舎建設につきましての情報というものは、やはり市民には当然公開をしていく必要がございますし、また市民の皆様方に特に知っていただかなければならない大変大事なことでありますので、順次その進展につきましては情報公開は当然のことでございますし、していく必要があるというふうに思います。

また、仕組みづくり等につきましても、特に今後地方分権が進んでいこうというふうに思います。そうした中で国と地方との関係が、やはり今までのような上下関係から対等、協力というか、対等関係に変わっていくというふうに言われておりますし、またそうあると思います。そうした中で、より地方自治体は自立の道を進んでいく、そうしたことになってくるわけでありまして、かつてはやっぱりまちづくりの主役は行政が担っておりましたが、いまや住民あるいは企業、NPO等が自発的な活動の中でまちづくり等も担ってきてくれておりますし、またそういうふうになってこようと思います。特に福祉分野につきましては、住民の協力は欠かすことはできません。行政が主体となっていく福祉から、地域の中でお互いが支え合う福祉、共助に向けた住民協働の仕組みづくりも大事になっていこうかと思いますが、今回の予算措置の中でもそうしたことを念頭に置きまして、一つの予算編成には考えてきておるわけでありまして、十分でない点もあろうかと思いますが、今後もそうしたことを念頭に置きながら予算も張りつけていく必要がありはしないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

教員の異動を考えますときに、1つ目は学校経営がうまくいくことだと思います。2つ目はその教員自身も向上するような方策をとらなければいけないと思います。学校のために教員がどこかへ行って成長するような機会がありましても、引きとめておくことはできんと、そのように私は考えております。その異動の中でも特に中学校の異動はむずかしゅうございます。教科のこともありますし、部活動もありますし、生徒指導のこともございます。特に大栃中学校とか香北中学校、繁藤中学校もそうですが、そうなりますと1つの教科に1人の教員しかおりません。そういった中で、またある教科は担当がおらないというような定数にもなるわけでございます。そういった中でどのような異動をするかということでございます。私自身も鏡野中学校でも、ほかでもですが、成功したというか、まあまあするときもありましたし、失敗をした例もございます。先ほど申しました鏡野中学校につきましても、「学力向上は見え出したけれど部活動は弱ったじゃないか。」というようなご指摘も受けております。

ご質問にありました剣道についてでございます。このに剣道も非常に指導者が少のうございます。そういった中で大栃中学校も香北中学校も鏡野中学校も大変剣道に熱心なわけですから、そういう指導者を3人そろえるということはなかなか難しいわけでございます。けれども、よく校長たちと話すんですが、何年か先になりましたら合併もしましたことですし、剣道に限りません。この部は鏡野中学校が強い。この部は香北中学校が強い。この部は大栃中学校が強いというような時代がくるのではなかろうかと。もう3つとも全部強いというようなことは、なかなか指導者のこともありますし生徒数もございますので、難しい時代は来るのではなかろうかと考えたり話し合ったりもしていません。

その外部の講師の招聘でございます。学校は開かれなければなりません。そのためにいろんな人来ていただいてやっておくこともございますし、また教職員も地域へ出かけていかなければなりません。これは先ほど依光議員さんからご質問いただいた保育園もそうだと思います。極端に言いますと、香美市の中でも小学校はある程度開かれてきたと思います。差はありますが開かれてきたと思いますが、中学校はまあまだなかなか自分たちでやろうという機運が高いと押さえています。現在、鏡野中学校につきましてもお茶とかゴルフとかいうようなことは、外部から来てもらっています。バレーとかも外部からとかいうようなことも言ったこともありますが、なかなかそういうこともできなかった面もございます。これは香北中学校の剣道部に限りません。また教員も異動が決定した中で、それぞれ部活動につきまして、あるいは教科につきまして外部の人に来ていただいて、一緒にやっていける道を取り入れるようなことは考えていきたい。またそのときには皆さんのお力もお借りしたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭洋一でございます。平成19年第1回定例会の一般質問につきまして、議長より質問の許しを得ましたので通告書に従いまして質問をさせていただきます。本日5番目の登壇ということで、また午後でお疲れのことと思いますが、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1点目でございますが、市民との情報共有認識のための支所別行政連絡会の開催のお考えはないかを門脇市長さんにお伺いしたいと思います。

新生香美市が誕生いたしまして、約もう1年が経過いたしました。合併し新市として、また組織も大きくなると同時に旧町村単位で比較すると、行政と市民の間の意識、意思疎通等が滞りがちにはなりやすいのではないかと考えられます。今回の市民の直接請求につきましても、過日の新聞報道のコラムにも「住民不在」と題しまして、本市の12月定例議会での議員報酬改正に関しましての記事があり、もう皆様方もお目を通されたことと思いますので詳細な内容は省略させていただきますが、「行政サービスも財政難で、住民に一定の我慢を求めなければならない時代にもかかわらず、住民は辛抱するだけで意見を述べる機会もないのでは行政を信頼はできなくなる。」とありました。今回のこの件は合併協議会は協定書ののっとり、特別職報酬等審議会に諮問し答申を受け市長はこれをもとに議会に提出され賛成多数で可決されたものであります。この件につきましては2005年12月10日（発行）の第6号のこうほく3町村合併協議会だよりも報酬額決定の理由を書いております。また、香美市議会だよりの今年の2月発行分でも報告してまいりましたが、市民に対して周知徹底がさらに必要だと痛感しました。行政、議会も市民、住民に対して説明責任も問われております。この件につきまして私もこの1月にありました地区の初会で、この12月の定例会の報告を説明し、また議員報酬の件につきましては、そのてんまつも説明をいたしました。さらに徹底して周知をするためにも、年1回の行政連絡会ではなく、支所別の行政連絡会、座談会等を開催し地域住民と行政の報告、説明、意見、要望、考え等々の意見交換の場を持つことはいかがでしょうか。今後さらに新庁舎建設、保育園の統廃合、支所別機能の充実、またさらに先ほどからも出てきました大きな再編成の合併の時期もございまして、県の方も5年ぐらい前倒ししまして2015年ごろにというような話もございました。今後、本市の将来像を方向づける、この重要な案件がたくさん出てくるときと思われ。このようなときに今回のこの件を教訓に生かしまして、住民との対話、信頼を築きなおし、また意思疎通を図るためにもきめ細かな情報の共有認識が重要だと痛感しております。その手段として支所別行政連絡会、座談会等の開催についてお考えがないかをお尋ねいたします。

次に第2点目でございますが、不法投棄のごみ対応について阿部環境課長にお伺いいたします。

市内山間地の林道沿いや、斜面や、本市の上下水道の源でもある物部川支流等に空缶を初め家庭ごみ、洗濯機、クーラーなどの家電製品、農機具資材等が大量に不法投棄さ

れているという、この不法投棄ごみ対策についてお伺いいたします。

過日、市民から不法投棄ごみが市内山間部の各所に発生しているとの情報をいただきまして、その中でも最もひどいと思われる現地を確認し、後日支所の担当課長、職員に同行しまして状況を再確認したところでございますが、その状況は目をみはるような現状でございます。このような不法投棄ごみは、県内各所でも発生しており、その清掃作業は地域ボランティア活動により実施しているとテレビ、新聞報道にもたまたまありました。確かに地域でできることは地域で行い、できないことは行政の協力もお願いせねばなりません。今回の不法投棄ごみは（香北町の）林道西又河野線で、物部川支流の日ノ御子川沿いに発生しておりました。この日ノ御子川沿いというのは、美良布簡易水道の水源地、日ノ御子河川公園の遊び場、さらに下流域では土佐山田町地域での水源、飲料水にも利用されている水でございます。ここに、この不法投棄ごみで汚染された水が流れ込んでいると言っても過言ではございません。きれいに清掃しても、また不屈きな者により不法投棄され、いたちごっこの繰り返しでございます。このような現状を執行部、議会、地域の方々も知っていただくとともに、この不法投棄ごみ対策について行政としての見解をお伺いいたします。

また、小学校、中学校の児童・生徒と協力して、この不法投棄防止の手づくりの立て看板設置、ごみ撤去作業についての考えはないかを福島教育次長さんにもあわせてお伺いいたします。

次に、市民自治会、地区会等集落への加入状況について、濱田企画課長さんにお伺いいたします。

各地域に設置されております自治会、地区会、町内会等集落には、この香美市には198存立しておるとお伺いしておりますが、山合い過疎地域なんかは人口減少や高齢化で限界集落が進み、このような集落はいずれ消滅に向かうとされております。この限界集落というのは、地域の住民の半数以上が65歳以上の高齢者で、冠婚葬祭や田役、道役なんかの社会的維持が難しくなる集落、これは長野大学の大野晃先生、かつて高知大学におられました、今高知大学の名誉教授でもございますが、1991年に提案された概念でございます。このせんだっての新聞報道によりますと、全国で2,641の集落が消滅状態になるおそれがあると、市町村を対象にした国土交通省の実施したアンケートでありました。そのうち四国では10年以内に消滅、またはいずれは消滅かを含むと494集落、率で7.5%、そのような中で本市の状況はどうか、おわかりであればお聞かせ願いたいと思います。本市住民は本年2月1日現在2万9,513名とのことでございますが、本市に転入時、自治会や集落への未加入者、または加入していても脱退する者が増加しているとお聞きしますが、その現状はどうでしょうか。個人情報保護法等がありその行政としての未加入者への加入の要請等は対応はいかがかお伺いいたします。

最後に地域ブランド、地産地消の取り組みにつきまして宮地農政課長さんにお伺いさ

せていただきます。

農産物の価格低迷で困窮している零細農家に対して、少しでも付加価値が高められるための地域ブランド化、または地域で生産され、生産者の顔が見え、安全、安心でおいしい食の提供は、その地域で消費する地産地消を本市の小・中学校はもとより食を取り扱っている公共施設等で普及していくお考えはないか。またあれば、そのような状況がありましたならば、あわせてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市民との情報共有認識のための地区別連絡会等の開催はということで、行政と市民との対話が不足ではなかったかというふうなご指摘をいただきました。合併後1年を振り返ってみますと、私自身まことに反省をする点も多くございまして、十分な対応でなかった部分も多くあったと思います。率直に言いまして自分自身、私自身の力量不足を強く感じております。そうしたことを踏まえまして、住民の今後皆さん方とのさまざまな課題や問題点などの情報の共有はまことに重要でございます。意思疎通を図っていくことは非常に大切なことですので、行政連絡会等のことは、特に重要視していかなければならないというふうに考えております。平成19年度も4月に一度行政連絡会を行うようにいたしております。これは昨年の秋に行いました旧3町村、この物部町、香北町、土佐山田町合同の行政連絡会になりますが、平成19年度におきましては支所事業としまして、物部町、香北町の支所管内で秋にもう一度行政連絡会をする予定を立てております。今後もできるかぎり地域に出向きまして、市民の意見やまた声に耳を傾ける行政でなければならないというふうに思います。

この1年を本当に振り返りまして、合併をした中で同じ行政ではございますが、やはりさまざま進めていく上でいわゆる手法の違いであるとか、また新しい事業への取り組みであるとか、本当に職員も大変な1年であったというふうに思います。本当に手探りの状況の中で進めてきた点もあるわけではありますが、そうしたことを振り返りまして、今日までこの間取り組んできました中で事業の問題点であるとか、あるいは課題、そしてまた得られた成果等につきまして、各課の取りまとめをするように各課に指示をいたしております。そうした中で、また新たな住民との関係につきましても一定の把握ができるのではないかとこのように思っておりますので、今後にかかしていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 千頭議員の不法投棄ごみ対応につきまして、不法投棄ごみ対策についての見解というところにつきましてお答えさせていただきます。

不法投棄ごみの対策につきましては、行政としましても頭を悩ます課題でもあります。

廃棄物処理法におきましては「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められております。また、廃棄物の処理及び清掃に関する市の条例におきましても「占有者はみだりに廃棄物を捨てられないように、適正管理に努めなければならない」と規定をしております。粗大ごみの不法投棄は、家電リサイクル法等の施行によりまして、廃棄する場合にはみずからリサイクル料を負担しなくてはならなくなりました。このことによる要因も少なからずあるのではないかと推察しております。ごみ処理のルールはできておりますので、住民みずからが適正にごみを処理するにはどうすればよいか考えていただくことが前提であります。不法投棄は犯罪でもありますし、自然の美観を損なうだけではなくて、必ず迷惑をこうむる人がいるということを肝に銘じてもらいたいと考えております。不法投棄の現場や不法投棄を発見した場合には、最寄の警察署や環境課、また各支所に知らせていただきたいと思います。市では不法投棄されたごみにつきまして、土地等の管理者の責任において対応していただくというスタンスをとっております。なお、不法投棄ごみを管理者が直接、状況にもよりますけれども、不法投棄ごみを管理者が直接持ち込みを条件に受け取りもしております。この場合の費用につきましては、処分費につきましては減免措置の扱いとしております。公共施設や個人の土地や建物等の敷地においても不法投棄されないよう十分管理してもらいたいし、不法投棄の防止用の看板も用意もしております。ご相談いただければお渡しすることもできますので、よろしくお願ひしたいと思います。

不法投棄やポイ捨て等住民のモラルの向上等につきましては、元来もピーアールもしてきましたが今後も引き続いて広報等で啓発をしていきたいと考えております。なお、廃棄物処理法によりますと罰則が規定されておりますが、かなり強化されまして、「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、法人の場合は1億円」というようなこともうたわれております。また、悪質な場合はこの両方を併科するというようになっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） それでは、千頭洋一議員の不法投棄ごみ対策について教育委員会の方からお答えをいたします。

学校の児童・生徒の取り組みの一例を挙げますと、手づくり立て看板の設置につきましては、これまで繁藤小学校で地域の方々及び保護者の方々の応援をいただきまして、国道32号線沿いの4カ所に「ポイ捨て禁止」や「ビン、缶を捨てないで」と書かれた環境美化啓発看板を設置をしております。またごみ収集作業につきましては、学期ごとに生徒や教職員でJR繁藤駅の清掃作業や、国道沿いを初めとしまして校区内のポイ捨てされた空き缶、空きびん等を回収し、環境美化に取り組んでおるところでございます。ご質問の手づくり立て看板の設置等の取り組みにつきましては、校長会で協議を行います。地域の環境美化については児童・生徒、教職員、地域住民と連携を図りなが

ら校外学習として実施できればと考えております。しかしながら不法投棄されたごみ撤去作業につきましては、児童・生徒の及ばない範囲と考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の市民の自治会、地区会等集落への加入状況はというお尋ねについてご回答いたします。

自治会への加入問題あるいはその脱会といった問題につきましては、都市部では随分前からそうした状況があると聞き及んでおるところでございますけれども、ご指摘のように今日ではそうした傾向は地方にまで及んでおるところでございます。本地域でも最近はそのような状況をおりに触れて耳にしておるところでございます。本市には自治会としての組織数は192登録がございまして、加入世帯数9,270世帯と把握をしております。より実数に近い世帯数としては、国勢調査の数字が実態に近いととらえますと、平成17年国勢調査での世帯数が1万2,396（世帯）となっていることから見ますと、単純計算ではおよそ3,100程度の世帯が未加入となっております。本市の場合は高知工科大学があることや、寮施設等があることもございまして、また、こうした方々は何年間かの短期の集合住宅の入居者であることから、なかなか自治会への加入へとつながらない要素もございまして、具体的に未加入の実態を把握することはなかなか困難であります。もとより自治会加入は任意でございますけれども、地域活動の多くは自治会を通じてのものであることから、地域住民を挙げて加入し、地域活動へ参加をしてほしいと願うところでありまして、市としましては住民課及び支所において転入及び転居手続き時に自治会加入を促すこうした文書を手渡しをしております。香北支所及び物部支所ではなお本人の同意のあった方につきましては、支所から自治会長あてに異動の通知を発しているとのことでございます。悩ましい問題ではありますけれども、これ以上の行政指導は困難だと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 千頭洋一議員の地産地消の取り組みについてお答えをいたします。

香美市の小・中学校の給食でございますが、各給食センターで取り扱っています。今までも地産地消の経過から、物部学校給食センターにおいては地元生産者から時期折々の収穫作物の情報提供を受けまして直接購入し、生産者を招いての試食会を行っています。香北学校給食センターでは、米飯は香北町産のヒノヒカリ、野菜などは地元直販所、みそは農村女性グループから購入をしています。土佐山田学校給食センターは米は同じくヒノヒカリを使用し、その他の食材は取り扱い量の関係から安定供給されることが第一と考えまして、購入は地元産、県内産の食材納入を指定し、施設としては県産県消となっております。一部食材におきましては学校農園のサツマイモの利用や、かがみの育成

園から夏場にナス、香北町のシイタケの導入などを始めています。その中で地元産の献立を昼の放送で紹介を行っています。また、県の地産地消促進事業を活用しまして、6年前から香北町大宮小学校3年生が菌床ブロックでシイタケを育て一次的に給食の食材とし、食べることから地元の食材を見直すきっかけとなる取り組みを行っています。さらに農業学習としまして学童農園において旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の小学生が米やモチ米を育て、食す取り組みを長年行ってきました。今後も今までの事業継続とともに、地産地消協議会推進の場で継続をし、提案とともに地元産の安定供給や地域のブランドとしての安全、安心の啓発を高知県、教育委員会、JA、その他関係機関団体と連携しながら効果のある拡充に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。2回目の質問をさせていただきます。

先ほどは門脇市長さんより誠意あるご答弁をいただきましてどうもありがとうございました。2月10日付けの新聞で高知県民の世論調査の概要が発表されておりました。その中で「県政で県民の声が反映されていると答えたのは、わずか2.3%。ある程度反映されているが19.3%、合計21.6%にとどまったと。逆に余り反映されていないが31.6%、全く反映されていないが13.7%、計45.3%」で記事が載っております。これは県民の声であります。この数字を本市に置きかえても同様だと考えております。行政の主役は市民、地域住民であります。どうか民意を反映できるようによろしくお願いいたします。ご答弁では、この4月には第1回の行政連絡会、それから秋には支所別の事業として行政連絡会等を開催していただけるということですが、少しでも地域に民意が反映できる手法をお願いしたいと思います。

それから、不法投棄でございますが、先ほどのお話しですと不法投棄された（ごみの）処理は土地の管理者が直接持ち込んでやっていかなければならないと。そのときには減免、持ち込みに対しては減免処置も必要だというお話しがございました。実際、現状を見ていただきますと、本当に特にごみを捨てる場所は急傾斜のところでございます。本当に簡単に個人ではとてもやないけど撤去できないような状況でございます。そういったところで、さらに土地の管理者みずからそれをしなきゃいかんとなると、非常に大変なことになろうかなと思っておりますが、そのあたりをぜひ行政としての、またお考えをお願いしたいと思います。

また、小学校、中学校の児童・生徒に対しての取り組みにつきまして、繁藤小学校の事例を発表していただきまして本当にありがとうございました。これをさらに香美市全域の小・中学校に合併し、ごみの不法投棄についての看板で児童、子どもから教育していく方が1つの手法ではないかと思っております。どうかひとつよろしくお願いいたします。

自治会の件でございますが、香美市には192（組織）ということ、今ご説明いただきました。私がちょっと調べたところによりますと、土佐山田町には124（組織）

ではなかったかなと思っておりますし、香北町で41（組織）、物部町で33（組織）でございましたが、今世紀の前半には起こるであろうという東海、南海、東南海等の地震が70～80%の確率で発生が予想されているときに、地域は地域で守ると、自主防災組織の立ち上げ、昔から言われてる言葉に「向う三軒両隣、地域住民の団結」こうしたものが必要だと言われておりますときこそ、地域で、皆さんの共同での認識が大変重要ではないかと考えております。また、その市の広報、各種事務連絡等の文書配付につきましても、香北町の方では必要な方には香北支所より直接（自治会の）未加入者宅へ届けているということをお聞きしました。この土佐山田町、物部町の対応をまたあわせてお伺いいただければと思いますが、（自治会の）未加入者が増加すると事務量も大変になることが予想されますが、1人でも多くの方々が集落に加入できるように、またご指導を願えればと思っております。

最後に、学校給食センターでございます。それぞれの学校給食センターで地域の地産地消をお願いしてやっていたことをお聞きしまして、さらにまた心強い気もいたしました。ご承知のように土佐山田町はやっこねぎとかそういったものがたくさん地域ブランドとしてできております。物部町はゆず、ギンナンがもうこれは、ゆずにつきましては日本一だという地域ブランド化もしております。また、香北町では昔から県内三大の良質米のとれるところとしての蕪生米もございますが、こういったこともさらに利用していただいて、これを市内に限らず県下全域に広めていただければと思っております。これで2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

行政と住民との、いわゆる意思疎通、そうしたものの大変大切さというものは、先ほども述べさせていただきました。議員のご指摘の中でも県政の、いわゆる民意は反映をされているのか、いないのかというこのパーセンテージもお示しをいただいたわけでありまして。この1年といいましょうか、振り返ってみましても本当にそうした民意といいましょうか、住民の皆さん方の思いというものは、大変多種多様に広がってきておるといのが現実ではなかろうかと思っております。また同時にさまざまな国の制度の変わり目、そうした中で、特に複雑にもなってきております。そうした中で、やはり行政がなかなかそれに十分お答えができていない部分も、当然出てくるわけでありましてけれども、しかしながらこうした末端行政を請け負っておる我々市行政としましては、そうした民意というもの、住民の皆さん方の声というものは、やはり行政にできるだけ反映をすることが大変大事であろうかと思っております。しかし、それには限られた部分もあるわけでありまして、そうした努力はしていかなければならないという思いを、やはり持って行政に臨むということは大変大事なことだと思っておりますので、心がけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

原則は（土地）管理者が責任を持って（不法投棄ごみの）対処しなければならないということでございます。なお、個人で撤去が困難な場合につきましては、不法投棄（ごみ）の処置につきましては、中央東福祉保健所におきまして、高知県中央東地域産業廃棄物等連絡協議会がでございます。協議会の方に対応できないか提案し、検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

先ほどご指摘いただきました、その香北町での取り扱いの件ですけれども、合併前におきましてはそうした対応をしておったということは、先ほど香北支所長の方からお聞きをしましたけれども、現在はそうした取り扱いはしてございません。全市的にそうした取扱いについては、どうも今の体制の中ではちょっと厳しい状況であるというふうに私は認識をしております。

自治会につきましては、その防災あるいは災害時の観点からということとはもとよりですけれども、日常のコミュニティーの部分ではその最小の単位であるということからしますと、その自治会の方からも地域に入ってこられた方、移ってこられた方に積極的にその声かけをして、お誘いをいただけたらと、それも1つの方法ではなかろうかというふうに思います。ちなみに、実は（香北町）吉野地区の方で工科大の留学生が県の官舎をお借りして現在入居しておりますけれども、その方がもう工科大を通じての話ですと、寂しいところではあるんですけれども、地域の方からいろんなときに誘ってくれたりするんですけど、そのことが非常にうれしいということで、その地域の部分にかかわっておるといってもございますので、そうした形で地域の方からもぜひその声かけをして、地域活動が積極的になるようにしていただけたらという希望も持っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 不法投棄等に関する学校の取り組みと、それから地産地消の給食の件で私の方からまとめてお答えさせていただきます。

繁藤小・中学校のことを例にとって、先ほど答弁をさせていただきましたが、実は看板はつくってないと思うんですが、そういうごみの収集、空き缶の、長年取り組んだということで、繁藤中学校と香北中学校が前日そのボランティア行事で表彰を受けてまいりました。そのことをお知らせしておきたいと思います。香北中学校も長年取り組んでおるといってございます。

それから給食に地産地消をということですが、実は来年度、「地域に根差した学校給食推進事業」というのを香美市で受けることになりました。学校を中心とした食育推進事業を昨年、今年は栄養教諭を中心とした食育で。一歩進みまして、来年度は今言った

地域に根差したということの指定を受けることになっております。農政課とも連携をとりまして、またそのほかとも連携をとって進めていきたいと思っております。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。
- 農政課長（宮地和彦君） 千頭議員の2回目の地域ブランドについての発信、これについては機会あるごとに努めてまいります。

- 議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

- 1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、過日の議会議員選挙でございますが、平成18年9月10日に執行の香美市議会議員選挙の開票結果につきまして、高知県選挙管理委員会は香美市選挙管理委員会の決定を覆し、逆転裁決をくだしました。また、当選者の票の中に別の当選者の票が混入するというミスがあった。このことについて香美市選挙管理委員会はどのようにその責任を感じ、どのように負うのかということでございますが、その分にこの選挙の全票再点検、いわゆる検証から終決するのに要した市費はどのくらいかお聞きをします。

この選挙の結果につきましては、市民の皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました。また、マスコミの詳しい報道により多くの方々から激励もいただきました。昨年末の高知新聞、香美市民の選んだ香美市5大ニュースで、市議選挙で逆転裁決という報道がされ、香美市民、高知県民の関心が非常に高かったように思います。また、今後全国的な選挙の開票にこの開票結果が指針になるというふうに思います。

次に交通問題でございますが、（土佐山田町の）宝町体育館の西へ山田保育園西側を南への交差点へ信号機の設置はできないかということでございますが、この場所は今年の12月にも交通事故がありまして、過去に重大な交通事故も起こっているようでございますが、ここへの信号機の設置を地元住民が要望しておりますが、ぜひ設置をしてほしいというふうに思います。

もう1つは（土佐山田町）宝町児童遊園地の南の前の交差点でございますが、ここに停止線がございますが、その手前の「止まれ」の表示がありません。ここは西から来まして、交差点に入りますと右側に民家がございます。そういう関係で、南から来る車等は非常に左側が見えにくいと、見通しが悪いのでございますが、ぜひこの停止線へ「止まれ」の表示をつけていただきたいということでございます。

以上で1回目の質問を終わります。

- 議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。
- 選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 今の山岡義一議員のご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

その前に（平成18年）9月の香美市議会選挙開票から、本年（平成19年）1月の

当選人の更正決定まで、山岡議員を初め支援者の皆様には大変ご苦勞をおかけしたと思っております。当該、こういうことは、もちろん私にとっても大変珍しいことをございまして、なかなかしょっちゅうあることではございませんが、投票の有効、無効ということについての全国的な選挙に関する訴訟そのものにつきましては、案外と数多く行われております。いろいろ原因はございますけれども、現在の無記名投票、それから投票の秘密主義という公職選挙法の大前提によって、投票したこの票につきましては、本人に確認するという手段、当然ございません。票を見ながら判断をする。それからそのときの状況、それから法令、判例のみならずいろんな状況について勘案をしながら客観的に判断をしなければならないということになっております。当該の例で香美市選管は、本人の意思がその票、2票の問題でございますが、明確であるとは判断できないということで、ご存じのような決定をくださったわけでございます。そういった意味で言いますと、この判断が正しくて、あの判断が間違っているというようなレベルの考え方にはなかなか立ちにくいわけでござしまして、県の選管が勝って、香美市選管が負けたというような議論にも、本来あるべきではないのではないかとこのように思っております。香美市の有権者の皆様方にもその辺のことはご理解をいただいているものと思っておりますし、公職選挙法の趣旨から言いますと、当然上級機関で決定されたことにつきまして、香美市選管がどうこうということはございません。当事者同士のことになっておりますので、今回のような判定になったというふうに思っております。ただしこの裁決につきましては、その中身について当然香美市選管としてもよく解釈をして、今後どう生かすかということについては検討を加えておりますし、この件につきましては前議会でもお話しをさせていただきましたように、今後の市の選挙の連合会等々の勉強会とかいろんな場面で詳しく検討を加えていきたいというふうな判断を思っております。

それともう1点、混入票の問題につきましては、これも当該の議員さん及び支援者の方には大変ご迷惑をおかけしたわけで、これまでの広報、それから前回の議会でも、私の答弁でもおわびを申し上げたところでございます。まことに申しわけないことでございます。ただし、これが管理執行面で本当に違法なことであったとか、重大な過失があったかということにつきましては、そういうところまではいってないというふうにご理解をいただきまして、今朝、依光議員の質問の中で開票の事務の改善につきまして、総務課長の方でお答えした中に混入票をなくすような開票のシステムづくりということが当然入っているわけでございまして、従来ですと同じテーブルで2つの候補者の票があったというような状況も、どうもあったようでございますので、その点を混入をしないような開票の仕方でもって執行していきたいというふうに思っております。責任ということでございますけれども、そういった意味で言いますと、未来に責任を果たさせていただくということで、この辺についてもご理解をいただければというふうに思っております。

それから当選訴訟で費やした費用についてのご質問でございます。事務局の方で調べ

ていただきました。職員の時間外手当が約10万円ということです。それから委員会を開いておりますので、その費用が約16万円、それから更正決定の選挙会、今年になってやっておりますが9万円と、ほかに2万円ほどかかっているということを受けておりますが、細かいことがもし必要でありましたら総務課長の方でまた答えさせていただければと思いますが、合計大体ざっと37万円ほどかかったというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山岡議員の交通問題についてお答えいたします。

交通安全施設の整備に至っては、事故を削減する観点から事故多発地点など問題が生じている箇所に対して重点的に実施する必要があります。ご指摘の2カ所は交通事故多発地点であります。（土佐山田町）宝町体育館西へ、山田保育園西側を南への交差点は交通事故が非常に多い箇所であり、地域からの要望も多く、香美市交通安全母の会の交通安全危険箇所チェック及び議会でも平成17年6月議会で指摘され、対処してきた次第であります。その結果、交通規制表示及び標識、カーブミラー等改善されました。しかしながら東西南北とも道幅が広く、速度が出やすいこと。また交通ルール、マナーの問題もあり交通事故防止、解消には至っておりません。本年2月にも信号機設置等交通安全施設設置要望書が提出され、香美警察署長へ信号機の設置について要望書を提出いたしました。設置を強く願うものです。（土佐山田町）宝町児童公園前の交差点には点滅信号機が設置されており、信号機が設置されている交差点は信号機が表示することから停止線は必要ではありませんけれども、「止まれ」の表示はないとのこと。（それ）以外にも交通安全施設の改善の要望もあり、安全な道路交通環境の整備及び交通安全を推進するとともに、関係機関と協議して交通安全対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 香美市議員選挙の件でございますが、委員長は（票の）混入問題にも重大な過失には至っていないというようなこととしておるようでございます。また、高知県選挙管理委員会と香美市選挙管理委員会の考え方が違う点につきましても、未来に向かって責任を行使するということではございますが、混入の問題も9月30日の全票再点検から10月17日の市議会で、同僚議員の一般質問で初めて濱田選挙管理委員長職務代理者が発表がくれたということをお答えをしたことではございますが、この問題につきましても、再点検をした9月30日にすぐに発表するべきであったのではないかとこのように思われます。また、再点検以降の市選管の対応は、極めて私は責任が重いと思っております。このことにつきましても再度責任はないのか、そのことにつきましてお考えをお尋ねをします。

また、交通信号機の問題であります。（土佐山田町）宝町児童遊園地の前の点滅信号機は、最近設置されたようでございますが、随分高いところに設置をしておりますので、

それはそれで効果はあるとは思いますが、停止線もとの「止まれ」の足元の表示でございますので、これは絶対必要であるというふうに思われます。ぜひ設置を望むものでございます。また、山田保育園西側の南の交差点でございますが、これも住民から陳情も出ておるようでございますが、ぜひ防災対策課長さんのリーダーシップを発揮して、ここで事故の防止とともに、ぜひ信号機の設置を再度望むものでございます。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 山岡議員の2回目のご質問でございます。

混票の問題につきまして重大な過失ではないかというようなことでございます。混票の問題につきましては、当該当日の全票開票のときに見つかったわけで、日ごろ選挙管理委員会としては1票の重みということを申し上げている中で、大変大きな問題であるという意味での認識は持っております。1票を軽んじるというふうな発言はするべきではないということで、それはそのとおりでございますが、当日の全票の点検につきましては、当該当落選におきます2人の議員の票の点検ということの主たる目的として行っておりまして、その件について当日その場にいた方々の前で発表するというようなことで、ちょっと認識をしておりました。特にその混票について伏せたままずっといくというような意識は特にございません。ただ認識としてそのときにそういうことをどうすべきかということと言いますと、余りそこに思いを持ってなかったということは申し上げられるかもしれませんが、ただ当日マスコミ等の取材に関しましては、混票があったということを私自身の口からも申し上げておりますし、公式の記者会見をしたわけではございませんが取材の中でそういうふうな発言も行っております。意識的にその問題について伏せてどうしようという判断をしていたわけではございません。ただし、その後、議会でのご質問等で同僚の（選挙管理）委員さんがいろいろ聞かれた折に、もう少しその問題についてのうまい発表の仕方というか、あったのではないかとすることは選管の委員の中でももちろんございました。ただそれが法律的に確定してどうこうという、票ということで発表できるかという、その公職選挙法上いろいろ制度の問題もございましたので、その部分はちょっと明確にはならなかったわけでございますが、議会でも改めてそのことについて答弁をさせていただきましたし、後日、一番公開の手段として出ております香美市広報にその件についての説明をつけてご報告するという手段をとらせていただいたと思っております。選管4名おりまして、今回のこと、混票それから判断の件につきまして、もちろん全会一致でいろいろ判断をしたわけでございます。選挙管理委員会という委員をやっている関係上、いろんな責任問題が発生するということは全員心に命じておりまして、法律上訴訟もかなり多い部署でございます。常にそういう気持ちで仕事をしていることでございます。今回につきましても、その後選管の委員の中で、有権者の方に今回のことについてご理解を、果たして十分していただけるかどうかというようなことについても議論を申し上げましたし、前回のこの議会でも議員の

方々にその点について説明等を私もさせていただきますので、有権者の方にはこういう状況でこうであったというご説明をいただいて、信頼を損なうようなことのないような対応をお願いしたいと思っております。もちろん、勝った負けた議論で、負けた方は責任をとらないかではないかというご意見もあるやに聞いておりますけれども、トータルとしてはご理解をいただいているものとして、現在選管の活動、それから選挙も近いわけでございますので、次回の選挙におきましてはそういった経験も踏まえて開票事務の改善、それからそういった疑問票の整理の仕方については前向きに検討させていただいて、実施していく所存でございますので、ひとつご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

信号機の設置につきましては要望を出しておりますので、強く今一度香美警察署及び公安委員会へ申し込みいたしたいと思えます。

それから「止まれ」という表示ができないかということでございますけれども、香美警察署に問い合わせしてございましたところ、「止まれ」（の表示）はできないというような回答を得ておりますけれども、今一度、もう1回質問いたしまして、事故防止のために香美警察署ほか関係機関と協議をして事故防止に努めてまいりたいと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 香美市の選挙管理委員会には、せんだっての市会議員選挙で開票で得た結果を今後の選挙の開票に対しまして、生かしていただきたいというふうに思えますので、今後ともよろしくお願申し上げます。

また、交通安全問題につきましては、課長が努力するような答弁がありました。ぜひよろしくお願を申し上げます。これで終わります。

○議長（中澤愛水君） 答弁はよろしいですね。

○1番（山岡義一君） はい。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本でございます。私は今回2点の事項について通告してありましたので、順次質問しますのでよろしくお願いたします。

まず第1点として、公共事業の工事の発注状況と工事の進捗状況について。

公共事業の発注については、国土交通省と地方自治体の入札契約適正化連絡会議は一

一般競争入札を全市町村で導入することを柱とする報告書を大筋了承し、現在一般競争入札を導入している市町村は47%程度であるが、残りの市町村にも1年以内をめどに導入方針を策定するよう求めることで一致したということでありました。2月20日の高新にも載っていましたが、これは談合防止の方策として一般競争入札方式を導入せよということであろうと思いますが、談合だけがなければよいということ、ほかにはどのような事態が発生するかについては何もなかったところでありました。やり方によれば、場合によっては大きなよい工事になれば、全国どこからも入り込んでくる、弱小業者は太刀打ちできないということになるのではないかと。既に地方においては小型、中型のそうした状態が生じているのではないかとと思いますが、そもそもこの入札談合問題で悪と言われるのが話し合いで落札先取（業者）を決めて、予定価格上限ぎりぎりまで落札することにあるわけで、これは当然違反事件でもあるわけですが、税金のむだ遣いとも言われているのでありますが、これは納税者側から言えばそう見えるかとも思いますが、工事を発注するには落札価格の範囲を上限、下限の範囲を仮に30%程度とすれば、実際にはその範囲で落札すれば違法でも何でもない正統なものであるわけで、事実上限から下限の間にむだと言えぬものがあるとすれば、最初からその部分を切り捨てるべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。そのような状況の中で香美市が進めてきた平成18年度分工事の発注、契約件数と、契約金額、予定価格と落札金額の差額分合計額、（入札）不調となった工事もあったと思いますが、再発注で契約できた工事、現在まだ（入札）不調分で未発注分があれば、その場所と件数と金額の総額、完成した工事の件数と金額、着手している工事の箇所別進捗状況と完成の見通しについて。

次に2番目で、この質問書（一般質問要旨）の、私の質問書の中の上から7行目にあります②の件で、「数十件」と書いてありますが、これは原稿が間違っておりました。「十数件」でありますので訂正をしておきます。あるいは数十件になるかもわかりませんが、私の知るところでは十数件でありましたので、そのようにご訂正をお願いします。

次に入札方法は、一般競争入札方法であると思いますが、指名（競争入札）方法もあるのか、また発注が不調になった件数も十数件あったのではないかとと思いますが、発注が不調となった事情について。

次に災害復旧の工事等は、特に早期着工、完成が望ましいと思いますが、それができなかった事情について。

工事の発注は一般競争入札の方法が最良であると判断できるかどうかについて工事の内容、金額等によっては指名競争入札がよいのではないかと。急がなければならないような工事が入札不落等で長期間着工できないようでは関係者、関係地区においては危険と不安が非常に長引くことになるのではないかと、今後の対応策についてお聞きしたいと思います。

次に工事の請負契約を（締結）した建設会社の香美市内と市外別の数について。その工事の契約件数と契約金合計額、市内、市外別について。ここで（物部町の）私の地区

で発生した問題点を少し述べておきたいと思いますが、それは県内では大手と思われる市外の建設会社が林道工事を受注、着手して1カ月ぐらいたった時期であったかと思いますが、その建設会社幹部と現場責任者と思われる方が2人来まして、「この地区の人ほど難しかったら工事はできん。」ということでした。「こんなことなら、来年からの事業はとまるぞ。」ということでありましたが、その1週間ぐらい前には林道に関係する山林所有者が私のところへ来まして、「今年の業者はどだい仕事が荒い。」と。

「地山の切り取りをするに何の落石の防止策もせずに、石は転び次第じゃ、40年も育てた植林が台なしじゃ、もう早うにやめてもらいたい。」ということであったので、これは私も聞き捨てにすることはできないので現地へ確認に行ってみましたところ、下の谷まで30メートル幅ぐらいで40メートルか50メートル下の杉、ヒノキの植林半分以上かと見える範囲で、見たところ100本以上あったと思いますが、石の当たった傷が白く木の根本から高いところは1メートルぐらいのところまで皮がはげた傷があり、確かにひどいものでありましたが、この傷はこの木がどんなに、何年成長してもなくはならない。腐り傷が次第に大きくなりまして、製品としての価値がほとんどなくなります。そういうことで、山林所有者の意見は十分に（理解）できるところであります、そこでこのような事態がどうして起きたのか。業者側の意向は山林所有者が難しいと主張する。山林所有者側はこれまでにこの地域でこのような工事をした業者は1業者もない、何でこんなことになったのかということでありました。原因は、業者が林道開設の経験のある現場監督、作業員の配置をしなかったのか、あるいは工事に手間をかけずに必要な落石防止の柵もせず能率を上げようとしたものか、要するにこの工事を施工するには不適當であったということであります。

また、これができないのに入札に参加し、落札し受注したことにあるので、この入札に参加したのは一般競争入札であったのか、指名競争入札であったのかということであるが、指名競争入札であれば、事前に施工技術力も確認の上で発注できたのではないかと思いますが、一般競争入札であったとすれば、大手というだけで安易に手続きを進めてしまうことになるのではないか。そうだとしたら一般競争入札の落とし穴というか、談合ができにくいので安い価格で発注できると単純に考えた方策の問題点ではないかと思います。ですが、私は一方的に一般競争入札方式をいかんと言うわけではないですが、「結果において地域経済の空洞化、バランスの崩壊によって地域の産業、同業が消えていく。商店が衰退していくというような状態にもなってくるのではないか。」と、関係する地域からはそのような声もあります。しばしば聞かれることが、公共事業は税金のむだ遣いとやり玉に挙げられることがあります、この香美市において農林道、その他市道、県道、国道ではむだと言いきれるものがどこにあるかなと私も思いますが、道路とか橋についてはまだまだ整備をしていかななくてはならない。県道の改良、林道の開設、特に林道は山火事防止には絶対に、重要な防火線の役割もあります。そのようなことで必要な公共事業は当然今後も進めていかななくてはならないと思います。

林業が低迷する現況下で、香美市において建設業は地域経済を担う雇用の場であり、住民生活、商業関係にも直接結びついているものでありまして、香美市の行財政にも工事の受注をするということだけでなく、住民サイドにも大きくかかわり、役割を持つ産業であります。住民の声として、「市外の業者が受注した事業関係の金は香美市にはほとんど落ちてこない。中央ではこのような地方の事情、地方の声は聞こえても聞き流しではないか。」ということであります。近年建設業もいろいろの厳しい風にさらされておりまして、苦しい状態もあるようでございますが、誠実に事業に取り組み、経営の健全化に努めて本来の責務を果たすことを期待するところであります。現在の経営状況についてどのように思われるかについてお聞きしたいと思います。

次に物部川濁水対策についてであります。

昨年10月28日中央公民館で行政連絡会開催時、県では検討会を設置して濁水の発生源対策と貯水池対策、ダムから濁り水を出すことに分けて考えているということでありましたが、その方策がどの程度進んでいるか。

予防治山はできないということでありましたが、しかし予防治山工事は災害発生が予測されるところを全部予防工事をすることはできないと思いますが、ところによっては予防治山工事をすることによって濁水の流入を防止することと、災害の危険性の拡大、長期化の防止、工事費も結果的には減少できるのではないかと思います。予防工事实現の運動を展開すべきではないかと思いますがどうでございましょうか。

それと、県が言う発生源対策というのは、堆積土砂の取り除きは川にある分をやったと思いますが、それ以外にも何かあるのでございましょうか、お聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 坂本議員さんの公共事業の発注状況と工事の進捗状況についてのうち、1番目から5番目までについて自分の方でお答えさせていただきます。

まず1番目ですけれども、ご質問につきましては財政課で行いました入札に関する数字で答弁をさせていただきます。事業課が随意契約等で行いました工事分につきましては財政課では掌握できておりませんので、その辺のことをご了承いただきたいと思います。入札は建設、コンサル、物品の累計で226件行っております、現時点で。そのうちで193件が落札されまして33件が不落となりました。落札金額の総額は25億5,584万4,000円となっております。予定価格と落札金額との差額は3億9,375万6,000円ということになっております。33件の不落のうち5件が再入札で落札されております。また10件につきましては、これ（答弁書）を書いた時点では、先週の金曜日に書いたんですけれども、その時点では不落のうちの10件については、3月7日の議会初日に繰越明許費補正を認めていただきましたので、今月中に再入札をするべく事務作業を進めているところであります。残りの18件につきましては財政課では承知しておりませんけれども、工期の関係で担当課が随意契約をしたとか、今後さら

に4月以降、また3月末から4月以降に入札にかけるとかといった対応を担当課でしているものと理解しております。未発注分の個々の場所と予算額につきましては、初日に可決いただきました補正予算書（第6号）の10ページから12ページの繰越明許費補正の一覧表をご参照いただきたいと思います、このように存じます。

工事の進捗状況につきましては、もうきょうは3月13日でございますので、年度末が近づいてまいりましたので、現在契約済みのものに関しましてはもう竣工間際であると、このように認識をしております。

2番目のご質問でございますけれども、2番目のご質問につきまして香美市の指名基準、これは平成18年告示第125号では、「一般競争入札は設計金額5億円以上の工事」と規定されております。そのため、香美市の入札は指名競争入札を採用していると、こういうことでございます。議員さんが先ほど全国的な流れをおっしゃっていただきましたけれども、香美市では指名基準によりまして（設計金額）5億円以上は一般競争ですけれども、それ以外の入札に関しましては指名競争入札を採用していると、こういうことでございます。このうちの不落につきまして、先ほど述べました33件のうち24件が年明けの平成19年に入ってからに集中しておりまして、また不落の工事のうちほとんどが土木の災害復旧工事でございます。不落の主な要因というのは単純に経済的な問題、つまり業者の入札額と予定価格とが折り合わなかったと。こういうふうにご考えておりますけれども、年が明けてからの不落は災害工事の入札件数が多く、しかも工期が年度内完成を必須としておりましたので、業者がそれまでに受注している工事との兼ね合いで工事監督職員や作業員の調整がつかずに不落になったのではないかと、このように財政課では分析をしております。

それから3番目でございますけれども、災害復旧工事はそのほとんどが補助事業でございます。このため災害復旧工事の設計ができ上がりましても、国とか県の査定を受けて補助金額とか起債金額の内示とか決定を受けた後に入札となります。こうした制度の仕組み上どうしても着工がおくれてしまうという、こういう事情がございますので、早期完成、望ましいのは事実でありますけれども、どうしてもやむなくおくれていくということになってきます。

それから4番目ですけれども、入札方法につきましては国は一般競争入札を推進しております。香美市も5億円以下の工事の一般競争入札について研究をし始めたばかりであります。そもそも一般であろうと指名であろうと入札に参加するためには、事前に香美市の審査を受けまして入札資格を持つ必要がございます。香美市としましては、審査に合格した業者に入札に参加してもらっておりますので、業者の方は当然落札する意思を持って入札に参加していると、このように考えているわけです。市としましては市民のための公共事業でございますから、適正な設計で入札に付していくと。議員さんのご指摘のとおり、住民に迷惑のかからないようにするためにも、不落が多く発生したという今年度の状況を詳しく分析しまして、今ご説明しましたような制度の仕組みもござ

いますので、その仕組みを踏まえた上でさらに市として対応できることは何か。もうちょっと工夫するべきところがあるのではないかというふうにも考えておりますので、その辺を今後研究していきたいと、このように考えております。

それから5番目ですけれども、建設工事で市内業者の落札した件数は119件です。市外業者は27件となっております。市内業者の契約金額は12億485万7,000円です。市外業者は12億2,190万円となっております。市外業者が受注件数の割に受注額が多いのは、橋梁とか下水道工事とかの専門的な技術を必要とする工事が多かったためと、それからまた今年度は大宮小学校改築等工事が一般競争入札で行われました結果、県外ゼネコンを親とするJVがこの工事を、直接工事の分だけですけれども7億2,900万円で落札したことと等の影響によって、市外業者は27件と少ないんですけれども、受注が12億円余りになったのはそういう理由があります。なお、香美市の入札では市内業者でできる工事につきましては、原則市内業者を指名させていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 坂本議員の公共工事の発注状況と工事の進捗状況についての6番目の林業が低迷する現状下においてという中で、建設業の経営等の状況はどのようになっているのかということにつきまして、物部川の濁水対策につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問のとおり、公共工事が地域経済に果たす役割は大変大きなものがあります。また林業を初めとする第一次産業の衰退と公共事業は、今日まで相乗的な役割を果たしてきたものと考えております。第一次産業を主要産業とする中山間地域にありましては、生産価格の低迷を初めとする後継者問題や担い手の高齢化などの諸課題に対し、政策基盤の整備や機械化の導入などを図りながら労働力の軽減とあわせて生産コストの低減に努力をいたしております。これらにこたえる上でも公共事業の推進が果たす役割は大きく担っていると認識をいたしております。

一方では、ご承知のとおり山林の崩壊に伴う山腹の崩壊、また大災害への連動をしており、その影響は今や河川を初め動植物の生息にも顕著にあらわれてきておりました、今やこれらの環境問題は生産現場に伴わず、社会問題化しているのが現状でございます。また地域の建設業者の重要な役割は、たび重なる豪雨災害や近い将来起きると予想されております南海・東南海地震などへの対応を考えると、地域の建設業者の健全化は日ごろより行政だけではなく、地域にあって安心確保の視点からもその協力関係が必要と考えております。先ほど財政課長の方から公共事業の発注状況、また同時に入札方法等についてお答えをさせていただきましたが、最近ことに公共工事の発注に伴う不正問題が報道等で問題化をされておりますように、ややもすると適正な競争原理を阻害する工事が頻繁に行われてきており、国を初め各方面において入札制度そのものの見直し

が指摘をされておりますことはご承知のとおりであります。ご指摘の趣旨も踏まえ、また広範囲な地域を抱える本市としましては、地域性も考慮した公共工事の適正な発注をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、物部川濁水対策につきましてでございます。昨年10月28日での中央公民館での行政連絡会の際に県からの濁水の発生源対策、また貯水池対策等について分けて考えておるか、その後はということでございます。これ県の河川防災課の方から資料を取り寄せさせていただきました。といいますのも、その後この物部川濁水対策検討会を設置いたしておりますが、その会を開催ができておりません。この3月26日に改めて会をするようになっておりますので、現状につきまして県の方から資料を取り寄せておりますので、これをお答えにさせていただきたいというふうに思っております。

ご承知のとおり、物部川流域では平成16年8月の台風16号によりまして（物部町）上葦生川上流の三嶺周辺、また翌平成17年9月の台風14号によりまして、本川であります（物部町）槇山川上流の別府地区などでの大規模な山腹崩壊がございました。これによりそれ以降濁水が顕著となっております。そのために平成17年10月に学識経験者や流域の関係者等を構成委員とする物部川濁水対策検討委員会が設置をされております。これまでにこの協議会としましては、平成17年12月に現地調査を開催をし、また第2回目は平成18年8月に実施をいたしております。次に第3回目として、先ほど申し上げました平成19年3月26日に現地調査も含めて実施をする予定でございます。今回から流域の3市長も委員となりまして、この会に出席をするようにしております。そのときに、10月28日に言われましたいわゆる流域対策、発生源対策、また貯水池対策等について分けてというふうな話があったわけではあります。この流域対策、発生源対策としましては、まず山腹崩壊箇所の早期復旧はもちろんであります。間伐等によりますところの森林保全、また工事箇所の濁水流出対策、また河川の異常埋設土砂の取り除きや河床堆積不安定土砂の取り除き等の具体的な対策をしておるほかに、高知大学によりますところの河床土砂変動調査を行っておるというのがきょうでございます。また、貯水池対策としましては、早急にできる対策としましては、既設発電の取水口、現在3枚スライドゲートのようにございますが、これの弾力的運用によりまして表面取水のみの運用から濁水発生時には中底層からも取水を行い、濁水の早期排出に取り組むという検討がなされておるようでございます。貯水池内の滞留現象の解明を行いまして、有効的な濁水の排出方法の検討を行うというふうなことでございまして、この3月26日にはそうしたことを含めて検討、また意見の交換があろうというふうに思っております。

以上でございます。

失礼しました。もう1点、予防治山工事は全面的な対応は不可能と思うがという部分ではあります。この予防治山工事ができることにこしたことはないと思われませんが、財政的負担からしまして市単独ではまことに不可能であるわけではありますので、国、県の

手助けが必要でございますが、現在のところ財政の裏づけとしましては、急傾斜事業等によりますのが現状でございます。そうした中で、本市はご承知のとおり広範囲で森林地帯を有しておりますし、またその多くが近年の山林の荒廃によりましての崩壊の可能性を秘めておるわけでありまして。そうした状況の中で、先ほど申し上げました大変多くの財政負担も要る部分がございます。そうしたことを考えまして、やはり緊急を要する場所などに対する対策につきましては、今後も県や国に対して事業の重要性を訴えていくことは大切であると考えております。これからも県や国に対しまして機会あるごとに本市の持つ山間地域の現状、また対策について運動をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本です。

大方はご答弁をいただきました。多少私もこう、十分につかみ切れてなかった点もありましたが、この（入札）不調というのはやっぱり十何件ではなかったようでございまして、30何件ということでもございましたが、これがあんまり大規模なものでもなくても河川敷とか人家の、確かに人家の周辺の災害というのもあったはずでございますが、それも（入札）不調であったというのを聞いておりますが、そこら辺のことについて現在の状態をひとつ正確なご答弁をお願いしたいと思います。

それから確かに県、国の方へ働きかけて、精いっぱいやらなければならないというご答弁も市長の方からもいただきましたが、かなり積極的に、これまで一番重要なのは治山工事であると思います。全面的にはできないけれども、それができるような法律をやっぱりつくってもらって、財政の裏づけになるものを流してもらおうということをやったりやらしてもらわんと、やはり今までは後から後からでありますので大きな災害が起きてからやる工事費というのは莫大なものがかかると思います。ですから、事前にやはり予防を、すべてを予防をやることによって危険性も少なくなるし、周辺においては大きな、これは地震もあって、よそでは人命に支障が起きる災害に巻き込まれたということもありますように、地震でなくても大雨の集中豪雨のときなどには、十分そういうことが起こり得るようなところで地盤狂いとかいうことが発生しつつあるわけですし、ちょっと専門家に聞いてみると「ロック工法とか、かなりの規模で山を押さえる工法もないではない。」と。「金にかかるが災害があつてからのその費用と比較したらどっちがどうなるとははっきり言えん。」と。「場合によっては災害が少なくて収まるというだけは優位性があるんじゃないか。」という話も聞いたわけですので、これからはそういうことも、今まで余りこの流域にもまた全県下的にもあんまり例はないかもしれませんが思い切って、合併したことでありますし、やはり香美市がモデルになるようなこの流域行政というのをやはり打ち立てるべきではないか。そして住民にも安心してもらえる、本当によかったと言える香美市の建設を図るべきじゃないかということで、それは今ま

でできなかったことを多少なりとも工夫してやってみるという、まずは努力をしてみることはないかというように思いますので、その辺についてひとつ市長の心構えといたしますか、再度お伺いをしたいと思います。

それと先ほど言いましたその災害のまだ残っておるといふところがあるのではないかと。その辺の、私の部落にもあります。現在まだ着工もしてないのがありますので、それらについて見通しなどひとつお聞かせいただきたいと思います。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長兼参事、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの質問の中で住家付近での災害で未発注になった分、不落になった分というご指摘がございました。これは（物部町）大柵地区のがけ崩れのことを指してご質問されたというふうに解釈してお答えをさせていただきます。この入札につきましては、1回目に入札しまして不落になりました。そうした中で設計変更を行い、2回、3回と入札をし、3回とも不落でございました。これにつきましては県のがけ崩れの補助事業をいただいております、繰り越しが全くきかないという事業でございまして、住家が近くにあるということで早急に工事が必要ということもございまして、3回（入札を）やった業者の最低者（最低価格入札者）と協議をもちまして随意契約で契約いたしまして、現在着工中でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 坂本議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

予防治山につきましては腰を据えて対応を、その要望活動もせにやいかんというふうなご指摘をいただきました。そのとおりだというふうに思います。予防治山という広範囲の中でどのようにしていくかということでございますけれども、1番やはりなぜこの崩壊が起きていくのかというと、元を正せばやはり山が、山の手入れが行き届いてない、山の現状が荒廃をした中で崩壊が起きやすい状況になっておることがまず第一義的な問題であろうと思います。そういう意味ではやはり山に手を入れ、そして山の適正な管理に努め、そしてこうした崩壊等をなくすような、そういう努力をまずすることがまず第一義的な努力であろうかというふうに思います。そのことにつきましては、やはり先ほど申し上げましたようにさまざまな事業等を通じながら山を守っていく努力していかなければなりません、工事そのものにつきましては当然そうしたことに対しての要望も当然必要でございます。この治山だけでなく、いつの議会でしたかお話しをさせていただいたことがございますが、がけ災、人家の裏のがけ災そのものにつきましても、「石垣が膨れてきたり、山が後ろへつえてきそうなきに予防事業をやってくれ。」というて、私自身も議会のときに何回かお話しを、自分自身も要望したことがございましたが、なかなかこれが県の方の採択といいましょうか、予算もつかないという状況の中で、

まだ私が議員のときに応募した箇所も何カ所も全然できない状況でございます。そのようにして、なかなか予防というものにつきましては行き届いていないというのが現状であろうかと思いますが、しかしながらそうした現実があるということは、大変な課題でございますし、問題でございますので、行政としてそうしたものは、国、県に対しましてはやはり強く要望していくことが当然大事なことでございますので、心がけてまいらなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 坂本 節君の質問が終わりました。

それでは、本日はこれくらいにいたしまして延会にしたいと思います。

本日の会議はこれで延会にます。

次の会議は、3月14日午前9時から開会をいたします。

（午後3時22分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 9 年 3 月 1 4 日 水曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月14日水曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	石川彰宏
7番	千頭洋一	19番	前田泰祐
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水

欠席の議員

20番 大石綾子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀
商工観光課長	高橋千恵	業務管理課長	岡本博臣

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 吉 村 泰 典
教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 山 崎 泰 広
学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山 岡 紀 夫 水道課長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成19年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成19年3月14日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 12番 久保信彦君
- ③ 2番 矢野公昭君
- ④ 6番 比与森光俊君
- ⑤ 9番 門脇二三夫君
- ⑥ 3番 山崎龍太郎君
- ⑦ 14番 島岡信彦君
- ⑧ 4番 大岸眞弓君

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。20番、大石綏子君は、会議出席のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入る前に昨日の本会議終了後に議会運営委員会を開催しましたので、委員長から報告を願います。

議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○22番（西村芳成） おはようございます。昨日の本会議の終了後に議会運営委員会を開催しましたので、会議の結果をご報告申し上げます。

協議事項の第1点目は、議案第48号に係る本会議での採決の日程について協議をいたしました。この件については、議案第48号が今期定例会の初日に追加議案として上程をされ、当日の本会議で、条例の改廃請求代表者の意見を述べる機会を来る3月16日の午前9時と議決をしました。しかし、この議案に関する討論、採決をいつの時点で行うかについては協議を行っていなかったことから、3月16日に行うか、最終日に行うかについて協議をいたしました。そこで、協議の結果、本議案は既に追加議案として上程をされており、3月16日に本会議で市長からの提案説明を受け、これに対する質疑、応答の後、条例の改正請求代表者の意見陳述及び陳述者への質疑を行って討論、採決を行うということに決定をいたしました。また、当日は傍聴者が多数来庁されることも予想されますので、混乱を避けるために議場の傍聴者に対する対策として、先着順に傍聴整理券を渡し、所定、というのは条例で決めておりますが、所定の30人を超過した場合には、庁内放送で会議の様態を聞いていただくことにして、議会事務局での傍聴及び一般市民の方の傍聴のための入出は、議会事務局へは遠慮していただくことに決定いたしました。

次に、協議事項の題2点目として、執行部から最終日に上程予定の追加議案について協議をしました。協議の結果、追加議案で上程される予定の2件の議案については、委員会付託を省略して、本会議方式で審議、採決をすることに決定をいたしました。

次に、その他の事項で協議をした点をご報告します。この協議事項は、さる3月7日の本会議を傍聴に来た方から議会事務局の職員に対しまして要望があったのですが、「議員及び執行部の座席表を傍聴席に掲示をして、傍聴者にわかるようにしてほしい」というものであります。そこで協議の結果、座席表を掲示しても格段の支障もないことから、議員、執行部の座席表を傍聴席の入り口の近辺に掲示をすることに決定をいたしましたので、ご報告をいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） おはようございます。11番、片岡守春でございます。よろしく。

通告の文章とかがちょっと、文言を訂正したいのでまずお願いします。（質問要旨）8ページですけれども、「地球温暖化対策」の中の②の下にちっちゃな1とあります。この1のところの表現がちょっとおかしいので、「量販店で」というところは残しまして、「環境によい買い方をするのは」ということを削除しまして、そこに、「量販店で買い物をした場合」という言葉を入れてもらいたいんですけど、よろしく。今後は注意をしますので、お許しをお願いします。いいですかね。「量販店で買い物をした場合、ほとんどの物が」と続くようになります。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

まず、農政改革について質問をします。

戦後、農政の枠組みは戦前の規制的地主制の解体により、家族経営、自作農を基本に日本農業の復興、発展を目指すというものでした。その柱は、農地制度や価格保障制度、国境保護装置であり、農業協同組合、農業改良普及事業、農業災害補償、融資制度などでありました。今、財界の要求を前提にした農業構造の改革は、農業に全面的な市場原理・市場主義を持ち込み、家族経営農業を否定し、戦後農政の枠組みを全面的に破壊しようとするものであります。農政の一部手直しにとどまらない戦後農政の総決算であります。財界やご用学者は、全農家対象の価格保障をばらまきだと攻撃し、小規模農家や高齢化した農家を非効率だとして、常に邪魔者扱いする攻撃が繰り返されています。農水省は、競争力のある農業を目指すとして、農業経営に対する施策を、法律のかつ安定的な農業経営か、それを目指す意欲と能力のある農業経営者に、集中的重点的に実施するとしています。農水省の打ち出している農業構造の展望によると、2000年に324万戸あった農家を2015年には家族経営で33万戸から37万戸に、法人、生産組織で3万から4万程度の担い手に絞り、農地の7～8割を集積するという計画であります。まさしく、政府自身が決めた食糧自給率向上目標を事実上放棄し、農産物の全面的な自由化を前提に国内の農業を縮小、再編することが農業構造改革のねらいであります。今政府が農政改革の中心としている品目横断的経営安定対策は、ごく少数の大規模経営に支援を集中し、それ以外は対象にしないという、これまでの農政のあり方を根底から覆す政策であり、現実に地域で農業を担っている人、農業を続けたい人たちを排除し、国内農業を一層衰退させるのではないかと危惧をされているところであります。

支援を受ける条件は、都道府県で個別経営の場合4ヘクタール以上であります。私は、2004年3月議会において、米改革がスタートされが時点での担い手について質問をしたときには、旧土佐山田町にはその対象者、4ヘクタール以上の方はいないとの答弁

でありました。今回形が変わりながらも、こういう面積基準の対象者になるためには、大変厳しい条件もあるわけです。まず最初に面積が条件としてあるのと、それは米だけでなく、麦、大豆、テンサイ、でんぷん用バレイショも耕作の中に含まれなければならない。4町分の中では、減反の関係で、お米を4町分全部つくりよってはだめなんだというようなことも条件になっていると聞くところでございます。この地域では、余りになじみのない作物も含まれているわけですが、それ以後今回の品目横断の関係での対象者は一体香美市としてはどういうふうになってんのか、まずお尋ねをします。

また、2点目としましては、担い手、特定農業団体にならなければ政策の対象から除外される、見捨てられていくわけですが、その農家戸数、削減される交付額の見通し、こういうもんがもうわかっているのであれば、お願いをします。

また、当然ながらほとんどの人が対象外として、されるであろうと予測をしているわけですが、こういう農業者に対する行政の向き合い、どんな対応をするのか、お願いしたいと思います。

4点目として、政府は'07年から実施する、農地・水・環境保全向上対策を品目横断対策とともに、農政改革の2本柱の1つとしています。生産対策は担い手を限定するのに対し、農地や農業用水などを社会共通の資本として、集落ぐるみで保全する活動を援助し、農地の荒廃や環境の破壊を防ぐとしています。集落で協定を結ぶことを条件に、10アール当たり水田で4,200円、畑で2,800円、草地、草の生えているところで400円を支援すると。国が半分出し残りを地方自治体が出すことが条件ですが、現行の助成制度である中山間地直接支払いとも重複して受けられ、制度上は米生産調整の実施を条件にしないことになっています。生産活動を保証せずに、農地、用水だけを保全することには非現実的な面もありますが、苦境を少しでも和らげようと希望する集落は少なくない聞いております。日本農業新聞'06年11月21日付がまとめた対応状況によると、集落からの要望が計画を上回っている自治体が多くなっています。県、市町村が財政難を理由に交付金単価を引き下げる中山間地域直接支払いとの重複は認めない、生産調整を実施していることを条件にするなど、各自自治体によっては適用条件を厳しくする動きも目立っています。このことに対して政府は、直接支払いとは趣旨が違うということを行っているようですけれども、財政措置の半分を地方自治体に押しつけたままでは、その財政状況から見ても限定的にならざるを得ず、2本柱の1つという位置づけには非常にほど遠いのが実態であるとの指摘もありますが、本市でのこれに対する対応、見通しについてお伺いをします。

次に地球温暖化対策について質問をします。

暖冬や大雨、日照り、最近の気候のおかしさを多くの人々が感じ始めていたやさきに衝撃的な報告が、世界の科学者が参加する国連気象変動に関する政府間パネル、IPCCが、2月2日地球温暖化の分析、予測をまとめ報告を出したのであります。その報告のポイントは、まず1点目。温暖化の原因は人間の活動による温室効果ガスの増加にほ

ば断定をしたわけでございます。今までは、国連としてはこれは断定をしてなかったんですけども、ほぼ断定をしたということ、大きな変化です。「過去100年に世界の平均気温は0.74度上昇した。最近50年間は過去100年のほぼ2倍のスピードに加速されている。今後20年間で10年当たり0.2度の温度上昇を予測していること。今世紀末までに世界の平均気温は、20世紀末に比べ1.8度ないし4度の上昇を予測していること。同様に海面水位も18センチから59センチ上昇を予測していること。北極海の夏の氷は、今世紀後半までにほぼ完全になくなるということ。台風やハリケーンは大型化し、豪雨がふえると予測していること。大気中の二酸化炭素濃度が上昇し海の酸性化が進む」と報告書は指摘をしています。今回の報告書で初めて、二酸化炭素、CO₂の海洋への影響指摘しました。わずかですが、海の酸性が強まっているからです。さらに進むと、サンゴなど殻を持つ生物に影響を与える可能性があります。日本でも高温障害で米の品質が落ちたり、リンゴやミカンなど果樹の産地にも影響が出る可能性があります。また、海面が仮に1メートル上昇すれば、砂浜の9割がなくなると言われます。なぜこんな事態になってしまったのか。それは二酸化炭素の排出量が、自然界の吸収量を大きく超えているからです。人類が化石燃料の消費によって毎年排出する（二酸化炭素の）量のうち、自然界が吸収できるのは約半分と推定されています。ごく大ざっぱに言えば、2050年には世界の（二酸化炭素の）排出量を今の半分にする必要があります。そのためには、先進国は7ないし8割近い削減をしなければなりません。日本が京都議定書で約束したマイナス6%は、低酸素社会実現に向けたほんの1歩にすぎないということになります。京都大学の助教授である松本泰子、この方は地球環境政策論が専門だそうですが、大変大事な事を指摘をしております。「温暖化はもはや100年後の問題ではなく、今後5年間、10年間に人類が何をするかという問題、課題になった。今問われているのは、例えば50年後に自分たちがどんな社会を築き、どんな地球に暮らしていきたいのかということだ。現時点で何が可能かという議論だけで将来予測をたてるのではなく、まず将来社会のビジョンを共有し、それを実現するためには何が必要なかを議論する必要がある。今後数年間の政府間交渉で議定書をさらに強化することかどうかが決まり、その結論が人間社会の将来に決定的な影響を与えても過言ではない。私たちが直面する課題は大きく、ともすればもう何をやってもむだだとの無力感に襲われそうになる。だがあきらめる必要はないし、あきらめることはできない。何より大切なのは、温暖化問題を解決することで暮らしやすい、持続可能な社会を築くのだという政治的な意志を持つべきだ」との指摘であります。重要な示唆だと思うものであります。

そこで、初めてでございますけれども、この度「香美市地球温暖化対策実行計画」が作成され、平成17年度排出量に対し3.7%の削減目標を設定をしているわけです。これは、庁舎内と事業所ということを知ったんですけど、数値目標の根拠も含め、達成するのにどのような取り組みを進めるのかをお伺いしたいと思います。

「香美市振興計画」の「第3部、基本計画」によると、市役所では5分野、70品目についてグリーン購入を実施しているとのこと。環境への負荷ができるだけ少ない物を選んで購入するという運動の推進は、よい取り組みであると思います。これを市内全体に広げることを検討すべきである。その点について、次の点をお伺いをします。

量販店で買い物をした場合、ほとんどの物が不燃ごみになるものに包装されており、これは皆さん方も実体験があり、非常にごみ袋がすぐに出てくるということではお分かりだと思います。グリーン購入を広げていくためにも、市として量販店と包装形態の改善について今後協議はできないものなのかどうかお答えをお願いします。

その次に、グリーン購入の中身が市民にも利用できるようなものであれば、市民全体への周知、啓発をすべきではないか。

その次に、聞くところによりますとごみの分別収集というものは、旧土佐山田町のやり方が旧香北町、旧物部村、そういうところへは十分行き渡ってない。合併以前と変わりが無いというご意見を聞くわけでございますけれども、このことについて、収集についての一元化、このことの検討がなされてきているのかどうかについてお尋ねをします。

容器包装類の収集を月2回から週1回にしてほしいという要望は、これは先ほども言いましたように非常に量が、軽いけれどもふえてくるということからいって、マンションや物置の狭い住民からの要望が非常に強いわけでございますけれども、この点については同じ事業をなさっております南国市の場合は週1で収集がなされていると聞くわけでございますけれども、今後の見通しをお伺いをします。

次に放置自動車の撤去の問題について質問をします。

旧土佐山田町では平成13年に「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」が施行されたものの、処理がなかなか進んでいなかったのが現実であります。ところが昨年、短期間に処理が急ピッチで進み、宝町体育館駐車場、宝町集会所北側の2カ所の共同駐車場が大変きれいに整備をされました。私たちが常にここを通るときには何とかならんかということで、私もこの問題については何回かは執行部に対してもお話しもさせてもらいました。処理に関しての難しい課題を克服し、対応された担当課には謝意を込めるものであります。ご苦労さんでございました。私は2006年3月会において、「駐車場が廃車の集積場になっているのなら、駐車場そのものが必要なのかどうか、検討する必要があるのではないか」ということも質問し、「また解決するためには民間の力も借りて、プロジェクトチームを組んで取り組むべきではないか」との質問をしたものですけれども、その当時の課長さんは、「現在の職員で何とか頑張ってみる」ということで頑張った結果が今でございます。ご苦労でございました。

長期間処理できなかった問題点と、平成18年度の短期間に処理が進んだ主な理由、また今後に生かせる教訓はあるのかどうか、というのもまだ土佐山田町においてもやはりこの問題が完全に解決されたというわけではないので、一つ教訓をお聞かせ願いたいと思います。また、再発防止策についての検討はどういうことを考えているのか。

3番目として、宝町・市営住宅1号団地周辺に放置されていた自動車については、執行部の運動またその他の力によって、何台かは撤去にこぎ付けたものでございますけれども、ここは旧土佐山田町の中では一番整理が進んでいない地域。それは一つには僕の見目からしたら、この住宅の東側に2カ所のちっちゃな公園としての位置づけの広場を取ってるんですけど、これがもう全然整理されないがために、これに対して空き缶や空き瓶、ごみなどを投げ込んでいくと。もう汚い所には必ずそういうものが出ていくというのは、このごみの問題では担当課もよく知ってのとおりだと思います。私もあるところを、溝が余りにも地元の方が何とかならんかということで、自転車の放置車が2台ありまして、それはまあ警察の方に連絡をとって撤去した後、自分自身も清掃に力を注いだ後、そこにはもうごみもごみ袋も捨てなくなっているというような経験も持っているんですけど、やはりこの汚いところには汚い物をもってくるという人間心理といいですか、そういうことから言ってもこの公園の管理を何とか今後考えていくべきではないかというように思います。ここはどうせ、財政課が担当してるということで財政課の方が答弁をしてくれると思いますけれども、その点よろしく。

それからここは、放置自動車についてナンバープレートはありますけれどももうエアームも全然ないというような形の車が何台かあるわけですけども、これに対応する事も今後考えていかなければ清掃はできないし、2006年12月議会での私の質問に対する答弁では、「東側の広場を今のように自由に車を置くのではなく、ここのやはりだれの駐車場というようにこう、入居されている方に、駐車場としての位置づけをして対応したい」という回答を受けておりましたが、その後住民との話し合い、また行政としての施行に対する見通し、こういうもののお聞かせをお願いしたいと思います。

次に火災についてご質問をします。

平成19年2月21日午前1時15分頃、(土佐山田町)百石町2丁目で火災が発生しました。大変延焼時間が長かったために、消火に当たられた団員の皆さんには心より消火に対するご努力に感謝を申し上げます。私がこの問題を質問の議題とさせていただいたのは、やはりこの旧土佐山田町、そら旧香北町、旧物部村もそういう条件はあろうかと思っておりますけれども、大変この町の裏側へ入ったら古い木造住宅、そういう火災に大変弱い町の裏側を持ってるわけなんです。そういうときに、この火災からどういう教訓を得るべきかということで、そういう立場で質問をしますのでご了解のほどお願いを申し上げます。

火元が木工所であったため、燃える物が多くあったことはどなたさんも了解をしているわけです。鎮火に相当の時間を要したのはどういうことなのかとか、あの火災を現実に見て、その場におった人の話なんかも私の方にもちくちく入ってくる中ではよね、ホースはどっさり引っ張ったけれども、水の確保が十分でなかったと。水さえあればああいうことにはならざったという声を、近隣の方から第三者を通して私の方にも聞かされたけれども。この場合の火災使った水の状態、一般的に考えたら、素人が考え

て言えば、そのときにプールに水があったかどうか知らんけど中学校のプールなんかが使われたのかなあとは思いますけれども、この水の確保は十分であったのかどうかについてお尋ねをします。

また、住宅密集地での火災を教訓として、今後見直すべき点が土佐山田町の消防部局管内にはあるのではないかと。例えば防火水槽の位置の問題や数の問題、また、消火栓の位置や数の問題とかいうことも含めてご回答をお願いをいたします。

ついで、市営住宅の問題についてお尋ねをします。

(土佐山田町)黒土2号団地、これA棟でございますけれども、28世帯が新しく5階建てに入居されておるわけでございます。初めての、昨年の春から入居が始まって初めての寒い冬を迎えたと。今年は暖冬ではあったと言いながらも、この建物について大変やっぱり住民からの、入居者の方からの声は風評が良くないと。私もまあそこに入っちゃったら、文句を言う方に回るんじゃないかと思うんです。というのはね、換気口が北向いて受けてる部屋については、直接その部屋に(風が)入ってくると。大体あれ、内径10センチじゃないかと思えますけどね。それぐらいの大きなパイプが壁に直接北向きについているということで、もう寝れんと、部屋では寒うて、いうことでそういうような実情なんです。もう1人の1軒の人については、部屋によってこの換気口の位置とか形とかが、形は一緒でも入ってくる風の流れ方が違うので、部屋に直接(風が)入る部屋と、そうでなく風呂場の上から(風が)入ってるとかいろんな形があるので一概には言えませんけど。入居者の間では、直接北風が入るので風呂場の天井にはめ込み板がありますが、それが風によって落下したと、落ちたということですね。部屋ではこの穴を塞がんと、夜寝ることが辛抱できんというようなことで、現実にはこのテープで外から囲っている人、それから外はしてないけど内側から囲ってる人、そんな形であるわけです。これは、行政の方にも入居者の方からこの現実については、何とかならんかということをお聞きされていると思います、財政課長さんの方も。いうことで、これ対応を何とか考えてあげる必要がありやあせんのかということ。

それから、続いてやっぱり今度(土佐山田町、黒土団地)C棟か、新しく建てるどころの換気口については、このままの苦情の出てる形をそのまま持ち込んでいくのかどうか。この点について、改良とかいうことについての考える必要があると私自身は思うわけですが、その点についてお願いします。

それから現在実際建ててる家についてよね、今後もこのままで放置するのではなく、何かの形で、ここには例えばL型にということ書いてるんですけど、そういう形がとれないものなのかどうか。財政課長さんとの、この議会が始まる前の私との話では、これは設計いうか、そういう規則によってされてると言うて私にも説明があったんですけど、規則で寒さをしのぐことはなかなかこれ厳しいので、そこのあたりも含めね。高齢者が入居もされてるし、自分の力でなかなかやりにくいということも含めて、よい方向での判断、ご回答をお願いします。

1 回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 改めておはようございます。片岡議員の農政改革、品目横断的経営安定対策についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の香美市における認定農業者と特定農業団体の現状ということでございます。品目横断的経営安定対策の加入対象者は、一定の要件を満たす認定農業者、そして集落営農組織であります。対象となる作物は米、麦、大豆、てんさい、でんぷん用バレイショとなっております。対象作物が、その年の収入が基準となる収入を下回ったとき、減収額の9割まで補てんされることになっております。なお抛出金の負担は、国と農家が3対1となっております。仮に米価が一割下落しますと10アール当たり約2,700円の抛出をしまして、1万1,000円の補てんを受けることとなります。補てんを受ける面積はJAが策定する生産調整方針に参加した上で、通知を受けた面積の範囲内となります。

ご指摘のように香美市の現状、中山間地域が大部分を占めまして要件を満たす農業者はほとんどいない現状で、経営規模の特例としまして非中山間地域は3.4ヘクタール、その他2.6ヘクタールが要件として認められています。面積の特例要件に当てはまる認定農業者は、9月末現在で4名であります。しかしながら、面積要件に当てはまらなくても所得特例がありまして、香美市の基本構想による農業所得が350万円の過半の175万円を確保し、対象品目の収入、規模のいずれかが全体のおおむね3分の1、27%以上であれば加入できるという状況です。この要件から言いますと、香美市の認定農業者は大半の方が加入対象者となります。なお、そのもう1点目の特定農業団体、集落営農等の該当者はいません。

2点目の政策の対象者から排除される農家戸数、また削減される交付額の見通しでございますが、交付額の削減については今までの生産調整実施者には、産地づくり交付金も集荷円滑化対策加入も継続されておりますので、平成19年度には直接その削減に結びつくとは考えてはおりません。排除されるその農家数でなくって、新しい所得保障の品目横断的経営安定対策の加入対象者が、高知県のような地域農業というか、園芸市などを主体としているような地域については、その加入メリットがないというようなお答えをさせていただきます。

行政の立場でどう向き合うかと、続けたい農業者希望者に、というご質問ですが、続けたい希望者でなくって、続けられる魅力ある農業として発展していくためにお答えをさせていただくしかないがですが、香美市の振興計画の中で現状と課題を認識しまして、その推進する方向や内容も提案させていただいております。地域にさまざまな特色がありますので、地域とともに香美市の重要な産業として対応していきたいと思っております。

農地・水・環境保全向上対策、これについてですが、これは新しい、平成19年度か

らスタートする農地・水・環境保全向上対策、現在平成18年度から事業として土佐山田町佐野地域においてモデル事業行っております。検証中でございますがさまざまな課題があがって、国・県の方針も同時並行の感もありまして、地域への混乱を招く点多々ありました。特に地域に入っただの説明会はしておりませんが、土地改良区サイドとか、それからいろんな調整、決まった部分が大体確定してきましたので2月のお知らせ、それから今回も3月のお知らせについて、相談窓口ということであちの農政課の方で皆さんにお知らせをしていきゆうという状況であります。この事業も、地域からの動きがあればすぐ対応して、応対をしていきたいとそうように思っています。

以上で1回目のお答えをさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず地球温暖化対策についての①番ですね、香美市地球温暖化対策実行計画の内容の件でございますが、香美市地球温暖化対策実行計画につきましては地球温暖化対策推進法によるものでありまして、市役所におけます事務や事業から排出をされます二酸化炭素の排出を抑制する計画となっております。基準年となります平成17年度におけます、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、液化石油ガスですが、それと電気の使用量を二酸化炭素に換算した排出量1,955トンございましたが、それをベースにしまして平成19年度から平成23年度の5年間の取り組みにおいて3.7%削減することを目標としております。なお、直接市民生活に影響すると思われ施設につきましては、それは水道施設とか下水道施設については除外をしております。この計画の推進体制は、助役を推進委員長としまして各所属長による推進委員会、各課における推進委員によるものとなっております。職員一人一人が自覚し取り組んでいくことが、まさに肝要となってくる事業でございます。具体的な取り組みにつきましては、議員の皆様方には最終日にお配りさせていただく予定でございますが、この実行計画書と取り組み行動メニューの2冊となっております。いただきます地球温暖化対策実行計画書と、この取り組み行動メニューで確認をしていただきたいと思いますと思っておりますが、多様な取り組みがあろうかと思っておりますがその中でですね、ソフト的な取り組みを重点目標としまして決定をしております。取り組み行動メニューとして7つの項目を示しておりますが、その7項目につきましては1番目に空調の省エネルギー化への取り組み、2番目に照明の省エネルギー化への取り組み、3番目にOA機器の省エネルギー化への取り組み、4番目に公用車の省エネルギー化への取り組み、5番目に給湯、湯沸かし時の省エネルギー化への取り組み、そして6番目に用紙使用合理化への取り組み、7番目に節水への取り組みということになっております。そして3.7%の削減数値目標の算出方法なんです、実行計画書の方に示してありますのでご確認をお願いしたいと思います。ちょっと説明、この場で説明するのはちょっと長くなりますので、割愛させていただきます。

次に2番目の、振興計画のグリーン購入の件でございますが、その1番目の量販店と

包装形態の改善についての協議はできないかということでございますが、量販店では販売物品でトレーにラップ包装した物などが多く見られますが、各量販店におきます経営手法によって商品の取り扱いがされておると思います。この点につきましては、量販店にゆだねたいと考えております。この包装不燃ごみも資源ごみとしてリサイクルされまして、環境ラベルのついた製品としてちまたに流通をしているものもあります。

それから2番目の、グリーン購入を市民にも周知、啓発してはどうかということでございますが、グリーン購入法は2001年4月に施行されております。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に必要性を十分考慮して、価格や利便性、デザインだけでなく環境の事を考えて、環境への負荷ができるだけ少ない物を優先して購入することでありまして、国の機関は義務化されております。地方自治体は努力義務、事業者や国民にも一般的な責務があるということになっております。現在は製造企業におきましても、環境に負荷の少ない製品開発が進んでおりまして、どのような企業や行政機関も家庭でも毎日何らかの製品やサービスを購入をしておるのが実情でございます。このことが既に、地球環境保全への取り組みになっていると考えております。

次に3番目のごみ分別収集方法の一元化についてでございますが、平成19年5月からですが、香北町、物部町地区を主に対象としまして、粗大ごみの受け込みを香北町永野地区で毎月第3日曜日を指定しまして、始める計画をしております。この粗大ごみの収集が始まると同時にですね、38品目について統一するように考えております。統一の38品目の内容としましては、1番目にごみステーションでの収集方法が変更される物が12品目、それから2番目にごみステーション収集から粗大ごみでの持ち込みに変更される物が14品目、それから3番目に可燃ごみからその他の不燃物に分別が変わる物が12品目となっております。

次に4番目の容器包装の収集を、月2回から週1回にしてほしいとの件でございますが、土佐山田町地区においてのプラスチック製容器包装ごみは、月2回の収集回数となっております。このごみは軽いけれどもかさばりまして、大きいスペースを要するかと思われまして、生ごみと違いまして十分分別されていれば腐敗することがなくて、悪臭を放つこともないかと思えます。それと平成18年度の収集運搬委託料でございますが、土佐山田町地区のプラスチック製容器包装ごみの収集運搬費用としましては491万4,000円かかっております。収集回数がですね週1回となりますと、倍ということに4回となりますので、回数が単純に計算すると倍になります。すると委託料につきましては、2倍とはならないとしてもですね費用がかさんできます。このような条件が重なってきますので、市民の方には不便をおかけすると思えますが、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは片岡議員の放置自動車の撤去に関してのご

質問のうち、私の方からは（土佐山田町）宝町体育館駐車場の取り組みを、お答えさせていただきます。

条例施行から長期間処理できなかつた問題点と、平成18年度の短期間に処理が進んだ主な理由と教訓について、再発防止策を検討しているかのお尋ねでございます。宝町体育館駐車場では平成13年に施行した、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき、順次放置自動車を撤去していましたが、一時的に改善が見られてもしばらくすると新たな車両が発生するなどなかなか処理が進まない状態だったことと、施設利用者のほか目的以外の駐車があつて、満車もしくは満車に近い状態が続いていました。これまでは利用者の利便性や負担を考慮し、注意書きや口頭での指導を行ってききましたが、現実的に成果を得ることはできていませんでした。このため平成18年度になってから、チェーンによる施錠管理をすることで新たな発生を防止し、同時に、所有者に撤去勧告の文書や、面会を繰り返す行い、ようやく処理が進むこととなったものです。利用者にチェーンの開け閉めなど、一定の負担を強いることになっても協力を願い、集中的に取り組んでいったことが、今回の結果につながったことと思っております。再発防止策につきましては、現状のチェーンによる施錠管理を継続していけば、改めて再発防止策をとる必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、甲藤みち子君。

○ふれあい交流センター所長（甲藤みち子君） 片岡守春議員の放置自動車の撤去についてお答えいたします。

（土佐山田町）宝町南共同駐車場は、放置車両を撤去したら別の車を置く。また撤去したらまた放置していくという状態が続いておりまして、以前のご質問にあつたように、常に廃車置き場のような状態にございました。平成17年度に当センターに管理が移管してまいりまして、平成17年度は撤去作業に着手はしておりましたけれども、関係機関への照会等により判明した、所有者の転居先や居所調査に時間を要したことが、処理に時間が掛かった大きな原因と考えております。平成18年度に入りまして、香美署立ち会いによる開錠調査や、調査中であつた所有者の確定による撤去勧告書の送付、再三の訪宅により撤去勧告を行ったこと。また古鉄が高値になり、廃車の引き取り業者に撤去費を支払わなくてもよくなったことなどが処理が進んだ主な理由と考えます。また再発防止策といたしましては、平成18年8月から当センターの業務時間外は施錠管理をしていること、また先ほど議員さんもおっしゃつたように、汚い所には汚い物を持ってきやすいということになりますので、環境課の協力により清掃を行う等不法駐車や不良車両の放置をしにくい環境整備を行っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの放置自動車の撤去等、未処理地区の対応

についての3番目につきましてお答えをさせていただきます。

(土佐山田町)中央1号団地周辺の放置自動車は、平成17年12月の時点で13台を確認をしておりました。自動車に警告文書をはりつけたり、香美警察署立ち会いの下のもとに車体番号を確認し、四国運輸局や軽自動車協会等に使用者の照会をしまして、使用者に直接、撤去勧告文書を郵送したりしまして撤去していただいたり、また片岡議員さんのご協力も得まして撤去した車もございしますが、現在までにですね、13台中6台撤去できました。まだ7台残っておりますけれども、7台の内3台につきましては、所有者が撤去してくれると約束してくれておりますけれども、その期限でありますところの去年の12月末、それから今年の1月末が過ぎましたけれども、約束の期限内に撤去いただけなかったと、こういう状況にございます。時間かかっておりますけれども、できる限り早く撤去し駐車場を整備して、入居者の利便性を高めたいとこのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから市営住宅につきましてのご質問ですけれども、まず1点目の入居者からの苦情等でございますけれども、(土佐山田町)黒土2号団地A棟は、半年点検それから1年点検を実施しております。ほんでこのときに、苦情等がある場合につきましては検査表に記載してもらいまして、点検時に軽度な不具合場所につきましては修繕しております。ご質問の換気口につきましては、法律で24時間換気システムの導入が義務化されているために設置しておるわけでございます。そして、同住宅は非常に気密性が高いために、シックハウスの問題とか火気使用上の問題からも換気口は必要不可欠ということでございます。そして、気密性が高いがゆえに、台所で強制換気をしますと、すべての居室の換気口から外気が入ってくると。1カ所で非常にファンが、台所で使うファンが強いものですから、空気を抜きますと外からぐっと入ってくると。こういうような状況でございます。非常に部屋の構造によりましては非常に寒い部屋も発生すると、こういう状況にはなっております。しかし、入居者の方にも換気口の重要性はご理解いただきまして、法律では寒さはしのげないとおっしゃられましたけれども、上手にご利用いただきましてですね、何とか今の、必要な換気口でございますのでそれと仲よくつき合っていたきたいというふうを考えております。

それから現在建設中の(黒土2号団地)C棟につきましては、換気口の直径を大きくすると、今10センチくらいですけども15センチくらいにちょっと大きくしまして、緩やかな換気ができるように改良する予定であります。換気口がちっちゃいとですね、余計そこから急に入ってこようとしますので非常に風圧を感じると、こういうことにつながっておりますので、ダイニングの換気口を大きくして、今の住宅の不便さは若干ではありますけれども改善をしていこうという工夫はしております。

それから3点目の既存の建物につきましては、目下のところ改修の予定はございません。それから、例えば例で書いていただいておりますけれども、L字型の部品をつけましてもですね、問題はその気圧の問題、外と中との気圧の関係で外気が侵入してくると、こう

いう理屈でございますので、L型にしても現状の改善にはつながらないというふうを考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 11番、片岡議員さんのご質問にお答え申し上げます。先日の火災で出火元が木工所であったため、燃焼物が多くあり鎮火に時間を要したのはなぜかということでございますが、まず初めに火災により被災されました方々に対しましてお見舞い申し上げますとともに、消火活動にご協力いただきました近隣住民の皆様方、また、土佐山田町消防団各分団の団員の皆様方に対しまして、感謝を申し上げたいと存じます。

さて、ご質問の鎮火までに約3時間15分を要したのはなぜかということでございますが、簡潔に申し上げますと、放水開始から1時間30分後には火災はほぼ鎮圧をしておりました。しかし、ご存じのように木工所の内外に燃焼物が大量に折り重なった状態であったので、それを人力によりまして1枚1枚ばらして、火の気を確認しつつ消火をしなければならなかったということによりまして、鎮火を告知するまでに相当の時間を要したということでございます。鎮火の告知というのは、火災現場で消防の責任者が焼損範囲すべてを確認し、再燃のおそれが絶対ないと認定したときを言いますので、今回の火災のような大量の燃焼物が折り重なった状態、（燃焼物が大量に）存在する現場での鎮火を告知するには、特に慎重な認定を要するということでございます。

次に、消火に当たり水の確保は十分であったかのご質問でございますが、本件の火災時、消防署等各分団の筒先が焼損範囲を包囲した後に、水利統制というのを行っております。これは各分団が順次到着し、最寄りの消火栓等水利を元に放水を開始いたしますが、火災の最盛期の大量の放水が一定以上継続いたしますと、当然水不足が生じることになります。そういうことが十分予測できるとしたことから、水利統制をかけまして消火栓と防火水槽と中学校のプールからそれぞれから給水するよう、水利の分散措置を講じたということでございます。この水利統制を行ったことによりまして、著しく水量が不足し消火活動に支障を来すという事態にはいたらなく、十分ではなかったかもしれませんが、不足はしなかったということでございます。火災現場のすぐ近くに消火栓があるのになぜ使わなかったのかというようなご指摘がございました。水利の系統からいきますと、後続隊がその消火栓を使いますと必然的に先着隊のですね、放水中の水量が落ちることでの、消火活動に支障を来すことになります。このため、水利統制を行いまして、水利の分散を行ったということございまして、決して消火栓があるのを知らないというような問題ではございません。消火栓につきましては、ご存じかと思いますが消防本部が管理しておりまして、土佐山田町内では約580カ所の消火栓がございます。それらは全部住宅地図等、地図にプロットし、職員が定期的に巡回と点検を行っておりますので、場所を知らないということにはございません。

また、先発隊が現着後、放水を開始するまでに相当の時間を要したというような指摘もございましたが、時系列の検証を後日行っておりますが、当日の記録では先発隊は現着後1分後には放水を始めております。現着時に、要救助者いわゆる逃げおくれ者がいないかの確認をしつつ放水準備を行いまして、機関員に放水開始を伝え速やかな放水を開始しております。

消火栓に接続されず消火栓から水が噴き出していたとかいう指摘もございましたが、現着後に放水準備を行い、機関員に放水開始を伝令をした職員も1分後には放水の確認をしておりますので、どの時点で、どこから、どのような状況を見てそのようなことが出たのかというのは、ちょっと理解できないというところがございます。

当日は火災規模から、消防団第5出動、いわゆる全分団の出動をかけ、各消防団も消防署の放水から一番早いところで3分後、それから順次到着しおおむね10分から15分後には1分団を除くすべての分団が放水を開始しております。出動台数が17台、放水の口数が19口、使用ホースが146本と、出動人員が161名という大規模な消火活動でございました。また、隣接建物への延焼防止につきましても、消防機関としては最大限努力をいたしました。火災の規模、火勢の調査、また周辺・周囲の建物と現場の条件等によりまして、不可避であったというふうに思っております。このため、被災された方にはお気の毒であり、お見舞いを申し上げますところがございます。

通常、火災の場合、消防隊は現着後、逃げおくれ等の人命検索救助を最優先といたしまして、その後、火災の規模等により消火と延焼防止を中心にトータル被害を最小限に食い止めとする消火活動を行います。住宅密集地で隣接する多くの建物の中、火災規模と消防力との力関係になりますが、（その）関係で消防力が劣勢の場合、既に延焼している建物からさらに延焼するのを防ぐというのが第一でございまして、延焼防止、拡大防止に重点を置き活動を行っている場合には、やはり局面によっては火災炎上中の建物に放水をせず、燃えていないところに放水をするということもあります。一般の住民の方から見ればですね、何をしゅうと思われるかもしれませんが、これは消防機関としては警防上の戦略的などところがございます。

また、同時に活動は火勢の勢いや周辺の状況、つまり、周辺・周囲の建物との形状や構造、また密度など瞬時に判断を求められることであるため、先発隊の隊長が現着時に下す判断と指揮は、的確でなければならないと。このほかにも、気象情報や水利の面も考慮しなければなりません。今回の火災につきましても、後日検証いたしました。当日の消防活動に対する隊長の判断と指揮は的確であったというふうに思っております。

今回の火災で町内の住民は不安を覚えているが、この住宅密集地での火災を教訓に今後見直していく点があるのではないかとございまして、今回の火災は、長時間の消火活動となりまして、多くの住民の方々に不安感を与えたことだと思っております。その上、乾燥注意報が発令中でもありまして、特に周辺にお住まいの市民の皆様方はより一層の不安感を抱いたものとお推察いたしております。

消防署におきましては、今回の火災のみならず、すべての火災や救助等について、その都度検証を行っております。火災は2つと同じものはございませんので、発生時刻や場所、確知から経過時間、周辺の状況や発生そのときの気象状況、署からの距離とか周辺の水利状況、要救助者の有無等、通報を受けまして瞬時に対応できるように対応をとらなければなりません。

先ほども申し上げましたが、火災規模と消防力とは力関係がございまして、大きく展開が変わってくることは十分理解しております。戦略的な活動を実行できるよう職員の能力の向上と、指揮隊また水利の統制、それから消防署と消防団ともさらにですね訓練を行いまして、組織的なレベルアップを図っていくと。また、頭上訓練等を積極的に取り入れまして、市民の方々に安心して日々の生活を送っていただけますようなお一層努力していかねばならないというふうに考えております。

そして、火災からの被害を最小限に食い止めるということには、特に密集地の場合にですね早期発見が最も重要だというふうに思っております。火災予防の観点から住宅用の火災警報機、これが義務づけられておりますが、早期に設置していただけるよう普及啓発活動にも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、火災のみならず地震災害や風水害等、自然災害に対しましても、安心・安全のまちづくりを実現するため、市民の皆様方のご協力が不可欠でございます。防災対策課とも連携し、自主防災組織の立ち上げ、そして結成後の防災訓練等を通じまして、火災や自然災害等に対する認識と意識の高揚が図られますよう、なお一層取り組んでいきたいと思っております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

まず農業問題でございますけれども、きょうの高知新聞を見た方がおると思いますが、今オーストラリアの首相が日本に来て13日に安倍首相と会談をしてるんです。これは安保協定を結ぶということと、もう1つ大きな問題はこの農業問題でね、日本とオーストラリア国がどうしていくかということでは大変な約束事を取り交わそうとしてるということでございます。これ農水省が発表してるんですけどね、日本の農業は、これは国内では品目横断で農業政策を大きく転換するということ。もう1つは、この外国との関係で日本の農業をずたずたにしていくということなんです。これは農水省の発表です。ちょっと読ませていただきます。

「農水省は2月26日、経済財政諮問会議に設置された経済連携協定、EPAと農業に関する作業部会で、関税などの国境措置を撤廃した場合に、国内農業に与える影響の試算を公表しました。試算によると、国内市場に割安な輸入品が流入することにより、現在の農業総産出額約8兆5,000億円の42%に相当する3兆5,959億円が減少する。食糧自給率、カロリーベースは現在の40%から12%に低下する」と言います。

「品目別に見ると、米はまず加工、外食向けが格安の輸入米にシフトし、国内生産は42%減少する。最終的には一部のこだわり国産米だけが生き残り、9割は輸入品に市場を奪われる」と予測しました。「海外との価格差が大きい、品質に差がない小麦や砂糖など5品目はほぼ全滅。乳製品の原料となる生乳や牛肉、豚肉など6品目は、一部の高級品を省き6割から9割が海外製品に置きかえられる見込みである」と。このほか、「鶏卵や鶏肉、お茶などが1割から4割減少する」と。このことを、もしやられた場合の影響については、この小麦の精製とか精糖業なんかの製粉、精糖、運送業など「周辺産業に及ぼす、国内総生産、GDPの1.8%に当たる約9兆円が喪失すると予測されている。375万人が失業する。」こういうことを日本の政府は、日本の農民には差別、選別をして5品目にこの横断品目の政策を押しつけてくると。それで仕打ちをかけておいて、その上に外国からの輸入でよねもう全く日本農業に壊滅的な打撃を与えるということが、今の政府によって計画されていると。このことを僕はっきりとね、大きな目でやっぱり農政の担当をしている人はね農民に語っていかないかと思うんですよ。今までいろいろなことを言うて農民をあっち引っ張りこっち引っ張りしてやってきました。米政策でもそうでしょう。（農政）課長さん、今農民1時間どんだけの賃金で働いてると思いますか。政府の統計でも、2005年の稲作生産者の1時間当たりの労働報酬は全国平均で330円、1時間ですよ。8時間働いて2,640円ですよ。ここまで追い込んでるんです。それをもってこの品目横断の例、中身を、ほんとにはっきり簡潔に言いましたら、認定農業者を、認定対象者を限定し、それ以外は農業者にあらずとなるという。切り捨てていくんです、これ。

もう1つは、支援の対象になっても再生産を保障する価額の下支えの保障は一切ないこと。そりゃ、米がご承知のとおりですわ。政府はもう米から手を全部引いたからね。もう丸投げでしょ。もうこれ安くなる一方ですよ、米は。もう1万円を切っていくと。最終的には、3,000円までになるというようなことまで予測されてるんです。どうして農民がやっていけますか。

3番目によね、この横断品目をやっても過去の生産実績による支払いのために作付をふやし収穫をふやしても支払いはふえない、これが中身なんです。私たちは農家の選別をやめ、続けたい人やりたい人すべての農家を応援し、生産コストをつなぐ価額保障に所得保障を組み合わせ、安心して再生産ができる農業を築く以外によね日本の農業を助けることはできない。このように思うんですけど、これに対して、この品目横断を進めていけば日本の農業に対して展望が持てるか、香美市の農業によね明るい未来があるのかどうか。僕はここのあたりにね、このいろいろな政策が移り変わってきましたけどね、農民に真実を語っていくときではないかと思うけど行政としてはそこのあたりどない思うのか判断をお願いします。

それから、もっと具体的なこと言いますが、この対象から除外される農家戸数とかそういうことも含めてよね、課長さんの今の説明では平成19年度は影響ないんだと

ということですが、平成19年度が過ぎた場合には、やっぱり影響が出てくるんじゃないの、これ。どうですか。

それからその次によね、この農地・水・環境保全向上対策の問題については、希望者があれば対応していきたいと。現在（土佐山田町）佐野ではモデルもやっているとありますが、これはどうですか。負担のよね交付金は半額は市が持たないかんということですが、こういうことに対する地域からのよね、ご要望のよね、見通し。こういうものはかなり指導していかな、僕、農民そんなもんわかってない内容でもあると思うんですけどよね。やっぱり行政が入って地域でこんなことやってこうなるんだということ説明していた場合、この要求があればそれに対応するだけの交付金の準備はありますか。

環境の問題ですけれども、こういう時代というか環境への非常にこのまあ注目したねこの時代に対して、行政が数値目標掲げてやるということについては私たちも注目をしているところでありまして。この機会にということ言えば、ぜひとも量販店なんかに対する包装のよね、やり方、こういうもんについても事業所任せでなく行政もやっぱり積極的な働きかけ、そういうものもやっぱりしていくべきではないか。このことに対する環境課のご答弁をお願いをするものです。

それから、（この）環境の問題については、この基本計画の中でも、「ごみ減量化については生ごみと加熱ごみの減量のため分別収集を実施し、紙類等の資源化を推進しています」と。「市役所や家庭の段ボール、新聞チラシ等の回収は徹底してきましたが、事業所については余り協力は得られていない現状です」と。今後さらに生ごみの堆肥化、雑誌の資源化等々と積極的にやっていくんだということを目指しているようですけれども、僕は、やはりこの香美市として地域住民と市民がね、こういうことをやりゆうんだというやっぱり方向づけからいったら、一つこの生ごみの問題は前々からも議会でも問題になっておりましたけれども、何かこれを全市民的な取り組みとしてやってるんだというやっぱり提起をね、今庁内とか事業所の方は3.7%の目標を掲げてやるということは言われましたけれども、全市民的な運動というもんになるものを、一つ提起をしてもらいたいということをお願いをしたいと思うわけです。

環境の問題でもう一言姿勢を伺うわけでございますけれども、環境省が2月6日までに、地方自治体や企業など地域ぐるみで取り組む地球温暖化防止対策のアイデアを募集する一村一品・知恵の輪づくり事業を4月からスタートさせることを決めたということで、3年計画で事業費を計上しておるわけでございますが、これは香美市もこの運動に、運動というかこういうことにも参加をしていくということで、何かこう特徴あるものをここのまちとしてね、香美市として環境省に届けていくと。「最終的には、この企業や学校、市民団体などの地域の関係者が活動に参加することが条件となる」と。「今年夏ごろには、都道府県レベルで市町村ごとの温暖化対策を競う品評会を実施。都道府県代表に選出された一村一品の中からグランプリを決める全国大会も予定している。」環境省は地域のすぐれたアイデアを全国に普及させ二酸化炭素の削減につなげたいとしてい

るが、こういうことについての積極的な方向づけを持っているのかどうかをお尋ねをします。

それから放置自動車については、ほんとうにご苦勞でございました。課長（ふれあい交流センター所長）さんの答弁にあるように、汚いところは汚い結果が出てくるということからいって、今の体制を維持していけば僕は再発については特別な手だてをしなくても現状が進んでいくというように思っているわけでございます。どうか今後ともご努力をよろしくお願いいたします。

それから（土佐山田町）中央1号団地のことでございますけれども、そういう気持ちを持ちながら進んできた。しかし、なかなかすべてが対応進んでいないという現状でございますけれども、やはり私も暇を見ては何とか努力をしてという気持ちを常にあそこの地域には持っておりますが、ぜひとも駐車場としての効力を発揮するような手だてを早急にとってもらいたい。ということは、公平の原則からいっても、あそこだけは市営住宅で車を自由に置けるということではなく、やはりほかのところは2,000円、1,500円とかいう形でよね、住民の方にも（駐車場代を）負担をかけてるという内容があるわけです。その点について今後の見通しをお尋ねをします。

それから火災についてですけど、ほんとうに僕たちは内容を知りませんので軽々には言われませんが、ご苦勞でございました。そういう特殊な事情の中で、こういう結果が生まれたということについては私たちもよく理解をすることができました。

土佐山田町という町は特別な、他の地域からいって特殊な事情を持っている町ということではね、川干ということあるんです。これ、この溝が始まって以来というか、私も高年齢の方に、地域の人に聞きましたけど、このことだけは昔からあるということじゃけんということで、3月1日から3月10日まではこの川干で一切の水がとまると。この用水路の水がとまった後の、その期間のやっぱりこの不幸な出来事が起こらないようにということでは、特に私たちのような中心地じゃないちょっと田舎の方に入ったところはもう消火栓とか、そういうことを十分にやっぱり何も持ち合わせていないんです。だから、消火ということになれば当然この用水路を流れる水をよね、利用するということが原則みたいになるわけなんですわ。これがなかったら、いうたらそのところは消火にはなかなかその力は発揮できないということですので、ぜひとも消防署に、私たちが今後の対応ということではよね、この十日間に対するやっぱり広報車でも出してよね、もう今が一番危険な時期なんだと、今は水がないんだということを、だから火については十分な注意をしてくれというようなこの宣伝というか啓発というか、そういうことも1つ今後考えてもらいたいということ。

それから今まではこの防火水槽については、鉄筋コンクリートの防火水槽が設置されるということで、私も土木の関係におりましたので随分これを各地に設置をした経験もあるんですけれども、これは南海地震の関係から言えば全くもろいものであると。もし、この近くによね変動が出たら、もう一発にそのひびが入ると。ひびが入ったら一切水は

逃げるという形でよね、今は聞くところによりますと防火水槽は鉄というか、鉄という表現がいいかどうかわかりませんが、耐震に非常に強いそのまま外で組み立てたものを持ってきて、レッコすると、横に置いてよね。それで土をかぶせるというか、してよね、そういう埋め込み型、コンクリート型もそら埋め込みではあったけれどもそういうやり方の形態が全く変わっているということもお聞きしましたけれども、こういうことについてのやはり今後の見通しといたしますか、ここで設置する場合にコンクリート型でないやり方が今後優先されていくのかどうか、そのことについて。それから、そういう目標がこうあるんだと、こういう地域にはこういうものを据えていくんだというような目標があればまた教えていただくようお願いしておきます。

市営住宅の問題、これ財政課長さんね、本当に僕は法と寒さの関係ではということも言いましたけど、実際問題としてはやっぱり穴をふさいでると。まあけんどここ（議場）におる方は市営住宅に入っていない方ばかりなんで、その壁の冷たさを知らないでしようけれども、私自身は入って肌身に感じるけどね。こりゃ寒い風がきて何ともならんというのが現状です。そこのあたり、次建ちゅうところは改善の余地があるとかいうことも言われましたけれども、何かの方法というか、これが現代の建築の基準であってこの寒さは当たり前なんだということではね、僕は進んでいる住宅の建築じゃないと思うんですよ、率直に言って。そういうこともクリアできることがよい住宅であってよね、そういうことからいってこれに対する何らかの手だてというものを考慮する必要があるんじゃないかというように思っており、そこの点もう1回お願いします。

以上で2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡議員の農業政策についてのお答えをさせていただきます。

大変農業改革、大変国策に基づくものでございまして、私のこの身には合わんような大きな改革でございます。それを、片岡議員からご質問があったわけでありまして、なかなかそれに沿ったお答えができるかどうか不安でございますが、片岡議員は恐らく2月27日の日本農業新聞を見られてのご質問ではなかったかと思えます。私もちょうど切り抜きを持っておりましたので参考にさせていただいておりますが、確かにこの今回の農業改革によりますところの、いわゆる「品目横断的経営安定対策」、まあこれについては大変複雑になってきておりますし、また特に国際的ないわゆる競争力、そうしたもののから勝っていくために大規模農業、大規模農家に対してのそうした政策になっているというのはいなめない事実でありますし、また本県のような、また本市のような家族経営の農業がいかにかこれから生きていけるのかという大きな課題もあるというふうに思えます。

それとあわせまして、先ほどお話がございましたEPAの今回のオーストラリアとの協定問題、あるいはまたWTOとの関税の撤廃問題、そうしたものが国策の中で大きく現在論議をされております。お話がございましたように今回のEPAの協定、そうした

ものが関税が撤廃をされますと米、麦やあるいはまた砂糖、牛肉、乳製品、そうしたものの大きな打撃があるというふうにも言われておりますし、ご指摘のとおり375万人が失業ということが農水省の試算にも書かれております。そうしたことが今後予想されるわけではありますが、しかしながら、私どもこの国策を大変猶予しておると同時に、我々この香美市の農業をどうしていくのかということが大きな使命であるわけでありませう。国策がそういう国策であるから、じゃあ香美市の農業が立ち行きがいかないのかという部分へはイコールはできないというふうに思っております。

我々ありがたいことに、この香美市農業というのはほんとにこの地域の特性を生かした、いわゆるこの温暖地の中で、また同時に園芸作物という大きな特色を持って農業を進めてきた経緯があるわけでごさいます、全国的に見ましても、また高知県の中で見ましても、香美市の農業生産額は大変大きいというふうに思っております。そうしたことができたのも、やはり今日まで農業政策にこの香美市の中で取り組んできた政策があったというふうに思います。今回、農業生産基盤整備等も多くのところで行われておりますし、またそれをやはり利用した中での香美市の特色ある農業が行われ、そして、生産額も上がってきておるといふ中であるわけでごさいますので、こうした国策的な部分がありましても今後この地域に適した、いわゆる今、栽培をいたしておりますさまざまな優良野菜、そうしたもののブランド化を図りながら、この国の中での農業競争に勝っていけるような、そういう農業政策をこの香美市の中では展開をしていくことが必要ではないか、大事ではないかというふうに思っております。

現在行っております農政部門につきましては、農協とタイアップしながら農業者の皆さん方にご理解、ご協力をいただき、そして先ほど言いましたように競争力に勝てる、そういう農業、営農をやってまいりたい、そのように思っておりますのでよろしく願いをしたいというふうに思います。

また、続きまして、農地・水・環境保全向上対策につきましても、言われましたが、このことにつきましても、1つのモデル事業を（土佐山田町）佐野地区で行ってきたわけであります。先ほど言いましたように、種々の検証の中では種々の問題も出てきておりますので、そうしたものを検証もなおしながら、（農政）課長の申しました地域の動きがあれば、また行っていくという方向の中で進めていくということになるというふうに思いますので、ご理解をよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 片岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

量販店についての包装ごみの件ですが、1回目のご質問のときにご答弁させていただきました。これにつきましては、量販店の努力にゆだねていきたいと思っております。

次に、全市民的な運動として何か取り組めないか、また環境省の提案の件でございますが、検討しまして可能なものから取り組んで、できれば取り組んでいきたいと、そのように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず、放置自動車の関係ですけれども、駐車場の効力を早く発揮せよというご指摘でございますけれども、議員さんのご指摘のとおりでございますので、より強く、そしてまた早く駐車場として効力を発揮できるようにですね、また放置自動車を全部撤去しまして、お金の取れる駐車場とするべく事務処理を強く進めていきたいというふうに考えます。

また、市営住宅につきましては、入居者の、議員さんのご指摘のとおりなんですけれども、入居者の皆様にはですね現実もうそういう構造になっちゅうわけですので、調理以外のときにはファンをずっと、調理が終わったらもうファンを切るとかというような形でずっとファンを回しっぱなしにしないとか、それから、窓とかドアを適時ちょっとずつ部屋の間なんかもうこう開けていただいて、その気密性が高いということがもともとの問題の原因になっちゅうわけですので、それをちょっと薄めてあげるとかというような形で、使用上ですね工夫も入居者の皆様にはしていただきまして、より快適な現状での生活をしていただきたいというふうに考えます。また、構造上ですねこういう問題につきましては、法があつて構造上どうしても必要ということになれば、もう少し緩やかなその、部屋と部屋との換気ができるように。その、1つの部屋がものすごくその気密性が高いものですから気圧が上がってですね、そして、低いところへぐっと入り込んでくるとかということがないように、今後そういうことにつきましては、構造上のことについては研究をしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

川干の件でございますが、消防署の方には川干の通知をですね、11月か12月ぐらいにいただいております。署内で対応策については十分議論をして確認し合っております。また、これにつきましては市の広報で市民の方々には告知しておると思ひます。それと、時期が3月1日から3月10日ぐらいということで、ちょうど消防の春の全国火災予防の期間中でございますので、広報車を出して注意を呼びかけるということにしております。

それと、防火水槽でございますが、現在は、時期は正確にはちょっとわかりませんが、自分の記憶では6、7年ぐらい前からですね、耐震性の防火水槽でございますが、鉄筋コンクリートの防火水槽は現在使っておりません。新設の場合はですね造船技術を生かした鉄の防火水槽。防火水槽の設置につきましては、これまでは地域からの要望、自治会長さん等の要望をいただいてですね設置しておりました。が、消防機関も市の機関ということですね、消防団の方とも必要があるところにつきましては積極的に設置をし

なければならないと、財政上許す限り設置をしなければならないというふうに考えてます。現在のところ要望もいただいておりますので、それにつきましてはなるべく早い時期に設置をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。おはようございます。えらい遅くなりましたでしょうか。最初の質問が長かったものですから。

私は4つの質問項目について質問しますので、昼までに終わると思います。

まず、国保についてでありますけれども、国民健康保険法の第1条には、「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とこのように書かれております。そして、国の責任で国民に医療を保障する社会保障としての性格と位置づけを明確にしておるところでございます。また、同法の第4条では、「国は国民保健事業の運営が健全に行われよう努めなければならない」としております。以上のことをもとにいたしまして、幾つかの質問をしてみたいです。

まず、第1点目であります。国は2008年度から国保加入者の65歳から74歳までの方の国保料を、介護保険料のように年金から天引きすることになりました。しかし、対象となる高齢者はまだほとんどの方がそのことを知られていないようでございます、現状であります。介護保険のように年金から天引きすることは、取りはぐれなく徴収することだけを目的とした、事実上の強制徴収としか考えられません。また、年金から天引きできない人については、市町村が徴収することになるかと思っております。市町村が一番困難なずるうない仕事をやっぱりやると、請け負うということにもなるかと思っております。このような新しい制度に対する対策を考えておく必要がありはしないか、見解を尋ねます。お聞かせください。

まず、国保についての2番目の質問であります。1997年に国保法が改悪をされました。資格証明書の交付が自治体の義務となりました。また、一定期間を超えた場合、有効期間が短い短期保険証の交付になります。しかし、これらの資格証明書や短期保険証は再三の更新が必要となりまして、短期保険証の期限切れというケースもあるなど、生活困窮者にとってはとても不安なものになっております。このような状況で相談に訪れる方もおられるかと思っております。市の相談体制はどのようになっておられるのかお伺い

をします。

3点目の国保税の滞納についてであります。国保税の滞納については、個々によってさまざまな事情がありますが、きめ細かな相談体制を整えることで滞納を防げる場合もあるのではないのでしょうか。例えば、国保推進委員による集金制度をつくり被保険者との直接面談を多く持ち、市の担当者と連携をすることによりまして長期滞納を防ぐこともできるのではないのでしょうか。また、そのような取り組みが定着し、住民からの信頼を得ることができれば、集金に限らず減免や減額の相談を受けたり、窓口更新に来ることができない方に保険証を届けることや、加入者の生活状況を把握できるなど、歩く市役所の役割も果たせるのではないのでしょうか。見解を尋ねるものでございます。

次は、障害者控除であります。

いよいよあした住民税、所得税の申告期限切れとなっておりますが、まず、この障害者控除は納税者本人や扶養家族などが障害の場合、所得税、住民（税）の所得控除ができるものであります。障害者手帳がなくても、65歳以上の高齢者で障害に準ずる人は市長の認定で控除することができますが、自治体では寝たきりではだめだなどと認定申請を窓口で拒否されるなどの問題が起きております。身体障害者手帳がなくても福祉事務所長の判断で老化による肢体不自由児の障害があると認められれば、障害者控除の対象となることを尾身財務大臣はこの認めております。もう2週間ぐらいになりますでしょうか、前になりますけれども、また、認定から5年前までさかのぼって控除が受けられると答弁をし、介護認定判断材料の1つと述べております。窓口での申請があれば受けるとも答えております。障害者控除の対象と認定されれば、所得が125万円以下の人、あるいは年金収入が245万円以下の方は住民税が非課税になります。また、同居する扶養家族が特別障害者控除の対象と認定をされれば、納税者本人の所得（税）から75万円、住民税で53万円を差し引くことができます。障害者控除の2番、次でございます。そこで、質問をしますが、香美市では施設に入所しておられる方も含めて、介護、介護度4と5の方は450人程度に対しまして認定者数が少ないのではないかと思います。要介護認定を受けている人に通知している自治体もありますが、香美市の場合はどうなっておるのでしょうか。また、認知症や介護、要介護1でも4、5でも障害を判断し、障害状況を判断し、認定することを認めていますが、このことも含めて住民への周知徹底を図るべきではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

そして、障害者控除の2番目であります。サービスがあることを知らない住民がいるとすればそれこそ問題でございます。そういうことがないように、住民の立場に立って相互に協力し合い、自治体政策の展開をするようにしなければならないと私は考えております。税務課だけでできる仕事ではなくて、（保険課）介護保険係、福祉事務所が連携をして初めてできる仕事だと、このように考えております。香美市の場合は、相互協力が成り立っているのかどうか、この点をお聞かせをください。

次に、水道料金であります。

これは、大阪から香北町に、実家へ帰ってまいりまして、年に2、3回帰って来ているそうであります。その方は、その都度水道の開栓をしておるそうでございます。1回の帰省で滞在期間はわずかに4、5日程度ですが、それでも毎回2カ月分も支払わなければならない、料金は合併前の約3倍にもなってしまう、大きな負担となっているそうであります。水道課に相談に行ったそうであります。これは覚えがあろうかと思いますが、「条例で決まっておる。」と、このように言われたそうでございます。「もう少し住みやすく、そして帰って来やすいまちにしてほしい」との要望が寄せられておるところでございます。旧香北町の上水道給水条例第39条を適用するなどして、その負担軽減を図れないものかお伺いをいたします。

次に、ダム周辺整備事業についてであります。

町道づくりなどの場合、旧香北町の中には、一部負担金はいらなかったわけであります。来年から、来年度から負担金があるように、このように聞いたわけであります。自治会長も地区民も、もし負担金があるようになったらその負担が地区住民にかかることになり、地区では生活、地区ではその整備ができなくなってしまう。「今までどおり負担金なしで続けてほしい」と、このような要望も寄せられているところがございます。旧香北町のように、このときのように、「負担金はなしで元に戻してはどうか」と、このような要望でありました。この点についてお伺いをいたします。

そして、ダム周辺整備事業についての2番であります。ダム周辺整備事業は、ダム周辺整備事業交付金を含めて活用することはできないのでしょうか。ダム周辺環境整備事業の現在の扱いについて、どのようになっておるのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の国保についてのご質問にお答えします。

まず、2008年から国保加入の65歳から74歳までの方が、年金から保険料が天引きされるということになっております。このことについてですが、年金からの天引きが制度改悪というご意見ですけれども、私は制度改悪というようには考えておりません。確かに強制的に徴収されることに抵抗があるかもしれませんが、国保税の納付は本来、納付していただかなければならないものと考えています。

次に、制度が改められることについては、市として誤りのないように準備をするとともに、体制を整えなければならないと思っています。同時に、制度改正について住民への周知も徹底しなければならないと考えています。

次に、資格証明書の発行、短期保険証の発行についてですが、資格証明書や短期保険証の発行は、香美市国民健康保険被保険者資格証明書交付等事務取扱要領、及び香美市国民健康保険被保険者資格証明書交付等事務取扱要領によって行っております。国民健康保険法では、1年間保険税を滞納した場合、被保険者証の返還を求めて資格証明書を発行することになっております。香美市では、先に申しました事務取扱要領によって、

資格証明書か被保険者証の有効期間を定めた短期証を、それぞれ滞納者の諸事情により発行することにしてあります。短期被保険者証の交付は、納税計画書の提出が必須条件となっています。納税計画書とは、滞納者が収納管理課に提出する分割納付誓約書に記載する滞納税の納税の計画のことです。納税計画書どおり実行してくれれば、その都度、短期被保険者証は期限の切れ目なく発行できることになっています。

次に、国保推進委員の関係ですけれども、ご提案の国保推進委員による集金制度ですが、まず、民間人に委託する場合ですけれども、民間人への税の滞納処理の委託はできないことになっています。

次に、正職員が行う場合ですが、滞納処理については香美市発足から収納管理課ができて、他の滞納分も含めて成果が上がっております。そして、国保の課税は一律ではなく、能力に応じた課税となっていますので、減免や減額については基本的にはないものと考えていますので、国保専門員として新たな職員を置くことは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員の障害者控除について税務課よりお答えを申し上げます。

いろんな所得控除につきましては、現在申告書とともに手引を送付しております。その中には、障害者に限らずいろんな控除内容ございます。人的控除もあれば生命保険控除と、いろいろ控除あります。税務課といたしましては、全般のことについての周知をこれからも手引によって図りたいというふうに考えております。

それと、障害者の認定につきましては、障害者等の級別につきましては、障害者の機能の程度によって決まるというもので、介護については介護サービスをする目安としてのものでありますので、基準というものが違うということで、身体障害者控除と要介護認定者というのはリンクはしないというふうに考えております。

また、こういうことにつきましては、当然福祉事務所等々と連携をとって行っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院昌一君。

○福祉事務所長（法光院昌一君） 久保議員お尋ねの障害者控除につきまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。若干、誤解をされている面もあるんじゃないかと思っております。

この、障害者控除につきましては、昭和45年6月の10日に当時の厚生省の社会局長の通達がございまして、「高齢者の所得税法上の取り扱いにて」こういう文書が出ております。この中に市町村長が認定書を交付した後その控除ができるんだと、こういうふうになっておるわけですけれども、この通達はその後余り日の目を見なかったわけですけれども、平成12年に介護保険制度がございまして、この介護保険制度の中、

今議員が言われたように、介護度によって4や5と、大変介護度の高い方がですね、この障害者控除の対象になるのではないかというふうなことであったわけですがけれども、そのときには国の一部も認めて控除をするというふうなことがございましたけれども、その後平成14年に、これは第154回国会の決算行政監視委員会第2分科会というところがございしますが、そこでいろいろと委員のやりとりがございします。そして政府の、政府委員が答えた中に、「判定の見方が違うんだ」と。今税務課長が話しましたがそういうことがですね繰り返し述べられまして、そして最後に、「一律に当てはめることは困難だ」と。こういうふうに言いまして、両方の認定制度はその判定基準が異なっていますと。こういうふうに言って、リンクしないというふうになっております。

そして、最後に今（新聞）赤旗のお話がございましたが、そういう報道があったことは承知していますが、恐らくこの報道はこちらの発言を何か取り違えて誤解されて報道されたものではないかと、こういうふうな、最後に発言があつてですね、完全に政府が打ち消しをしたと、こういうことがございします。そうしたことから、我々としましては、介護保険制度の介護度とですね、この認定とですね、直接リンクしないということで今日まできておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 久保議員の水道料金についてのご質問にお答えいたします。

水道の基本料金というものにつきましては、旧香北町時代には1カ月10トンという形での設定でございましたけれども、香美市として合併いたしましてからは一部、物部町の定額制の区域を除きまして、2カ月20トンとなっていることはご承知のとおりだと思います。いわゆるご質問にございますように、月額使用料の2カ月というふうな形での設定はしておりません。基本料金はあくまで2カ月での設定でございます。

今回の冬場（だけ帰省される方）につきましては、上水道事業給水条例第30条に規定されておりまして、そこを抜粋して読み上げますと、「特別な場合における料金の算定」、第30条でございします。「月の途中において水道の使用を開始し、または使用しなくなったとき」、今回のこのような場合ですがけれども、「この場合の料金は2カ月分として算定する」というふうな条例がございします。今回の場合これに該当いたしますので、基本料金としての2カ月分を徴収しているものでございします。これにつきましては、たとえ1日の使用であっても開栓している以上、使用していなくてもあくまで基本料金は、閉栓をしていない限りはいただくというふうな形になっておるのは、電気とかそういうふうなものと同じ考え方でございします。また、この個々の都合につきましては、3万人の市民、皆さん千差万別でございまして、そのすべてに対しておのおの料金を設定するという事は不可能と判断いたします。

また、ご質問にあります①にありますような上水道事業給水条例第39条でございしますが、この第39条につきましては「料金手数料の減免」ということで、「市長

は公益上、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減または免除することができる。」という規定でございますけれど、本件につきましては公益上、その他特別の理由があるとは認められません。例えばこれに該当すると思われまはすのは、震災によりまして長期に渡り断水が、あの発生したというふうな場合等につきまして、該当するのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 久保議員からのダム周辺整備事業についてお答えをいたします。

私の方からはですね、この事業につきましては県の企業局が所管をしておる事業でございますが、その事務手続の窓口を企画課が持つておるということで、制度のたてりについてのまずご説明をさせていただきたいと思ひます。

この事業につきましては、永瀬、吉野及び吹田ダムが所在する香美市がダム周辺地域で実施する環境整備事業に対して、高知県企業局からその経費の一部、これは交付金額60万円以上の事業についてということになりますけれど、この事業については、原則として総事業費の60%以内の金額が交付されることとなっております。ダム周辺地域で実施する環境整備事業が交付の対象事業となっております、4つの柱から成っております。

まず1つ目が風力発電、太陽光発電など新エネルギーに関する事業、2つ目として水源涵養を目的とした企業局の森のような自然環境の向上に関する事業、3つ目として企業局の事業について理解が深められる事業、最後4点目にダム周辺地域の生活環境向上に関する事業といった事項に趣旨が合致する事業から優先して認めると規定をされております。また、交付金額につきましては、ここ最近の実績といたしまして2,000万円程度が交付をされておりました、本年度もこうしたことから2,000万円を歳入をして見込んでおります。なお、事業それぞれにつきましては、それぞれの事業課でお願いをしております。地元分担金の取り扱いにつきましては、今回のご質問については農政課長の方からお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 久保信彦議員の負担金についてお答えをさせていただきます。

先ほど企画課長が答えていただいて、事業の趣旨等、まあこの交付金の使途につきましては多くの公共施設整備、またインフラ整備に活用してきた経緯がございます。合併前には、旧物部村、旧香北町農道等土地基盤整備事業については、負担金は徴収をしていなかった。旧土佐山田町におきましては市道、公共性の高い部分については負担金も

とっておりませんでした。農政にかかわる事業については10%、県事業に見合うような10%の負担を徴収して実施していましたが、合併協議の中調整し合併1年間の間負担金を徴収しないこととしましたが、平成19年度以降実施する受益者対象が限られる農道、用排水路、土地基盤整備等については、分担金条例に基づき施行することとなりました。交付金事業にありましては、ダム交付金、電源立地地域対策交付金を活用した受益者対象が限られる、農政、農道、農業用排水路整備、土地基盤整備などについても原則高知県等の補助金同様、同等の10%以内の徴収を考えていますのでご理解をいただきたいと思ひます。

担当課としましては、もちろん負担なしで対応したいわけですが、限られた財源の中で多くの効果をあげられるためにもですね理解をいただきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。

第1点目の国保について後期高齢者と前期高齢者に分かれるわけですね。これ、やっぱり医療の適正化というか、できるだけその給付を受けさせないというか、私はそういうふうには受け取っております。先ほど（保険）課長は（制度）改悪ではないとこう言われたと思ひますが、私は（制度）改悪であるというように考えております。それで、何でこうなるかということですが、もちろん社会福祉法、制度が暮らしを脅かしておるといふように思ひます。壊しておるわけですね。そしてこれが生活保護なりが、生活保護も含めて生活全般に襲いかかってきておるといふようなことですが、ここでこの公益になるわけですが、この保険料の改定など住民にこの直接かかわる重要な決定が行われるわけであります。まず声が届きにくいという問題が出てきます。そうした場合に、また、住民にどのように周知徹底を図っていくのかということがまず1点目に聞きたいところだす。

2点目につきましては、広域連合の設立の準備委員会の作業状況を全面的に情報公開をし、住民の皆さんの前に明らかにするということだ大事であらうかと私は思ひます。

3番目に、まず保険料の改定などに対して、この住民要求を反映することが大切ではなからうかと。それはやはり年金からまた介護保険（料）と同じように天引きをされるということについては、批判もかなり、相当出てくるのではないだらうかというように思ひます。

それから、この国保税の年金からの天引きの件でありますが、以前に後期高齢者の議場での説明会において、「所得の低い高齢者から、保険料を介護保険料も合わせて年金から天引きされると生活が生活費が残らなくなると、これをどう思ひますか」と担当者に聞きますと、「生活保護受給者がふえる」と、「ふえるでしょう」とこのように答弁でございました。住民に天引きは厳しいと思ひますが、再度この見解をお聞きをしたいと思ひます。

以上で1点目の国保について終わります。

次に2点目でありますが短期保険証、これ300世帯ですね。それから、資格証明書350世帯、そして国保世帯が、7,725世帯でありますから、約9%、10%というぐらいなろうかと思えます。そこで、まず1点目にはですね、2000年の地方分権改革で、この国保も地方自治事務と明確にされております。だから、範囲が非常に広がっておるわけでありまして。国の団体委任事務と違ってきておるわけです。だからそういう意味で、まず第1点目には子どものいる世帯には配慮するということが大切ではないでしょうか。そして第2点目には病人、子どものいる世帯には、これも配慮して保険証を渡すと。第3点目には、お年寄り、子どものいる世帯には配慮して、そして保険証を渡すということができないものではないでしょうか。これは地方自治の、地方自治事務から言って当然できることだと考えますがこの点はどうでしょうか。

そして、この相談体制であります、もちろん私はこの職員が相談に乗るということは大変よいことだと思います。それはですね、ある区役所を通してのこの回ればよいわけで、非常にこの成果が上がっておるといふ市町村もあるわけでございます。そうしますと非常によいわけでございます。

また、次に障害者控除についてであります、障害者控除はこれは4百何人おりました、4名ですね今、4名しか今この控除を受けておりません。昨年でしたか居合わせていますと、この京都府八幡市では2日の市議会本会議です、介護保険で要支援と認定された市民でも障害者控除を受けるための障害者認定書を発行できることを明らかにしております。障害者手帳を持っていない介護認定を受けている人でも、市長が障害者認定書を発行すれば手帳取得者と同様に障害者控除1人につき27万円、特別障害者の場合は同じく40万円が受けられると。公的年金等の縮小や老年控除の廃止など、この間の国の税制改革で住民税が課税されたり大幅に増税された高齢者が、再び住民税非課税になったり税額に連動する介護保険料や国民健康保険税などの負担にも、負担の軽減にもつながります。（京都府）八幡市は2002年要介護3程度なら、確実にこの障害認定ができるように明らかにしております。もちろんリンクはこれはないだろうとは思いますが、（要介護）3程度でも、この市長が認めればこの障害者控除が受けられるという点でございます。この点はまたどうでしょうか。

そして要介護の認定をする際には、医師による診断などが、この必要になってまいります。さまざまな角度から検討しており、そのときの資料、市町村長が把握をしておりますから、それを踏まえ独自に判断すればいいわけでございます。検討もしないで門前払いにするのは、これはちょっとどうかと思えますが。厚生労働省の通知では障害の程度でも要介護度が異なることがあるとともに、同じ要介護でも障害の程度は異なることがあります。障害者の障害認定では重度の障害となるものも、介護認定では低い要介護度認定や自立と認定が判断される場合があると言っております。つまり要介護認定では、要介護1、2または要支援、または自立と判断された人の中にも、障害者に該当すると、人があると、該当する人があるということも認めているわけでございます。要介護2以

下ではだめだとか、それこそ一律に切り捨てるこの市の態度は、これは厚生労働省の通知にも反するのではないのでしょうか。この点はどうでしょうか。

そしてこの、住民への周知の決定であります。これは幾つかあろうかと思えます。まず広報誌のみで知らすというやり方です。税務課に聞いてみますと、まだ住民への周知を図っておらないということでした。広報誌のみで知らすと、そして送付書、申請書送付のみで知らすと、また個別通知のみで知らすと、そして広報誌と個別通知があるが、この制度通知の問題で、制度が適切に実施をされるように私はしてもらいたい。その中でも広報誌と個別通知ですね、これによって十分に知らしてほしいと思えますがいかがでございましょうか。

水道の基本料金についてはそれぞれ述べられまして、確かに言われたとおりでございます。しかし、この条例を何とか変えることができないかというように思えます。それはですね規則でも構いませんし、こういう方がやっぱり2カ月のものをとられるわけでございますので、この声は当然この合併による弊害ですね、これは。弊害があらわれておるというように思えます。この点について、弊害はないのかどうか。この点についてお伺いをいたします。

それから、ダム周辺工事でございますが、私はこの一部負担金が要らないのは河川工事ですね、これは要らないと思えます。まずそれから市道の工事、これらも要りませんし、まずこのあたりではなかろうかというように思えます。それから一般会計でまあこれはよいわけでございますが、600万組んであります。それで2,000万と言いましたけれど、この2,000万の10%とすればかなりの金額になって、どうしても地区民にとりまして、これはなかなか今までやったようにはいかないという面も出てくるわけでございます。これを何とかこの10%に、10%から5%、あるいは3%、2%、1%に戻してほしいというように思えます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の、国保についての2回目の質問にお答えをします。

まず制度についての住民への周知方法はどのようにというご質問だったと思えますが、制度についての住民への周知については、広報誌などで周知をしていきたいと考えております。また、毎年7月に（国保税）納税通知書を発送しておりますが、そのときにも文書など入れて周知に努めていきたいと考えます。

次に後期高齢者医療広域連合の関係ですが、これから広域連合の行う事務、それから市町村の行う事務、具体的な役割とかが今後検討されると思えます。わかり次第、広報誌などで住民にお知らせをしていかなければならないと思っております。

受付事務とか、先ほどお話しがありました普通徴収の事務なんかが市町村の事務として残ると思えますので、広域連合ができたからといって、すべて広域連合が事務をして

しまうということではありませんので。市町村にも受付事務等いろんな事務が残ると思いますので、市町村も窓口で住民への周知対応ということになるかとは思いますが。

それから、保険料の天引きの関係ですけれども、お話にありました前期高齢者あるいは後期高齢者についてもそうですけれども、国保へ加入している方については現在、国保税として課税されておりまして、それぞれが納付をしていただいているというように思っておりますので、金額が、後期高齢者の保険料がどのようになるかということは、現在まだわかっておりませんが、新たな保険料の発生ということにはならないと思っておりますので。天引きが強制徴収ということでちょっと抵抗はあるかもしれませんが、新たな発生ということにはならないと思っております。それと（年金額が）年額18万未満であれば普通徴収になりますし、年金額の2分の1を越える保険料であれば普通徴収になるということにもなりますので。それと、無年金者も相当数おりまして、その方々にとっては相当な負担になるというようには、負担にはなると思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 障害者控除についてお答えをいたします。

先ほどお話ししました（厚生省）社会局長の通達によります障害者控除対象者認定書はですね、まず障害を2つに分けております。障害者というのと特別障害者と。障害者というのは障害の身体障害で言うと、手帳で言いますと大体3級から6級、それから特別障害ですと1級、2級こういうところですが、非常に重い方ですね。特別障害の中でもありますね、特別障害者の中にもまた2つ分かれております。今言った身体障害の1、2級という方々と、もう1つは寝たきり老人とこういうふうに呼ばれる方、この2つがあるわけです。久保議員が言われるように、介護度の4とか5とか言う方は限りなくその障害で、間違いなく近いということだれもがわかっていることなんです。だけど直接リンクしないという話に今なってます。ですからそういう方が、障害の程度区分をしていただければですね、こういう認定も出せる可能性というのは十分あるわけです。もちろん介護保険の認定を受けてない方の中にも、そういう障害を認定できる方も幅広くいるというふうに思います。そこでですね、では市町村に認定書を発行することができるということになったんだから市町村長に義務づけたものかと、こういうことが問題になってこようかと思っております。認定書交付申請があれば当然その事実を確認して、記録を残して認定書を発行するわけですけれども、申請者については当然のこととして事実認定をするための認定のできる証とか資料、そういうものの提示とか協力を得なければどうしてもいけません。障害程度区分を判断をすると、これは専門医がすることになっていきます。ご承知のように障害者手帳を発行するにしてもだれでも認定ができるわけではなくて、決められたお医者さんが認定をするということになっております。そのことをもって手帳が発行されておりますので、そこまで市長が、じゃあ市長の権限で障害の程度区分ができるかと言ったら、それはできません。ですからそういう証は積極的にです

ね出していただかなければできないということになるかと思えます。そうするとその申請する方にとってみたら、そういう負担が出てくるのでなかなかこういう認定を出してくださいということを書いてこないということが、実はあります。ただ、寝たきり老人につきましては状態を、自立度を調べればわかるわけですから、行政としてもそういうものが出てくればですね包括支援センターと協力して調査をして、現在も認定をして認定証を発行しております。あとこの周知につきましては、税との関係もございますので税務課長からお答えいただくことになると思えます。

私の方からは以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 久保議員の2回目の障害者控除について、ということでお答えをいたします。

認定については先ほど福祉事務所長が述べたとおり、要介護だけの判断ではなくて、要介護度を持たない方にも当然、認定の対象になるという方もおいでます。ということでもありますので、周知につきましては先ほど申し上げましたように全般について今まで通り、申告書とともに送らせていただいております手引書等により周知を図っていきたい。所得控除全般的に周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長（佐々木寿幸君） 久保議員の方から、条例の改正をしたらえいというふうなお言葉がございましてですねあれなんです、行政の方に携わる者としましては、やはり法律にかなわなければ、まず最初にですね。そして理にかなない、情にかなうと。確かに久保議員のご質問、情にはかなっておりますけれども、法にもかなわん、理にもかなわん、ほいたら法を変えればえいと。まああの、ちょっと議会の中で私の方で答弁できる範疇を越えておりますので、ちょっとこれには私の答弁としましては、まず基本的な上水道事業給水条例と、それを守っていくということが私どもの務めでございます。合併によりまして弊害があったやないかと言われておりますけれども、旧香北町、旧物部村もそうでございますけれども、合併によりまして水道料金は下がっております。大多数の方がそういうふうな恩恵を受けられてると。確かに一部の方、今回のようなこの特殊な方につきましてはそのようなことはございましょうと思えますけれども、例えば今回2週間入院しとったからとか1週間出張でおらなかったとか、そういうふうな方々についてもすべてこれを認めるでありますと、すべての料金を設定していかなくてははいけない。それが理にかなわない。条例は先ほど申し上げましたとおりでございまして法にもかなわないということで、今回の件につきましてはご容赦いただきたいと思えます

以上です。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 久保議員の2回目のご質問で負担金についてでございま

すが、今までも受益者から要望がありましたら一番の有利事業のご紹介もさせていただいて等、この事業を利用する場合についてはですねご指摘のとおり公益性、やはり一部の受益者とその部分については負担金をこれからもお願いしたいと。おっしゃるようにやはりその事業がですね公的な政策的な事情のケースの場合は、その減免、もちろんこの条例の中に減免の処置がございますので、公的な部分については担当課で実情を理解し、提案はしていきたいとそのように思っております。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。休憩前に引き続き会議を行います。

次に2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

自分は教育関連について質問をさせていただきますけれども、畑違いとかキャラが違うとか言われておりますが、自分でも考えてみましたがまあそうかなと思っております、自分でも。通告をいたしましてここに立てっておりますので、せっかくでございますのでやらさせていただきます。

まず教育といいますのは、人間の持ついろんな能力を引き出すのが使命の1つであると、このように言われております。少し前に話題になりました、そして少し下火になってまいりましたが、いじめ、不登校、高校の未履修問題、これらを見てもわかりますように多種多様な能力を見つけ、それを正當に評価をしてやらねばならないのに、学力だけが教育であるかのような完全に誤った考えが今、社会の中に浸透いたしております。我々の間でよく言われます十人十色、こういう言葉があります。ある高校では、この言葉は不適切であると生徒に言っております。十人十色とは1人1色であり、そうではなく1人10色の教育を行うべきであると。例えば、不登校であることは10色のうちのわずか1色にすぎないと、私たちの教育とは残りの9色を見つけだすことにある。このように言っております。わたくしも全く同感であります。

そこでまず教育長に伺います。個人のもっておりますところの多種多様な能力を見つけ、そしてそれを評価をし、また伸ばしていく、そのために学校と教育委員会としてどのようなことを行っているんでありましょうか。

また、基礎学力はもちろん大事ではあります。私は学力以前の教育の方がそれよりはるかに大事でないかと、このように考えておりますが教育長はどのように考えておりますでしょうか。

そしてまた、幅が広い教育の中で、今これだけは絶対に取り組んでいきたいと、また、どうしてもやらねばならないと、このように思っていることがあればお聞かせを願いま

す。

次に国の教育改革につきまして、政策につきまして、各市町村の国、県に対します要望の中で財政的な支援を求めると、この声が多いのは当然でありますけれども、特徴的でありますのが国の姿勢だとあります。いろいろあるわけで、それを私なりにまとめてみますと、「目まぐるしく変わってくるころの国の教育改革に、現場教師は困惑をしておる」と、「翻弄されている」と。「その場しのぎでなく、教育の基本を見据えた長く取り組んでいける」と、「こういうところの政策を出してほしい」、このように私なりに理解をいたしておるところでございます。そしてまた、国と地方が策定をするところの教育振興基本計画、この中では「地方は国の計画を参考にして」と、このように明記をしてありますけれども、教育関係のみならず国の計画方針に沿って行ってきたことで、特に昨今では何かよいことがありましたでしょうか。このままでは地方は、国の言いなりになりながらだんだんと、しかも着実に衰退の一途をたどることになりましょう。東洋町の（核廃棄物）処理場問題、これにつきましても（東洋）町長は町内外から厳しい批判を受けております。けれどもそこまで地方を追い込んだのには、国にもその責任の一端がある、これもまた事実であると考えております。腹をすかせた馬の鼻先ににんじんをぶらさげて、自分の思う方向に馬を誘導していく。このような地方と国の関係になる可能性が大であります。

今政府の2つの有識者会議、これが対立をいたしております。一方の規制改革会議、これは有識者15名。この反対はある意味納得できます。なぜならば名前の通りこれはいろんな規制を見直し改革していくための会議でありますので、何かあれば文句をつけていくのがある意味当然ではあります。問題はこの片一方の教育再生会議、これは有識者17名、この方です。不適切な活動をしておる教育委員会に対し是正勧告または指示する権限を文部科学大臣に与えると、このように言っておりますし、また公立小・中学校の教員人事権の市町村教育委員会への委譲につきましては、都道府県の合意があった場合に限りこれを認めると、このような中途半端な答申を行っております。また、市町村教育委員会の活動の評価を都道府県の教育委員会が行い、その都道府県の評価を国または国の行政独立法人が行うとなっております。以上のことから思われますことは、国は分権分権と言いながら、その実態の要はしっかりと握ってはなそうとはしないと。指図をし、しっかりと監視はするけれどもその責任は取らない。これは旧態依然とした政府の姿勢であります。地方自治法第1条の2、「地方公共団体の役割と国の役割」、その第1項では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施をする役割を広く担うものとする」とこのようにあり、その第2項では「国は前項の規定の趣旨を達成するために」、少しとぼしまして、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施にあたっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」。このように地方と国の役

割が明記をされておりますが、何かむなししい感じがいたすわけでございます。私は「ぶんげん」と言うので、「ぶんげん」と言いましたので「分権」でございます。分権と言うのであれば、国は地方に金は出すけれども文句は言わない、そのかわり地方はその金でもって自治を行い、その結果についてはしっかりと責任をとっていく。これが地方分権の本来の姿であると確信をいたしております。

また、国の政策につきまして、ある意味遵守をしなければならないのが地方自治体であることは承知をいたしておりますけれども、地方のことを一番分かっているのもまた地方であります。教育に限らず最近の政策のほとんどが、中央主体となっております。また、昨今の地方の現状、実情を兼ねあわせ考えますときに、国の言いなりになる時代はもう過去のものであると認識をしなければなりません。有識者がどれほどのものか私にはわかりません。しかしながら、地方にいずして地方を語ってはいけないと思っております。

市長に伺います。教育関係だけでなくほとんどの政策におきまして、条件の違うところの各地方に全国まず一律の政策を、これも地方にいない者、地方を知らない者が立案をし、そしてまたそれを施行していることに対しまして、地方の長としての見解を問うものであります。

次に教育長に伺います。めまぐるしく変わってまいりますところの教育改革に対しまして、香美市における教育現場の意見、反応はどのようなものでありましょうか。また、市の教育長としてこのことに対し現場状況をどのように把握をし、また、それに対処するためどのような協議がなされているのか。また、今後の取り組み方針を問うものであります。

次に教育に関しましては、家庭、地域、学校の連携が大切でありますけれども、私今回は家庭での教育について少し考えてみました。このことは核家族化の進行、そして一人親家庭の増加等でかなり難しく、家庭教育には限界があるとさえ言われております。政府の家庭教育支援策では、経済的、時間的に余裕のない家庭には支援を行うと、このようになっております。しかしながら具体策は何もないのが現状であり、いわばお手上げ状態であります。しかし、私は学力を除けば家庭での教育は可能だと考えております。ここで関連性もありますので、少し文を紹介させていただきます。「堀川高校の奇跡」というところでございます。ごらんになった方もあろうかと思っておりますけれども、この京都市立堀川高校は、日本でも3つの指に入る、京都大学への現役合格率は3年連続して日本一であります。そしてまた、卒業生の過半数が国公立大学へ現役入学をいたしております。私は別に大学に何人入ったのでどうのこうの、そういうことは申しません。この学校が生徒に提案し、また教師も守っておりますところの3つの約束、これが重要であります。

まず1つ目には「学校は学びの場である、足りないものを満たすために学校はある、力が不十分だから学校で学ぶ、だから生徒は学ぶ者としての謙虚さを持つ。謙虚さは吸

収力である。私たちは多様な機会を提供しよう」と、こうあります。この1つ目では「学校は足りないものを学ぶ場であり、ならば学ぶ者は学ぶ者としての素直さと謙虚さを持たなければならない。」このように言うております。これは高校のことでもありますけれども、生まれたときから親が、あるいは家庭が子どもに対して教えていかなければならないことであり、家庭教育としてできることでもあります。

2つ目には「学校は小さな社会である」と。「従ってルールがあるしマナーも必要である。よりよい社会にするための責任を共有している。だから生徒はその場と状況を把握して行動しなければならない。私たちは生徒を大きな子どもではなく、ちいさな大人として対応しよう」とあります。「いわゆる社会ではルールとマナーが必要であり、ゆえにその2つを学び責任ある行動をなささい」と、このように言うております。これも家庭でしっかりと教えることができるわけでございます。

3つ目には「学校は楽しいところである」と、「しかし楽しさは待っていて与えられるものではない。楽しさは行動することによってつくり上げるものだ。生徒はみずから参加をし参画する姿勢を持て。私たちは生徒の個性を尊重し見張るのではなく見守ろう。」と、このようにあります。この3つ目は個人の性格も多少ありますけれども、「いろんな集まりに進んで参加をし、また自分から何かを始める勇気と姿勢を持ちなさい。」このように言うております。これも家庭で教えることができます。

以上3つの教えを達成するためには、当然先生方の意識改革も必要であるし、また地域住民の協力も必要であります。各地域で子どもに注意ができる大人、指導のできる大人が必要になってまいります。しかしながらまず第1は家庭でのしつけ、教育が基本であります。この3つの教えは、人間形成上、また道徳上においてもっとも大切であると考えますが、これはすぐには身につかないし、また年齢を重ねるごとに難しくなってまいります。「三つ子の魂百まで」という言葉があります。最近では幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を養うと、このようにかた苦しい言葉に変わってきておりますが、とにかく生まれたときからの家庭教育がいかに大事であるかを言うており、中学生までの間に人間としてやってはならないこと、そしてやらなければならないこと、この2つを家庭、地域、学校は連携しながらしっかりと教えていかなければなりません。

教育長に伺います。学ぶ者としての謙虚さ、社会の中でのルールとマナー、そしてその責任、これは家庭、地域、学校の連携の中でどのように教えているのでありましようか。また教育委員会の中では、このことはどのように協議をされているのかを問うものであります。

次に第三者における学校評価につきまして。県外の元中学校校長は、「今学校が抱えている課題の多くは、結局のところ教師の力量によるものである」と、このように指摘をいたしております。もちろん教師の資質も大事ではありますけれども、私はそれと同時に親の教育も考えるべきではないかと感じております。昨年11月29日、同僚議員とともに高知市での青少年育成大会、これに参加をさせていただきました。参加者80名

くらい、そのほとんどが教育関係者でありました。講演があり分科会あり、そして全体会。こういう中で青少年育成教育のためにいろんな意見が出ました。その中で大多数の方々が、「そりゃそうじゃ、そのとおり。」と思わず納得しましたのが、「親の教育をしなければならない」と、こういう意見が出たときでありました。長年教育に携わってこられた方々からこのような意見が出るということは、子どもにだけ教えても、もうそれは限りなく限界に近いと。教師の資質向上を図りながら、同時に親の教育もしなければならない。そのような時期にきているのではないかと、私も全く同感でありました。また、ある新聞には、「学習指導要領の保護者版を出したらどうか」と、このような意見さえ載っております。これらのことを考えますと、世の親御さん保護者の方々は、素直に受けとめ考えていくべきことであると私は思っております。その昔は親も子も先生に一目置いておりました。よしあしは別にいたしまして、ある意味怖い存在でありました。今は友達であります。友達になることが悪いとは言いません。しかしながら、やはり一線は引くべきだと考えております。昨日の議会質問の中で、先生の子どもに対する言葉遣いのことが出ておりました。私はそれと同時に、子どもが年上の人に、先生方に対する、目上の人に対する言葉遣い、これも考えていくべきだと思っております。そしてその答弁の中で、「活発で社会で生きていける子どもに育てたい。」また「香美市全部ではだしで運動会のできる状態にしたい」と、このように教育長が言っておりましたが、私はその考えに対しまして全面的に賛成でございます。ぜひ目標達成に向けて頑張ってください、このように思うものでございます。余り納得ばかりしておりますと質問になりませんので、ちょっとここで心引き締めまして教育長に伺います。

この香美市内の小・中学校におきまして、先生と保護者間のトラブル件数、そしてその内容を返答できる範囲でお答えを願います。また、トラブルと言えないまでも、学校、先生に対しますところの要望、苦情にはどのようなものがありますでしょうか。また、親・子が先生と友達ということにつきまして、教育長の考えをお聞きをいたします。そして、一番大事な親の教育ということに関しまして、教育長の見解を問うものであります。

次に、市町村教育委員会の統廃合、いわゆる共同設置ということにつきまして伺います。教育再生会議では、人口5万人ないし10万人以下の市町村教育委員会の共同設置を決めたとあります。もしこれがなった場合には、その地域にあった教育指導が難しく、できにくくなりはしないか。またそれぞれの旧地域の思いもあり、委員会内での意思統一が難しくなりはしないか、こんなに考えますが教育長の見解を問うものであります。

次に、教員が校長に提出しますところの週案についてお伺いをいたします。この週案提出は、校長がその授業内容を把握し充実させるために当然の職務であり、またそれは教員が行った自身の記録簿であり、本人にとっても非常に大事な物であると、このように言われておりますけれども、香美市内の学校におきましてこの週案提出の現状を、現場教員の意見も踏まえて問うものであります。

以上1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 矢野議員さんの教育関係について、お答えさせていただきます。大変示唆に富んだご質問をいただきまして、ありがとうございます。十分なお答えになるかどうかわかりませんが、私なりに考えていますことを申し述べさせていただきますと思います。

輝き、安らぎ、にぎわいのまちづくりは人づくりからだと自負いたしまして、教育行政に取り組んでいます。ご承知のように、ゼロ歳から生を終えるまでの教育にかかわらせていただいております。就学前教育、学校教育、社会教育とあるわけですが、年齢を問わず市民一人一人が学びを楽しむ人生を送っていただけるように、施設、設備はもとより学ぶ機会や方法の充実を図らなければならないと思います。みんなが自尊感情を育成し、他者との共生を喜ぶ心身ともに健康な人づくりを目指していきたいと思い、日々努力をいたしておるところでございます。

学力とは何かというご質問がその中でございました。年齢のいかに問わず、特に小・中学生はそうでございますが、学力には2つあると私は思います。1つは自立心があることであります。自分で考え判断し行動できるということが大事ではなかろうかと思えます。そのためには、いわゆる基礎的、基本的なことが、心の問題、体の問題、読み書きの問題も整っていないといけないのではなかろうかと考えています。こうした就学前教育、学校教育、社会教育とずっと続けていく中で、来年度の最重要課題は就学前教育を充実し学校教育との連携を進め、保・小・中と一貫した教育を保育士、教職員、保護者、地域の人々、また皆さんを初め関係機関の人々が一つになって推進をすることだと思っております。教育改革を推進する上で一番大事なことは、やはりそれに携わる人々の意識改革であります。前はどうした、去年はどうしたというような慣例を重んじては前へ進めません。その意識改革を図るためには、風通しのよい学校、風通しのよい教育委員会でなければならないと思います。それにはまず、私自身がみんなに受け入れられることができるような人間でなければならない。みんなと言えないまでも1人でも多くの人に、私自身が受け入れられるような人間でなければならないと思います。そう思いますけれども何せ未熟でありまして、迷惑をかけている昨今でございます。

そうした中で、学校の教職員との意思疎通ということでしたが、以上の申し上げたようなことをここ数カ月にしてまいりました。

1つ目は、12月から1月にかけて、学校教育課長と指導主事の3人で市内の小・中学校全部出向き、教職員の意見を聞く会を持ちました。

2つ目は、人事評価を作成する時期でもございましたので、2月から3月にかけて校長には私と教育次長で、教頭には私1人で本年度の教育活動についての話を聞きました。また、こちらも要望もいたしました。

3つ目は、学校評価システム事業におきまして、外部評価委員さんに大変ご苦勞をお

かけしまして、評価をしていただくという会を持ちました。その会すべてに指導主事と2人で参加いたしました。そして、外部評価委員さんのお話を聞きながら、間接的ではありますが、いろいろ学校の状況を知ることができました。

また、個人的に教員と話しをすることもあります。気にかかることがあれば、なるべくすぐ学校へ出向き話し合いをするようにしております。また、校長もよく話しに来てくれます。しかし、十分把握しているとは言えないと思います。特に学校の雰囲気といえますか、学校にも差がありますし、校長にも個人差があります。7年間つき合ってきました土佐山田町の教職員と、1年間のつき合いであります香北町、物部町の教職員では、どうしても私にわからない点があることの差が大きいと思います。その点につきましては、今後とも十分に取組んでいかなければならないと考えております。

本年度の香美市の学校教育重点目標は、3つございました。教職員の資質と指導力の向上と学校、家庭、地域の連携教育の推進、家庭教育の再生向上の3点でありました。

子どもの生活習慣の確立は大きな課題ととらえまして、数年前から土佐山田町で取り組んでおりました生活実態調査の実施と分析を行い、食育を中心に学校と家庭と連携をとりながら、講演会や資料の配付など啓発活動を行ってまいりました。今年も前橋先生という方に来ていただきまして、香北町、物部町の子どもたちにも話も聞いてもらいました。

また、ノーテレビデーも実施しております。家庭生活の過ごし方などについて取り組んできました。

学校では、規範意識を向上させるために体験活動の充実に努めています。体験活動もずっと指定も受けまして研究もしてまいりました。それとともに、もう数年来土佐山田町ではできないと私が思っておりました道徳教育がおかげさまで盛んになりまして、道徳教育の見直しを進めることができしております。香美市になりましても引き続いてあっちの学校でもこっちの学校でも、道徳教育について研究が進んでおります。

学校の教育内容につきましては、主に校長会や教頭会で話し合っております。教育委員会内では、日々細かい点は指導主事や学校教育課長などと打ち合わせを行っております。教員の研修につきましては、教育研究所の所長とも連携をとりながら進めております。

教育委員さん方は月1回の定例会をしてございます。教育委員会の無用論とかいろいろ言われておる中でございますので、私はなるべくこのときにはいろんな細かいことまで委員さん方に報告し、意見を聞くようにしております。議事というのはわずかでございますので、議事はさておいてそういう意見を聞くと、話し合いをするということをむしろ定例会では重要視をしております。

トラブルというか、そういうご質問ございました。子どもや保護者と十分な関係が持たず、私として受けとめたのは今年1校に1件ずつで6校、計6件ございました。主にいじめに関係しているものでございます。それに対して学校が十分な対応ができなかつ

たことにほとんど原因があろうと押さえています。細かいと思われることでも、常に私に連絡、相談、報告に来るようにと校長には言ってはあります。先ほども申しましたように、学校により事の重大さの認識にずれがありまして長引くこともあります。自分もできるだけ早く指導、助言をするように努めています。自分が学校へ行くこともありますし、校長や教員を呼ぶこともございます。そのほか要望や苦情といたしましては、ハウスへ石を投げたとか道の通り方が悪いとか、参観日の日の教員の態度が悪いとか、遊具の補修が十分でないとか、通学場所の問題などございます。

反対にお褒めをいただくこともございます。あいさつがよくできると手紙をもらったこともありますし、わざわざ言いに来てくださった方もあります。知事さんも先日、訪問してくださいました学校名を挙げて、県教育長にお褒めの言葉があったと聞いております。うれしいことだと思います。

先生と友達に子どもがなることはどうかとかいうご質問がございました。子どもの目線に立って、子どもを中心に据えた教育をするということを今は大事にしております。けれども、これほど難しいことはありません。私もかつて怒る先生で通っていました。今でも知っちゅう人が怒る先生、先生に怒られたって言われます。こういう怒る先生であることは優しいのですが、子どもの目線に立つということは本当に難しいのです。けれども、教員と生徒・児童が、あるときは友達であり、あるときは尊敬される関係でなければならぬと思います。私は尊敬される第1は、わかる授業をすることだと思っています。「しょう先生は怒るけど、勉強はようわかる」ということになれば、少し何かがありましても子どもたちは理解をしてくれる。小学1年生も中学校3年生も同じだと思います。わからんことがわかったり、ようせざったことができだしたり、ものの言いにくかった友達とものが言いやすくなったりするほど、子どもたちの喜びに大きいものはありません。わかる授業が第1だと考えています。

家庭状況のお話もございました。確かに昨今は、厳しい家庭状況の子どもたちが多くなりました。親も多種多様でございます。しかし、私は教員には次のように申しております。「子どもがどんな家庭で育とうとも、子どもの能力や資質といいますか、どんな違いがあろうとも、丸抱えにして教育に当たるのがプロである」と。「子どものせいにして、家庭のせいにしてはいけない」ということは常に申しております。

地方教育行政法とか教員免許法とか学校教育法の改正が議論されています。今の内閣では教育を最重要課題と位置づけられましていろいろ議論されていますので、将来のことを考えると本当に不安でいっぱいでございます。自分の職務の重大さを痛感します。同時に、こんな自分が教育長でいいのかとしみじみ考えたりすることは多くあります。力不足を痛感しているところでございます。

市町村教育委員会の統廃合につきまして、考える余地は余りありません。しかし、教育は来年のことだけを考慮しておってはいけません。5年先のこと、10年の先のことを予測した教育行政でなければならぬと考えています。

最後にでしたでしょうか、週案のことのご質問がございました。大体学校の授業日数は、5日制になりましてから毎年200日ぐらいでございます。その200日の間にどの教科を何時間で教え、子どもにどんな学力をつけていくかということは決まっております。ですから、教員は全員その学校で決めました指導計画のもとに、週案は自分自身で立てているはずでございます。立てなければ毎日が過ごせません。行き当たりばったりではできないことです。それを学年部会やブロック会で検討している学校があると思います。学校長もしくは教頭も入っている、あるいは指導担当教員もおるかもわかりません、そういう検討をするときにはです。特に初任者研修とか採用10年目研修とかいう義務づけられた研修がございました。今年も本市でそういう教員が数名おりました。そういうものは提出をしておるのではなかろうかと思えます。

また、特に授業改善に熱心で研究を進めておる学校におきましては、校長とか研究主任とかに（週案を）提出したり一緒に考えたりしておるかもわかりません。が、今回ご質問をいただきましたけれど、私は現状の調査はいたしませんでした。教育長としてそこまで踏む込むことは差し控えたい。校長に任せたいと思ったからでございます。

以上、行き届かぬ点もございますが1回目のお答えとさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

教育関係の中での2番目ですが、教育関係のみならずということでございますので一般的な中での考え方、思いを述べさせていただきますが、大変見識の深い、高い質問でありますので、十分なお答えになるのかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきます。

ご指摘のように、今の国政に対しての矛盾を感じるということは多々あるわけであり、しかし、今の国と地方との関係からして、やむなしという感じもいたします。なぜならば、やはり国の今持つ財政的な国の力、あるいはまた法的な部分での権限の強さ、そうしたものからして、なかなかそれを突き破っていくような力がまだ地方にはないのではないかと。いわゆる自立をしていく力というものが、今まだそこには及んでいないのではないかと。しかし今急速にやはり進展をいたしております地方分権の流れというものは、国と地方の関係を上下関係から対等の関係としての位置づけに向けての見直しがなされておるわけでありまして、地方の持つ裁量権は確実に今後広がっていく状況にあるというふうに思っております。

そして、従来のような行政水準の全国的な統一性、あるいは公平性の議論が、徐々に弱くなり、かわりに個人、あるいは地域の個性、多様な価値観、また、同時にそれに伴い自立と責任の観念が重視されるようになると考えます。そうしたことから、今後地方の果たすべき役割は一層重要になり、また、その責任も多くなります。そして、今後恐らくこの流れはとどまることなく一層勢いは増してくるだろうと感じております。そのためにも末端行政を預かる市町村は今それに耐える力、また、能力をつけていくこと、

そして自立していく力を養うことが今求められているのではないか、そのように感じております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野です。2回目の質問をさせていただきます。

まずこの週案でありますけれども、そこまでは学校に突き進んでいってないと、このように言いましたけれども、私もそこまでいってないです。しかしながら、学校でこう聞いてみますと、何校かは校長がそれを強制はしてないです、これは強制ではないのでね、してないですが、先生方が、先ほど教育長が言われましたように、何人かの先生はそれを自分でやっておりますね、ええ。ぜひね、先ほど答弁の中でもありましたようになかなか難しい、先生が忙しい関係で。とは思うんですが、やはりこれは学校をよくしていくと、それから教員の資質を上げると、こういう面に対しましてはこの週案、いわゆる月案、これは仮にそういうものはないかもしれんですが、月案とか年案とになってきますと幅が広がって、それを今度検討するのに非常にその広い範囲での検討と。こうなるんで、その忙しい中でも1週間の案であればそれが達成できたかどうか、これは非常に大事なことであると思うんですよ。だから、今やってなくてもそういうことをちょっと頭の隅にでも置いてもらいたいといえいと。まあお願いします。

それと、「道德教育が今進んでおる」と、このように答弁をいただきました。これは私も非常に賛成のところですよ。ぜひそれは進めていただきたいと思います。

それから、「子どもがどんな家庭でも、教師はそれを丸抱えにせえ」と。そのように言っているとこのように言いましたけれども、これは先生にしたらすごく荷が重たいと、こんなに感じる場所ですが、家庭のことまで先生が引き受けないかと。自分はこんなにとったんですが、そここのところをもう1回返答をお願いします。

それと、教育再生会議、これが第一次報告で最近のゆとり教育、これを見直して授業時間の10%増しと、授業時間を10%長くすると、こういう答申をしておりますけれども、この授業時間と学力、教育長は学力に2つあると言いましたけれども、私なんか今まで学力と思いますとすぐ勉強の方にっておりますが、この教育、いわゆる授業時間、これをふやすことと勉強、いわゆる学力、勉強ができることとはこれは関連性は全然実証されておりませんし、また世界で一番教育力、学力が高いと言われておりますフィンランドという国があります。ちょっと発音がまずいですわ、フィンランド。その国ではですね、世界で一番教育力が、学力が高いにもかかわらず授業時間は日本のそれよりはるかに短いと、こういうことになっておりますが、教育長はこの授業時間を長くするのと、それからいわゆる学力と言いますけれども勉強、これがよくなるということの関連性について、教育長ご自身の意見を聞きたいと思っております。

それから今、教育格差、これはまた社会の中での地域格差とかいろんな格差があります、格差社会と言われておりますけれども、教育の中でもですねこの格差が今、出てき

ております。校長さんと話しましたところが、昔は上、中、下と。下という言い方が悪いかえいかわからんのですが、そういうふうな評価をしておったところで、いわゆる中流、その日本の社会も同じくして自分のところは中流であるという、そういう人がたくさんおったと。教育の中でも、できる者と、普通の者と、下の者と。その普通の幅が広がったと、昔は。それが今は普通の者を少なくして、上の者と下の者、できる者とできない者、その固まりが大きくなって、中の、いわゆる普通、中のところが非常に少なくなってきたと。いわゆる教育格差ができてきておると。このような話をしましたが、この教育格差についてどのように把握をされておるのでしょうか。

それから市長に、「国と地方の関係上、なかなかそれを突き破るのは難しい」と。「今のままでいかんとやむなし」と、このような答弁があったわけですが、私はやむなしと言っていると、いつまでたってもやむなしと。ぜひ、市長も私と同年齢でかなり年もいってありますが、突き破る力をぜひつけていただきたいと、このように思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 矢野議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。ちょっと専門的にもなりますけれど、週案とかも通しましてお答えをさせていただきます。

どの教科にもそうですが、教材といいます、年間に、例えば国語としますとつける力は、聞く、読む、書く、つくる。興味関心とか、つける学力は幾通りもございます。それをするために教材が年間に十何ぼとかございます。それを、1つの教材を何時間で教えるかという計画を立てなければなりません。先ほどご質問にありました週案というのは、1週間の中に算数はどうする、国語はどうする、道徳はどうするというような曜日ごとのものを立てたのが週案であります。週案と一緒に、先ほど申しました1つの教材をどのように教えていくか、1週間で済まないものももちろんございます。という計画もなければなりません。が、やはり何時間で教えるかということもそうですが、授業の濃さに関係をしてくると思うんです。何時間やってもわかりにくく教えたらわかりません。短時間でもわかりやすかったらわかるわけです。そのためには、授業に工夫をせんといかん。

今、将来を見据えた土佐の教育改革の試案が県の方から示されました。その中で幾つか課題がありますが、小学校教育は特に取り上げられていません。就学前教育と中学校教育をどうするかということが課題になっています。特に、中学校の教育をどうするかということが課題であります。「中学校の先生は授業研究をせん」と。「授業の教え方が下手やき、ほんで子どもがいろいろする」とかいうようなことも、考え方がもとにあるかと思えます。授業時間数と授業の濃さということが大事ではなかろうかと思えます。そういうものを書きました週案につきましては、そういうことを出しておる学校もあるかと思えますが出さなくても、今言いましたように自分は持ってなければならぬ

ものであります。そのこのところまた、学校評価を受けたのも大変よかったと思っています、授業ですが。そういったことから、また来年は取り組んでいきたいと思えます。

フィンランドのことを申されました。私も読書家の校長が1人おりまして、市内に。その人が一番このような勉強をします。その校長に借りて読みました。なかなか授業時間数に比例するわけではないというようなこともわかりました。実践は難しいと思えます。

次、家庭教育についてでございます。

丸抱えにすると言いましたのは、その家庭教育まで直すとかいうようなことではございません。どういう家庭であろうともどういう子どもであろうとも、ややもすれば自分の指導方法、学校の経営方法を言わずに、子どもが悪いとかあんな家庭の子じゃとかいうような考えがちになる人もあるかも知れません。そういうことは決していけないと。どういう家庭であろうとどういう子どもであろうが、自分たちがそこをどうするかということがプロの教員であり学校であるということを申しておるわけでございます。家庭教育ほど難しいものはありません。私も家庭教育に成功しているとは思っていません。子育てほど難しいものはありませんが、家庭教育につきましても、先ほど申しましたようになかなか踏み込みにくいですが、去年から小学校1年に入るときには、「学びのすすめ」といいましたか、家庭教育についての冊子を全部の家庭に、香美市内に配りました。今年も配ろうと思っています。それだけで済む問題でもありませんが、またみんなで研究していきたいと思えます。

最後に教育格差についてでございます。

昨今は教育格差は経済の格差に比例すると言われております、一般的に。そういうことがあってはならないことだと思えます。中学校が特にそうでございます。部活動も大事でありますけれども、基礎、基本となり心身ともに一番成長し、難しい3年間であります、中学校は。そして、人生で一番、ある意味では基本になります。この中学校でしっかりとした学力をつけることが大事ではなかろうかと思えて、私なりに校長や教職員には申しております。また、皆さんのお力をお借りして精いっぱいのことをやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 矢野議員の2回目のご質問でございますが、ご質問というより、激励をいただきましたが。

私の発言の中で、「今の状況の中では国と地方の関係の中からはやむなしではないか」というふうな発言をしたわけですが、今の国と地方との今の関係、状況、そうしたものを見ましたときには、今のやむなしではないかというふうな思いをいたしております。しかしながら、先ほど言いましたように着実にやはり地方の力というものはついてきておりますが、財政面を見たときにはご承知のとおりな状況があるわけでありまして、そうしたまだ国が財政の力というものを握っている中では、なかなか地方がそれを

破って自立がすぐできていけるのか、そうしたものをすぐここでできるのかということについては大変難しい部分があるのではないかと感じております。しかしながら、そうしたことにもやはり努力をし、そして、地方の個性ある地方をつくり上げ、そして、地方の力をつけていくということが大変大事だというふうに思います。そのためには、やはり地方も責任があることをきちっと責任を持って果たしてゆかなければなりません。しかし、残念ながら地方の中でも不祥事や、あるいはまた財政的な部分で大変いろいろと誤解と申しましょうか、誤解というよりもやはりそうしたことをしておる地方もあるわけでありまして、そうした中でやはり国の権限、国がやはりまだまだ地方を操作せにゃいかん、そういうせにゃいかんという思いもまだ残っておるろうというふうに思っております。しかしながら、我が香美市につきましてはそうした努力をしていくことが当然大事でありますし、議員の皆さん方と一緒にやはりそうした魅力ある、自立できるこの香美市をつくっていくことが大変大事ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森でございます。

初めにお断りをしたい点が1点。2つ目に通告しました町おこしですが、昨日わかりまして、この「地域提案型雇用創造促進事業」（パッケージ事業）。継続ではあります。今国会で一部、地域性というか見直しがされてますので、また継続ということですので、正式に決まってからまた担当課の方へはお願いをしたいと思いますので取り下げさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、市役所南側の日曜市についてお尋ねいたします。

日曜市は数々の紆余曲折を乗り越え、今年は創業40年を迎えるとお聞きしました。これまでも旧土佐山田町にはなくてはならない存在であったわけですが、これからの香美市にとりましてもその存在と発展は必要不可欠ではないかと感じるところでございます。過日、日曜市平成組合より、南側駐車場賃の貸借料の見直しに関する要望書が提出されました。同組合では、組合員数の減少に伴い組合員からの運営費収入が年々減少しています。現在の出店者の中には、運営費の減額要望や店舗面積の縮小希望が出されておりました。そうした中、使用しない部分をロープで区切り、使用しない部分については地主さんに返却しようとの声も出されておりました。売り場面積を一度縮小しますとその衰退に拍車がかかります。組合員の方々は苦しい中お互いに助け合うとの共通認識から、現状のまま発展するよう努力していこうと取り組んでおります。現在の出店者は、市外からの方々もおいでですが、香美市在住の方々も多数おいでです。そして、組合の中心的役割を果たしているところでございます。

一方、日曜日の商店街に目を向けますとシャッターのおろされた店舗が多く、かつてのにぎわいはなくなりました。商店街で生活する者として、その打開策には商店街協同組合でも苦慮しているところでございます。こうした中、商店街周辺の住民の方々が日曜日の買い物に日曜日を利用する機会がふえているようでございます。日曜日平成組合では、出店者増加による集客力の向上に努力、工夫しております。また、香美市内外の方々から一層愛される日曜日を目指し、市民のコミュニケーションの場として気軽に利用していただけるよう努力もしています。また、市外から日曜日を訪れるお客様の中に、龍河洞やアンパンマンミュージアムへのアクセスを尋ねられることがよくあるそうでございます。日曜日組合では、お役に立つのなら市内の観光案内にも努めていきたいとのことでもあります。

以上のことからお尋ねいたしますが、1点目に香美市として日曜日そして道路を挟んだ東側のふるさと市の将来像をどのように考えておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

そして、2点目に日曜日南側駐車場賃の貸借料の見直しの検討をするお考えはないのか。要望書に対しどのような対応を考えておられるのかお尋ねいたします。

そして3点目に日曜日への観光案内パンフレットの設置を求めるものですが、そのお考えはないでしょうか。

以上、日曜日に関しまして3点質問いたします。

次に、教育関係について質問いたします。

香美市教育委員会におきましては、教育活動など学校運営について組織的、継続的に改善することや、信頼される開かれた学校づくりを進めること。教育水準の質の保証、またその向上を目的とした「学校評価システム構築事業」を文部科学省の指定を受け、そのガイドラインに沿った取り組みをスタートしたわけですが、私は自己評価のために教職員の方々が精神的、肉体的に多大な負担を背負いはしないか心配するところであり、平成18年度は6項目での取り組みでしたが、平成19年度からは文科省指定のすべての10項目で取り組みとなるわけです。この事業への取り組みによって、児童・生徒たちに対して教育指導、生活指導が希薄になりはしないかを心配しています。教職員の方々には、多忙ではあっても平成19年度は頑張ってもらおうとして、そのしわ寄せが児童・生徒に及ばない努力は必要です。教育長として学校評価の導入に際し、教職員の先生方にどのような指導をされてきたか。また、今後どのような指導を進めていかれるかをお尋ねいたします。

以上のことと関連性があるかと思いますが、香美市がそれぞれの小・中学校で取り組んできました特色ある体験学習や環境問題、食育などへの学習はこれまでどおり学習されるのでしょうか。

以前にも質問してきましたNIE活動、「教育に新聞を」ということですが、活動への取り組みです。来年夏には高知市で「NIE全国大会」が開催されることを受け、教

員の研究組織であるNIE研究会が昨年10月には南国市で、11月には高知市で発足しました。両市では江の口小学校、久礼田小学校がいち早く取り組んできた経緯があると思います。NIE活動はこれまでも述べてきましたが、読む力、要約する力、伝える力がはぐくまれることから、年々全国でその活動に取り組む学校が増加しています。香美市において来年度NIE活動に取り組む考えはないのでしょうか。お尋ねいたします。

その他、市内小・中学校では平成19年度にどのような取り組みを計画されているのか、決定しているものがあればそれもあわせてお尋ねいたします。

次に、保育の実施に関する条例についてであります。条例では保育の実施基準に関して7つの該当項目がありますが、「香美市すこやか子育てプラン」と比較し矛盾を感じる点がありますので、よろしくお願ひします。

「香美市すこやか子育てプラン」の中には、「香美市次世代育成支援対策行動計画の推進とともに、若者の定住促進に必要と思われるあらゆる事業の推進を図り、少子化対策を香美市のまちづくりの主要施策として積極に取り組みます。」また、「入所を希望するすべての子どもたちを受け入れられるよう、年齢に応じた保育所の定員拡大を行います。」そして、「子どもと保護者が必要としている多様な保育サービスのタイムリーな提供に努めます。」「保育サービスへの充実に当たっての基本的な考え方」では、「子どもと保護者の視点に立ったサービスに心がけます」といったように、幅広く子育て支援をしていく文言がうたわれています。今後、香美市が取り組むべき子育て支援策が明確に表現され、現実としっかり向き合った子育てプランだと思います。

そこで、次のような家族の場合、保育園に入園できるかどうか。対応はどうなるでしょう。4歳児と1歳児の2人の幼児を持つ4人家族の場合、4歳児は保育をお願いし同じ年齢の幼児と一緒に生活させたいが、1歳児はもう少し母親の手元で育てたいと思ったとき、母親が仕事をしていないので条例の基準からすると4歳児は入園できないのではないかと思います。この点間違っているのでしょうか。今回の疑問は合併するまでは余り気になりませんでした。土佐山田町の場合、例に挙げたような家庭であれば、経済的に可能なら市立の幼稚園に預けていたのではないかと思います。しかし、物部町、香北町ではそうはいかない。1世帯1人の子育てなら現在の条例でも十分かとは思いますが、複数の子どもさんを望まれる家族を支える仕組みを考えるべきではないかと思ひます。地域性を持たせた「香美市すこやかプラン」に沿った、他の市町村から見本となるような条例が必要ではないかと思ひます。初めにも述べましたように、「香美市すこやか子育てプラン」は若者の定住促進や少子化対策も考慮した時代に合ったプランだと思いますが、子育てプランという器の中身をすばらしい器にしてもその入り口が、20年前に施行されたそのままの入り口では、余りにも古く、狭過ぎるのではないかと感じるものです。

そこでお尋ねしますが、「香美市すこやか子育てプラン」と20年前に施行された条例をそのまま持ってきた香美市保育の実施に関する条例は、現在のままで整合性が満た

されているとお思いでしょうか。お尋ねいたします。

また、条例の一部を改正、また項目を追加するといったような考えはないでしょうか。

また、今春4月から（物部町）大栃保育園、（香北町）美良布保育園、双葉保育園の幼児数はどうなるのか。わかっている範囲での園児数をお聞きいたします。

午前中にもありましたが、「一部条例の改正を考える」という項目が入りました。情にかなわない、理にかなわない、法にかなわない内容によろしくをお願いします。

また、答弁にあたってですが、保育の定義を基準とするのではなく「香美市すこやか子育てプラン」の基準に沿った、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森光俊議員のご質問にお答えいたします。

日曜市についてまず1点目の、40周年を迎える日曜市の将来像を香美市としてどのように考えているかでございますが、40年の長きにわたり日曜市として運営をいただきましたこと、お祝いと感謝を申し上げます。その間、場所の移転や経営状況、出店者の減少など大変気苦労も多々あったことと思います。この日曜市では、食材はもちろんのこと、多種多彩な商品が売られており、新鮮な朝どりの野菜から打ち刃物、田舎寿司などあらゆる掘り出し物があり、にぎわっております。香美市内外の人々がふれあう場でもあり、交流、情報交換等の拠点としても地域の活性化に大きな役割を果たしていると考えております。今後、組合員の皆様には40年の歴史がある日曜市を絶やすことなく、継続することでさらに発展させていただき、顧客のニーズに沿った運営をお願いするものでございます。

香美市としまして、観光ガイドブックでも掲載させていただいておりますが、物産販売や観光面でも紹介し応援をさせていただく所存でございます。

2点目の日曜市南側駐車場賃、賃借料見直しの要望がされているが検討する考えはないかについてのご質問でございます。

駐車場の賃借料につきましては、要望も受けていると伺っております。日曜市の役割は、まちなぎわいの創出や地域振興、高齢者の生きがいを生むことなど大切な役割を担っておりますので、駐車場の賃借料につきましても前向きに見直しの協議をしたいと考えております。

3点目の日曜市に香美市観光案内のパンフレット等の設置をしてはどうかにつきましては、比与森議員にご提案をいただきましたので、早速入り口付近と中央の休憩所にガイドブック等を置かせていただくことになりました。まことにありがとうございました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんに教育について3点ほどご質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、学校評価システム構築事業についてでございます。

これは、平成17年度の終わりから、香美市になっても受けたらどうかというお話をいただいておりますので、4月当初から校長会、あるいは教職員総会でこういう授業をするということは話してありました。と申しますのが、すべてのもとになるのが各学校でつくっております教育計画というものに盛り込まれるからでございます。しかし、実際にいろいろ文科省や県の手続きがありまして、実施しだしたのは9月からということでございます。10月に入ってからいろいろ書類などは作成するようなことで、大変慌ただしく学校現場も大変であったろうと思います。しかし、私のとらえ方としましては、一般の教職員には余り負担はかかってないと思います。むしろ緊張感を持ってずっと学校経営に携わるわけですから、校長を含めてよかったのではないかと思います。先ほども申しましたように学校運営は、各学校の教育計画に基づいてなされています。その教育計画の中から、本年度は6項目を評価項目に取り上げまして研究をしました。そして、ここにあるんですが、委員さんには皆さんお配りしたんですが、学校評価ガイドラインに基づく自己評価書というものをつくってもらいました。中長期経営目標、短期経営目標、評価項目取り組み状況、達成状況、評価、改善方策ということになっております。そういうものを、そして6項目、教育課程学習指導、生徒指導、安全管理、特別支援教育、研修、保護者と地域との連携の6項目であります。これをつくってもらってやったわけでございます。そして、校長が自己評価をいたしまして、外部評価委員さんにその自己評価に基づいて5段階で評価をしました。校長が学習指導、学習過程は「3」とつけてあるが、それが適当であるかどうかということの評価していただきまして、「3」になった人もあるし、「4」に上がった例もあるとか、あるいは「2」に下がったとかいうようなことでございます。評価をいただきました。そして、それら全体を2月28日でしたか、運営委員会でご検討していただきまして来年に生かしていくつもりでございます。来年度はご質問にもありましたように、ほかの項目も全部入れまして10項目でやっていこうと考えております。自己評価書をつくる上で大変だったことはあるかと思いますが、教育活動が緊張しまして、それはとりもなおさず子どもに反映されるものでありますので、事業を受けてよかったかなと、合併したときに受けてとてもよかったと私は思っています。3つの町村のそれぞれやり方があったものが、一つになって、一つのことに取り組めたということが、より結束していく方向になってよかったのではないかと思っています。

次、基礎学力の低下が課題となりまして、ここ数年は算数、数学に中心を据えた研究をどこもしてまいりました。本市だけではありません。県下的にそうではありますが、その時代を過ぎまして、やはり算数、数学といってもまず国語が基本ではないかというので、今は国語にテーマを移して、（土佐山田町）山田小、楠目小、片地小などが研究の指定を受けて続けています。そして国語と関係のある、また、道徳の研究も進めております。ご質問のありました新聞を取り入れてですが、今日も新聞へ出ておりました7校、

県下でやって会議をすとかしたとかいうことが出ておりました。何年か前にも比与森議員さんからそういうご指導もいただきまして、山田小学校へ行ったらどうかと打診したこともあります。ほかのこともありましてどこも市内ではその研究はよう取り入れていません。ただ社会科の授業で新聞を取り入れている学校もありますし、道徳、人権などでは関連記事を利用している学校もあります。図書館の本と同様新聞も大切な、子ども達には情報源であります。国語の研究とあわせてする方向を、また校長会で話してみたいと思っております。（香北町）大宮小学校と香北中学校は取り入れてやっているというようなこともありましたので、特別指定も受けてやってないので言ってもどうかかなとも思いますが、まだほかにやってみたいこともあるかもわかりませんので不透明であります。どこかには来年でなくともできるように、校長会で話してみたいと思っております。

次、体験学習とか環境学習についてお答えさせていただきます。

ずっと5～6年前に遡りまして、2年間旧土佐山田町では文科省が体験学習の重要性を言われ出しましたときに、山田高校も含めて、小・中・山田高校で2年間文科省の指定を受けて、県下では初めて南国市と旧土佐山田町で体験学習の研究をしました。それが済みまして、（土佐山田町）楠目小学校で2年間やりました。それが済んで、今は繁藤小・中で2年間の指定を受けて、今年で1年目が終わろうとしております。そういうことも中心にしまして体験学習が進みました。重要性が認識され、自然体験、社会体験ともに取り組んできたところでもあります。また別な方法で環境教育につきましては、ずっと前楠目小学校が受けてやったんですが、その後香長小学校が指定を受けたり舟入小学校が指定を受けたりしました。そういうことも起爆剤になりましてどこも環境教育にも取り組んでおります。来年度は、先ほど申しました2年ごとの指定で大きな指定が来ております。学校教育における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト事業という長い題の事業ですが、小学校と中学校が一緒になってやるということですので、これはぜひ（物部町）大栃小・中でやりたいと思ひまして、大栃高校のこともありますので今申請はしてあります。大栃高校のこともありますのできっと許可になると思ひますが、まだ正式な許可はいただいておりません。これは長期に渡りまして、1週間ほどですが山へ登ったりとかバスに乗って海の方へ行ったりとか、また大栃高校で勉強したりとか、先般小・中校長が一定の計画書は出しましたが、またご指導いただいて地域ぐるみの活動ができるのではないかと思います。ぜひそれを受けて、地域の人々のご指導もいただいて、（物部町）大栃の活性化につなげる1つになればと思ひております。昨日もお答えさせていただきましたように、環境問題につきましては香北中と繁藤中が県教委から表彰されるということもございました。これからもまた、すべての学校で環境破壊は大きな社会現象の問題でありますので勉強していきたくと思ひております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 比与森議員の「香美市すこやか子育てプラン」と子育て支援についてのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の香美市保育の実施に関する条例ですが、これは児童福祉法によりまして、市町村が行わなければならない保育の実施について、その子どもさんをお預かりできる条件について定めたものでございます。香美市は、これら法や条例に基づいて家庭で保育のできないところのお子様をお預かりして保育させていただいているところでございますが、近年の保育ニーズに対応できない香美市の保育サービスを前進させるために策定したのが、現在の「香美市すこやか子育てプラン」であります。プランはこの法や条例のもと保育業務を全うするためのものでありまして、条例とは矛盾はしてないと考えております。ただ、今後、仮に保育に欠けない児童も保育を実施するというような施策の変更があれば、そのときはそれに見合った条例を整備するというようなことにもなりますが、現時点ではプランを完遂させることが最大の課題でありまして、これに全力を注いでいきたいと思っております。例を挙げてご質問のありました、4歳と1歳のお子様を持っておられて4人家族、そしてお母さんが仕事をされていないという場合でございますが、議員の言われておりますとおり、この市の条例に基づいてやっけるのは保育に欠ける子どもさんをお預かりすることになっておりまして、おうちで見ることができるとなりますとお預かりできないということになります。ただ、すこやか子育てプランでは、保育に欠けないお子様だけを預かってはもういかん、保育の役割としてはご家庭で子育てをしておられるお母さん方も支援しなければいけないということで、

（香北町）美良布保育園に続きましてもう1園、新設園で子育て支援センターを設置いたしましたしまして、子育て相談とかいろいろな事業もいたしまして、相談を受けましたり保育園に併設しますので保育園児と一緒に遊ぶ機会もつくとかいうような、それから家庭訪問とかいろいろ実施する計画を立てております。プランにつきましては2年間かけまして検討委員会、推進委員会と長い論議を経まして作り上げたものでございまして、また次のステップへ行く場合には大きな論議と言いますか、話し合いもしなければならぬと考えております。そして、県に条例もこのほどできましてですが、認定子ども園という制度ができて、その認定子ども園に指定をされると、認定子ども園というのは保育園と幼稚園を合体させたものでございますが、その場合は幼稚園の幼稚園事業も行うということで保育に欠けないお子様もお預かりできることになります。香美市には私立の幼稚園がございまして、そして、香美市には市立の幼稚園はございません。今後、施策の将来的にですね、施策の変更とかする場合は香美市に新たに幼稚園部門を立ち上げるとか、それとも私立の幼稚園と何らかの協議をするかというようなことも考えられるわけですが、この制度も始まったばかりでして、県下でひょっと1団体ぐらい手を挙げているところがあるようにも思いますですが、今の段階ではこの非常に大きな論議をおこないまして、保護者の方や住民の方に入ってきていただいて検討した、でき上がったプランを遂行、完成させることに全力を注いでいきたい。そして、このプランが一切このま

まかといいますと、柔軟な姿勢も考え方もとっていくということで定期的に住民のニーズ調査、保護者の方とか住民の方のニーズ調査とか、それから保育園運営委員会を結成しておりますが、そこで意見を聞いていくとか。そういうようにしながら、世の情勢の変化も見ながら、まずはこのプランを実施していく。そして、世の情勢も調査し、検討していく。そのようなことで現在考えているところでございます。

以上でございます。

大変失礼をいたしました。（物部町）大栃保育園、（香北町）美良布保育園、双葉保育園の新年度の、平成19年度の入所児童数でございますが、現時点の受付で大栃保育園には乳児8人、幼児33人。美良布保育園には乳児36人、幼児80人。双葉保育園には乳児1人、幼児14人となっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

教育関係ですが、今回の事業に対しては自分も少しこう足を踏み込んで学校評価の、今回の事業にかかわっていますが、本当に教育長言われたように取り組みについては非常によいことをしたというふうに思っております。質問の中でも言いましたけど、特に教職員の方々の、教育長は「緊張感が教職員に出てよかった」という答弁でしたが、何人かの先生に直接お話を聞きますと、やはり先生によつての温度差ありますけど仕事が、仕事がふえたという表現がえいかどうか、内部評価ですか、に対する時間というものの負担を感じる先生もおられるという現実はあるわけです。10項目の評価の中に特別支援教育も入るわけですが、これまでも質問させていただきました学習障害児童、多動性障害児童等への平成18年度の評価は、どこの学校でも低かったように思うわけです。そして、これが10項目になりますますその、特に手のかかる特別支援教育、この、これ、特別支援教育にかかる教育長の、教職員の先生方への指導も何らかの形で手を打っていくべきではないかと。いつまでたっても評価が「2」で、「2」とならないような取り組み、多忙になった中での取り組みですのでその辺をお聞きしたいのと、中学校のクラブ活動ですが、答弁でもありましたかね、クラブ活動が弱くなったという答弁もあったわけですが、一部ほんとに頑張ってる顧問の先生が先頭に立っているクラブはなかなか実績も残されているクラブもあるわけですけど。先生の取り組む姿勢にもかかわると思います。今回学校評価を導入する中でますます子どもとの放課後のクラブ活動の時間が持てなくなったというようなことのないように指導をお願いしたいと思います。その辺の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

子育て支援についてですが、先ほど言われたように香美市すこやか子育てプランに対しては、1回目の質問でも言いましたように今の香美市の子育て支援に取り組む、私はそのプランは素晴らしいということは初めも述べましたようにそう思うわけです。ほん

で、その中にうたわれているように、1回目とダブりますが若者の定住促進、また入所を希望するすべての子ども達を受け入れる。年齢に応じた保育、定員の拡大、保護者が必要とする多様なサービスをタイムリーに。子どもと保護者の視点に立ったサービスと言う、この「香美市すこやか子育てプラン」とですね、先ほど例にとった、4歳児を預けたいが1歳児は手元に置きたい、そのときには4歳児は保育することができないと。そこを矛盾を感じませんかという質問。これ矛盾を感じるか感じんだけ。あの、先ほど、今ニーズにあっていると、それから今の条例に沿ってやっているということですので問題はないとは思いますが、現実矛盾を感じるか感じんかだけをお聞かせください。それと、子育てプランと比較してですよ。

それと、(物部町)大柵保育園が定員60人のところへ41人ですか。(香北町)美良布保育園が135人に対して116人、双葉保育園が定員30人に対して15人ですので、この辺は余裕があれば地域性を持って保育する方法を考えても何ら問題はないと思いますけど、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 教育長、原 初恵君。

○教育長(原 初恵君) 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

教員に負担はあんまりかからなかったらというの私の見方でありまして、受ける側は負担がかかったかもわかりません。私がいろいろ言うことで大変な目というか、苦勞している現場があるだろうとは思いますが。実際には、決められたことを前向きに誠実に日々やっておれば、余り変わったことはないではないかとは思いますが、いろいろ教職員にもいろいろありますので、また今後は話し合いを十分に理解をした上で進むようにしたいと思います。

次に、その特別支援教育についてでございます。

ここにありますが、委員さん方にはお配りいたしました、自己評価書及び外部評価項目別評定一覧というのがございます。5段階でつけまして、自己評価、外部評価とも「4」が多くあった。中には「5」もありましたが、あったのは教育課程学習指導、生徒指導、研修、保護者地域との連携でした。これはやはり、初めにも申させていただきましたように香美市の重点項目にも取り上げまして研究を進めておる学校が多いということです。研究を進めておる学校ほど「4」をいただいたものが多かったです。点数の悪かったのが、安全管理と特別支援教育でありました。(土佐山田町)鏡野中学校も堺もなければ門戸もないというような状態です。それから、耐震工事も進んでおりません。そういった中では安全管理の点が悪いのは仕方がないとも思います。特別支援教育について点の悪かったことはですね、大変私たちも重く受けとめています。これは、自己評価も悪かったですし外部評価も悪かったです。特別支援教育コーディネーターというのが各学校にあります。これは文科省から決められたものでありまして、各校に1名いま

して2年ほど研究を、特別な研修です、積みまして、各学校で特別支援、障害児学級といわれる言われる学級へ入っているいないにかかわらず特に気をつけていって、気をつけていかなければならないという子どもについて全校的にどう対応するかというようなことを考え、指導する教員が置かれる制度になっております。そういった教員のもとでみんなで取り組むようにしておりますけれど、このなかなかそこが十分できておりません。4月19日、25日です、25日の教職員総会には山田養護学校の校長さんに来ていただいて一緒に講演も聴こうと、それだけで済む問題ではありませんが、と思っています。そのほか、特に交流を深めて、山養とのです、交流を深めているのが（土佐山田町）舟入小学校です。また、鏡野中学校や楠目小学校はかがみの育成園との交流もしたりしています。そのほか特別養護施設へも行ったりもしておりますが、この分野についてはみんなで考えていきたいと思っています。

それから、クラブ活動でございますが、この学校評価の研究を受けたからといって、あるいは校内で、その鏡野中学校ですが特に指定を受けてやっておるからといってクラブ活動が決しておろそかになってはならないと思っています。教員の中にも、この間校長が申しておりました、「クラブを、っと重要視する教員と学力を重要視する教員とあって、なかなかまとまりにくい」と。「文武両道であるということの意識統一がなかなか難しい」と、鏡野中学校の校長が申しておりました。文武両道でいくように、これは香北中学校も大栃中学校も繁藤中学校も同様であります。みんなで取り組んでいくような支援もしたいと思っています。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 比与森議員のこの保育のプランにつきまして、矛盾してるかしてないかということをお保支援課長にということですが、幼保支援課長もこれ以上はなかなか大変だと思いますので、条例の方には政策的な部分もあると思います。そうした中で私の方からお答えさせていただきますが、私も十分勉強もしておりません。そうしたご指摘の分もございますので、なお今後勉強もさせていただきたいというふうに考えております。ただ、現場では今2年がかり、（2年）かけましたこの「香美市すこやか子育てプラン」を実施をするということに全力をかけてやっております。そうした中で、先ほど言いました、幼保支援課長が答弁させていただきましたように現時点での保育での最大の課題として取り組んできておりますので、その辺ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） すいません、市長に答えていただいたわけですが、1つだけ矛盾してるかという点につきまして。プランは保育に欠ける子ども、その条例のこと、その制度の中で最大限お預かりできるようにというふうにしておりますので、このすべての子どもというのはこの条例に合致しているお子さんで、待機児童とかでない、そのように考えてつくってるものでございます。ちょっとそのプランの中で、最初

にそういう大きなこれは、「保育に欠ける」とか「もとに」とか書いてあったらわかるかもしれませんが、そういうふうに読まれるかもしれませんが、そういう趣旨でございますのでご答弁させていただきました。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午前 2時51分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に農林業振興対策について、お伺いをいたします。

間伐終了後の林地活用についてでございます。本市の約90%を占める森林は、木材価格の低迷から林家の育林に対する意欲は減退をしておりますし、大幅な木材価格の上昇、消費拡大は先が見えないのが現状であります。私は、平成6年に勤務していました農業団体を退職し、農林業を営んでおりますが、まず最初に取り組んだのが、県、旧物部村の補助事業による林内作業道を開設し、収入間伐、その後林地を活用するために榊を定植をしております。高知県では榊は小葉で主幹を主に使いますが、県外では大葉で緑の濃い枝が好まれるためであります。現在、4ヘクタール程度定植をしておりますが、4年ぐらい収穫しますと棒状となるために切り戻しが必要なことから一斉収穫とはならず、年間1ヘクタール程度が収穫となります。10アール当たりの収入は、1キロ束出荷で10万円、くくり、これは通称「小花」と言いますが、これで20万円と少ないものの一定額を得られるようになってきましたが、人手がないために現在は1キロ束で1箱に10束を入れて出荷をしております。今、参考資料としまして皆さんのお手元に、わかりづらいですが写真をお返しをしております。それで、一番上段が大きさの比較でございますが、左から1キログラム束、それから250グラム束、100グラム束、主流はこの100グラム束でございます。その下が拡大をしたものですが、榊の場合はほとんど京阪神用、一番目の長さが38センチから握りが12～3センチで、後、最後には1枚で隠す。簡単に言いますと、アカバシに葉っぱをつけたやつを、1本目の幹を2本目の留葉で隠す。2本目の幹を3枚、3枚目で隠すというふうにしまして、最後には1枚でとめていく。大体15～6本入るものが最良だと言われております。現在出荷する市場というのは1カ所に決めておりますけれども、荷受け会社からは「月・水・金曜日に年中通じて送ってほしい」との要請があるものの、対応し切れてないのが実情であります。国内の榊産地は、和歌山県日高郡旧龍神村（現、田辺市）以外、産地らしい産地は見られず、ほとんどが値決めで取引をされており、特定市場への出荷ですし、中国からの輸入はこれは国内需要の95%を占めておりますが、品質に

ばらつきが多いことや、現在収穫している場所から奥地に入ると交通手段がなくこれ以上の増加は考えにくいことなどもあって、需要量を賄いきれてないのが現状であります。栽培の大まかな目安としましては、樹齢35年生以上10アール当たりの上層木は150から200本として、杉・檜いずれでも可能であります。また本市の山に多く自生をしていますヒサカキ、地方によってはイササギ、あるいはビシャコ、シタクサとも言われておりますけれども、榲同様に需要に比べて供給が少なく常に品不足が続いており、原因は植林化による減少と林野に入って花材を切り出す切り子の高齢化によるものであります。また、このヒサカキは関東以北では榲として利用されるとともに、かご花の足下を隠す目的でフラワーアレンジ用にも使用されるなど消費量は榲よりも多くなっている、和歌山県や千葉県では植栽も進んでいます。また、関西では盆、彼岸、正月用の切り花としてお墓参り用に使われています。高知県では花だけを生けるというのが通例ですけれども、関西あるいは（広島県）福山市、広島県あたりになりますと、ヒサカキの表に菊の花を3本してお墓に供えるというのが慣例でございます。本市に見られます植林の放置林は、優良材の生産と保水力や炭酸ガスの吸収度を高めるために適正な管理が必要であります。これら間伐の終了した林地を活用し、多少でも収入が上げられるような政策が必要でないかと思っています。そうしてこれらを進めるためには、植栽を計画している山林所有者には市の間伐助成を優先する、あるいは厳しい財政状況であるということは十分承知をしていますが、苗導入に対する助成制度を設けるなども考えられますけれども、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、農業振興対策についてでございます。特に中山間地域への花木導入についてお尋ねをいたします。

物部町や香北町の山間地域では、ゆず、ギンナン、ショウガ、タラなど秋冬期に収穫する物が多く時期によっては労力不足となっておりますが、春夏期には労働力に余裕があること、また安定した収入を得るためには複合経営が必要なこともあって、5月から7月に収穫できる花木類の導入を進めています。これらの花木類は主に本市に自生する種類としているところであります。地元に住む方々は日ごろから見なれているために気にとめてない場合が多いのですが、本市の山間部には換金できる植物が多く自生をしているのであります。物部町では6～7年前から、輸入が考えにくく国内産地も比較的少ない、そして労力に余裕のある時期を中心に山に自生をする花木類を挿し木で増殖し栽培をしています。以前は国有林の払い下げを受け採取をしていましたが、植林面積の拡大と木の生長によって商品価値が低下をするとともに採取料も年々減少したため、栽培するようになったのであります。10年前3名で出発しましたが、現在では20名ぐらいとなって条件の悪い水田や傾斜のきつい畑などを利用して栽培をしています。ご承知のとおり、お花は禅宗から生まれたものと言われており、わび、さびの世界でありますから、自然の野趣に富んだ物が好まれますけれども、自然の物は限界があるために繁殖方法と栽培難易、「難しい」、「しよい」という意味の難易ですけれども、5点について

調査をいたしました。1番目に定植から収穫までの年数、2番目に収穫サイクル、これは出荷から収穫までの期間が幾らかかるかということであります。3番目に市場価格の安定度、それから4番目に増殖の難易、5番目に年間の投下労力などを判断基準にミヤマナンテン、これはお花の用語でミヤマナンテン、正式にはナンキンナナカマドと言います。それからナナカマド、ヤマニシキ、これは正式にはコマユミ、コハゼ、正式にはスノキ、トサミズキなどであります。品目によっては標高などの制限もあってすべてがどの地域でも栽培できるというものではありませんが、ヤマニシキ、コハゼ、トサミズキなどは適用する範囲が広いと言えます。一方、従来栽培されている種類で新しい作型や開花時期で有望な物としては、2期咲きのレンギョウ、寒桜、アジサイなどありますが、特にアジサイは栽培地の条件によっては初夏に咲いた花、正式にはガクでありますけれども、夏を越して秋にオータムカラーとして収穫できブライダル用として人気が高く、ほとんどが注文によって出荷をしております。また晩秋の紅葉物として出荷可能であるために、出荷期間が長いのも特徴であります。こうした花木類は比較的労力もかからず、5月から7月に出荷する葉っぱ物、緑葉物は芽が出てから収穫までの期間が短いので無農薬栽培ができますので、山間地域の高齢者向きであると考えていますが、普及センター・農協などと協議をし導入する考えはないかお伺いをいたします。

それから2番目に、地域に自生する植物の活用についてであります。

先ほども申しましたが、本市の山野に自生するシャガ、ウラジロシダ、スゲ、椿、ヒサカキ、ヤマニシキなど切り花用として換金可能な物が多く見られますが、これらを利用することも大切だと考えているところであります。それぞれの出荷企画や荷づくり方法につきましては協力しますが、私も個々に対応することは不可能ですが、集落や組織単位で取り組むのであれば出向くことも可能であります。山間地域に住んでおられる高齢者の方は、国民年金だけで苦しい生活を強いられています。こうした高齢者の方に多少でも現金収入があればと考えているところですが、機会をとらえて集落などに呼びかけをする考えはないかお伺いをいたします。

続きまして、山間地域への定住策についてお尋ねをいたします。本来ですと、市、香美市全体の定住を進めるという意味では別の方法でご質問をさせていただいたかったわけですが、都市計画法を含めたこととなりますとまだまだ勉強不足ですので、今回は山間地域、特に現在ある（土佐山田町）繁藤のわかふじ団地、あるいは物部町に造成予定の堀田団地を中心に質問をさせていただくものであります。

山間地域に位置する物部町は住宅用地が少なく、市内の他町に比べ地価の割高もあって、当町内に住宅を希望する方でも町外に住居を求める方が多いのであります。物部町の平成23年度の人口は2,284名、平成33年度は1,588名と推計をされておりますが、他の市町村からの転入も含めた定住策をさらに進めなければ、推計以上の人口減が予想されるのであります。特に物部町の若者定住住宅は集合住宅であり、一定の年齢になると転居が必要であります。このため、合併前物部町堀田に造成計画のある住宅

団地については、村内業者の方による村内材、国産材利用の一戸建てで、一定期間家賃を支払うと持ち家となる持ち家制度の創設が必要ではないかとの質問をさせていただいたことがあります。去る12月定例会で前田議員さんから（土佐山田町）繁藤の若者定住を目的としたわかふじ団地についての質問があり、販売について苦労されていることを承知をしたところであります。私が旧物部村議会で質問した少し前に、「わかふじ団地坪当たり3万6,000円、いの町清水団地坪当たり3万円」との記事を高知新聞で見た記憶がありますが、景気のよいときはまだしも、若い方に土地代、家の建設費は大きな負担ではないかと考えているところであります。そこで定住策として2例ほど申し上げたいと思いますが、秋田県北秋田郡旧森吉町（現、北秋田市）では、永住を希望する勤労者に宅地を10年間無料で貸し付け、10年間の期間を過ぎた人、または分譲希望者には造成費程度の価格で売却するというものであります。大分県大野郡旧朝地町（現、豊後大野市）では、町民となるのを条件に100坪の宅地を20年間月額1万5,000円で貸し付け、期間終了後は本人の所有となるものであります。これは言いかえますと20年間で坪当たり3万6,000円を支払うものであります。そこで（物部町）堀田に予定している住宅団地及び（土佐山田町）わかふじ団地などについても、こうした方法で購入予定希望者の負担を軽減をすることも必要だと考えますが、市長の所信についてお伺いをいたします。

続きまして会計改革についてでございます。

総務省では、バランスシートなどの統一基準を作成しており、昨年4月に有識者による研究会を設置し5月に報告書をまとめています。その中で都道府県と人口3万人以上の市に対し、2008年度決算からバランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書を新たな基準で作成するよう求めているところであります。同省は2000年にもバランスシートの作成基準を公表し、現在全国都道府県の半数と市町村がこの基準に基づくバランスシートを作成済みとのことであります。しかし、決算書と年度末に組みかえる方法のために、資産価値が実態と食い違うなど信頼性が低い難点があったために、新基準では民間企業と同じように日々の会計記録を積み上げることで精度を高めることを目標としたものであります。現在この新基準による決算書を検証するために、（静岡県）浜松市、（岡山県）倉敷市をモデルとして施策作業を進めておりまして、その作業もほぼ終了し、問題点を洗い出し、各自治体に配布をする作成マニュアルをまとめ、3月末までにでき上がる見込みのようであります。そのほかでも独自の会計改革に取り組む主な自治体は、日本経済新聞によりますと山形県、東京都、岐阜県、市町村では群馬県太田市、（愛知県）豊橋市、（兵庫県）尼崎市、大分県臼杵市などありますが、臼杵市の紹介では次のとおりとなっております。瀬戸内海を、「瀬戸内海と太平洋の間を流れる豊後水道と山間地に挟まれた大分県臼杵市、1990年代末には全世帯にCATV」、ケーブルテレビですね、「網を張りめぐらせブロードバンド通信サービスを利用できる環境を整えた。人口約4万3,000人の小さな市がこうしたイン

フラを整備した原動力になったのが、10年前に手がけた公会計改革だ。改革の旗振り役を務めたのは、企業経営者から市長についた後藤国利氏。初当選した1997年、当時、市の財政は全国屈指の悪さだった。自前で返すべき負債額さえわからず、先行きを全く見通せなかったという。そこで独自のバランスシートを作成。市の税金で賄う負債や、将来の退職金の総額が初めて明らかになった。財政再建を進めながら行政サービスを向上されるには何をすべきか、バランスシートの作成を機に市役所内には自己負担を抑える工夫に知恵を絞る風土が芽生えた。その成果がCATV網の整備。20億円の事業費は交付税措置がある補正予算債や補助金をフルに活用し、市の実質負担をほぼゼロに抑えた。市のバランスシートの推移には、工夫の成果があらわれている。2005年1月、（大分県大野郡）旧野津町との合併前、これは2003年ですけれども、「資産合計は626億円。市の税金で賄う実質負債額は約110億円、改革に着手する前の1996年度と比べると資産が151億円ふえた。一方、自己負担の負債額は2億円増に抑えた。後藤市長は自前の借金をふやさず、サービスの質を高める工夫の仕方が見えた」としています。このように各自治体が会計処理の見直しを進めているのは、財政状況が悪化をし、限られた財源を効率的に配分するためですが、本市でもこうした企業会計を取り入れる考えはないかお伺いをいたします。

最後に、市道谷相線の改良についてお伺いをいたします。

香北町美良布から横谷、中谷、谷相を結ぶ市道谷相線の改良工事は、当初計画から約405メートルの、これは私の自動車ではかったもんですんで正式にメジャーではかったものではございませんので、今後数字が出ますけれども、事業、平成19年度の事業費なり、すべてある程度私の考えの中で組み立てたものですのでお許しをいただきたいと思いますが、約450メートルの未改良区間が残されています。聞くところによりますと、「平成19年度は約200メートルの改良計画はあるものの、250メートルを残した改良工事を休止をするらしい」との話を聞いたところであります。仮にそうなると、この路線で最も危険で災害の発生が心配される場所が残されることになって、三谷地区の住民の方の不安を残したままの一時打ち切りとなるものであります。私も（香北町）中谷に親族がいますのでこの市道はよく利用しますが、残される場所の山手側は磯で、ところどころに水がしみ出して路面を流れており、冬期は凍結をしスリップをする。またその下手（香北町）日ノ御子側は、風雨によって多くの落石があるとのことでありまして、通行中の車に落下をした人もいることからと思われそうですが、市役所によって落石注意の表示板が設置をされています。この未改良となる250メートルの内200メートル（進んだ）近くの上下には、（香北町）朴ノ木への用水路と日ノ御子への用水路があること、また簡易水道のタンクあるいはポンプなどが設置をされていますし、市道には美良布地区への簡易水道への導水管が埋設をされており、落石、崩落などあれば大災害となる可能性もあります。このため、今月7日夕方と8日の午前中に調査をしたところであります。道路上部の用水路は（香北町）朴ノ木のものですが、用水路

の幅は80センチ程度で道路側に水路と同じ程度の管理道があって、その歩道の路肩から道路までは約1メートル、高さは約5、6メートル程度でほぼ垂直状態であります。また磯の割れ目に流れ出している水は、この用水路からの漏水であることも確認をいたしました。用水路には何カ所もクラックがあって、補修はしていますが漏水によって水路下部の土が徐々に流されているために、完全にとめることはこのままの状態では困難でないかと思われます。今、まだ田植えが始まっていませんので水量が少なく、漏水量も少ないのですが、夏場になると水量も多くなって岩の滑落も心配をされます。また漏水場所、落石場所はともに雑木の根によって磯が無数に割れていて、台風などの強風によって崩落する可能性も大きなものと思われます。もし水稲の栽培中に崩落などの災害が発生をすれば、(香北町) 朴ノ木地区の約25ヘクタール、日ノ御子地区の17.5ヘクタールの水田に被害を与えることになるのであります。その後、この市道の改良は、辺地対策事業で改良が行われており、平成17年度から平成19年度までの事業で来年度が最終年度であることを確認をいたしました。事業の有無にかかわらずこの250メートル区間は、道路の改良はもちろんですが災害面からも緊急性が高いものと思われますので、国、県に対しても要望を続けながら改良することが大切だと思っておりますが、考え方についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(中澤愛水君) 林政課長、小松清貴君。

○林政課長(小松清貴君) 門協議員のご質問にお答えします。門協議員からは間伐終了後の林地活用について、特用林産物榊等の導入政策、間伐助成や優先、苗木導入に対する助成についてのご質問でございました。以下答弁とさせていただきます。

間伐終了後の林地に榊等の特用樹栽培をとのご提案は、林業振興上、林地を活用し、中山間の農林家が中間所得を得られる方策の1つであると考えられます。林業分野での今後検討してまいりたいと存じます。

次に間伐関係の公共の造林事業や県単事業等についてですが、双方とも申請受付、事業導入の貸し付け等につきましては事業の実施主体の森林組合で行い、森林に応じた有利な事業の導入をはかっております。ご提案については、現制度での範囲内で十分対応可能と考えられ、特に優先施策は考えておりません。また、森林は森林区分ごとの望ましい森林の姿へ誘導するため、森林の現況、立地条件、ニーズ等を踏まえつつ適切な作業方法を選択し、計画的な森林の整備及び保全を進める必要があります。施業方法別に必要な森林の面積、蓄積及び生長量が十分確保される間伐が求められております。ご提案の間伐助成制度の優先でございしますが、国庫補助事業や県単事業を活用していただき、間伐が実施された森林のその後の管理や樹木の生長、木材生産等に影響のない範囲での栽培が適当であると考えます。

次に、新植苗木導入に対する市町村単独補助制度につきましては、県内でも例がなく、他の特用林産物、果樹等への影響も生じ、市の財政状況等も踏まえ、当市でも考えてお

りません。県単事業では、特用林産物の生産に必要な作業道の開設、整備事業のみで、苗木での助成事業はございません。唯一国庫補助事業の林構事業の事業種目の中に特用林産物活用施設等整備事業がありますが、事業採択のための組織化や受益範囲、利用計画等からなる厳しい費用対効果が求められ、県の林構事業予算枠の関係もあり極めてハードルは高く、また本市のような小規模生産形態の現状では厳しいものがあります。なお出資が必要ですが、農林資金の改善資金を活用し苗木の購入に充てることはできます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 門協議員の農業振興対策、花木等の導入についてお答えをさせていただきます。

花木類の導入につきましては、JA内にも花木研究協議会があります。ご質問の中でも20数名がというお言葉がございましたが、第一にはその活動の広がりまた拡充を望むものでございます。営農推進関係機関また団体が構成しています香美市営農対策推進協議会においても、ゆずの補完作物や特産物の活用促進が部会により調査、研究がされております。耕作放棄地の有効活用、また高齢者営農にも観点に入れながら、営農推進協議会特産部会に提案し検討したいので、ご意見の中でですね、ご協力をいただきたいと思っております。そして、取り組みが有効であればですね、各地域の直接支払制度、協定者にも情報を発信してまいりたいと思っております。

2点目の自生植物の活用についてでございますが、このことも私十分勉強ができてなくですね、その調査、研究とかいう部分では特産部会の中でやはり提案もご協力いただいて、効果のある部分は情報発信してまいりたい。また、山林原野と申しますとなかなか国有林とか公有林とか民有林とかの問題もありますので、そこら辺が入林の部分でなかなか困難さもあるかと思っておりますが、自生ということになれば自由、自分のところの山へはもちろん収穫のできるような形も取れると思っておりますが、またそこら辺は各自の努力の方もお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 門脇二三夫議員の、山間地域への定住策についてということでご提案をいただいたわけでありまして。特に、（土佐山田町）繁藤わかふじ団地また（物部町）堀田の計画等についてのご提案があったわけでありまして、（土佐山田町）繁藤わかふじ団地は（土佐山田町）繁藤地区の過疎化対策として若者の定住をはかり地域の活性化に資するために、高速道路残土処理場を利用しまして造成されたものであります。当初の分譲条件としましては年齢制限をいたしておりましたが、そのハードルが高く希望者がいないためその制限を撤廃して、また同時に宅建業者との協定を結び広く分譲希望者へのPRに努めてきたところでございます。しかしながら、現在までの分譲は1区画にとどまっておるのが現状でございます。なお、今後わかふじ団地を造成した意義というものを地元とも協議をしまして、どのようにすれば分譲が進むのかをさらに

検討する必要があるというふうに思います。ご提案を頂きました件につきましても検討していかねばなりません。わかふじ団地の分譲価格につきましては、（土佐山田町）繁藤地区の活性化を進めるためにも早く分譲できるようにという当時の政策判断からしまして、1区画の分譲価格は総造成費から割り出しまして相当安い単価となっておりますというふうに思っております。現在16区画ありますがそれを検討しました結果そうしたものになるかと思えます。なお（物部町）堀田の計画につきましてもこうした（土佐山田町）繁藤地区の事例もございませう。今後十分に協議検討をしていかなければならないというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 門協議員さんの会計改革につきまして答弁させていただきます。

中央分権の進展に伴いまして地方公共団体には、責任ある行財政運営が求められております。また、責任ある運営を行う上ではですね住民等へのわかりやすい財政状況の情報の開示というものも必要になってくると、こういう状況にあらうかと思えます。そうした中で議員さんのご指摘のあるような報告書が昨年度つくられたと、こういう流れできておりますけれども、総務省方式ではですね貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備ないし政策に必要な情報の提示、開示を求めるということになっておりますけれども、県内では現在、平成18年3月31日、1年前なんですけれども、その現在でバランスシート作成団体は高知市、土佐市、須崎市、土佐清水市の4市になっております。また、行政コスト計算書につきましては、高知市、土佐市、土佐清水市の3市しかつくっていないと、こういう状況でございます。本市におきましても平成19年度当初予算に作成委託料を計上してございまして、平成18年度決算についてのバランスシートの作成が可能な財務諸表をつくる予定をしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 9番、門協二三夫議員の4点目、市道谷相線についてのご質問にお答えをいたします。

市道谷相線につきましては平成4年度より本年度までの15年間の間に12年間緊急地方道路整備事業、地方道路交付金事業で延長916メートル、総事業に9億7,900万円で実施をしてまいりました。また平成19年度は延長100メートルの計画を予定をしております。なお残事業につきましては、延長377メートル、事業費2億円程度であらうかと考えております。門協議員ご指摘の最も危険で災害の発生しやすい場所が残るとなるがどのように考えているかにつきましては、旧香北町時代より緊急性、危険性の高い場所から順次拡幅改良を実施してまいりました経緯がございませうので、未改良区間が特にそのように見受けられると思われませう。また、このような区間は香北町内

には数カ所ございまして、順次改良は実施しておりますが、いまだ数地区改良を、拡幅改良をお待ちしている地区もございまして。平成20年度以降につきましては、厳しい財源の中地域性、緊急性など総合的にかんがみながら、建設都計課、財政課等関係機関と十分協議をいたしまして早期の拡幅改良が実施できますよう検討いたしたいと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきます。

市道谷相線の改良ですが、よく事情はわかります。が、私が言いたいのはですね、一番大切なのはさっき言うた、水道のタンクが上部に一番座ってます。それから（香北町）朴ノ木の水路があります。それから市道があって、その市道の中には管理水道が入ってます、それから（香北町）日ノ御子に行き、水路があってその下にポンプ室があるってような、非常にこう重要な施設がいっぱいあるということと、1つはですね用水からの漏水があります。磯ですから中がどうなってるのかということが確認はできませんが、多分土はかなり流れ出しているのではないかと。というのはですね、その漏水箇所が5～6メートルある高さの歩道の場所から言いますと、中心より下部に漏水が見られます、1メートル、1メートル50のところにも漏水が見られる。それからその下側は先ほど言いましたように市の方で多落石注意の表示板がある。で、これはですね、支所長、皆さん含めてご存じやと思います。北川村で落石事故があって、ちょうど運転席に落石して命を落とされたというニュースを聞いたことがあると思いますし、テレビでも報道されていまして。先ほども言いましたけれども、たまたま通行中の車に落石があったということですので、まあ落石の表示そのものというのは落ちた石に気をつけてくださいよということで上から来る石ではないわけですけれども、そういった状態があるということはやっぱり市としても認識をしていただかんとはいけませんし、特にそういう落石注意の表示をしておるってことは市としても危険箇所やという認識はしていると思うんですよ。できるだけそういった意味も含めて、その農業用水の問題、農業政策の問題もあります。それから水道の問題もあります。それから道路の問題があります。こういった多くの問題を抱えたところはできるだけ早期に私は改良すべきやというふうに思っています。

以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 門脇議員の2回目の市道谷相線につきましてのご質問にお答えをします。

この市道谷相線につきましては、先般地元の方々、多くの方々がみえられまして直接要望をいただきました。その際にもお答え、お話しをさせていただきましたが、「この香美市には大変危険箇所が多い道路、またたくさんの方々のそうしたところがございまして」と

いうお話もさせていただくと同時に、「今後検討もさせていただきますが、そういう事情があることをお察しをいただきたい」ということを申し述べさせていただきました。先ほど香北支所長の方からもお話しが答弁がございましたように、旧香北町の時代でのいろいろな経過があるというふうにお聞きをいたしておるわけでありまして、そうしたことも十分考慮しながら、また同時に先ほど言いました、香北支所長の方から出ました地域性、緊急性そうしたものを総合的にやはり協議をし、そして方向性を出さなければいけないというふうに思います。きょうも多くの方がおいでしてくれておるようでございますので、サービスはできませんがそういう答弁でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問は終わりました。

次に3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） お疲れのところよろしくお願いたします。3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

まず税についてお尋ねをします。

小泉内閣から安倍内閣に政権が引き継がれましても、税制では一貫して大企業減税、庶民増税の方向であります。税調答申ではゆきだるま式に住民税の負担をふやし続けたあげく、さらに住民税均等割引き上げの方向も打ち出しております。そのような中、今年の確定申告も最終盤を迎えているわけですが、税制改正の影響で課税ラインが下がり、今まで住民税申告書の送られてきてなかった高齢者にも申告書が送付されていると認識しております。送付の基準はどう位置づけされているのかまずお尋ねいたします。またどれだけの市民に新たに送付されたのかもお尋ねいたします。

2点目に納税相談についてですが、昨年特に香北町、物部町の住民から苦情もあり議会でもたびたび取り上げられてきたわけですが、今年を振り返ってどうであったのか、担当課長の率直な感想を求めます。

今年物部町では各地域巡回で3日間、物部支所で3日間、本日物部支所で最終の相談実務が行われているところでございます。ちなみに香北町では12回、昨日が全地区を対象にした最終日でした。ともに指定日以外は支所では相談はできないので本庁までこななければならないとなっています。そこで伺います。1カ所での相談時間も短いわけで、何人の課員で対応されているのでしょうか。また、巡回方式もとりながら各支所にも1人は常駐し、相談に乗れる体制がとれないものか伺います。他、次に向けての改善点をお気づきであればお示しいただきたいと思います。あわせまして具体的に少しお尋ねしますが、物部支所での相談は、昨年までは支所の1階、今年は2階会議室での対応となっておりますが、高齢者や障害者、2階へ上がることの困難な人への対応はとられているのかお伺いします。

3点目に償却資産税についてお尋ねします。

日本経団連の平成19年度税制改正に関する提言の地方法人課税強化で、償却資産に

対する固定資産税の徴収についてが財界の要求として出てきております。そのような背景のもと総務省が昨年8月、11月に都道府県に通知を出したことを受け、本市においても法人事業所を中心に個人事業所にも12月末に「償却資産の申告について」と申告書等が送られてまいりました。何人かの業者から「急にどうしたこと、わけがわからん」などという話も聞いたところでもあります。償却資産税は余り聞きなれない税金ですので、少し説明を加えておきたいと思っております。登記される不動産や自動車税の対象となる車両以外の事業用固定資産について課せられる市町村民税であり、法人個人が毎年1月1日現在所有している償却資産の申告書にもとづいて課税され税率は1.4%。評価計算の結果、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません、という税金であります。総務省の通知、国税資料の閲覧等の法制化に伴う償却資産の適正な課税の確保については、2006年度税制改正により国税関係の資料の閲覧が法制化され、償却資産の申告内容の適正な把握及び未申告者の解消が重要であるとして、1つに税務署との速やかな協議、2つに既申告者・未申告者の償却資産の照合と調査、3つに未申告者へは推計課税や罰則も含め申告指導を徹底するようにと強調しております。そこで伺いますが、今述べました3点について本市の担当課としていかなる動きをしてきたのか。また、今後市内業者に対してどのように対応していくのかお尋ねします。

2点目に伺いたいのは、申告書等は先ほど述べた調査の結果に基づき送られているのでしょうか。私は同一文書による多数一括の文書の送付にて償却資産明細書を送り返せなどということは、質問検査権による調査とするには地方税制の拡大解釈であり、不当なものであると考えるところです。市民の理解と協力を得るには啓発と周知を第一にし、自主申告を尊重することが大切であります。昨年末申告書等を送付した事業所数を、法人個人別にお尋ねします。あわせて業者からの申告等に関する問い合わせはどうであったのか、どれくらいあったのかお尋ねします。

3点目にその結果、申告された件数と課税対象事業者数を伺います。あわせて税収の見込みについてお聞きします。

4点目に申告書等を送付したが未申告事業所への今後の対応と、税が発生すると見込まれる事業所へはいかなる指導をしていくのかお尋ねします。

5点目に先ほども少し述べましたが、固定資産税にかかわる地方税職員の質問検査権は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合に行使できるものであって、つまり理由なくして質問検査権の行使はできないと考えます。私が申し上げたいことは、償却資産に関する調査は税務職員の思いつきでできるものではなく、客観的に、合理的な根拠と理由がなければできません。今後一斉に文書を送りつけるなどあってはならないし、推計課税や理由なき申告指導などはもってのほかと考えますが、この質問検査権に関する見解を求めます。

6点目に角度を変えて伺います。ともあれ申告書等が送付されてきたので、課税対象事業所かもしれないので申告しなければとなったとします。しかし、本市の出した申告

の手引は非常にわかりにくかったとの意見がほとんどでした。ちょっと失礼します。

(自席へ資料を取りに戻る)

申しわけありません。本市の出した固定資産の申告の手引は、財団法人地方税務協会が出したものをそのまま使ってますね。それと高知市のやつがここにありますけれども、高知市資産税課ではより具体化にして、記入例等も書かれているような、記入例の1、2、3というふうにわかりやすく大変表示されております。ここで申し上げたいのは、納税者がみずからの力で申告できるよう指導、援助するためにも、一層わかりやすい手引の作成を研究をするべきであると考えますがその点お伺いします。

続きまして、就学援助制度についてお尋ねします。

憲法第26条の原則や学校教育法第25条、第40条の「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えねばならない」などにに基づき設けられている就学援助制度、地方に住む我々の周りにも長引く不況や低収入などで就学援助を必要とする世帯はふえてきているという実態があります。しかし、国は2005年度から補助金を大幅に削減、補助金は生活保護を受ける要保護者に対して行う事業に限り、準要保護児童生徒にかかる就学援助については税源移譲、地方財政措置を行った上で国庫補助を廃止してまいりました。財政難を理由に所得基準限度額を引き下げ、対象者を縮小する自治体もあらわれてきております。私は憲法第26条や教育基本法の教育の機会均等の理念からいっても逸脱した方向と考えているところです。そのような中、本市での就学援助の現状をお聞きします。香美市就学援助事務取扱要領では、「第3条で認定された者に対し、次にあげる費目を予算の範囲内で援助する」こととし、「支給額は教育委員会が定める」と規定し、「学用品費・通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、虫歯の治療費、学校給食費などを支給する」となっております。支給額は教育委員会が定めるとしてありますが、基本的なところ、対象費目や支給額の決定は要保護者と準要保護者の差によるものなのか。ほか基準等が設けられているのかお尋ねします。援助率についてですが、2004年度実績では高知県は平均で17.9%でありました。まだまだ景気の先行きも暗い現状から見ても高い率で推移していると予測もされるところです。本市の現状についてお尋ねします。

2点目に適用基準についてですが、本市の場合生活保護基準の1.3倍は要領の第2条(第1項)の第2号で規定されてるので変更はないと思いますが、例えば4人世帯の場合は具体的には年収で370万円以下、年所得で243万円以下であると確認させていただいてよろしいでしょうか。答弁よろしくお願ひします。

3点目に申請についてですが、取扱要領第4条では学校長への提出としていますが、教育委員会に直接申し込んでも一度学校長に送り返せばいいわけで、受理はできるわけでしょうか。その点確認します。申請書の取り扱いの現状を伺います。あわせて本年度の申請件数がわかればお願ひいたします。また、認定に至らなかったケースはございま

すか、お尋ねします。

4点目に手続きについてですが、私は新入生や在校生の保護者には学校から年に一度は就学援助についての案内が来るものと思っておりましたが、現実には違うみたいですね。広報で制度がありますというお知らせのみで、内容、基準については全く触れていない、そういう現状でしょうか。本制度の周知は教育委員会として法の理念からいっても必ず行わねばならないと考えますが、現在の周知についての取り組み内容をお尋ねします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

まず1番目の課税ラインが下がりというご質問でございますが、課税ラインは昨年より下がっておりません。それと申告納付者につきましては、扶養者等については（申告書の）送付をいたしません。昨年は香北町地区でその方も含めて全員（申告書を）送付しておりましたので、送付件数としたら減少しております。

2番目の香北町、物部町の申告相談日についてでございますけれども、先ほど山崎議員がおっしゃられたように地区ごとに行いまして、昨日は香北町地区全地区を対象にして、きょうは物部町地区全地区を対象に行っております。この2日間に来ていただくということになります。その日2回とも都合がつかなかった場合には、本庁に来ていただくということになります。現在職員7名で納税相談行っておるわけでございますけれども、今行っている納税相談につきましては、昨年に比べ土曜日も行うようにして計画を立てました。現在行っている納税相談、7名で行う納税相談手いっぱい状況でございます。これ以上人数を割けない状況でありまして、香北町、物部町地区に職員を常駐するという余裕は現在のところはございません。今年状況を再検討をいたしまして、なお改善するべきところがあれば改善をしたいと、こういうふうに思っておりますが現在の人員ではもうかなり手いっぱいところで計画を立てておりますので、なかなかこれ以上会場をふやすというようなことは極めて困難であるというふうに考えております。それと、物部支所で行った、2階で行ったという件でありますけれども、高齢者の対応につきましては、歩行の困難な方については付き添って階段を降りていったというようなこともございます。

3番目の償却資産でございますけれども、償却資産のまず1番目、（1）、（2）、（3）の現状と今後の取り組みについてでございます。（1）については先ほど山崎議員がおっしゃられましたように、平成18年度に地方税法の改正がございまして、地方税法第354条の2で新たに国税資料の閲覧という項目がございまして、南国税務署と協議をいたしまして法人税の課税資料の閲覧を行いました。（2）につきましては、法人税の取り扱いと固定資産税の償却資産の取り扱いが、先ほど山崎議員がおっしゃられたように違うために申告内容そのまま固定資産の適用ができないと。申告内容によって判断することになると考えております。（3）につきまして、償却資産については先ほど

も、山崎議員ご存じのとおり償却資産につきましては地方税法第383条によって申告義務がうたわれております。それで1月31日までに申告をしなければならないというふうにうたっておりますが、法人税の損金のしておる方で固定資産税の申告が必要ないということがわからなかったという方がおるといのは、ちょっと意外な感もいたすわけでございますけれども。なお、償却資産については周知をするよい機会になったと思いますので、今後も申告指導に進めたいというふうに考えております。今回申告書の送付をいたしました内容につきましては、香美市の中の法人で法人申告で減価償却の損金のある法人に基本的に、その方にお送りをしております。送付数は279件でございます。そのうち申告返答があった分は200を超えて、まだ実は申告が来ております。それでまだ詳細についてはまだ積み上げて、計算積み上げができておりませんので、どれぐらいの増収あるいは課税件数というのはまだ把握はできておりません。まだこれからちょっとふえると思われまますのでちょっと、もうちょっと時間がかかるかなというふうに考えております。

④につきまして、未申告者の今後の対応でございますけれども、行政改革の中でも課税客体の把握というのが挙げられております。地方自治の財政の根幹であります税金につきましては、課税客体の把握について今後も税務調査を行い申告指導に努めたいと考えております。

固定資産税の質問検査権について見解でございますが、法的には地方税法第408条、「固定資産の実施調査」でうたわれております。実施調査につきましては、また地方税法第353条「固定資産税にかかる徴税吏員等の質問検査権」によってうたわれております。

最後の償却資産の手引についてでございますが、非常に分かりにくいというご質問、ご指摘がございました。ほかの団体もこの同じ地方財務協会の手引を使っていると思っておりましたが、高知市が見やすいと言うことであればそれを検討させていただいて、なお見やすい手引の作成を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長を行います。

学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度についてですけど、何点かありますけれどもまず1点目の就学援助の現状と就学生徒数に対する援助率ということですけども、就学援助についてはもうご存じのとおり教育の機会均等々の精神に基づき、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し義務教育を円滑に受けることができるように、学用品については要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要項、ちょっと長いです。これに基づき援助しておりますし、修学旅行費については実費、それと医療費については個人負担分、給食費については2分の1というようなことで基準に基づき援助を行っ

ております。現在の就学援助の対象者についてですけれども、児童については124人、全児童数に対して9.3%。生徒については75人、全生徒数に対して12.6%。合計全児童・生徒数199人ということで、全体に対して10.3%というような状況になっております。

2点目の就学援助の所得基準は生活保護の1.3倍かというようなご質問ですけれども、準要保護者については、香美市就学援助事務取扱要領に基づいて算定した収入額が需要額の1.3未満の者で、それぞれ決められた項目に該当してかつ要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者ということになっております。ここで4人世帯370万円とか所得243万円とか数字挙げられておりますけれども、基準額というのを求めるのに世帯の数とかですね、世帯の年齢、小・中学生の人数等によって変わってきます。それとまた所得控除とか障害者加算等がありますので、一概にこの数字ということとは言えないかも知れません。近い数字になるかも知れません、状況によっては、ケースによっては。

申請方法についての現状ということですが、就学援助を受けようとする保護者は教育委員会が定める日までに申請書に所得課税証明書等をつけて、当該児童・生徒が在学する学校長へまず提出していただくようになっております。そして学校長は教育的立場から意見を書いて速やかに教育委員会に提出していただくということになっております。先ほど言っていました適用しなかった例があるかということなんですけど、平成18年度恐らく1件、その1.3という数字を超過したというようなことで適用しなかった例があったように思います。

それと4点目の就学援助についての保護者への案内、時期、内容についてということですが、ずっと受給しておる現年受給者については1月末ごろ学校を通じて文書でお知らせをしております。その他の方には3月のお知らせ広報でご案内をしておるといような状況です。適用基準については明示は特にできておりません。これについてもいろんなケースがあって計算がわかりづらいとかもありますので、今後子ども達の状況について学校とも連絡をとりながらこの援助の周知を図って、できるだけ利用していただくような形もとっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、2回目の質問をさせていただきます。

税についてですけれども、住民税の申告に来られる人はほとんど課税所得200万円以下の方と思われます。住民税負担が倍近く、6月になって上がってくるわけで、この間その周知はされているでしょうか。下の入り口のところに置いてますこの総務省の全国地方税務協議会の出している資料ですわね、これで所得税と住民税の関係のことが一定わかるようなものもありますけど、こういうことでこういう資料を渡すだけでもやっぱり住民にとっては予備知識となるわけで、やはりあの税を預かる者として市民の皆さ

んから納めてもらう税金の負担がどのように推移していくかということを示していくことは、こう言ったら失礼ですけど無用のトラブルを防ぐことにもなっていくと考えますけれども、これちょっと関連してお尋ねします。

課税ラインについての部分は少し、ちょっと私の認識が違ってたということですが、7名。納税相談7名の課員で対応されてるということですが、一人一人香北町と物部町にですわね、支所に常駐がなかなかできないというふうな見解ですが、実際のところその各地区巡回してるのは約1時間半ぐらい時間とってましたわね。そこへ、そこで1時間ぐらいやってどうせまた移動もあるのでトータル1時間半ぐらいとってやってるんですけども、その間に多くてどれぐらい少なくてどれぐらいの市民の方が訪れて、課員1人当たりでどれだけの方に対応しているのか。そこにロスがないのかということもちょっと聞きたいんです。私考える点、まあ確かに高齢者の方ですのでいろいろ資料等持ってこなかったりしてまた出直してくるとか、またそこで1回で済ませれる方もおるかと思うんですけど、まだまだ改善の余地はあると思うんですわ。ほんで税務課長は考えてもいかねばならないということですが、実際問題、順調に終了していく方向というには、市民の側から言えばまだまだ考えねばならない部分があるんじゃないかというふうに思います。それとあの、関連して税理士さん等の協力はいただいているか。香南市なんか聞きますと税理士の方にも協力をいただいて本庁なりで納税相談しているということも聞くんですけども、香美市の場合はどうなのか。やはりあの特に高齢者が多いところでは書類、先ほども言ったように書類等が不備で1回で終わらず2回、3回と行かねばならないという例もあると思います。

それと先ほど物部支所の件ですが、ちょっときれいに聞けなかったんですけど、できているみたいなことでしたけども、2階へ上がったたりするのも対応できてるみたいな答弁でしたかね？ちょっと、私ども高齢者とか障害者の方が多いときには、やっぱり1階というフラットなフロアのところをやっぱり使うような配慮というか、必要じゃないかと思います。先ほど言った1回目で終わらなくて2回目、きょう物部支所へ最終日ということで訪ねていく人は、ある方は、高齢の方ですけど手袋を持っていったそうです。どうしてだかわかります？階段ほうて上がるために手袋を持ってね。だから、足の悪い方はそういう苦勞をしながら2階まで行く。その方に聞きますと、1階の物部支所の方が2階の職員を呼んでくれて途中から上がったというふうなことを聞いてますけれども、やっぱりそういう部分が配慮しなければならないというふうに思い、来ていただく以上はね。極論から言ったら、市税は賦課徴収するので来場が困難な方は、1人の方は戸別訪問しても、私は時間は足り、設定したらね。極端な言い方したら悪いですけど。そこまで税金をいただく立場でいったらねやることも、ロスがありませんので極端に言ったら、行って帰ってくる移動の時間は要りますけどね。そういう電話連絡等があればそういう対応もしてもどうかなというふうに思います。そこまでやっぱり、支所へ出ていくにも、特にそれ以上に本庁へ出てくるにもやっぱり困難な方がおられるというこ

とは、現状を知っていただきたいというふうに思います。コメントがあればよろしくお願ひします。

減価償却資産税についてですけれども、せんだって南国税務署総務課長とお会いする機会がありまして、「償却資産税について各市から問い合わせがありますか」て伺いましたけど、その時点では「そういう事例はない」というふうな返事でしたけどもね。総務課長の認識が乏しかったんかもしれませんが、個々の固定資産に関する問い合わせ、減価償却等の問い合わせはあるけれどもということを書いてみたんですが。まあそこらへんが、法人税の課税閲覧をしたということですので、それが今回の送付の源であるというふうな認識であります。279件送って200件以上、今後まだふえるであろうということですが、現時点でもまだどれくらいの税収になるかということも全然わかりませんかね。わからなくてもいいんですけど、わかればお答えいただきたいと申ひます。個人それと個人事業所には送ってませんか？法人ということを書かれてたんですが、極端に言ったら、一定製造している個人事業所で結構な機械を入れているところも、豆腐の製造業とかね、いろいろあつたりもしますけれども、そういうことがないのか伺ひます。ある部分、その業種別で判断して一斉に申告書を送付したりはしてませんか？してなかったらいいんですけど。ちょっとその点伺ひます。

申告指導も続けていく旨のことも書かれていたんですけど、ちょっと質問検査権についての認識がちょっと違いますけれども、私はやっぱり根本には市民の理解がいるということには、理解して納税してもらおうという立場から言いますと、やはりあのちょっと、これは議論しても仕方ないんですけど税務課長との見解が違うということは申し上げておきたいと申ひます。事業者にとってこの税はほんとに寝耳に水という感じであったと思います。もちろん以前から申告していた方もいたことも知っておりますけども、極端に言いますと罰則なんかも5年間さかのぼったら、さかのぼれますわね。そういうことなんかも考えているのか。その点お願いいたします。

続きまして就学援助制度についてですけれども、学校教育課長、丁寧な答弁ありがとうございます。数字についてですが近いものであると、このケースによってはね、というお答えでしたけれども、やはりあの私一番ここで重視したいのは、現年今受けてられる、援助をしてもらってる方は1月に学校を通じてということでしたけれども、その3月のお知らせ広報の内容、また高知市の例出して悪いです。高知市はもう学校を通じて就学援助の非常に具体的なことを送ってるわけですがね。数字的に言いますとやはり、先ほど県下の平均の2004年度ベースで17.9%と言いましたけれども、香美市は児童・生徒で10.3%、これはやっぱり周知できてないというたまものであると思います。そこにやはり、どう言いますかね。もう少し手を加えてあげると。やっぱり中身を明らかにしてあげます、こういうことが就学援助として受けれますよと。ほんで一定の所得レベルは例を2つぐらい、2つ3つ挙げてね、こうですよということをお示しいただいたら、対象となる方が申請してそれでいくいかんの話になりますわね。ただそこ

までのレベルに達してないというのがこの結果の数字に出てると考えます。大体の私が知ってるところでは、大体在学生には2月に案内をして新入生には4月に案内をするというふうなことが普通であって、先ほどから言っていたように支給の内容や適応基準を明確にしていると。それとあの、就学援助の、「法施行令から民生委員会の助言を求めることができる」という文言が削除されました。先ほど来条例云々についての話も出てるんですけども、この要領なんかもねやっぱそういう施行令からのあれが変わってきてる中でよ、要領やったら随時見直すことができますのでね。先ほど学校長通じてという部分もあったんですけど、やはりあの学校通して申請するというのもやっぱり一つはね、やっぱり二の足を踏む要因になってはないかというふうに思うんですわ。やっぱ教育委員会が窓口であるということも大事な視点やないかというふうに考えます。外部評価委員という仕事もちょっとやらせてもらったわけですけども、ある学校では子どもを変えることによって親を変え信頼を獲得するというふうな目標も掲げてました。保護者との信頼関係の構築というのはやっぱり重要な視点であります。そのためにはやっぱり教育委員会、学校からそういう部分に対しても情報を流していくということが大切です教育委員会は保護者のそういう経済的な格差を埋め、平等な教育を受けられるように本制度の本来の役割を発揮させるよう一層努力が望まれると思いますが、答弁の方よろしくお願いします。

以上で2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、今度住民税が上がることについて周知ということでございますが、昨年広報に1度掲載しまして納税相談の折にも説明、ただ非常に今忙しい納税相談を行っておりますして説明がぬかることもあろうかと思えます。今度納付書発送の折にはそういうチラシを送付することを現在検討をしております。

それと納税相談の改善についてでございますけれども、先ほどおっしゃいましたこうあの何人でやって何人で何件というのはちょっと今ところ把握しておりませんけれども、幾つかの会場を回る関係上、非常に忙しい日が数日ございました。そのときにはうちの職員も食事もとらずに5時頃帰ってきてまだ食事もとってないというような状況で帰ってきております。そういった状況は何とか改善をしたいなというふうには考えておりますけれども、ただ人数は7人でやっておりますので、それができるかどうかというのはちょっと今のところ何とも言えません。課税が済んで改めて検証したいというふうに考えております。

それと税理士の協力でございますが、2月の土曜日、納税相談に入っの土曜日、香北町、土佐山田町の分で税理士の応援をいただきまして、香北町のときには2名、土佐山田町では4名の税理士の方の協力をいただきました。

それと1階を使う配慮ということでございますけれども、1階を使える場所があれば

1階を使いたいと思うんですが、現在のところ今回行った場合には、香北支所も2階で行うしか検討の余地はなかったということがあります。今後も1階を使う会場さえあればそういう会場も使いたいんですが、会場の設定についてはちょっと今どうこうは何とも言えません。物部支所については今後、その2階がどういう状況になるかということもございますので、物部支所の場合にはどういう会場を使うかということとはちょっと来年に向けての検討課題というふうに考えております。

それと償却資産でございますけれども、現時点での税収についてはちょっと今のところ集計できていないので、もう少しお時間をいただきたいと思います。それとお送りしたのは、現在、先ほどご説明しましたように香美市内の法人を対象にしてお送りさせていただきました。法人税の課税資料の閲覧によって法人、現在申告をされてない香美市内の法人に送らせていただいております。

それと質問検査権についてでございますけれども、法的なことを言いましたけれどもあくまでもこれは本人との合意に基づいた調査という意味でございますので、強引にやろうということでは、そういう意図ではございません。ただ、正当な理由なくして、法的に言えば正当な理由なくして拒むことができないというふうになっておりますけれども、やっぱり合意という観点から調査のときには当たりたいと、いうふうに考えております。

それと最後に罰則については現在、これ今回非常に周知になったというふうに感じております。それでいろんな法人税との課税客体の違う点等もありますので、今回罰則については、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 山崎議員さんの就学援助についてお答えさせていただきます。

その合計199人で、全児童・生徒数10.3%の率が低い原因がどこにあるかってことは、十分に把握できません。それから学校を通すということになれば二の足を踏むのではないかというようなご意見もございましたが、逆にですね学校長の方からこういう制度もあるからというようなことをお知らせしておる場合もあろうかと思っております。そういったこともありますので、どのような方法をとってやれば、より教育の機会均等を図る精神からいいかということはまた十分ご意見等もお聞きしましたので考えていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 就学援助制度について、先ほど学校長からお知らせしている、そういうことを教育長の答弁いただいたわけですけど、それやっぱりすべての学校長がすべての児童・生徒に対してやっているわけですか？それともそれを、事情、実情を見てこういう制度もありますよということでしょう。だからそれは私は、先ほども言っ

たあのほんとのやっぱり、先ほど来矢野議員の質問でしたかね、経済の格差が教育の格差ということをご答弁をされたと思いますけれど、やはりその中身までほんとに児童・生徒が困難な状況を抱えているから学校長がそういう話も経済的な部分でそういう話も出たということは、1つの方法かもしれんけれどもやはりすべての児童・生徒に一度はやっぱり中身も踏まえた文書なりが行くべきであると思います。あの学校、学級だよりがこれまでさまざまいろいろ頑張ってお出していますわね。教育委員会がやはりそこで主導権を発して、発揮してもらいたいと思います。それについて教育長の再度の答弁を求めたいと思いますのでよろしくお願ひします。そういうふうにする方向性持ち合わせる、それともあくまでも学校長の裁量なのか。私はやっぱり先ほど来申し上げました一定の内容を添えたそういう案内を各保護者に送るということが、今の公平、公平とか公正とか言われている中では大事な視点であると思いますので、それをよろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 私の今の答弁が不十分だったかも知れません。「そういう例もある」と言って、後では「ご意見もお聞きしたのでいい方法を考える」とお答えをしたと思います。すぐこれをどうするという事はここで申しかねますが、ご意見も十分お聞きしましたので、よりよい方法を教育委員会定例会等でも検討もいたしましてやっていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りをします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、3月15日午後2時から開会をします。

どうもお疲れさまでございました。

（午後4時22分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 9 年 3 月 1 5 日 木曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月15日木曜日（会期第9日） 午後2時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	建設都計課長	中 井 潤
助 役	石 川 晴 雄	下水道課長	久 保 和 昭
収 入 役	明 石 猛	環境課長	阿 部 政 敏
総務課長	鍵 山 仁 志	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
企画課長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
財政課長	前 田 哲 雄	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林政課長	小 松 清 貴
収納管理課長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防災対策課長	田 中 育 夫	支 所 長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	事務管理課長	竹 内 敬
保険課長	岡 本 明 弘	業務管理課長	横 谷 勝 正
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶 一	支所長兼参事	萩 野 泰 三
農政課長	宮 地 和 彦	事務管理課長	几 内 一 秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成19年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成19年3月15日(木) 午後2時開会

日程第1 一般質問

① 14番 島岡信彦君

② 4番 大岸眞弓君

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午後2時00分)

○議長(中澤愛水君) ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

14番、島岡信彦君。

○14番(島岡信彦君) 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたします。

午前中は、鏡野中学校の卒業式に参加させていただきまして、本当に女子生徒の涙、また男子生徒が抱き合う姿、ほんで来賓席へ1人ずつ深々と頭を下げている姿を見て本当に感動させられまして、まだ余韻がさめやらぬうちに教育関係を質問させていただきますが、本当に何とめぐり合わせがえいことかどうかわかりませんが、順次させていただきます。

本市においては、それぞれの学校が独自の教育目標を挙げ、創意工夫をされて、教育の質の向上に努めていると考えます。不登校、いじめ等の課題のある子どもたちへの教育についてお尋ねいたします。

近年、虐待、友達同士でのトラブルによる殺傷事件など、子どもが中心となって起きている問題がたくさんあります。多くの子どもたちはその成長過程において悩みや課題と向き合い、自分の力や家族、友達や学校などの支えのもとに、課題を解決しながら生きていく力を身につけていくことが重要であります。中には自分の力だけでは解決することが困難な課題を抱えてしまった子どももいる。その場合には、周囲からの支援、特別な配慮が必要になってくると思いますが、本市においての不登校、いじめ等、課題のある児童への教育の基本的な方針はどのように考えておられますか。

次に、学校という場だけで取り組むのではなく、児童が今まで生活を送った家庭や、地域も含めたさまざまな関係機関との連携が必要であると考えますが、本市においての幼・保・小・中の連携の状況についてはどうか。

次に、子どもの体力向上についてであります。体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっており、人間の健全な発達、成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものです。こうしたことから、子どもの時期に活発な活動を行うことは、成長、発達に必要な体力を高めることはもとより、運動、スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。しかし、最近の子どもを取り巻く環境は、スポーツの重要性を学力と比べ軽視する傾向が進んでいたり、日常生活における身体を動かす機会の減少、習い事や室内遊びの時間の増加による外遊びやスポーツ活動の時間の減少があると考えられ

ますが、本市としての子どもの体力向上についての取り組みと、今後のあり方についてはどうか。

次に、3点目であります。鏡野中学校のプールの問題であります。鏡野中学校のプールの移設につきましては、旧（土佐山田町）議会の平成16年3月議会にて質問もしましたが、プールという学校の施設が（学校の）敷地外にあることで、水着姿の生徒が道路を横断しながら授業に向かうことは、生徒の安全面や思春期の生徒にとって精神面の負担もあるのではないのでしょうか。生徒の命を学校生活から守る面からも、移転改築が必要であると思いました。このたびの予算を見ますと、用地購入費も予算計上されておりますが、移転改築についての具体的なスケジュールについてはどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、広報についてであります。

行政広報には全市民を対象としたものもあれば、お年寄りや乳幼児を持つ母親、健康、環境、教育、税金、保育、介護など日常生活に必要な役立つ情報が数多く含まれていると考えます。行政広報は、行政と市民をつなぐかけ橋ということが言えるのではないかと思います。それゆえに広報発行の内容に虚偽や誤りがあるてはならないことが重要であると思えます。コスト面においても制限がありますし、デザイン面や写真、記事の内容等についても報道員の方々は、市民が親しみやすく読みやすい広報づくりに取り組んでおられると考えます。また、決められた場所に一定期間置き、自由にとってもらう方法などもとられておりますが、多数の広報については自治会長に配布を頼んでいる状況だと考えます。このたび自治会長さんにアンケート調査を実施されておりますが、今後の広報についての方向性についてはどのように考えておられますか。

これで、大体の質問です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡信彦議員さんの教育関係のいじめ、不登校についてお答えをさせていただきます。

初めに議員の皆様方、及び市長さんを初め、三役の方々に厚く御礼申し上げます。香美市内中学校4校で214人の生徒が卒業してまいりました。お祝辞をいただいたり、励ましの言葉をいただきまして、また寒い中ご出席いただきまして、どうもありがとうございました。また、小学校は9校で240人の児童が卒業する予定になっております。また卒業式はよろしく願いいたします。

それでは、いじめ、不登校についてお答えさせていただきます。

不登校、いじめの課題につきましては、大変見えにくい面もございまして、学校の対応が悪く、長引き深まることもあります。私も鏡野中学校の卒業式へ行ってきました。158人という近年にない多くの人数の子どもが巣立っていきましたけれど、この喜びの日も欠席をしておるものが数名ありました。毎年行きましたら、だれだれが来ないということが気になって数えておるわけでございます。本当に不登校になった子ど

もたちに、何が自分はできたんだろうかというふうにも考えさせられた卒業式でもありました。

いじめを見抜くアンケートやチェックポイントなど、児童・生徒や教員が行い、こういう意識調査を通しまして、十分に気をつけて対応できるようにという研究は進めております。

不登校につきましては、毎年減少傾向にございました。今年は去年に比べまして、中学校で若干ふえていますが、小学校では減っています。人数を申しますと、去年は30人でしたが、今年は27人となっています。けれども、まだ終わっていませんので、まだ年度途中ですので正確な数字かどうかわかりません。1,935人の児童・生徒ですので、約1.5%ということでございます。こういう数字を見ましても、なかなかしんどい子どもがおることに本当に済まなく思っているところでございます。

なお、こういったことで、今年もそうでしたが、来年もそうです。大栃中学校や繁藤中学校がよいというようなことで、市の内外から転入をしてきてそこで学びたいというような子どもも若干ですがふえております。こういった方も迎えまして、またいい方向にやっていかなければいけないと考えております。

この不登校、いじめ等につきましては、教育支援センター、通称ふれんどの一むを中心にいたしまして、関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めております。しかし、一番大事なことは、学級担任の対応であろうかと思えます。足で稼ぐ教育と昔からいわれますが、足で稼ぐ教育、自分から家庭へ赴くということを実践することが大事であろうと思っております。

ほかの分につきましては、課長の方から答弁させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 島岡信彦議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに子どもの体力についての本市における取り組みと今後の方向性ということですが、全般的に子どもたちの体力は低下してきていると思えます。特に飛ぶ力、物を投げる力等の低下が見られますし、県平均と比べて体力が小さい学校も見うけられます。市の方では「早寝早起き朝ごはん」ということをスローガンに、まずしっかりした体力をつくるには基本的な生活習慣の確立、そして食育、しっかり食べることに力を入れて、推進しております。朝御飯については、しっかり食べると脳の働きもよくなりますし、体力、学力ともに向上すると言われておりますので、特に保護者と連携をとりながら進めています。また、これからも休み時間にはできるだけ運動場に出て遊んだり、手軽なスポーツなどをするよう各学校とも話し合っ進めていかなければならないと思えます。陸上大会や水泳大会、相撲大会を通じて、年間通じてスポーツに親しむ機会もつくっていきたいと考えますし、食育と連携をとりながら子どもの体力向上について進めていきたいと考えています。

2点目の鏡野中学校のプールの移設について、用地購入費も計上されたが今後のスケ

ジュールについては具体的にどうかということです。

鏡野中学校プール用地購入について、用地交渉を進めてきました。購入予定用地は、墓地を含めて3筆、地権者は2人となっております。当初、プール用地として必要最小限の面積ということで分筆して購入する予定でしたが、地権者から分筆した農地への作業道の要望とか、また一方の地権者からはもう全筆買って欲しくないかというようなことがありました。また、購入予定用地が小高い丘になっておりまして、切りとって平地にした場合、面積等を縮小することも予想されますので、この際、墓地と一部の土地を残して広く購入したいということで地権者とも話を持ってきております。そういうことで時間が非常にかかりまして、平成18年度用地購入費の400万については繰り越しとさせていただきます。また新たに平成19年度当初予算には、310万4,000円の用地購入費を計上させていただいております。とにかく平成19年度中には、土地の購入、登記まで用地購入を完了させたいと考えています。実施計画等については、それからのことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 島岡議員の今後の広報の取り扱いについてというご質問について、お答えをいたします。

ご承知のように、香美市では市民参加の広報編集という方式を用いておりまして、広報委員さんにより、よりよい広報誌づくりに努めていただいておりますけれども、今後もより一層この広報誌の質を高めると同時に、香美市らしい広報誌づくりをお願いをしたいと考えております。

さて、広報につきましては、合併以前につきましては、旧物部村と旧香北町では月1回の発行でしたが、合併協議によりまして「合併後は、旧土佐山田町の例による。」とされ、現在は（月）2回の発行となっております。

しかし、自治会長さんの方から「配送の距離とか、お世話役の高齢などにより（月）2回は、大変大きな負担となっている。」と。「もとの（月）1回にしてほしい、量についても改善はできないものか。」との要望、だんだんにいただいておりますことから、このことにつきまして、地域審議会に（月）1回にすることについてのご意見を聞きました。が、この段階では、格段の否定的意見もなかったことですが、企画課といたしましては、実情の把握をまず行うということで、現在自治会長に、先ほど島岡議員からも申されましたようにアンケートをお願いをしております。そのアンケートの結果をもちまして、4月21日に予定をしております行政連絡会で、なお自治会長の皆さん方から意見をお聞きをいたしまして、最終的には合併協議におけます調整事項の変更にあたるため、地域審議会に諮る必要があることから適切な時期にご提案をし、お諮りもしてまいりたいというふうに考えております。その結果によって、自治会長からのご要望等について、どう対処していくかということについて、決めていきたい

というふうに考えております。今後はそういった取り扱いを、現段階では考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、2回目をさせていただきます。

いじめ等、課題のある子につきましては、初日に同僚議員から2人ほど聞いて、教育長さんが「今後は園長と、校長の合同会を開く」、ほんでまた「保育士さんと教職員の合同研修も開かれる」というようなこともありました。こういった課題のある子どもは多分、こう就学前からある子どもがうんと多いのではと考えます。保育園8園の中で、さくら保育園と山田保育園に家庭教育支援保母という形の保母さんがおられますが、各小学校では、各コーディネーターを各校1人ずつ置かれているという状況であります。そういう就学前の子どもたちのそういう実態とか、そういう校長会と園長会を合同にするのであれば、そういった園長さんが持ちこたえて、就学前に問題を抱えこたえて子どもを、次小学校へどんな形で渡していくというふうな、まあ言いますか、カルテと言いますか、こういうふうな課題があって、こういうカルテを小学校へつないでいく。ほんで、小学校から中学校へつないでいくという連携立った取り組みが、今後うんと必要になってくると思われませんが、そういった就学前からのカルテ、ほんでどういうふうな課題があって、どういうふうな処方せんを砕いたということが必要であります。そういうふうなことも持たれたらどうかと思いますがその辺と、あと支援ネットワークという中で、ケース検討会という言葉も出てきました。その中で、支援されて課題のある子どもがネットワーク、ほんでケース検討会、サポートチーム編成といった中で実際こう、そういう課題のある子がよくなった事例があれば、お聞かせ願いたいと思います。

そして、その体力の問題であります。学校教育課長は食育とか食べることと言っておられたと思いますが、土佐のスポーツプラン（土佐っ子育成プラン）の中で10カ年計画を組まれて、先ごろ5カ年の計画の中で、今度一番子どもの体力が落ちこたえて、それと競技力、ほんでスポーツ環境といった中で、きょうも新聞へ出てました、地域に受け皿があればという形で地域スポーツクラブという設立もあられますが、それには検討と実施には時間がかかるのです。開かれた学校づくり等の中で、地域と連携を進められて物をつくったりとか、1日先生とか、そういった取り組みの中で、軽スポーツの、香北町であればペタンク、スポーツ吹き矢とかやっておられる方もおります。で、グラウンドゴルフ、マレットゴルフ、いろんな軽スポーツがあります。学校の方へその人たちに来てもらって1日先生として、そういう中で子どもに動かす機会を与える方法などもとられることはどうかということと、あと市内にありますその学童クラブが、多分学童クラブは、学校の敷地内にあってグラウンドが解放できますわね。そういったところへも軽スポーツの先生にボランティアに来ていただいて、それを普及していくとかいう方も考えられます。その点について。

あとプールですが、その場所的なことと、その面積と今、実施計画はその用地を買収された後と言われましたけれども、今の鏡野中学校のプールは、競技会ができる公認のプール、50メートルであります但其の辺についてのお考え。

それと、企画課長に。アンケート調査をしてからという中ではあります、よく自治会長さんから聞くのは、うんと配布物の多さとあの用紙のサイズ等がうんと統一されていない、大きい物があつたり、小さい物があつたりとかいうことも聞きますが、その辺の工夫はどのようにされるのか。

それともう1点は、我々が視察にまいりました（市の）広報を見せていただいたら、広報に有料の広告を載せておった自治体もありますが、その辺についてのお考えはどうか。これが2回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えさせていただきます。

その就学前と小学校、中学校の不登校やいじめ等についての連携でございますが、特別支援コーディネーターは、障害を持った子どもたちの連携でございます、私が今ここで言うのもあれですが、そういう研究を香美市として福祉事務所を中心にして、来年度は連携も図りながら進めていくような方向になりかけております。それはそれですが、障害を持った子どもさんたちにも不登校、いじめ等が大きくまたかかわってくる問題でございます。なかなか私の力も及びませんで、何か就学前と小学校、中学校の連携は夢ばかり持ちますが、なかなか困難な点もあろうかと思ひます。けれども、園長会をずっと月1回やりまして、いろいろ話しておる中で議員さんもおっしゃいました、私も先般お答えさせていただきましたように、一緒に研修会を持とうということはほぼ決まりかけております。園長会と校長会の合同の会はまだ決まっております。お隣の野市町（香南市）にしますと、毎月のようにこういう会をもう数年前から持っているようでございます。そういう、うちは特別、私立の幼稚園とか、いうようなまた野市町（香南市）は、公立の幼稚園と公立の保育園ですので比べにはなりません、なかなか難しい問題があります。

香美市の公立の保育園の園長会と、香美市の学校との校長会が1日も早く持てるように研究して、進めていきたいと思ひております。できないことはないと思ひております。

不登校、いじめ等の子どもたちについて就学前からとの連携でございますが、既にいじめ、不登校とまではいきませんが、虐待とかそれから障害を持っている子どもとかにつきましては、学校と園によっては、非常に連携をとっている学校もございます。そのほか、行事とかいろんな面で、例えば楠目小学校と楠目保育園なんかは連携が深いわけですが、そういう例を言いますと早速、片地保育園と片地小学校も連携をとるような方向が進んだというように先日聞いております。いろんな意味で連携をとってやっていくように、できないことはないと思ひますので、話し合いをしたいと思ひております。

それから、2点目の体力のことについてでございます。もう体力が大きな課題だと思っています。今は、学力とかいうような研究を大変しておるわけですが、その間に子どもの体力が落ちているということは、本当に気がかりなことでございます。私が香北町で小・中体力の研究を（大宮小）学校が建ったらしたらどうってよく両方の校長（大宮小学校、香北中学校）に言っておるんですが、どっかで香美市も大きくこの体力の研究をするような時期が2年、3年先にはこななければならないような現象ではないかと危惧されておる状態ではございます。

ご指摘いただきました軽スポーツを導入する件ですが、議員さんもお存じと思いますが、グラウンドゴルフはもう片地小学校へ行ってですね、よく子どもと一緒にやっております。ほかにもたくさんありますので、そういったこと、また別のスポーツクラブのお話も別の議員さんからいただいておりますが、そういったことと連携をしながら、全体的にスポーツの振興になるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 島岡議員のご質問にお答えします。

鏡野中学校のプール予定地ですけれども、グラウンドの南側になります。それで、プールは大体25メートルプールを予定しております。順調に購入できるとすれば、大体1,600平方メートルくらいの用地になるかと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

配布物の多さ、それからサイズが違うというご指摘につきましては、ご指摘のように私どもの課の方にも合併当初より随分ご指摘といえますか、苦情も含めていただいております。この間課長会でもそのサイズの統一化についてのお願いをしたりであるとか、それから折り込む物につきましては、回議書を回していただいて、入れるか入れないかという判断をするための合議も行っております。一定歯どめは機能しておるかと思っておりますけれども、やはりそれでも多いということは実態としてあろうかと思いません。なぜ、そういうふうにとめられておるかということにつきましては、1つは旧土佐山田町について見てみますと、県の広報誌あるいはその県議会の広報誌がふえたということもありましょうし、それから当然市域の拡大に伴って、あちこちから出てくる情報というものがふえたということもございます。そういったことから実態としても確かに量が多くなっておるということは、これは否めないご指摘であろうかと思えます。

で、もともとその旧土佐山田町のことを言いますと、今15日発行しておりますお知らせ広報ですけども、これについては、そういったその回覧であるとか、いろんなその折り込みの文章が多いということの整理をするという目的を持って、お知らせ広報が誕生したといういきさつもございますことから、今後このことについては先ほども言いま

したように、情報の出し方、発し方と言いますか、整理の仕方と言いますか、そういうものについて検討を加えていく必要があるということの認識に立って、今のような取り組みをしておるところでございます。

それと、その有料の広告の件ですけれども、ずっとバックナンバーを見てみますと、かつて旧土佐山田町の時代には有料で広告載せておった時代もありますけれども、このことにつきましては行政広報でありますので、行政広報のあり方としてどうなのかということと、今あちこちで非常に、ご指摘のように、こういった広報に有料の広告を掲載しておる実例、私どもの方には各地の広報誌が回ってきますので、それを見てみますとありますけれども、財源確保という観点でありましようか、そういったことも含めてですね、検討してみる必要はあろうかというふうには思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。最後の質問となりました。執行部の皆様にはご答弁をよろしくお願いいたします。私は、住民こそが主人公の立場で質問を行います。

公務員をしております、医療関係で働いておりますが、私の友人が「まじめに働いてきたのに、日ごとに暮らしにくくなる。都会ばかりがきらびやかになって、田舎が廃れる一方、この国は一体どこに向いて何をしようとしているのかがよくわからない。」と言いました。この不安感は多分、多くの人々が感じているものではないでしょうか。

官から民へ、国から地方へ、小さな政府などをスローガンにした小泉構造改革は、地方政治と地域住民に深刻な打撃を与えるものでした。「三位一体改革」で、国庫補助負担金と地方交付税削減で7.8兆円の減額、一方税源移譲は3兆円にとどまり、都市と地方の格差を大きく広げました。その都市と地方の格差については、1枚目の資料につけてありますのでごらんいただきたいのですが、これは総務省の出しました表でございます。地方税と地方交付税などの構成比率、2004年度の決算分です。括弧書きで「島根県が自前の財源が予算の約4分の1でしかない」とありますけれども、その次にくるのが高知県です。高知県は全国でワースト2の財政事情の悪い県になっております。数字も出ておりますが、自前の財源が26.6%、あと依存財源で交付税が70.7%、こういう現状です。そして、その上に段階補正の見直しも、人口が少なくて地理的条件の厳しい地方、特に香美市などには不利な方向に働きました。こうした地方交付税の大幅な削減は、小さな町村を一部で理念のない合併に追い立てました。地域では規制緩和による大型店の進出、価格破壊で商店街はシャッター通り、また郵政民営化は過疎地のライフラインをも奪おうとしています。

同時に増税や社会保障の後退も地域と住民の暮らしを直撃しました。いざなぎ景気を超える長期の景気回復の恩恵は、一握りの大企業、都市に集中し、生活保護世帯が10

0万世帯を突破し、またワーキングプアーという働いても、それ以下の生活しかできない貧困層が400万世帯を超えるなど国民間でも格差が広がる一方です。

構造改革は、第一期を終わりました、安倍内閣へと引き継がれました。経済政策だけでなく、政治面においても強引な手法で、教育の憲法と言われる教育基本法を改悪し、防衛庁を省に格上げ、安倍首相は戦後初めて選挙の争点を憲法改正と明言した首相となりました。こんな政治は国民要求から出たものではありません。ほとんどが財界の要望によるものだということが、安倍首相の所信表明演説で語られた内容にはっきりと表れております。資料につけましたのは、安倍内閣発足時に日本経団連が安倍新内閣への要望ということで、安倍内閣に対しまして突きつけました要望書でございます。これを大体上から順に追って説明をしながらいきますので、文字を追っていただきたいと思います。

まず、「イノベーションによる新しい日本型成長モデルの実現」ということで、安倍首相も「人口減少の局面でも経済成長は可能です。イノベーションの力とオープンな姿勢により、日本経済に新たな活力を取り入れます。そして、イノベーション25を取りまとめ、実行します」というふうに、要望にこたえておりますし、またその下の「アジアのダイナミズムの取り込み」のところでは、このように述べております。「アジアなど海外の成長や活力を日本に取り込むため、お互いに国を開く経済連携協定」、これは昨日片岡議員が質問をいたしましたEPAのことです。「経済連携協定への取り組みを強化するとともに」、そしてその3番目に出てまいります、「WTOドーハ・ラウンド交渉の再開に尽力します。また、国際競争力を強めること」などが列記をされておりますし、そして、3の「歳出入一体改革の着実な実施」のところでも首相の演説によりますと、「財政再建と行政改革の断行」のところ、「歳出歳入の一体改革に正面から取り組みます。成長なくして財政再建なしの理念のもと、引き続き経済財政諮問会議を活用して、経済成長を維持しつつ」と述べており、そしてその次に下にありますように、「2011年度までに国と地方の基礎的な財政収支プライマリーバランスを確実に黒字化します。」全く同じ主張でございますし、そして、最後の方では、道州制の検討も演説の中には出てきまして、教育の問題では「早期の教育基本法の改正を目指す」ということで、これはもう改定をされてしまいました。そして、愛国心も言われておりますし、演説の結びのところでは、「国民投票法案の早期成立、憲法改正案の取りまとめ」。このように、政治の骨格のところがこの経団連の要望に沿ったものになっているわけでございます。

私は、この間、小泉構造改革のときから2003年の「奥田ビジョン」とか2005年の経済財政諮問会議の「21世紀ビジョン」を見るときに、今後20年、30年先の日本の姿は憲法を変えて海外で軍事行動する国であり、巨大化した多国籍企業のみが栄える、本当に国民は寒々とした姿になる。そんなふうに思えて仕方がありません。この国の将来の姿、地方の姿が国民には描きにくいはずではないでしょうか。国土の均衡あ

る発展を図り、国民が日本のどの地域に住んでいようと、安心して住み続けることができるよう最低限の保障を行うことは、政府の責任ではないでしょうか。地方自治体が歳出を抑制して、いろいろなものを我慢してじっと耐えていても地方交付税は今後も削減、総額抑制の方向であり、また医療、介護保険、障害者自立支援法などのように国の制度改定のたびに住民負担と自治体の負担が一気にふえていては、基礎的自治体としての役割はますます大きくなるのに、それが追いついていってないというのが今の現状ではないかと思えます。

そこで、お伺いをいたします。

地方にいくほど自治体首長の悩みは大きいと思いますが、市長は安倍内閣の政治、経済政策の地方の政治に及ぼす影響についてどのように認識をされているのでしょうか。また、私は今、地方が束になって国に対して物を言うときだと思えますが、今後どのようなスタンスで臨んでいかれるかお尋ねをするものです。

次に地域づくりについてです。

国土交通省が市町村を対象に実施したアンケート調査、これ昨日の千頭議員の質問の中にも出ておりましたが、10年以内に消滅する地域が422、四国はそのうち90で、いずれ消滅が全国2,219のうちの404と一番高い率を示しました。人口の減少、流出や高齢化の進行によってこれまで続けられてきました地域の祭りごととか行事、農地の道路管理など共同体としての機能が衰え、存続の危ぶまれる限界集落が香美市にもふえてきております。人は住みなれた地域で幸せに暮らすことを願っています。そのために、地域づくり、地域を支える人づくりの大切さはだれもが感じているところです。今回の議会でもたくさんのこれについての質問がございました。問題は、それをどのように実践していくか、どう積み上げていくかだと思うのですが、香美市の場合、その意識づけはできていても、それを保障するシステムがまだでき上がっていない。従来の枠内にとどまっているのではないのでしょうか。地域との共同というときに、市が貧乏だから行政の仕事を地域が肩がわりをするというふうなとらえ方ではなくて、住民が集落づくりに取り組むのは、それが地域社会を住みよくし自治の再生につながるという方向づけをするならば、住民の主体的な参画が生まれ、まちは活性化していくのではないかと思えます。問題は、行政がそれをどうしかけてというか、どう働きかけてコーディネートしていくかだと思えます。

そこで、お尋ねをします。

地域づくり、集落づくり、また人づくりということを財政問題とともに、香美市の重要課題として位置づけ、専門部署や課を立ち上げて、研究すべきではないでしょうか。地域づくりについては、以上です。

学力テストの問題をお尋ねいたします。

4月24日に実施予定の全国一斉学力テストの問題点が、衆議院の文部科学委員会の質疑とか、各教育委員会に送付されました全国学力・学習状況調査実施マニュアルなど

により新たに明らかになりました。学力テストはご承知のように小学校6年生と、中学3年生の児童・生徒を対象に国語、算数または数学のテストが実施されることになっています。これまで私は、過去の例や先行実施している東京都の例を引いて、「子ども、学校間に過度の競争とふるい分けを持ち込み、子どもの心を傷つけるような学力テストは実施すべきでない」と発言してきたところですが、さらに新たな問題が明らかになったのです。

まず、1点目は文科省が各教育委員会に送付しました全国学力・学習状況調査実施マニュアルについての通知によりますと、テストの採点集計を、小学校は「進研ゼミ」で知られる株式会社ベネッセコーポレーションに、中学校は株式会社N T Tデータに委託をするというもので、株式会社N T Tデータは株式会社教育測定研究所、旺文社グループと連携して当たることがわかっています。テストの解答用紙には、学校名、男女、クラス、出席番号、名前を書かせテストと調査が終わりましたら、そのままこん包して委託先に送付をするというものです。全国の受験を控えた小学6年生と中学校3年生の成績を民間企業が、しかも日本の最大手の受験産業に流されていいものかどうかということと、情報の漏えいの心配という問題があります。民間企業が請け負う、この2社ではないですけれども、民間企業が請け負う学力テストをめぐるましては、県外の例ですけれども業務を請け負った企業が委託した電算処理システム会社から別の配送会社へ搬送する過程で、15の小学校2,000人分のデータが不明になったという事故が起きている。情報漏えいは、新聞紙上でも騒がれますようにあり得ないところで発生しますし、見えないところで売買され、犯罪を引き起こしています。

もう1つの問題は、学力テストと同時に子どもたちや学校に対して行われる学習状況調査です。生徒質問用紙、中学3年生の質問用紙を手元に入手いたしましたので、資料としてつけてあります。93項目ですので、もう何枚かあるわけですが、資料が膨大になりますので、これ1枚にしています。2枚目のところに例えば質問項目はですね、生活習慣とか人間関係、教科の好き嫌いなどに及んでおります。そして、「今住んでいる地域が好きか」とかですね、米印に、その左側にありますが「自分は家の人に大切にされているか」といった内心にかかわるものから、またその右側ですが米印をしております「あなたの家には本が何冊くらいありますか。教科書や参考書、漫画や雑誌を除きます」そして、その次に「1週間に何日学習塾に通っていますか」こういった通塾状況、家庭環境などにかかわる質問がされておりまして、学力テストの回答だけではわからない個人情報、子どもたちの姿が浮かんでくるような個人情報がいながらにして、受験産業のもとに集約をされることになります。衆議院、文部科学委員会での質問に対し、伊吹文科省は「特定の営利企業が国民の税金をもって、自分たちに有利なデータを独占的にとることがあってはならない」と答弁をしておりますが、そのあってはならないことが実施をされようとしています。そして、この2つの委託された企業には、2006年度と2007年度で67億円の税金が支払われるということが明確になっております。

これは、香美市内ではありませんけれども、ある中学2年生の子どもさんを持つ、ですから4月24日には中学3年生になってテストを受けるわけですが、そのお母さんから私のもとに電話がありました。「学力テストの話聞いたけれども、そのテストをなぜやるのか。」。また、学習状況調査でこういった細かなアンケートがあるというふうなことも「学校からまだ何も説明がない。」とのことでした。それで、保護者に対して説明がない、行われてないということですね。

そして、もう1つ。東京都の例で一番最近の情報として紹介をしたいと思います、テストを行って、ランクづけをしまして、結果公表とともに保護者が自由に行く学校を選べる学校選択制をしいた結果、どうなっているのでしょうか。その次の資料、③と書いた資料を見ていただきましたら、これは東京都が公表しました、あ、区かもしれませんね、教育委員会に任されていますので。公表しました小学校の72校の平均点が1位から72位までこのように列記されて、公表されております。で、その結果としてですね、この次の資料④のように、成績上位校に応募が殺到したという数値表が出てきておりますので、矢印をしましたが、例えばその右側の上から2番目の第四中学校は、190人受け入れ可能な学校に応募総数が416人。学区内が163人、学区外から253人の応募があつて、抽せんになってしまったと。そして、物すごく落差がありますのが、その次の第五中学校。110人受け入れ可能なのに、応募総数は35人。こういうふうなこの成績を発表することによりまして、親が選べるもんですから集中すると、成績の高い学校に。それで、不動産屋の広告にまでですね、何々、その成績の高い学校の名前を挙げまして、何々学校区の家とかいうふうに売り出されているとかいうふうな情報もありまして、本当に応募の少ない学校に通う子どもたちの心をどれほど傷つけるか。また、これが学校予算や学校評価、教員自身の評価や給与にまで響いていくとなりますと、先生方は子どもたちによい点をとらせることに必死にならざるを得ない。これは当然の帰結だと思います。テストに出そうな問題を繰り返しやらせて、授業に塾の講師がチームティーチャーとして入る。夏休み、冬休みを短縮しましてですね、ここに塾の講師が講義に来まして、生徒と一緒に先生もその授業を受ける。つまり、テストの成績を上げるテクニックを学ぶといえますかね。で、この状況というのは、昨日矢野議員が大変いいお話を学びということになさいましたけれども、学ぶ場というよりは訓練の場になってしまっているのではないのでしょうか。これで、子どもたちが学ぶ喜びを感じて本物の学力がつくのでしょうか。

そこで、通告に従いまして次の点をお尋ねします。

まず1点目。文科省のマニュアルに沿って、解答用紙に学校名、男女の別、クラス、氏名を書かせ、そのままこん包して送れば、テストの点とともに詳細な個人情報が大手の受験産業に流れること、また、採点、集計が企業に丸投げされることは大問題だと考えます。教育長として、どのように受けとめられるのでしょうか。

次に2点目です。情報が漏えいしない保障が保護者に確約できるのでしょうか。

次に3点目です。全国からの答案用紙を2つの会社が採点します。答案用紙が学校に返されるのはいつになるのでしょうか。また、子どもたちをよく知る担任の先生が採点しないで、後の指導に十分生かすことができるのでしょうか。

次に4点目です。個人情報保護法第4条にこうあります。「行政機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは」とありまして、「あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とあります。このような方法で学力テストが実施されることを保護者や児童・生徒には説明をされているのでしょうか。また、教科のテストはともかく、個人情報保護のためにということで、学習状況調査への記入を保護者や生徒は拒否ができるのでしょうか。

次に5点目です。学習状況調査の内容についてどのように受けとめられるのでしょうか。

6点目です。答案用紙への記名と（テスト結果の）公表は、東京都の例からしてもすべきでないと思いますが、見解をお尋ねします。

7点目です。教育長も多分、当時現場におられたと思いますけれども、昭和60年代に行われました学力テストは4年で中止されました。そのことについては、どのような現在認識をお持ちかどうかお尋ねします。

そして、教育問題で最後の8点目です。安倍首相は教育の再生を掲げ、学校を序列化する学校の評価制度や、予算を生徒数に応じて配分するバウチャー制の導入を言っています。そして、改定教育基本法の具体化の第1弾として、今回全国学力テストの実施をしようとしています。先行して行われている東京都の実態は先ほども申しましたし、これまでも紹介してきました。香美市でもそういった弊害が起きる心配があるのではないのでしょうか。認識をお伺いをいたします。

次に公契約条例についてお伺いします。

「三位一体改革」や、景気低迷による自治体財政に悪化を背景にどこでも行政の仕事が民間に委託されたり、指定管理者制度が導入されたりするようになりました。また、1990年以降、労働法制の規制緩和で急激に雇用のルールが破壊され、結果としてフリーターやワーキングプアー、派遣、請負といった不安定雇用を生み出しました。それが今、大きな社会問題となっているところです。このような状況の中、自治体の発注する公共工事や委託事業が雇用ルールの確立、また地域経済の立て直しに役立つようにと、国に対しては公契約法の制定を、自治体には公契約条例の制定を求める運動が中小建設業者を巻き込んで展開されています。公契約とは国や自治体が公共工事や委託事業を民間に発注する場合に結ぶ契約を指しております。通告用紙の最後に資料として、事務局の方がつけてくださっているとありますが、今、行政サービス関連の仕事に従事する人は、建設やダンプ、印刷、出版、清掃、調理、保育など全国で1,000万人以上いると言われています。公契約における公正な発注で雇用のルールを確立し、そこに働く労働者が人間らしく働いて、安定した収入を得ることができるようになれば、地域経済の活性化、自治体にとっては安定した税収にもつながります。公契約条例を望む声は受注する

側からも寄せられ、現在までに公契約法制定に関し、国に対する意見書を採択した自治体は15県と318市町村になっております。そのうち県内では、21の市町村が採択をしております。また、建設労働者の適正な労働条件、入札契約法の適切な実行等の意見書を採択した自治体が8都府県と58市町村で、これには高知県も入っております。また、全国市長会も公契約に関する決議を挙げているところです。香美市においても検討価値のある課題だと思えます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

まず、1点目。現在国は、個々の労働条件については労使間で決定される枠組みになっているとして、ILO、国際労働機関94号条約を批准していません。ILO94号条約は、公的な機関が発注する事業について適性、公正な賃金、労働条件の確保を契約に明記することなどを義務づけている条約です。国に対して、同条約の批准と公契約法を制定するよう求めていくことは、市として大事なことです。取り組まれるかどうかお尋ねするものです。

次に、2点目です。香美市において、公契約条例制定の研究、検討をされるかどうかお尋ねをします。

次に3点目です。直ちに条例制定には至らなくても公共事業が適正に執行されるように、例えば函館市では受注業者に函館市土木部長名で指導文書を出しています。函館市が発注する公共工事が、公共工事設計労務単価に基づき、資料につけてますがこれですね。二省協定というやつやと思えますが。この米印が入ってるのが高知県の基準となる単価。これを指導文書に掲載しましてですね、適正賃金の支払いを受注業者に求めています。これは、公共事業の労務費相当分の財政支出目的に沿った指導でありますし、また税金の使途という点からも、この指導には合理性があるのではないかと思います。このほかにも公共工事における労働者、雇用状況実績報告書の提出を求めることによって、市発注の現場で働く実賃金や延べ労働者数などを把握できるようになっています。こうした取り組みは、函館方式としまして全国でも先進的な事例として有名ですが、香美市においても着手できないものでしょうか。お尋ねをします。

次に4点目です。入札の際、価格だけでなく、技術力や障害者の雇用、環境への配慮といった政策課題を評価基準に加える「政策入札」や「低入札価格調査制度」を設けることについてはどうでしょうか。この「政策入札」は、公の発注であるからこそできることだと思います。意義のあることではないでしょうか。

そして、次に5点目です。できるだけ地元業者を優先というのは香美市でも努力されております。2月に議会で視察をしました愛媛県東温市では、市が発注した工事の入札結果を市広報に金額の小さいものも全部掲載をしておりました。地元業者優先と透明性確保に取り組む姿勢が、こうしますと業者だけでなく市民にも伝わります。香美市でも一歩進んで、地元業者への発注率の目標、実績を公表してはどうでしょうか。この点お伺いをいたします。

次に6点目です。民間委託や例えば指定管理者制度への移行は、こういう財政状況では避けられないこととして進められてきました。今、自治体発注の公共工事で働く労働者の労賃が民間事業所で働く労働者の賃金より低いといった実態が報告されておりますし、下請、孫請の労働者の賃金が非常に低いということはよく聞く話でもあります。安ければよいというのではなく、市の、委託業務でも公共工事でも安定して生活できる賃金や労働条件の保障は、業務の質の確保のためにも必要です。市の業務を安易に委託、委譲すべきではありませんが、そうした場合にも従事する労働者の雇用、賃金、労働条件が保障されるようにすべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、その関連としまして、香美市の雇用とアウトソーシングの契約状況の実態についてお尋ねします。

香美市の集中改革プラン「香美市行財政改革大綱」が示されました。国の「三位一体改革」による影響が避けられず、厳しい内容ですけれども、どの業務も自治体本来の役割である住民福祉の向上を基本として、雇用においては労働基準法の順守、またアウトソーシング、業務委託などについても適切な契約形態と施行が求められます。合併して1年が経過しました。事務事業もだんだんに落ちついてきていることと思っておりますが、現在の香美市の雇用と契約状況の実態についてお伺いをいたします。

まず、1点目として、現在正職員が何名、パート雇用の職員が何名でしょうか。パートの方の労働条件についてもお伺いをいたします。

次に2点目です。アウトソーシングの各業務別の委託状況や、あれば請負などの契約形態についてどういう契約内容なのかお伺いをいたします。

3点目です。それらは、旧3町村間で整合性がとれておりますでしょうか。お伺いをいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えをさせていただきます。

安倍内閣の地方政治に及ぼす影響についてということと、地域づくりについてであります。まず1点目の安倍内閣の政治経済政策の地方政治に及ぼす影響についてどのように認識をしているのか。また、国に対して今後どのようなスタンスで臨まれるのかということについて、まずお答えをさせていただきます。

小泉内閣から引き続いた安倍内閣は、小泉内閣の急激な構造改革により生じた国民間格差や、都市と地方の格差問題を初め、さまざまな問題を残してきましたが、安倍政権ではその改革によって生じた問題を立て直すべく、内閣に再チャレンジ担当大臣を置くなど、また一定地方にも配慮した政策が進められると理解をいたしております。しかし、高知県にとりましては、景気回復の兆しは一向に見られず、さらに有効求人倍率も全国最低を示しているように、依然厳しい状況が続いております。安倍政権の唱える「美しい国 日本」の構築は、地方あってのことであり、地方が栄えて初めて日本が栄えるのであり、地方の活力なくして日本の活力は生まれぬことを念頭に、地方重視の

政策を進めるときであるというふうに考えております。また、私自身もこの香美市をあずかっている者として振り返ってみれば、高齢化が進み、厳しい生活環境下にある山間部の多い香美市にとっても、同じことが言えるのでありまして、特にそのような地域に対する政策的配慮が必要であり、求められているというふうに考えております。

また、国に対してどのようなスタンスで臨まれるかということにつきましては、できる限り県選出の国会議員、また市長会等を通じまして、機会あるごとに地方の、先ほど言いましたように、地方の置かれた現状を訴えております。先日も高知市で開かれました総務省主催の「頑張る地方応援懇談会」に、県下11市長とともに出席をして、香美市の取り組みを紹介しながら、地方の頑張っている現状をお話ししましたが、この際にも先日、昨日ですか、矢野議員からお話ございましたように、国の言いなりになっただけということでしたが、国と地方の考え方が、大変意識のずれがあるということもこの場でも見ました。そうしたことを踏まえて、国の政策には、地方の現実、実態と必ずしも一致しないこともあります。このことからしまして、常に住民と一番身近な行政として、地方の置かれた現実を訴えていく姿勢を持って、今後も臨んでいきたいというふうに考えております。

次に地域づくりでございますが、おっしゃられましたように地域づくり、人づくりの大切さにつきましては、ご指摘のとおり、本市におきましても大変重要な課題であり、これに対する取り組みの弱さにつきましても、私自身も認識をしておるところでございます。

また、協働にかかる認識につきましては、だんだんと理解をされているところでございますが、これをさらに深めるためには、相当の努力が必要であることは承知いたしておるところでございます。ご指摘のように位置づけすることと合わせて、専門の部署を設けての対応が提案されていたところでございますが、人的体制を含めてなかなか思うに任せない現実がございます。しかしながら、地域活動や地域自治のあり方が、香美市自身の行政運営にも大きな影響を持つことは言うまでもございません。そうした観点に立ちまして、ご提案のような体制に向けての努力をしてゆかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸眞弓議員の学力テストについてお答えさせていただきます。

本当にめまぐるしく示されます国の教育改革についてのもろもろの件に、目を奪われながら毎日を過ごす中で、教育課題が山積している状況であります。先のことと考慮しておりました学力テストも、議論されている中で、もうあと1月少しとなりました。いよいよ新学期が始まりまして2週間ほどで、4月24日はまいります。そこで、学力テストが実施されることとなります。いろいろ資料は回ってきますけれど、私もそれに全部

目を通したりする余裕もありませんが、自分なりに考えていることをお答えさせていただきたいと思います。

まず、業者への委託についてでございますが、教育委員会や学校等への負担の軽減、迅速かつ客観的な採点の実施などから、こういうことを行うと文科省は説明をしております。個人情報につきましては、文部科学省と委託先とで、平成18年7月に締結した契約書で、機密の保持や個人情報の取り扱いについては、遵守すべき事項について明示するとともに、重ねて個人情報保護等に関する取り組みを求めていると説明を受けています。テスト結果が返されるのは7月ごろの予定と聞いています。返されたテスト結果を学校ごとに十分分析し、児童・生徒の学力の実態を把握しながら、今後の指導に生かしていきたいと考えています。

また、児童・生徒の生活習慣や自尊感情についての質問の問題でございますが、これは今までも、学校独自や市教委として、数回似たようなアンケートを実施してきた経緯がございます。その結果に基づいた指導や支援を現在も行い、生活習慣の確立や家庭教育に生かしているところでございます。今回も実態の正確な把握という意味で、記名は必要であると考えます。先日、文部科学省より全国学力学習状況調査のリーフレットの配布がありました。そのリーフレットを活用しながら、設置者として、保護者や児童・生徒への説明を行っていききたいと考えています。香南市も同じように考えているということですので、香南市と連絡をとりながら、4月になれば早々に保護者に説明をする方向でいききたいと考えております。

1960年代に実施された学力テストについての件でございます。実は、私はこのとき大栃小学校に勤めておりました、大変若くって今よりまだ元気でしたので、反対をしました。1回目に反対をしましたところ、県下で大栃小学校とどっか西の方の学校1校だったと聞いております。校長と私と隣の先生の3人、そして西の方の先生の校長と担任のなんか5、6人だけが処分を受けた経験がございます。4年で中止されまして、4年間ずっと履歴書に赤で罰のところへ書いておるのをやめることができました。まあ、今になれば貴重な経験でした。

今回の学力テストにつきましては、個々の学校について調査結果を公表して、学力の序列化等につながるようなことはあってはならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大岸議員さんの公契約条例につきまして、答えさせていただきます。

まず、順次答えさせていただきますが、1番目のご質問でございますけれども、ご質問いただくまでにですね、ILO94号条約というものそのものを知りませんでした。で、つけ焼き刃で、議員さんの資料とかインターネット等で勉強した程度でございますので、現在のところですね、国に対し条例を批准するように求めることが必要であるか

否か、判断するだけの材料を持ち合わせていないというのが現状でございます。

2点目で、香美市で公契約条例制定の研究、検討についてということでございますけれども、公契約条例そのものがまだ十分にわかっていない状態でございますので、公契約条例がどういうものか勉強する必要はあるというふうに考えております。ただ、条例制定までには現在のところ進むべきかどうか、そういう判断に至っていないということでございます。

それから3点目のことにつきましては、公正、適正な賃金・労働条件の保障というのは、基本的には国の役割として現在行われていると、このように認識しております。国以上の指導を市が単独で行うということにつきましては、体制とかいろんな面で、現時点では難しいのではないかと、このように認識をしております。

それから4点目の入札の関係ですけれども、「政策入札」とか「低入札価格調査制度」のことは、まだよくわからないんですけれども、話の趣旨と似た制度としまして、低価格だけではなくて、品質などを加味した「総合評価方式」による入札制度も、現在、既にご覧いただけます。このことを指して「政策入札」とおっしゃっているのかもしれませんが、この「総合評価方式」につきましては、香美市はまだ採用していませんけれども、これからの時代の要請にこたえる新しい入札制度であるというふうに認識はしておりますので、この新しい入札制度の研究につきましては、前向きに取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

それから5点目の地元の中小業者に云々ということでございますけれども、香美市では基本的に地元業者にできることは、地元業者を指名しまして入札を行っております。ですから、ある意味100%指名をしていると、こういうことでございます。特に、建設事業につきましては、技術者の資本金や工事实績等を勘案しまして、入札資格を審査した後に業者を4段階に分けまして、それぞれの階級に合わせて適正な入札を行っている、こういうふうに香美市では行っておりますので。それから同時に、入札の実績につきましては、入札後速やかに財政課の方で公表しております。これは、だれが見に来ていただいても構わないようになっております。ただ、積極的にお知らせ広報とかではお知らせをしていないと、こういう状況でございます。

最後の民間委託の関係ですけれども、スリムな行政を望めば、民間委託は避けて通れない課題であると考えておりますが、民間委託をする際には、議員さんのおっしゃられるように無論、その委託先の財務状況とか経営方針等を勘案して委託せねばならない、このように認識をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員の香美市の雇用とアウトソーシングの契約状況の実態についてお答えをいたします。

まず1点目の正職員は何名かということでございますが、3月1日現在、434人で

す。それからパート職員が何名かということですが、非常勤職員が42名、これは月に5日から16日の勤務ということです。それから臨時職員、これがですね11カ月勤務まであります、1カ月から11カ月までということになります。これが34名です。保育所の臨時職員が43名、これも条件としては11カ月までの分でございます。それから保育パート職員というのが38名、これは1日2時間から6時間までということでございます。

それから、パート職員の労働条件ということですが、これにつきましては勤務時間につきまして、保育所パート職員以外は、一般の職員に準ずるということでございます。保育所パート職員が、2時間から6時間までの間で勤務しておると。それから年次有給休暇については、臨時職員は6カ月間継続勤務して、なおかつ引き続いて雇用される者については10日間与えられると。

それから非常勤職員の報酬額については、それぞれ月5日から16日まで（勤務日数が）ございますが、（地方自治法）第203条関係の条例の中でそれぞれうたい込んでおります。

それから臨時職員の賃金につきましては、一般の臨時職員が1日6,600円、それから保育職員で、保育士の有資格者が7,100円、その他が6,600円ということでございます。

それから、社会保険につきましては、一般職員のおおむね4分の3以上でかつ、2カ月を超えて引き続き使用される人について適用になっております、加入をするということです。それから雇用保険の労働条件に応じて加入ということになりますが、ただし、65歳に達した日以後において新たに雇用される者は除くということになっております。それから保育所、給食センター、スタジアム勤務の者については労災が適用になりますが、それ以外の臨時職員、非常勤職員、一般的に事務職員ですね、これについては非常勤職員公務災害補償保険の適用になるということでございます。

それから2点目のアウトソーシングの各業種別に委託状況でございますが、これにつきましては、各分野に渡ることになりますので、私の方から一括して答弁させていただきます。

まず、施設管理でございますが、集会所や老人の憩の家、四国の道の休憩所のほか、指定管理者につきましては、（香北町）ピースフルセレネ、（物部町）べふ峡温泉、ライダーズイン奥物部などがございます。ちょっと早口ですみません。まず、施設管理では、集会所や老人憩の家、建物の管理ですね、それから四国の道の休憩所などがあります。それから指定管理者につきましては、（香北町）ピースフルセレネ、（物部町）べふ峡温泉、ライダーズイン奥物部等があります。それから、また市道や林道の維持管理、秦山公園子ども広場など遊園地の維持管理や、簡易水道等の維持管理、それからスクリーンの清掃業務委託、高知テクノパークの景観維持管理委託などがあります。まあ、これが一般的に施設管理でございます。

それから次に事務処理などの委託でございますが、議会会議録の反訳筆記外部委託、それから例規集の更新作業、電算関係のシステム運用サポート業務、まあこれはS Eの常駐ということになります。こういうものがあります。

それから事業委託では、社会福祉協議会への心配ごと相談事業とか生活管理指導員派遣事業、それからスクールバス運行委託、一般廃棄物収集業務、それから土佐山田町の小・中学校の給食センターの調理・運搬業務、放課後児童クラブの委託業務、それから保育園の調理等業務委託などがあります。そのほかでは、庁舎の宿直業務とか、庁舎の清掃業務などがあります。

一応、ここで述べたものにつきましては、委託契約の形態をとっております。これはほんの一部でございます。施設管理だけでも、すべて入れますと164ぐらいある。ほんで、そういうのを全部挙げますともう莫大な数になります。要は、予算書の13節を見ていただいたらそれに全部載っておると。ほとんどがそういうことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

それから3点目の旧3町村関係での整合性がとれているかということでございますが、臨時職員とかあるいはパート職員につきましては、勤務時間、賃金等が定められておりますので、旧3町村間で整合性がとれておると。なお、委託契約につきましては、それぞれ条件が異なりますので契約内容によってそれぞれ違います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 詳しいご答弁をありがとうございました。聞き漏らした点があるかもしれませんが、また3問目でもお伺いしたいと思います。

安倍内閣の地方政治に及ぼす影響につきましては、市長これまでも従来もずっとおっしゃってこられたように、やはりいろんないろんなべき団体を通じて物を言っていくということ、そういうスタンスにおられるということで、そのようにまたお願いもしたいと思っておりますし、議会としてもできることは意見書等挙げられるように、また私たちが努力をしていきたいと思っております。

地域づくりに関してですけれども、今回質問がたくさん出まして、地域づくりに関する、人づくりとかね。特にその合併で周辺部が廃れるとかいうふうな懸念もありまして、地域担当職員制度とかそういうものも設けてやってきたところですけど、やはり、その私この前2月の初めに宮崎県の（東諸県郡）綾町へ「全国小さくても輝く自治体フォーラム」第8回のフォーラムに参加をしてきました。人口が2,000人とか、多くても7,500人とか、そういう北海道から沖縄県までの合併しなかったところの首長さんとかそれから議員、自治体労働者の方たち450人が綾町に集まりまして、今問題になっております夕張問題とか地域づくりについて、全国の小規模自治体の実践の報告を受けるとともに研修も行ってまいりました。そこで、私感じましたことは、大変個々の小さな自治体が元気で、財政危機をどう乗り越えるかの問題で、言いましたら首長と議会

が先頭に立ってリーダーシップを発揮しないといけないということ、これはもう周知のとおりですが、従来までありました行政が地方自治の主体である住民に代わって政治を行う、悪く言いますとお任せ民主主義とかいうふうな言われ方もするんですが、「請負型地方自治」をもう卒業しまして住民が自治の実践活動を担う「実践的住民自治」ということが語られておりました。この「実践的住民自治」が実現できるかどうか飛躍にかかっているという報告があったわけですよ。

それは何もそんなに難しく考えることではなくて、以前介護保険の問題で私が質問に取り上げたんですけれども、下駄ばきヘルパーで有名な長野県（下水内郡）栄村、ここは人口2,500人で日本でも有数の豪雪地帯なんですけど、2,500人のうちのその高齢化率も高いわけなんですけれども、村民160人をヘルパーさんに養成しまして、村民の方もそれにこたえてヘルパー資格を取りまして、それを活用することによって24時間態勢の在宅福祉サービスをやっておると。これまあ、専門の方を雇ってやったら大分の費用になるかと思うんですが、1,000万円足らずでこれをやっておると。そうすることでまた介護保険にかかる財政指数を抑制しまして、介護保険料も低く抑えられる。また、ヘルパーさんに支払われる給与が村内に落ちると。こういうふうがいい仕組みができ上がっているわけですが、やっぱりこういう実践的な住民自治、これがですね財政危機の袋小路を抜け出すかなめではないか。その共同社会の活性化、よく言いますと支え合いの集落づくりを住民全体で行うことが成功したというこのそういう事例でございます。

そのほか地域づくりの全国のすぐれた報告例から、地域力の慣用の要点が次のようにまとめられたというのでちょっとメモをしてきましたけど。地域の個性への注目、綾町もそうでしたが、地域にあるものに目をつけてそれを最大限活用する。それから、自然との共生で人々がゆったりと心豊かに暮らす。そして、物づくりと人の輪づくりの意識的な関連づくり、ここの意識的な関連づくりのところに行政とかNPOとかJAとかがかかっているわけです。それからやっぱり学び合い、議論を通した住民自治の追求、これは研究を重ねていっているところだと思います。それから地域内再投資力の形成。それから自治体のリーダーと議員、職員の役割の重要性。こうした技術面とともにですね、これにもう1つ具体的に加えるならば、地域担当職員の方もおられますが、こういう方を香北町、土佐山田町にも山間地はあるわけですが、そういうところへ出向いて実態を歩いて目で確かめる。それから、集落点検と集落の計画を一人一人が、10年先を見据えて行う。こういったことを戦略的にやるということが提起をされておりました。

これが私とその質問に、専門の部署や課を立ち上げて研究すべきというのは、これが顔の見える、行政と住民との間で顔が見える関係をかかなめにしまして、例えば、合併をしまして佐渡市、佐渡島で市町村合併を行いまして佐渡市になったところですが、ここでは佐渡市新市建設計画の基本理念に、「豊かな自然、香り高い文化、活気あふれる新しい島づくり」こういうのが掲げられておまして、いろんな目標が細かくあるわけで

すが、香美市にも「輝き、安らぎ、にぎわい」というのが言葉として掲げられておりますが、果たしてこれがその基本理念と目標で心を奮い立たせた市民と職員が何人いたか。その点検から始まって、その目標を一層明確化するその前に必要なことは、より明確な方向性を示すことが必要である。このあたりにどうも、その元気な自治体の秘訣があるんじゃないかと思ったんですが、それで佐渡市とかそのほかのところでも、それを創造するために研究所を大学の先生や何かと一緒に設けて、いろんなふうに変化をしていった。だから、やっぱり技術がそこにはいるんじゃないか、適切なファシリテーターといいますか、背中を押してくれる、助言をする存在というのが、市役所が不十分というわけではないですけども、やはりそのそういう陣立てでいくと、自立した、これからよく言われます自立した地域づくり、集落づくり、それがまた香美市で発展していくんじゃないかというふうに思うわけです。1つそういう観点からも専門の部署とか課を設けることを、なお検討をしていただきたいと思いますというところでございます。

学力テストですが、私、今教育長さんのご答弁聞きまして昭和60年代に反対したというような、なかなかご苦労されたみたいで、以後に処分をされたということを知りまして、学力テストをじゃあやることの意味って何だろうかと思うんですね。強制じゃないわけでしょう、子どもたちの学力を上げるのにね。処分までして無理やりやらすというのはねえ、じゃあ今度もその、愛知県犬山市が唯一全国で参加しておりませんが、やはり国の方から大分圧力があるようなんです。これこんなふうにはまでしてやる、その何か子どもたちはじゃあ何だろうかと思って、ちょっと考え込んでしまったわけですが。あの、それからもう1つ、現場の負担を避けるためにそうやって委託してというふうに言ったわけですけども、私はこれテストはいつも行っておりますよね、CRTとかね。それ担任の先生が採点をしておられるわけでしょう。違いますか。あ、それも業者とか。何か私はその、子ども一人一人を知る担任の先生が採点をして、即指導に生かすというのが一番、これだけ大がかりの学力テストを、業者に払うのは67億円ですけど100億円かかるそうなんです。これを現場でやればそんなに費用もかからないし、そういう費用があるんだったら少人数学級へ振り向けることもできるし、どうもその、やり方というのがあんまり大がかりで、どうしてなんだろうかという思いがあるんですが。それと、説明はされるとのことですけどいつなさいますか。

それと、ご答弁にはありませんけども、親とか子どもは自分がこんないろんなことを人に知られるのは嫌だわということで、テストは受けるけれども学習状況調査は記入しませんっていうことはできるんでしょうか、そういうことは。そういうことを選ぶことが保護者、子どもができるかどうか。それから学習状況を、子どもたちの概要をつかむのは大事なんですけど、これ例えばですね「あなたは家の人に大切にされているか」なんていうことを聞かれて、仮に虐待を受けている子どもが何人かいるとしましたら、こういう設問がどうなんだろうかという思いがするわけですね、答えたくないだろうと思います。それと同時に、何かわからないルートを通して東京まで行って、それがわか

らないルートで返ってきてというその見えない、どういうふうにされておるのか見えないというところが、とっても気味が悪いし心配です。そういうことについてはどう思われるでしょうか。

公表されない（答弁は「個々の学校について調査結果を公表して、学力の序列化につながるようなことはあってはならないと考えている。」というもの）ということで、それはぜひそのようにお願いしたいと思いますが、どうしてもやっぱり記名が必要でしょうか。（個人が）特定をされるものですから、もし情報が漏えいしたときに記名があるということになると、これはひとり歩きをしまして、例えばもう東京なんかではよく塾から勧誘の電話がかかってくるとかそういうことが起こっているらしいんですけれども、そういう心配があるのではないのでしょうか。記名バーコードなんかではいけないのでしょうか。それを再度お伺いをしたいと思います。

それで、もう1つ私聞き逃したかもしれませんが、東京都で起こったような弊害が香美市でも起こる心配がないかということなんですが、例えばそのテストを受けるまでの過程でも、（一般質問の）1問目で申し上げましたその南国市のお母さんから電話がありましたときに、もう学力テストをやることがわかってから学校の様子が変わって、これは香美市ではありません、ありませんけれど朝読がなくなって、それとクラスマッチがなくなって遠足がなくなって、それから朝読の時間には教科の学習を10分間授業の前にするようになったそうです。中間テスト、期末テストのときも午前中にテストをやっといてもう大体普通それで引けますけど、午後も授業になってしまったと。大変子どもたちがもう暗い顔をしてると。こういうふうなそのお話がありました。この学力テストの実施については、今後よくよく検討をしていただきたいと思います。

学力テストの不参加を決めました愛知県犬山市ですが、ずっと教育問題では今回質問が多くて、取り組みについてはいろいろお聞かせいただきました。ここの犬山市ではですね、「学びの学校づくり、犬山の教育の重要政策」という地域教育政策文書を、教育委員会の事務局、校長会、教頭会、教務主任会などで毎年数カ月にわたって子どもたちの勉強について、学力ということについて討議をしまして、作成をされるそうです。2006年度版の冒頭にこういう1節があります。「ゆとり教育はどこに問題があったのか、教育現場で実際にどんなことが起きているか検証することなく事が進められ、学力低下問題を引き起こした。そして、今度はその対応策として、全国的な学力調査を実施しようとしている。安易な対応策と言わざるを得ない。さらにこの学力調査は、テストでの得点力ではあっても、将来を切り開くみずから学ぶ力にはほど遠い。この学力調査では、みずから学ぶ力をはかる手だての具体化は極めて困難である。点数化による調査や集計は避けられないと思われ、教育現場ではゆとり教育に逆行するような弊害が心配される。犬山の教育にとって、学力調査から得られる効果よりも危惧される弊害の方が大きいと考えられるから、教育長がこれを参加しないことを判断した。」とこういうことなんです。同市の教育委員でもございます、中嶋哲彦名古屋大学院教授がこのよう

に述べています。「国の政策が住民の福利に反すると判断したときは、少しの勇気を出し合うことが、地方公務員の職責の基本ではないだろうか。」これについてどのように、教育長お考えになるかご答弁をよろしくお願いをいたします。

教育問題では2問目、以上です。

それから公契約条例について、課長に非常に率直なご答弁をいただきまして、ここ以後で資料も函館方式のがありますので、詳しく載っておりますので、また見ていただいたらいいと思うんですが、そのすぐれた点としてこういうことが書かれておりました。「第4条 下請契約の締結」建設業法に基づいたもの、「第6条 施行体制台帳の提出」これは建設業法施行令に基づいたもの、「第7条 下請における雇用管理等」建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて条例をつくった。それで、労働安全衛生法と各条に根拠法令を示して行政指導の内容に法的根拠が与えられていると。この指導要領を行政指導の中心に添えて、これをもとにいろんな受注業者に対しまして報告の書き込み、こういう物をつくりまして、こういう提出を求めています。これは、条例というより指導に当たることやと思うんですけど。こういう改善方法といいますかね、働く人の条件の改善とともに談合などを防ぐ方向にあるわけですが。これもぜひご検討をいただきたいと思うものです。検討いただけるということですので、これも加えてお願いをしたいと思えます。

国以上のことはILO条約についてもしないということでしたけど、こういうことは地方においても取りかかることはできるのではないのでしょうか。

そして、雇用状況につきましてほんとにすみません、たくさん調べていただいて。後で見せていただきたいんですがその一覧表を。その非常勤の方の、保育の方以外の勤務は条件が一般並みやと。保険はこれ、保険もですか、4つの保険が、労働保険とかありますよね。これもついておりますか。それをちょっとお尋ねをしたいと思えます。

それから、もうすごく何百種類もあってえらい申しわけなかったです。大体概要がわかって、とてもわかりやすかったです。それで、もう1つお聞きしたいのがですね、この業務委託形態の社協、それから生活の管理、指導員ですか、それからスクールバス、一般事務、小・中調理、それから保育、給食ですねこれ、それから学童、保育内容業務委託。これらの委託形態というのはそれぞれ旧3町村で同じですか、委託形態というのは。どういう契約内容。整っておるか、整合性があるかということをお聞きしておるわけですが。

てんでばらばらに申しましたけれども、以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

安倍内閣に臨む姿勢としては、先ほど言いましたように地方の現状というものをきちっと、私自身の思いというものは、やはり機会あるごとにそうした話をしていかなければ

ばならないと思っております。特に、地方の活力なくして国の活力はないということは、私が先言ったように思いますが、今国が盛んに使っておりますけど。特に振り返りますと、香美市の発展もやっぱり山間地域の活力がなければ香美市の発展はないという思いを常に思っておりますので、そう意味で頑張っていかなければならないというふうに思っております。

また、地域づくりにつきましても、人づくり、地域づくりの大切さ、また、このことがやっぱり合併後の大きな課題であるというふうに認識をいたしております。まあそうした中で、やはり先ほどおっしゃられましたように、議会と執行部がやっぱり一緒になってこの時代を進めていく、頑張っていく姿勢というものをきちっと作り出さなければなりませんと思います。そういう意味で、議会の本当に活動ができる、そういう体制を私自身が整えるために今回も条例の改正もさせていただいておりますので、よろしくご理解もいただきたいというふうに思っております。

また、実践的住民自治を進めるという意味も、大変私も認識を同じにしております。特に、成熟したやはり地域自治、住民自治というものは、大変これから大事であります。特に、山間地域の中で先ほど言いましたように、合併後の不安あるいはいろいろな課題、そうしたものをどう克服していくかということやはり、その地域地域でそうしたものを一つ一つ見詰めて、課題、問題、そうしたものを一つ一つ実践をしながら課題を解決していくということが、大変大事だというふうに思います。私も山の中で、帰ったら山の中に、現場のある山の中におりますのでそのことは十分承知をいたしておりますし、今後も行政の中でそうしたことを十分認識をしながら進めていかなきゃならないと思っております。そういう意味では、先ほどご提案いただきました専門部署の検討というものも、大変大事なことでございますので、十分認識をしながら、また、取り組めることから取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの学力テストについての2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、学力テストをしてそれが学校の序列化につながるかとかいうことは、大変大事なことだと思います。学力というのはそういう、ご承知のように、点数にあらわれたものだけで評価されるものではありません。今までずっと行ってきておりましたそのCRTにつきましても、なんか前の議会でお答えしたかなと思いますけれど、だれかご質問があったようにも思いますが、私はちょっと疑義を感じている面もないではございません。毎年これをやる必要があるかというようなことからであります。何か聞きますと傾向が似ていまして、あるところによると、まあそういう傾向を練習しておって、全国平均より上がったとか何とかいうようなこともあるやに聞いたりもするからであります。そういったこともございますが、そのCRTも実は外部に委託して採点をしてもらっています。大変詳しく、私も見たことがあるんですが、もちろん。大変詳しい、解答の正

否だけでなくです、どのようにこれから勉強したらいいかとかいうようなことを、まあ家庭へ返すわけですが、「こんなのもらってできる家庭がどれほどあるろうね」という、校長と話したことがあるぐらい詳しく、返ってきている現状でございます。

学力テストにつきましても、先ほども説明させていただいたような状況で、外部に委託をして採点をするということでございますが、もちろんその個人情報が出るというようなことがあってはならないと思いますし、その返ってきた物を学校の序列化にはつながらないように、そして、子どもに有効にこれから生かすようにしていかなければならないと思います。記名につきましても、どんな方法が記名に準じるあるか私もわかりませんが、だれかとわかることは大事ではなかろうか、子どもに返すことは必要だと思いますので、と思います。来年度につきましても、（小学校）6年生と中学校のその担当の学年（3年生）はこの学力テストを受けるわけですが、そのC R Tを受ける学年と学力テストを受ける学年をどのように兼ね合わせていったらいいだろうかというようなことは、またこれから研究をしていきたいと思っております。

それから、こういうこと（学力テスト）が返ってきました段階で、学校ごとの、もちろん先ほど申しましたように序列化につながるような公表はいたしません、いろんな点におきまして学校評価も来年も続くわけですので、学校が組織として動いて、それぞれの学校が運営できるように、変わっていくようにということで、教務主任や研究主任、その他いろんな担当の者の研修会をして、この学力テストも対応していきたいと考えております。

それから、保護者や子どもに（記入することの）反対ができるかということでございましたが、そこまでは私もよう把握しておりません。けれども、先ほど申しましたように、私は前に反対して懲りました。反対をしても何ら益になることはありませんでした。それで、反対する人がおるかどうかわかりませんが、その辺は反対したらどうなるかというようなことは、私には今お答えしかねます。

大事な点ですが、こういう調査をするということを、いつ示すかということでございます。これが、昨日も指導主事と話したんですが、（テストが）4月24日です。確か今年4月9日から始まるんじゃないかと思うんですが、月曜の、入学式が。そうするともうすぐなわけですね。かといって3月中にこれを配るというわけにはいかないと思います。新年度になって配らなければならないと思いますので、どの時点でそういうものを作成して、「もうこら入学式と一緒に配らないかんばやねえ」と話したことでございます。まあ、なるべく早い時期に配布して、ご理解をいただけるようにしたいと思っています。

なお、抜かっておる点がありましたら、ご質問いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大岸議員さんの公契約条例につきまして、2回目のご質問にお答えします。

議員さんから今回、公契約につきまして価格、落札価格だけではない新しい付加価値を含めたですね、新しいご提案を教えていただいたわけですがけれども、議員さんの資料もいただきまして、香美市の現状とそれから課題とをつぶさにですね、照合しながら新しくよりよい公契約に向けて香美市としても研究を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保険のことについてでございますが、非常勤職員はですね基本的に5日から、香美市の場合5日から16日勤務ということでございますが、その16日勤務の方を例にとってみますと、社会保険、健康保険、厚生年金の部分でいきますと、一般職員のおおむね4分の3ということ以上でございますので、2カ月を超えて引き続き使用される方についてはこれ適用になると。それから、この非常勤職員の雇用保険のケースでございますが、計算してみますと1週間に29時間30分ということでございますので、20時間以上30時間未満については短期雇用のケースでございますので、1年以上の雇用契約がありますとこの雇用保険の対象になるということになりますね。

それから、この臨時職員でですね、社会保険についてはその、おおむね一般職員の4分の3以上で2カ月を超えて引き続きの方については、健康保険、厚生年金加入と。それから雇用保険についてはですね、これが基本的にこの雇用保険の要件といたしましては、30日未満の方については日々雇用の形態をとるということで、31日で初めて1月以上という形のケースになっていきますので、そういうふうな加入状況になるということですね。

それから、3点目の委託形態が旧3町村とも同じかということでございますが、これはですねそれぞれの委託業種について中身がそれぞれ違います。ただ、その旧3町村で同じかといいますとですね、まあ同じ、スクールバスあるいはバスの運行委託契約では運行の距離とかあるいは経路とかいろいろ違いますので、それぞれがやっぱりそれぞれ違うし、金額も違ごうていくというふうな形になります。やはり、それぞれその契約内容によって中身が違うということです。それを一律に統一するということは、これはできないんじゃないかと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 学力テストの話ですがけれども、反対をしたらというんじゃないなくて、学力テストを受けるんだけれどもその反対じゃなくて、記入をしませんということができるかどうか、ということをお願いしたところなんです。それで、教育長も大変業務が多端でね、お聞きしてございましたら、就学前から。物すごく範囲が広いわけですが、

ぜひともその学校の先生方がですね、だんだんに質問も出ておりましたけれども子どもたちの授業が一番値打ちとおっしゃいました。授業内容の研究ができるような、そういう時間的な余裕が与えられるような、そういう現場を、現場づくりに心がけていただきたいと思います。

雇用の問題については大体わかりました。ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸議員さんの3回目のご質問にお答えさせていただきま
す。多忙といたしますか、力不足といたしますか、本当に何をどのようにやっていったらえ
いのか、毎日教育のことが国会で取り上げられぬ日もないというような状況のもとで
ございます。何よりも、今日巣立っていった子どもたちを見ましても、日々楽しく学校生
活ができるように煩わしいことから教職員はなるべく遠ざかり、教育に没頭できるよ
うな環境づくりに努めてまいりたいと思っております。皆様方のご指導、ご支援をよろ
しくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。以上で、一般質問を終わ
ります。

以上で、本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は3月16日午前9時から開会をいたします。

（午後3時58分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 9 年 3 月 1 6 日 金曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
助役	石川 晴雄	下水道課長	久保 和昭
収入役	明石 猛	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	前田 哲雄	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	事務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	横谷 勝正
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶一	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長	宮地 和彦	事務管理課長	几内 一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

意見陳述のために会議に出席した者の職氏名

条例改廃請求代表者 本田晴義

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について

議案第 2 号 平成 19 年度香美市一般会計予算

議案第 3 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 8 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 9 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 10 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）

議案第 11 号 平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 19 年度香美市水道事業会計予算

議案第 13 号 平成 19 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 15 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 17 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 4 号」

議案第 18 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 3 号」

議案第 19 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 20 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 3 号」（事業勘定）

議案第 21 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 2 号」（保険事業勘

定)

- 議案第 2 2 号 平成 1 8 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」(サービス事業勘定)
- 議案第 2 3 号 香美市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 4 号 第 1 次香美市振興計画基本構想の策定について
- 議案第 4 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 4 7 号 市道の路線の認定について
- 議案第 4 8 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 1 9 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 0 日目 日程第 5 号)

平成 1 9 年 3 月 1 5 日 (金) 午前 9 時開会

- 日程第 1 議案第 4 8 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 1 号 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 平成 1 9 年度香美市一般会計予算
- 日程第 4 議案第 3 号 平成 1 9 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 1 9 年度香美市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 1 9 年度香美市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 1 9 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 1 9 年度香美市老人保健特別会計予算
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 1 9 年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)
- 日程第 10 議案第 9 号 平成 1 9 年度香美市介護保険特別会計予算 (保険事業勘定)
- 日程第 11 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度香美市介護保険特別会計予算 (サービス事業勘定)
- 日程第 12 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度香美市水道事業会計予算
- 日程第 14 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度香美市工業用水道事業会計予算
- 日程第 15 議案第 1 5 号 平成 1 8 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」
- 日程第 16 議案第 1 7 号 平成 1 8 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 4 号」
- 日程第 17 議案第 1 8 号 平成 1 8 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 3 号」

- 日程第18 議案第19号 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」
- 日程第19 議案第20号 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)
- 日程第20 議案第21号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)
- 日程第21 議案第22号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)
- 日程第22 議案第23号 香美市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第27号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第28号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第34号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第35号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第36号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第38号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第39号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第39 議案第40号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第41号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第42号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第43号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第44号 第1次香美市振興計画基本構想の策定について
- 日程第44 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第45 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第46 議案第47号 市道の路線の認定について

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

議事日程に入る前に、昨日の本会議終了後に議会運営委員会を開催しましたので、委員長から報告を願います。議会運営委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。3月15日に議会終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議の結果を報告を申し上げます。

協議は意見書案第5号であります。高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出についてであります。このご協議をいただきまして、いろいろ賛否両論ございましたが、この件について採決の結果、様式が整っておりますので最終日に提案をするということで、なおその賛成者等については協議をそれまで協議をするということも含んで、またあるいは国会でこの（文献調査の）許可がされた場合には、3月19日までにされた場合には取り下げをするということを含めまして、可決いたしましたのでその報告をいたします。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

これから、さる3月7日に追加日程で上程されました議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定についての件についてを議題とします。

この件について市長から提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。議案第48号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について

平成19年3月7日提出。香美市長、門脇槇夫。

平成19年3月2日地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の廃止の請求を受理したので、同条第3項の規定により別紙のとおり意見書をつけて議会に付議する。

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例

香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香美市条例第50号）は廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

それでは、私の意見書を述べさせていただきます。

平成19年3月2日、地方自治法第74条第1項の規定により、有効署名1,721人の連署をもって昨年12月議会で可決されました香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する請求がなされました。ことこについて次のとおり意見を申し上げます。

今回の廃止を請求されています香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という）は、議会議員の報酬についてさきの合併協議会の調整方針の中で、「議会議員の報酬額は現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する」となっており、合併により538平方キロメートルと広大になった行政区域で住民の声が市政に届かないのではないかと、中山間地域が一層寂れるのではないかと不安感から、平成18年9月23日まで38名の議員数の在任特例の対策をとり、在任特例満了後は25名としました。こうした中、県内の類似団体の報酬額と比較すると著しく低い額となっており、合併前の暫定報酬等審議会において「在任特例後の額については、新市が発足してから検討すべきである」とされていたことから、昨年11月22日に香美市特別職報酬等審議会を開催し、特別職の報酬等改定の適否についての諮問を行い、同月24日に答申を受けました。その内容は市長、助役、収入役及び教育長の給料額は合併前の暫定報酬等審議会において十分審議され妥当な額で決定されており、改定の理由はなく、必要はなく、一方議会議員の報酬額改定の適否について、上げることにについて全員一致となりました。次に改定額はそれぞれの職ごとに検討することとなり、県内の9市を参考とし、その中でも人口の類似している香南市、土佐市及び須崎市の状況を考慮するとともに、社会情勢や財政事情の極めて厳しい本市の事情も考え、慎重に決定され、その施行期日は平成19年4月1日とするものであります。また、議員定数は県下の他市の数と比べると多過ぎるとの意見が多数ありました。

この答申をもとに検討した結果、この答申を尊重し、昨年12月の議会において改正条例を提案し、同月19日に可決され、同月21日に公布いたしました。地方分権が進む中、執行部のチェックだけでなく、合併により広大になった行政区域で地域住民のニーズを市政に反映するなど、今後一層議会議員の重要性が増していると考えます。また、将来にわたって有能な方にチャレンジしていただき、市政に新しい風を吹き込んでいただくためにも、生活の基盤となる一定の収入が必要と考えます。在任特例満了後、議員定数が25名となり、さらに住民の声が遠くなるのではないかと不安や、議員に対する期待感は大きいものがあり、また、香美市の発展には一部の地域だけの活動でなく、市全体の活動が求められ、この広いエリアを十分に活動できる条件を整えなくてはなりません。

なお、合併後の在任特例後、38名の報酬等の総額は、1億2,710万5,345円

で、条例改正後の25名の報酬額の総額は、1億1,691万2,188円となり、合併による経費削減額は年間1,019万3,157円となります。今回の住民グループによる有効署名1,721人のご意見は真摯に受けとめさせていただきますが、以上のような慎重に検討を踏まえた結果による改正条例であり、条例制定の手続きにおいても適法、妥当なものであるため、現在の時点ではこれを廃止する必要はないと考えます。

なお、条例廃止請求により付議する本件、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例案は、条文形式が整わない部分があることを申し添えます。このことにつきましては、廃止条文中の条例番号「第50号」は、平成18年3月1日の合併時に制定した本元の条例番号であり、昨年12月議会で可決された改正条例の条例番号は「第264号」であって、この点が条文形式が整わない部分であるということをお申し添えて、以上で私の意見とともに議案第48号の提案説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤愛水君）　これで市長の提案理由の説明を終わります。

ここで条例の改廃請求代表者から提出されています、高知県香美市条例の一部を改正する条例を廃止する条例の請求書の一部に、条例を指定する番号の不備がありますので訂正をする必要があります。当該請求書の右から3行目の下段の括弧内に「条例第50号」とありますが、この「条例第50号」は、先ほど市長からの説明もありましたが、平成18年3月1日の合併時に制定した本元の条例番号であり、昨年の12月定例会で上程、可決された改正条例の条例番号は「条例第264号」であり、この点が条例形式が整わない部分であります。また、当該請求書に添付されている条例を廃止する条例案についても、右から4行目の上段の括弧内に「条例第50号」とありますが、この部分についても同様に条文形式が整わず、このままでは改正条例を確定することができません。

そこでお諮りをします。ただいま指摘しましたように当該請求書及び条例案の条例番号を改正後の条例「第264号」と訂正することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君）　異議なしと認めます。したがってそのように決定をいたしました。

先ほど、市長から提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君）　11番、片岡でございます。

私は、さきの12月議会におきまして日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表いたしまして、この報酬の値上げに対して反対の討論を行ったわけでございます。その一部を紹介しまして今回も意見を発表します。市長に…。

○議長（中澤愛水君）　質疑でありますので、意見の陳述は。

○11番（片岡守春君） 市長に質問します。12月議会においての私の討論の中で「今回の議員歳費の引き上げ額は、現行の20万7,000円から28万5,000円に一気に約38%引き上げるといふ大幅なものです。これほど大幅な値上げがとり急いで必要とは思えませんし、市の財政状況から見ても妥当な金額だとは思えません。税制改正等により、市民の負担は大幅に増加し厳しい生活を強いられているこの時期に、「議員は何を考えているのか、自分たちのことしか考えていないのか」と聞かれたら、説明を窮するのではないのでしょうか。面積が広がったからであるとか、同規模自治体と均衡をとるためなどの理由では、市民の皆さんの理解が得られるとはとても思えません。議員歳費の引き上げ等に関しては、市民との合意形成が最も必要だと考えます。議員歳費をこれほど大幅に引き上げるのであれば、市民の皆さんきちんと説明をして、それに対するご意見をお聞きし、納得をする必要があると考えます。」という内容で反対の討論をさせてもらったわけです。12月以後3カ月間、私たちも市内を歩きまわして有権者との接点を持ちまわしても、やはりこの問題についての合意はできていない。どうして急いで上げる必要があるのか。また私たちには何の説明もないではないか、ということから言いまわしても、市長に一たん立ちどまって、元に戻して住民の合意形成をつくっていく、このことがまず第一ではないかと思ひます。それは市長さんが常に自分の政治姿勢として言っております住民との協働でまちづくりをするという立場から言っても、こういう姿勢で物事を決めていく姿勢では、やはり協働は生まれてこないということから、私は元に戻すべきではないかということをございます。ご意見をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 先ほどの片岡議員のご意見、またご質問を拝聴いたしました。私ども執行部としましては、今回の特別職と報酬等の改正につきましては、合併協議のときの協議事項を踏まえ、また同時に今回その流れの中での特別職報酬等審議会の中でご論議をいただき、そしてその中には多くの意見の中で、やはり今日的、いわゆる議員の職務の重責、またそうしたさまざまな課題を解決していくための議員の活動範囲、そうしたものが考慮されての答申でございまわして、私自身はやはり今日的な議員の重責を置くその仕事につきまわしての当然のやはりこの報酬の値上げにつきまわしては、そうした答申をやはり尊重すべきであるという思いの中で、今回12月議会で提案をさせていただき、その中で賛成多数によりまして可決をされたものでありますので、今回もこうした意見を尊重すべきであるという思いの中で意見を付したわけでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 市長にお伺いをいたします。その合併協議の中での話しもあってという経過のご説明がありましたけれども、そのことも住民の皆さんは十分に周知をしておられなかった。それから今回の引き上げについても住民の皆さんは新聞に載る

までご存じでなかった。こういうことを見ましたときに、住民の皆さんに対する説明責任が執行部としても、また議会としても十分に果たされていない、今の時点では果たされていないのではないかと私たちは思うわけですが、その説明責任に関しまして、市長はどのようなご所見をお持ちでしょうか。お伺いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。説明責任につきましては、確かにそうしたことにつきましての配慮が当然ななければならないというふうには思います。ただ、今回の報酬、先ほど言いましたような合併論議の、いわゆることの住民説明という意味では平成17年12月でございますが、合併協議会だより第6号におきまして、暫定のいわゆる特別職報酬等審議会を開催をした、その中での報酬額決定の理由の中で、いわゆる合併協議会だより第6号に「議会議員につきましては、在任特例後の額については新市が発足してから検討すべきである」というふうな形の中で、かなり大きな紙面をとっての、いわゆる合併協議会だよりの中でも報告もされております。そうしたことを受けてのことです。これを住民に十分お知らせをしてないと言われても、これは全戸へお配りをさせていただいて、見ていただいておりますというものを、私自身はそうした思いを持ってのご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

1点お尋ねします。特別職報酬等審議会、これ自体を否定するものではございませんけれども、市長の諮問機関ということできざまな角度から審議されてるということでしょうが、現実問題、こういう経過をたどってきたときにその特別職報酬等審議会の皆さん方が、もちろん前段の合併論議もございますけれども、住民の中へ入って意見等を聞かれて、やはりまだ時期尚早でなかったかとかいう点のご意見等はまるっきり出なかったのか。また、その審議会の中の皆さん方の、住民からの意見徴収等についてのご意見がさまざまな角度からなされたのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） そうしたご意見はお聞きをいたしておりませんが、この議事録を見せていただきますと、まずこの議員報酬の現在の適否についての検討をなされた中、この委員全員が議員の報酬を上げることには全員賛成というふうな議論の中で進んでおります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、さる3月7日に議決をしましたように、議案第48号の条例の改廃請求の件については、地方自治法第74条第4項の規定により、同法第74条第1項に規定する（条例の）改廃請求者の代表者に対し意見を述べる機会を与えなければならないことに

なっておりますので、ここで（条例）改廃請求代表者に意見陳述を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。したがってそのように決定をいたします。

ただいまから（条例）改廃請求代表者の意見陳述を求めます。（条例）改廃請求代表者、本田晴義君。もし立てるのがぐあいが悪かったら座っても結構ですので。

○条例改廃請求代表者（本田晴義君） 座って意見を述べたいと思いますが、皆さん方のご了承をまずもってお伺いいたします。よろしゅうございますかね。

○議長（中澤愛水君） どうぞ座ってください。

○条例改廃請求代表者（本田晴義君） ありがとうございます。

私が12月定例議会で議決された、一部改正の条例第264号、間違っておりましたらすいません、の廃止を請求しました条例改廃請求代表者、本田晴義でございます。このたび提出した条例改廃請求の件について、地方自治法施行令第98条の2第1項の規定により、この議場において意見を述べよとの依頼ですから、当を得た意見であるかどうか心もとないですが、せっかくの機会ですからお許しを願って、私の趣旨に賛同する方たちを代表して述べさせていただきます。

私、老齢に加え病氣中につき述べ抜かりや言い間違いをするおそれがあるのと、敬語等と片仮名語は不得手ですので、文書にしたものを読み上げることをご容赦願いますとともに、ごらんのようにたくさんおみえの傍聴者の方々を初め、新聞の報道機関に心から感謝申し上げまして、本題に入ります。

昨年12月発行の議会だより第3号によりますと、「10月定例会（市長より議会へ）諸般の報告」という見出しで、市長は「本市の行政ニーズを現行の行政水準のまま満たそうとすれば、5カ年間で約29億円の財源不足になる。」と言っており、「原因は一般財源に起因しており、一般財源が減少する見込みを立てなければならないところに本市の財政基盤の弱さ、財政状況の悪さが浮かび上がっている。今後は収支改善策を講じ云々」との報告記事を掲載しておりますが、その時期に報酬等、略させていただきますが、報酬等審議会に市の財政状況等の資料を添えていない。（議員報酬）引き上げの諮問をして審議会から引き上げの答申を得ていたようですが、財政状況表が添付されていたら異なった答申にならなかったか。私はそういうふうに思います。私たち市民は、合併後は近隣の自治体でも報酬が上がっているのだから、それに倣って引き上げられたとしか思えません。議員活動に経費がかかると言われますが、今行政改革で市民に税が重くのしかかり、住民サービスはどんどん切り捨てられている状況はご存じのはずです。それでも引き上げ前の議員報酬の4割近い3,200万円増の歳出が必要になることを思えば、暴挙としか思えません。一家の経営で言えば、収入に見合った支出でなければ破たんはすぐにおき、一家離散となります。第二の夕張市になったときは、だれが責任

を負いますか。今は香美市の財政維持、改善のために行政、市民の側とも真剣に取り組むべきと考えます。12月議会のことですが、19日採決について私たちが提出した陳情書が議会運営委員会の段階で不採択に決まっていたようです。陳情書の趣旨は市民の真意を問うを先に結果が出るまで継続審議ということでした。議会運営委員会の役目とは、正副議長の役目とは、市と町村とでの違い、これを私は真剣に考えなければならないと思います。不要なものは削除しなければなりません。合併について、「合併してよくなったことは1つもない、こんなことが起きるなら合併をしない方がよかった」という声の何と多いことでしょう。「町村だったなら適用も可能な、議会を置かず」、ええですか！「議会を置かず選挙権を有する者の総会を設けることができるという法の規定があることを知っていたなら」、の声もあります。

以上、挙げた数少ないことからでも言えることは、執行部は市民には知らせないで頼らせよという、敗戦前までの封建行政に似ている行政だと気づかないように思います。でなければ私たちがよしあしの判断に活用するためにも必要な香美市の憲法とも言うべき香美市条例例規集が、地区民が気安く相談、また研究が地区長を中心に行えるであろう全地区に配付されておられません。所要経費も今は増刷分の単価、価格だけだと思いますのに、各地区に配付されて手近にあれば利用する方もいますでしょうけれども、その便宜さえ与えられてはおりません。家庭ですけれど、配付されていたなら市民不在の市政だとの不名誉な指摘記事は掲載されなかったのではと思うことを最後に、私たち1,826名の切なる願いを込めまして意見陳述といたします。

ご清聴どうもありがとうございました。

(傍聴席から、拍手あり)

○議長(中澤愛水君) (条例)改廃請求代表者の意見陳述が終了しました。

お諮りをします。ただいまの(条例)改廃請求代表者の意見陳述に対して質疑を受けたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。したがってそのように決定をいたします。

(条例)改廃請求代表者の意見に対して質疑はありませんか。

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようでありますので、これで(条例)改廃請求代表者に対する質疑を終わります。

ここで(条例)改廃請求代表者は、本会議場から退場を願います。退場のため暫時休憩をいたします。

(午前9時32分 休憩)

(条例改廃請求代表者退場)

(午前9時33分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから議案第48号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず反対の討論を認めます。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平豊久です。

今回提案をされております議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の本議案につきまして、議会の意思と決定と議員の関係及び職責の観点から反対討論を行います。

まず、議会の意思決定と議員の関係に関してですが、議員諸氏をご承知のとおり、議会は住民の信託を受けて住民の意思を代表して地方公共団体の運営に当たる住民の代表機関でございます。そして、議会の意思と議員の意思との関係でございますが、多数決原理が採用されているところから、個々の議員の意思が直ちに議会の意思、ひいては団体の意思となるものではなく、個々の議員は単にその議会意思の決定のための表決に参画し、賛否を表示するにとどまるものです。したがって、議員の心得として大事なことは、その個々の議員の意思の集合が結果として多数決となったものをもって議会の意思、団体の意思となります。つまり、議会意思の決定においては原則として個々の議員の意思が何であったかは問題とされません。すなわち機関決定したものには従うというのが民主主義のルールとも言えます。ややもすると自身は反対したが結果は違ったとする向きもたまにはありますが、議会人に限って言えばいかなものかと思うところがございます。

次に、議会の権限としてこれを大別いたしますと、議決権、選挙権、検査権、監査の請求権、説明の要求、意見の陳述権、監査権、調査権、技術権、同意権、承認権、請願陳情を受理し処理する権限、報告及び書類の受理権などに分けられますが、これらの権限はすべて重要なものであり、それぞれに独立して行使されるものですが、実質的に議会の権限は議決権を中心として構成され、その他の権限の大部分は議決権に付随して認められるものです。この議決権行使に際して大事なことは、その提出案件が行政運営上、また対外的にも総合的に勘案して適切、妥当なものであるか。法的根拠に基づいているか。そして住民福祉の維持向上に資するものであるかなどが尺度になると考えます。なぜ今ごろそのような基本的なことを言うかといぶかしがるかも知れませんが、今回提案された議案と関連があるからです。すなわち昨年12月定例会において議決された香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、今回この改正条例を廃止する条例案が提出されたことによるものです。つまり、さきの議決は議会に対して疑義があると考察するところですが、その観点から順次申し上げますが、結論として適切・妥当な判断による議決と申せます。具体的に申しますと、条例改正案の議決に対する判断基準に根拠でございますが、これは平成17年3月

23日に法令に基づいて調印された合併協定書にあります。これによりまず協定書5項に議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することとして、3点明記をされております。まず1点目は、「新市の議会議員の定数については25人とする」。2点目として「3町村の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成18年9月23日まで引き続き新市の議会の議員として在任する」。そして3点目、「議会議員の報酬の額については現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する」とあります。つまり、市長はこの協定書に基づいて市長の諮問機関である特別職報酬等審議会へ諮問し、審議会はこれを受けて審議しその結果を市長に答申をしております。そして市長は、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議案として議会へ提出、これを受けて議会は審議し議決しております。

ここからが今回提出された議案のポイントととらえるところですが、議決に際しての意思判断にウエートを占めたのが、さきに申しました合併協定書と特別職報酬等審議会の尊重です。つまり、合併協定書の前段には合併協議会の存在があります。協議会、審議会のいずれかも各界各層から選任、委嘱された住民の代表も参加しています。多くの時間と人員、そして費用をかけて積み上げてきた協議会結果、審議の結果を否決することは、構成委員や会そのものの否定につながるということになります。もっと言えばこの会に参加した住民代表の意見を無視することになるのではないかと、これが議決の意思判断基準の大部分になっています。

次に、議員の職責に関してでございますが、議員は住民代表の1人として執行部の行政運営や運営手法についてのチェック機能として、また議会活動を通じて行政の動向を住民の方におつなぎする。そしてその中で住民の声を聞き、行政に上げていくということが求められます。ここで大事なことは、議会の情報をそれぞれの案件について発信するとき十分な精査をし、そして事実どおりに提供することでございます。不明瞭な情報、いわゆる断片的に抽出して作成した情報を提供すると、ときとして住民の方々の不満や不安をかき立てることにもなりかねません。このことについて事例を申し上げますが、まさに今討議がなされている案件に関してのことになりますが、直接請求が出されたとき、これに呼応するかのように日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団名で、チラシを市内に配布しております。このチラシでございます。このチラシそのものは議員活動として問題はないわけでございますが、問題なのは表現方法と内容でございます。センセーショナルな見出しで「報酬引き上げで3,200万円の歳出増」とありますが、この算出方法と、これに対するコメントが判然といたしません。まず3,200万円増の根拠に当てはめるには、端的に申しますと現在の議員数25名で現行の報酬額で行っていくということになりますが、そうかといって現行どおりだという表現はどこにもなく、あるのは肯定とも否定とも判断ができない微妙な言い回し方で述べてございます。このチラシに基づいてのポイントを整理してみますと、「市の財政力を考慮した上で議員活

動と生活が保障される。そして市民の皆さんが納得のいく妥当な金額」。次に「財政難を理由に町村合併を行い、財政の健全化はこれからというこの時期に、議員歳費の引き上げを実施することは時期尚早、またなぜ今引き上げを実施するのか」。そしてまた、「議員歳費をこれほど大幅に引き上げるのであれば、市民の皆さんにきちんと説明をしてそれに対するご意見をお聞きし納得をしていただくこと」と、要点をポイントとして申し上げましたが、このようにあるだけです。強いて言えば、「この増額分を他の事業へ回せ」というような標記もここにしておりますが、これももしこの数字どおりと仮定したときでも、そうする考えがあるのであれば予算の組みかえ動議を提出をして、予算全体枠の中で検討すべきことであり、的外れは否めません。また、財政難に関してですが、これは何も香美市に限ったことではなくいずこの市町村も同様であることは十分に認識するところです。これまた財政難とばかりだけでは判然としません。この2点について申し上げます。

先ほど市長の提案説明にもございましたが、まず1点目の報酬についてでございますが、予算で申し上げます。平成18年度は議員数38名でその年間報酬額は約1億2,710万円、同時に平成18年度の現在は定数13名減の25名で現行で換算した場合年間報酬額は約8,440万円、そして昨年12月条例改正によって、本年4月以降の年間報酬額約1億1,691万円となります。つまり通常予算の年間ベースとしたとき、平成18年度は約1億2,710万円であり、平成19年度は約1億1,691万円と配すべきで、平成18年度と平成19年度の差額は約1,019万円の減額となるということになります。これはある意味、合併効果が出てきたと言えなくもありません。なお、つけ加えて言えば次回選挙からは議員定数はさらに3名減員の22名になりますので、この状態を当てはめると、年間報酬総額は約1億335万円となり、その減額も1,355万円と試算をされます。

2点目の財政難の点でございますが、具体的に香美市は県下市町村と比較してどのランクにいるのかと申しますと、各種財政指標で見えますと、これもいずれも平成17年度ベースですが、まず決算収支で香美市は35市町村中11位、財政力指数3カ年平均で10位、経常収支比率17位、公債費負担比率12位、実質公債費比率3カ年平均で13位、同じく単年度で10位、起債制限比率3カ年平均で13位、同じく単年度で14位、地方債残高比率9位、積立金現在高比率で17位といった内容で、厳しい中でも県下市町村と比較しても、中級以上で頑張っていると受けとめるべきではないでしょうか。ちなみに申しますと、香美市の平成19年度予算案編成の段階で、市長は当初「行政サービスの水準を維持するためには、財調基金」、これは市の貯金でございますが、「取り崩しで対応していかなければならない」としていましたが、市長以下執行部の並々ならぬ努力の結果、取り崩しを行わず予算編成を行い、今議会へ提出しております。

このように事実をそのまま提供していくのがいかに大事なことは、余談になります

が、私もこのチラシが市中に出たとき、ある市民の方から「たまるか。どういったことぞね」という意見をいただきました。先ほどの内容を説明し納得をしていただいた経過もごさいます。こうした中で、議会の意思決定と議員の関係及び職責のあり方として見えてくるのが、機関決定の重要性、民主主義のルール、事実に基づいた説明と情報提供などです。合併して1年、いよいよこれからが香美市が「輝き・やすらぎ・にぎわいをみんなでつくるまちづくり」をグランドビジョンとして前進していこうとする中、マイナスイメージを殊さら強調するのではなく、将来の可能性、香美市の持つ潜在力を引き出す政策提言を行っていくことが、議会、そして議員の役割と職責であると考えてるところです。

以上、本提出議案について議会の意思決定と議員の関係及び職責の観点からの反対討論を終わります。

○3番（山崎龍太郎君） 議事進行。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 先ほどの竹平議員の発言の中で、日本共産党とくらしと福祉を守る会のビラ等について延々と中身について分析され、述べられまして、また最後に余談になりましたがということ述べられました。本提出されています条例の制定についての部分とは、原案とはかなりかけ離れた部分であると思いますので、ぜひその部分を削除していただきたい、このように申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 討論でありまして、その組み立て方はやはり議員各位の1つの権利といいますか、討論する権利がごさいますので、先ほどは資料に基づいてやられておりましたので、そこな辺お諮りをしたいと思っておりますけれども。

今そのような意見が出ておりますけれども、お諮りいたします。削除することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 挙手少数です。それでは続行いたします。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。

私は議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定に対し賛成の立場で討論を行います。

私は議員の報酬が低ければ低いほどよいという考えではありません。私たち議員は市民の皆さんの負託にこたえ、議員としての職責を全うしていくために本会議や臨時議会、各種委員会への出席や視察、研修などの議会活動を初めとして議会の活動に関連した事項の調査及び研究、住民への議会報告、住民要求や住民意思の把握のための活動などを行うことが求められています。これらに伴う財政的保障や議員個々の生活費の確保も必要なことです。しかし、これらを決める場合に重要なことは同規模自治体の報酬が幾ら

だからとか、近隣自治体が幾らだからとかだけを単純に比較して決めるのではなく、香美市の財政力を考えた上で決めるのが重要であると考えます。香美市の財政力の応じて算出した金額で議員の活動が保障されるかということや、議員の束縛時間との整合性があるかどうか、また専門職として徹するべきかどうかなども含めて議論を重ね、さらに市民の皆さんが納得のいく妥当な金額かどうかあわせて判断するべきだと思います。

香美市は財政難を理由に、昨年3月に町村合併を行ったばかりです。しかも合併を行った一番大きな理由は、財政難でやっていけないということだったはずですが、あれからわずか1年しかたっておらず、財政の健全化はまだまだこれからというときです。

また、現在の住民の暮らしは住民税の定率減税の半減、住民税の増税、介護保険料引き上げ、障害者や医療への負担増などの影響で大変厳しい状況に追い込まれています。こんな中で住民のくらしと相反して議員歳費を引き上げるとは到底、議員歳費引き上げを決めることは到底住民に納得が得られるとは思いませんし、時期尚早であると考えます。私たち議員は住民の代表として、まず第一に住民の暮らしや福祉向上を考えるべきであり、自分たちの報酬については住民との合意形成のもとで進めるべきものだと考えます。

以上のことから私は本議案に賛成の立場を表明し、討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に反対の方の発言を許します。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松紀夫でございます。

議案第48号に反対の立場で一言申し上げます。先ほどの竹平議員の討論と重複する部分もあるかとも思いますけれども、ご了承をお願いをいたします。

議員報酬の改定につきましては、議案第48号に添付をされております市長の意見書にございますとおり、さきの合併協議会の協定書において「議会議員の報酬額については現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整をする」とございます。また、当時の報酬等審議会におきましては、議員数38名の在任特例満了後、すなわち香美市発足後初めての議会議員選挙によって議員数が25名となつてからの議員報酬額については、「新市が発足をしてから検討をすべきである」となっております。今、合併後1年を経過をいたしましたこの香美市の行政は、さきの合併協議会での取り決めをもとに運営をされております。と申しますのも、合併前の旧3町村におきましては、合併協議会でのさまざまな協議事項を住民の皆様方に対しまして広報紙、合併協議会だよりでお知らせをし、また各地域で合併説明会を実施をし、住民の皆様方に直に合併協議会での協議事項や取り決め事項を説明をし、ご理解を求め、その後合併に至った経緯がございますことから、この合併協定に沿った行政運営、施策の実施は合併新市の根幹でございますし、合併協定に反する行政運営というのは、逆に住民の皆様を欺く行為ではないかと、自分は考えております。

このことから昨年の12月議会に提案をされました香美市特別職の職員で非常勤のも

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、この合併協定にのっとり昨年9月に実施をされました市議会議員選挙により議員が38名から25名に減数をしたことから、市長は香美市特別職報酬等審議会に対しまして議会議員の報酬額の適否、また改定を適当とする場合にはその改定額、そして実施時期について諮問をし、その後報酬等審議会での決定事項を答申として受け、その答申を尊重し提案をされたものであり、合併協議会の取り決めに遵守した議案であると今現在も思っております。お話しにいろいろ聞いたところでは市民に何ら説明がなく、議員が勝手に自分たちの給料を上げたなどと耳にいたしましたけれども、説明責任を果たすということの難しさを痛感をするところでございます。

さて、昨年12月議会に提案をされました報酬額につきましては、報酬等審議会におきまして合併協定書にある同規模自治体の例をもとに調整をするということを基本とし、新市になって議員活動が広域になった、またさらに本市の財政状況も十分考慮した上での報酬額が示されていると考え、賛成をいたしました。具体的に言えば同規模自治体として例に挙がるのは、お隣の香南市、また須崎市あたりであると考えております。

そこで香南市、須崎市と本市の財政状況を比較をしてみますと、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられております財政力指数では、本市は県下市町村で香南市に続きまして10位でございます。7位にある須崎市ともども似通った数値であります。また経常一般財源の硬直度を示し、財政構造の良否を判断する指標として使われております経常収支比率につきましては、県下市町村のうち本市が17位、香南市25位、須崎市32位でございます。さらに地方債の償還経費としての公債費の負担が財政運営に及ぼす影響を知る指標として使われております公債費負担比率をしてみますと、県下市町村のうち本市が12位、香南市15位、須崎市28位でございます。その他各種の財政指標を比較、検討してみましても同等、もしくは若干よいのではないかとと思われるところでございます。

この観点から12月議会に提案をされました議員報酬額については、本市より人口の多い香南市よりは低く、須崎市と同額となっております、妥当な金額ではないかと考えたところでございます。

最後に、私は当議会では最年少でございますけれども、その視点から申し上げますと、30代、40代のいわゆる子育て世代の者が議員の職責を果たすための調査・研究とか、多方面、広範囲にわたる議員活動を行い、そして家族を養っていくためには、現在の議員報酬以外の収入がなければ極めて困難であると考えております。そうなりますと、志のある30代、40代の勤労者世帯の方が一念発起をして議員を目指すと、そういうときにこの議員報酬がネックになり断念をせざるを得ない、そういうことになるのではないかと危惧するところもございます。極端に申し上げましたら、現在の議員報酬では議員報酬以外の収入がある者、また現役を退いた世代の者に議員が限定されてくるのではないかと思うところでございます。合併をしたばかりである本市は、まさにこれから新

しいまちづくりに取り組まなければなりません。工科大や林業総合センターとの連携、テクノパークへの企業誘致、アンパンマンミュージアム、龍河洞等の豊富な観光資源や山林水源等の将来活用可能な資源をどのように生かしていくのか。市政発展のために執行部と同様議会にもその責務が強く求められております。さらに地方分権社会も今以上に進んでまいります。課題山積のこの時代にこそ幅広い世代から議員活動に専念できる人材を確保することが必要であると考えております。

今回、直接請求の署名をされた皆様方からはご批判を受けるかもしれませんが、香美市議会のさらなる充実、そして香美市の将来の発展のためにも議員報酬の改定は必要であると、そのように考えております。

以上、申し上げまして議案第48号に対する反対討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は日本共産党議員団を代表しまして、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例案に賛成の立場で討論を行います。

昨年12月議会に香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が市長より提案されました。新聞報道でこれを知った市民の方々からこの時期に議員報酬を大幅に引き上げることへの疑問や怒りがわき起こり、議会に対して継続審議にし一度立ちどまって考え直してもらいたい、説明をしてもらいたい旨の陳情書も複数の団体から寄せられました。この陳情の取り扱いを決める議会運営委員会の席で、私は「こういった場合は住民の皆さんにも丁寧な対応をすべきである。陳情は受理して提出された方にも来ていただいて意見も聞き、こちらも十分に説明を」と主張いたしましたが、多数決の8対1で否決、陳情は不受理とされたものです。また、12月議会の本議案審議におきまして、「住民の皆さんの意見を十分伺う時間を取らなくてはならない、4月からとしているので、その継続審議にしても十分間に合うのではないか、12月議会で決することは時期尚早である」と継続審議を求める旨強く主張してまいりました。住民の皆さんからの陳情を不受理にしましたことでさらに不信が募り、短期間に法定数の約3倍の直接請求の署名が集まったものにとらえております。今回の報酬引き上げにこれほど多くの市民の皆さんが納得できないと表明されているのでありますから、住民の意思決定機関である議会としても、一度立ちどまって説明責任を果たし住民の皆さんの合意と納得の上で進めていくべきであります。また、議員の報酬引き上げにこれほど多くの皆さんに反対をされたということは、議員として寂しい思いもありますが、それが議員に対する市民の皆さんの大方の評価として率直に受けとめ、知らせる努力が足りなかったと反省し、これを機会に議員活動のあり方、議会の姿勢のあり方を見直していかなくてはなりません。情報公開も今まで以上に積極的にしていく必要

があります。先ほど市長の意見書の中で報酬額について触れられておりますが、38名で計算した場合と、そして25名で計算した場合を比較をいたしまして年間1,019万3,157円の削減としておりますが、25名の定数が決まったのですから、25名に引き上げられた報酬額を掛けて比較・検討するのは当然であると思えます。

そして「財政難と言って合併をしたのに、一番先にする仕事が議員報酬を上げることか。議員はそのために合併を推進したのか。」こういう厳しい声も寄せられているのでございます。先ほど来合併協議の話しが、「合併協議の中で十分説明をしたではないか、合併協議の中で決められている」というふうに説明もございましたけれども、そのこと自身が、こういう直接請求があるということ自体が、それが十分に皆さんに周知をされていないということでございます。そして、合併に関して言いましたら、合併をするかどうかというその住民説明会におきましても正確な説明はなされておられませんし、合併そのものは一度破たんしたものがいつの間にかわけのわからないうちによみがえって、合併になったというのが真実でございます。香美市のまちづくりに必要なのは、何より住民の皆さんとの信頼関係であります。それを合併のときのようにこんな形で損なうことは避けなくてはなりません。

以上、述べまして本案に賛成の討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。

私は、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について反対の立場で討論を行います。

ただいま竹平議員及び小松議員が反対の立場で討論を行いましたが、その中と若干重複する部分があるかと思いますが、その点お許しください。この合併後の報酬改定について経緯と結果を交えながら意見を述べさせていただきます。この合併後の報酬については、合併協議会調整方針の中で決めていたものです。突然に降ってわいた、突然に起きた話しではありません。合併の調整方針の中で「議会議員の報酬は在任特例期間中は土佐山田町に準じる。特例期間終了後は議員数は25名とし、同規模の自治体の例をもとに報酬を調整する」となっており、議員数も38名から25名に削減をしております。次期には22名に削減する予定にもなっております。本来、合併当初に改選後の報酬を決めて適用する方法が望ましかったと思えます。先ほど同僚議員からもありましたが、日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団のチラシによると、「報酬を改正することで3,200万円の経費が増加する」と言われておりますが、先ほど同僚議員からもありましたように在任特例期間の38名の議員報酬総額と、改正後の25名の報酬総額を比較すると、年間約1,019万円の経費削減になり、合併による効果が上がっております。この比べ方がおかしいという意見もありましたが、合併した当時は38名です。そ

の議員が25名に削減をされて、そういうことを加味したらそこに経費の削減が大きく上がってきておりますと、私は考えます。

合併により議員活動も広範囲に、責務も今まで以上にふえ、経費もますます必要になってきます。また山積する課題も多く、より多くの勉強もしなければなりません。すべて勉強も自費で行うのです。報酬は生活費ではなく議員活動にほとんど消えておりました。議員も生活をしなければなりません。この報酬であれば、先ほど同僚議員からもご説明がありました、現状のように一定の年齢の人しか議員になれないのではなく、香美市が子育てしやすいまちとして繁栄するためにも、子育て世代の若い人がチャレンジできるぐらいの生活基盤となる一定の報酬が必要と思います。決して大幅な引き上げとは思っておりません。いろんな年代の方が議員となり、活発な議論が出てくるのがこのまちの発展にもつながります。この香美市には、発展要素が多く秘められております。この要素を生かすためにも議会と執行部が一丸となって努力、協力をしなければなりません。財政難を言われておりますが、このことに対しては、先ほど説明がありましたので簡単に私は申させていただきます。本市においては、順当な財政運営を行っておりますので、平成18年度当初予算では財政調整基金の約8億4,800万円もの取り崩しを見込んでおりましたが、議会と執行部が一体となつての行財政改革への努力もあり、また地方交付税も予定より多く入ったため取り崩さずに済みました。この議案の提出者も第二の夕張市になるのではないかと心配しておりますが、決してそんなことはありません。そのためにも議会としても一生懸命取り組んでまいります。

この報酬の改正については、香美市は手順を踏んでいると思います。なぜならこの合併に当たり、合併による住民の不安感を少しでも緩和するため、また3町村の融和を第一に考え、在任特例を使い38名の議員がそれぞれの町村の思いを議会へ反映してきました。そして、特例期間後は議員数も38名から25名に削減して、報酬を上げるのも条例改正をしてすぐその月から上げたり、さかのぼったりもせず次年度からと手順を踏んでおります。合併協定では、特例期間終了後に議員定数の見直しと、報酬額の検討を実施することが合併協定の趣旨でありますので、継続審査などにより審査の先延ばしや、いたずらに時間を浪費することは、合併協定の規定の趣旨からも、また香美市行政運営からも適切と言えないと考えます。よって私は議案第48号に反対の立場を表明して討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○議長（中澤愛水君） 賛成の討論がないようでありますので、ほかに討論がある方の発言を許します。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田と申します。

議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例に反対の立場から討論をさせていただきます。

今回の議員報酬に関し、多くの意見を耳にしてまいりました。中でも「一度に8万円も9万円も上げるのはおかしいのではないか、納得がいかん。」また、「財政難なのに3,200万円も歳出増になるのは許せんぜよ。」と、こうした多くの声が寄せられていました。合併から今日までの過程を知らない人であれば、だれもがそのように思い、また署名もするでありましょう。この私の手の上にリンゴが乗っていると仮定をしてください。このリンゴはどんなリンゴか説明したいと思いますが、しかしこのリンゴも一部分だけ、見れば、ある人は木の小枝のようなものである。またリンゴの裏側を見て、ある人はこれは何ぞや、へそではないかと、そのように思い、これはとても食べるものではない、食べられない、そのように思うでありましょう。すなわち何事においても一部分だけ、そうした部分だけでは正確な判断ができないということであります。当初、38名の議員で総額1億2,710万円を必要としてまいりました。現在は25名で8,444万円であります。合併当初より4,266万円の削減ができています。今回の報酬アップにより削減額は1,019万円となりますが、議会の議決により次期改選で定数を22名としたため、将来的には2,375万円の削減につながります。以上のことからわかるように、3,200万円の増額というのは合併から今日までの過程の中の一部だけ取り上げた単なる反対のためのパフォーマンスでしかありません。議員が38名から25名となり、議員一人一人にかかる負担、増大しました。責任も重くなりました。こうした状況下で現在の報酬だけで議員活動を十分に行うことができるかどうか。今の報酬で十分やっつけていける、そのように思う議員はちょっと手を挙げてみてください。私が皆さんに訴えたいことは、企業においても、また自治体、どんな団体においても発展か否か、すべて人によって決まってくる、そのように思うからであります。今までとは変わらんといかん、これは東国原宮崎県知事の言葉であります。生活の保障が可能となれば、議会活動に専念できる若手の人材が必ず出てきます。香美市の将来を真剣に思い考えるなら、議会活動に専念できる土俵づくりが必要であります。今日までのように恵まれ、ある程度限られた人だけでなく、大きく選択肢を広げ優秀な若い力を糾合していくためにも、報酬アップは必要であることを断言し、本案に反対の立場で討論を終わります。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。

私は議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

平成19年3月2日、市民の方の直接請求によって香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例が市長から提

案、付議されました。このことにつきましては、合併協定書に議会議員の定数及び任期の取り扱いに関することとして、「1、新市の議会議員の定数は25人とする。2、3町村の議会議員は市町村の合併特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後平成18年9月23日まで引き続き新市の議員とする。3、議会議員の報酬の額については、現行の報酬額および同規模の自治体の例をもとに調整する」としています。これらの内容は、合併協議会で決定をされ、広報に記載し各家庭に配付されていますし、旧3町村の執行部はこうした内容を踏まえ、新しいまちづくり計画や財政計画について地区説明会を開催し、住民の方の意見も聴取をして合意の上で合併に至ったと認識をしているところであります。さる3月8日、高知新聞の「土佐あちこち」で「市民不在」とのタイトルで、「有志はこう主張する、財政状況が厳しいにもかかわらず市民に十分な説明もないまま増額したのは、どうしても納得できない」と、「確かに市民不在の決定だと思う」との記事が見られました。残念だと思うのは、記事にする前に議会側の意見徴収もするなど双方の意見を聞いてほしかったと思っています。そして市民の方には、合併協議会が作成し配付した広報に目を通していただいていたら、説明会に参加をいただいていたらこのことは理解していただけたのではないかと思っています。ただ、今回の直接請求によって多くの市民の方に市政に対する関心を持っていただいたことは評価するものであります。

そして、日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団は、「財政難なのに議員報酬は大幅アップ、議員報酬大幅引き上げは許せません。」として、3,200万円の歳出増としていますが、合併協議会で決定された内容からすれば比較する基礎数値が誤っていると言わざるを得ません。本当に比較するとすれば在任特例期間の議員定数38名と議員報酬額を比較するのが適当であります。38名の議員報酬額は1億2,710万5,345円、そして報酬等審議会の答申による報酬額で計算した25名の総額は1億1,691万2,188円と1,019万3,157円の削減となっています。さらに合併前の旧香北町、旧物部村では、平成17年の4月、5月に執行された（町村）選挙で行財政改革を目的に（議員）定数削減を実施をいたしました。その額は、旧香北町は6名減で1,721万5,818円、旧物部村は4名減で1,103万3,340円であり、その合計額は2,824万9,158円となっています。そして次回の市会議員選挙では、3名減で改選することとしております。その削減額は1,355万3,889円となっていて、合併申請後の見込み額を含めた総削減額は5,199万6,204円となります。また、先ほども申しましたように議員定数も合併申請直後は48名でしたが、合併時には10名減の38名、昨年9月の選挙では13名減の25名に、さらに次回選挙では3名減の22名となります。このように議員定数は、以前から言いますと半分以下となっているにもかかわらず、市の面積は538平方キロと高知県の7.8%に及ぶ広い面積となっています。当然私たち議員の活動範囲も広がっていますし、また近年は市民の方の要請に対するニーズも多岐にわたっていますので、これに伴う費用も当然必

要となっています。そして、報酬等審議会ではこれからの条件も加味し、私たち議員には金額に見合う活動をすべきだとの期待も含めて、慎重に審議をされた結果の答申だと理解をしています。

以上のような状況を踏まえ、市長から本議会に提案をされた議案第48号に反対するものであります。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって、議案第48号は否決されました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから、議案質疑を行います。

なお、議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算については、本会議散会后連合審査会がありますので、その時点にて、その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第2、議案第1号、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） これは集落は（土佐山田町）逆川と思いますが、この受益者数とこれの加入者数と、事業の概要をちょっと報告いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、久保和昭君。

○下水道課長（久保和昭君） （土佐山田町）逆川地区の農業集落排水事業の内容というご質問ですが、これは土佐山田町逆川で施工しまして、受益面積は18ヘクタールです。処理人口は460人で、そのうち流入の人口が216人で、受益戸数が79戸、うち農業者が47戸の総事業5億4,300万円の事業でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第3号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第4号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第5号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第6号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第11号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本

案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第12号、平成19年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第13号、平成19年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第17号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第18号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第19号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第20号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第21号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第22号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1

号」(サービス事業勘定)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第23号、香美市副市長の定数を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第24号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第25号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

○22番(西村芳成君) 議長。

○議長(中澤愛水君) 22番、西村芳成君。

○22番(西村芳成君) ちょっと小休してください。

○議長(中澤愛水君) 暫時休憩をいたします。

(午前10時49分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第25、議案第26号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(中澤愛水君) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第27号、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 3番、山崎龍太郎。

(議案第27-1)6ページから7ページについてお尋ねします。まず7ページに利用料金についてうたってますけど、結構幅が広いですね。宿泊にしましても1,050円から1万500円以下ということですのでけれども、会議、調理室についても同じようにな

ってますけれども、6ページに戻っていただきまして、この利用料金等で「第24条、利用料金は別表に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものです」となってますけど、利用料金が途中で改定ということになったときには、その文言が条例の中に入られてなかったいいものなのか。それともこの条例でそのまま市長に届け出たら改定できるのか。結構この料金の幅が広いというふうな認識をしておりますので、そこら辺についてお答えをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

料金設定ですけれども、経営をしていくためには一定の収入が必要でありますけれども、利用の度合いに応じて料金がある程度みていく必要があると思います。一般的にこういった施設につきましては、低料金でということが基本にあるわけですが、今も言いましたように経営をしていくためには一定の収入を必要とすると。収入を求めていくためには条例でかっちり決めてしまいますと幅が持てなくなるということもあります。ある程度その市長の承認というものを前提にはしておりますけれども、運用ができる形で料金というものを決めていく。ただその幅については非常にご指摘のように広くあるわけですが、ちなみに、これ他のその同様の施設を参考にさせていただいております。例えばその宿泊室で言いますと、1人1泊1,050円から1万500円と非常に幅があるわけですが、料金の設定につきましては今その試算をその地域の中でさせていただいておりますが、まだ確定しておりませんので、ここで何ともよう申し上げません。ただ、ここではこの設置と、それから指定管理に関する条例を挙げておるわけですが、6月議会に、今のところお願いをしていきたいと思っておりますのは、指定管理の今度は事業者をだれにするかという決めをせないけませんけれども、そのときには当然附帯資料として宿泊料等についてこれこれという資料をお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連ですけれども、その（香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例）第24条で利用する側から言いますと、何回もこれがいかざったきまた（料金を）上げるとか、下げるとかということが、市のかかわりのないところで改定されるのもいかなものかと思うんですよね。やはりそこで市長等に承認を得る手続きが要らないものかということで、この第24条に一言その改定について、改正についてですかね、料金の改正についてうたう必要がないのか。それをお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 勝手に運用していくという前提はまずありません。まず、その料金については、当然変えるであれば市長の承認を必要としますので、ここにそういう書き方をしてあるかどうかというところについては、読み方の問題だろうと思っておりますけれども、前提に自由に変えるということになっておりますが、その料金設定につき

まして、例えば基本料等でその季節によってこうだとか、あるいは空調施設を使うところとかいうような加算、計算の仕方となりますけれども、まさに自分たちの経営をしていくために、その都度便宜的に料金を改定するということは、指定管理の制度上もそぐうものではございませんので、そんな観点に立っての規定ではございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） （香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例）第27条-7の別表ですが、今料金のところですが、まずこの会議室と調理室があるわけですが、会議室にはマイクの設備があるのかどうかということと、それから調理室の電気、ガス、水道の使用、これもこの使用料に含めておるのかどうか。それから駐車場を使う場合に駐車場はどこを予定されておるか、その3点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 西村議員のご質問にお答えします。

まず会議室ですけれども、それほど大きな部屋ではございませんので、マイク設備等については考えておりませんけれども、また今後その備品についてはどういうふうにしていくかということは、必要に応じて対応ということは、その行政としてどうなのかということもあります。一方で今回予算にも入れてございますけれども、宝くじの助成事業を受けまして一定の備品を整備をするということにもなっておりますので、その中で考えていきたいと思っております。

調理室ですけれども、ガスを含めて光熱水費を一定その使い方によってこうだという料金設定をしていく考え方でおります。これまでその地元との調整の中では、例えばその調理室というのは、実はこの自炊をすることができる施設を一部持っておりまして、合宿みたいな形で使う場合に、自分たちで素泊まりでやっておいて、調理は自分たちでするんだというときに使える部屋なんですけれども、その調理室を指しておりまして、そこでは当然炊事をするわけですから、電気、ガス、水道を使います。そこで例えば5人以下の方たちが使う場合には幾らの料金と。5人を超して何人までは何ぼとかいうようなことで利用金設定をいるような、今決めの作業をしておりますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

駐車場につきましては、一応グラウンドを駐車場にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸真弓君。

○4番（大岸真弓君） 1点だけ伺います。議案第27-2ページですが、（香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例）第5条、第6条、第7条のその下の端の条項にその他市長が定める業務、その他市長が指定する事項、その他市長が別に定める書

類とありますが、この例えば第5条の3号と第6条の7号、どういう場合が該当しますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） こういった施設を持つのは初めてでございますので、ちょっと想定をされない部分が今後出てこようかと思えます。そういったときに使えるようにというところでこういった書き方が一般的に書き込まれるわけですが、ちょっと今の段階でいろんなその決め事を含めてしておるところで、例えば、第5条で言う業務の内容についてはこうだということまでは、少し整理をするのに時間がかかろうかと思えますので、ここでその1、2で規定をされておる以外の業務が出た場合に、市長がそこでその1、2にまず規定をされないようなものが出たときには、市長がその調整によって決めいくという、言うたら柔軟性を持たせるという意味で、一応この条項を入れておるといふふうにご理解をいただけたらと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第28号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第29号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第30号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第31号、香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第32号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第33号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第33、議案第34号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 1点お伺いしますが、この施設は教育委員会が管理すると思いますが、これ申請するとき、教育委員会へ申請するのか、それともどのような形で。（土佐山田町）平山地区から教育委員会まで申請に行かないかのか。それともどっかに別のその体育館のところで申請ができるのか、そのところ。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、山崎泰広君。

○生涯学習課長（山崎泰広君） それでは、西村議員の質問にお答えをいたします。

申請は現在のところ教育委員会の生涯学習課で受け付けるように考えております。施設は（土佐山田町）平山にありますが、利用者が平山におるというふうには、平山の方が全部使うとはまた想定をしておりません。現地の平山の市民の方々が利用なさるといふケースがふえてくるならば、その時点でまた対応するように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第34、議案第35号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第35、議案第36号、香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1点だけお尋ねしますが、この別表、（香美市デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）本文上から3行目、別表第4条第1号に規定する者の項中云々のところですが、これ条例を見てみましてお聞きするわけですが、お風呂だけ利用していた人はどうなるんでしょうか。法が変わったことによってこうなっていたと思うんですが。

それから第4条の第2号に規定する人はどういう人たちで、その人たちが利用したい

場合はどうしたらいいのか。それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） この一部改正する条例は、これまで介護保険制度外の方が利用されていたデイサービスがございましたけれども、この部分がこのたびの介護保険制度の改正によりまして、こうした方々が特定高齢者とか一般高齢者として介護予防の事業の方に加わってきたと、こういうことになりましたので、こうした介護制度外の方につきまして、記載した部分については外させていただいたと、こういうことですので、お風呂についても今はないと、こういうことになっています。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第36、議案第37号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第37、議案第38号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとお伺いしますけれども、月に1回やるということをお聞きいたしておりますけれども、このまだ合併した当時、この字等がまだはっきり、位置と字がはっきり、字の名がはっきりいたしませんので、そのご説明とそれから面積、受け込みの内容、それからこれ書類はどのように、業者に委託をさせるのか、その点をこの受け込んだ後の処理の仕方、これについてのお答えをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 所管でありますのでちょっと。委員会の方でまたご審議をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 伺います。市指定持ち込み場所ということで、市立一般廃棄物処理場というが（土佐山田町）楠目ですわね。条例を見ますとあとの規定で（土佐山田町）楠目というふうに載ってたと思いますが、市指定持ち込み場所というがを条例か規則だったと思いますが、（香北町）永野がふえて改正ということですが、この市指定持ち込み場所の規定があとの文言で永野云々というががなかったように、あわせて変えんといかんのやないかと思えますけれども、そこら辺わかります？市立一般廃棄物処理場を市指定持ち込み場所というふうに変えるわけですけれども、この市指定持ち込み場所の規定は明確になってるのかと、今回改正で、それをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） ご質問にお答えいたします。

現在粗大ごみの持ち込み場所は、市の一般廃棄物処理場となっております。5月から予定しております香北町永野に予定している仮置場につきましては、廃棄物処理場ではございませんので、ここで改正する必要が出てきました。それで一応持ち込み場所につきましては、規則の方で定めております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第38、議案第39号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第39、議案第40号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第40、議案第41号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第41、議案第42号、香美市消防団員の定数（後に「定数」を「定員」と訂正あり）、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第42、議案第43号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第43、議案第44号、第1次香美市振興計画基本構想の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第44、議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第45、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） この林道をつけるということで、こういうふうに出ておりますけれども、これを林道をつけることによって、林道は大事な事業ですけれども、これで随分管理がしやすくなって行き届くというふうな見通しのもとにこういう事業の提案でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 林政課が提案したものではありませんが、（物部町）押谷線については昭和40年代から物部町の押谷と物部町の岡ノ内を連絡する林道として開設しております。すいません、訂正します。

○4番（大岸眞弓君） 議案第46号ですか、間違えました、すいません。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第46、議案第47号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で、日程第2、議案第1号から日程第46、議案第47号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

ちょっと小休いたします。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時16分 再開）

○議長（中澤愛水君） 休憩前に引き続き正場に復します。

先ほど日程第41、議案第42号でありますけれども、議案書の方が、議案42号は香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定になっておりますけれども、きょうの一応議事の日程表の方に議案第42号につきまして、定数、任免になっておりましたので、「定数」のところを「定員」に、きょうの日程表の方を訂正をしていただき、先ほどの提案も「定員」ということで訂正をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、お諮りをします。付託しました各案件は3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は、3月19日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

(午前11時17分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 9 年 3 月 1 9 日 月曜日

平成19年第1回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成19年3月7日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月19日月曜日（会期第13日） 午前9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨夫	建設都計課長	中井 潤
助役	石川 晴雄	下水道課長	久保 和昭
収入役	明石 猛	環境課長	阿部 政敏
総務課長	鍵山 仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤 みち子
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	岡本 篤志
財政課長	前田 哲雄	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	小松 清貴
収納管理課長	後藤 博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中 育夫	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	事務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	業務管理課長	横谷 勝正
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院 晶一	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長	宮地 和彦	事務管理課長	几内 一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について

議案第 2 号 平成 19 年度香美市一般会計予算

議案第 3 号 平成 19 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 19 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 19 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 19 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 7 号 平成 19 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 8 号 平成 19 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 9 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 10 号 平成 19 年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）

議案第 11 号 平成 19 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 19 年度香美市水道事業会計予算

議案第 13 号 平成 19 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 15 号 平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 17 号 平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 4 号」

議案第 18 号 平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 3 号」

議案第 19 号 平成 18 年度香美市老人保健特別会計補正予算「第 2 号」

議案第 20 号 平成 18 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第 3 号」（事業勘定）

議案第 21 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 2 号」（保険事業勘定）

議案第 22 号 平成 18 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」（サービス事

業勘定)

- 議案第 2 3 号 香美市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 2 4 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 2 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 3 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 4 号 第 1 次香美市振興計画基本構想の策定について
- 議案第 4 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 46 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第 47 号 市道の路線の認定について

議案第 49 号 平成 18 年度香美市一般会計補正予算「第 7 号」

議案第 50 号 損害賠償と和解について

議員提出議案の題目

発議第 1 号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

発議第 2 号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

意見書案第 1 号 「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について

意見書案第 2 号 児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書の提出について

意見書案第 3 号 「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出について

意見書案第 4 号 地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出について

意見書案第 5 号 高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出について

推薦第 1 号 香美市農業委員会委員の推薦について

推薦第 2 号 香美市農業委員会委員の推薦について

推薦第 3 号 香美市農業委員会委員の推薦について

推薦第 4 号 香美市農業委員会委員の推薦について

議事日程

平成 19 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 13 日目 日程第 6 号)

平成 19 年 3 月 19 日 (月) 午前 9 時開会

日程第 1 諸般の報告

1. 専決処分事項の報告について

報告第 4 号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について

報告第 5 号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について

報告第 6 号 専決処分事項の報告について

市営住宅賃料請求にかかる訴えの提起について

報告第 7 号 専決処分事項の報告について

市営住宅賃料請求にかかる訴えの提起について

報告第 8 号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付事業にかかる訴えの提起について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第2 | 議案第1号 | 香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成19年度香美市一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成19年度香美市老人保健特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定） |
| 日程第10 | 議案第9号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定） |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定） |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成19年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成19年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」 |
| 日程第17 | 議案第18号 | 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」 |
| 日程第18 | 議案第19号 | 平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」 |
| 日程第19 | 議案第20号 | 平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定） |
| 日程第20 | 議案第21号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定） |
| 日程第21 | 議案第22号 | 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定） |
| 日程第22 | 議案第23号 | 香美市副市長の定数を定める条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第24号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第25号 | 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第26号 | 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第27号 | 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定につ |

いて

- 日程第27 議案第28号 香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第29号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第30号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第31号 香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第32号 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第33号 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第34号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第35号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第36号 香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第37号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第38号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第39号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第40号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第41号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議案第42号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議案第43号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第44号 第1次香美市振興計画基本構想の策定について
- 日程第44 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第45 議案第46号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第46 議案第47号、市道の路線の認定について
- 日程第47 議案第49号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第7号」
- 日程第48 議案第50号 損害賠償と和解について
- 日程第49 発議第1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

- 日程第50 発議第 2号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第51 意見書案第1号 「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について
- 日程第52 意見書案第2号 児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書の提出について
- 日程第53 意見書案第3号 「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第54 意見書案第4号 地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出について
- 日程第55 意見書案第5号 高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出について
- 日程第56 推薦第1号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 日程第57 推薦第2号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 日程第58 推薦第3号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 日程第59 推薦第4号 香美市農業委員会委員の推薦について
- 日程第60 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前9時02分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。16番、黒岩徹君は所用のため遅刻という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により報告第4号から報告第8号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありましたので、この報告案件について質疑を受けたいと思います。市長の専決処分事項の報告については質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 専決処分事項、報告第4号について1点お伺いします。

2月14日の専決ですけれども、初日になぜこの案件が出てこなかったかという点をお尋ねします。

○議長(中澤愛水君) 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) まことに申しわけありません。本来であれば議案書をお出しする時にこの報告案件も出てなければいけないところでありましたけれども、事務の遺漏によりましてきょうの報告となりました。申しわけございません。

○議長(中澤愛水君) 11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) 11番、片岡です。

報告第5号についてですけど、この報告第5号の被告ですけど、この〇〇さんという方と〇〇さんという人のこれは関係はどうなっているのか。特に、なぜそんなことを聞くかというたら、この宅地取得、土地の方については〇〇さんだけが被告ということになっているのでお聞きするんですが、これ現物としては家、土地は現存してるかどうか。

それから報告第6号ですけれども、この〇〇〇〇さんという方は、現在は居場所というか、そういうものは確認をされているのか。同じく報告第7号についてもお尋ねします。

○議長(中澤愛水君) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) お答えさせていただきます。

(報告第5号の) このお2人の方は、元ご夫婦でございます。土地、建物は現存しておりまして、今、元奥様が住んでおります。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長(後藤博明君) 報告第6号の件につきましてお答えします。

この方につきましては、現在も市営住宅の方に住んでおります。

それから報告第7号につきましては、現在は土佐市の方へ転出しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番。

報告第7号についてお聞きします。債権額5万4,000円ですね、この訴訟費用は、これは被告の原告のどちらが支払います？

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） この方につきましては、支払督促を出しておりました、それで異議が出てきた関係で訴訟になっております。基本的にあちらの方から2,700円の分納ということで和解案が出ておまして、これを了承する予定でおります。つきましては、その和解をした段階で費用はお互いにもつという形になろうかと思えます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第1号、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定についてから、日程第46、議案第47号、市道の路線の認定について、以上45件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田泰祐でございます。今議会において総務常任委員会が付託を受けた案件について審査の経過と結果をご報告申し上げます。なお、付託の詳細につきましては省かせていただきます。

今定例会において当委員会が負託を受けた案件は、議案第2号、議案第3号、議案第15号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号の以上19件であります。以下、順次、ご報告申し上げます。

まず、議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算につきましては、連合審査会において質疑が終了しておりましたので、直ちに採決に入り、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第3号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、「県支出金の住宅新築資金貸付助成事業費助成金の中の、2の償還助成補助金は何件を見込んでいるのか。」との質問に対し、「基本的回収として141件、2,100円の141件分。これにつきましては前年度の収納がある分の金額です。債務引き

受けとして1件1万円を4件計上。任意競売として、1件、3万8,900円を5件計上。支払督促は1件、2万9,300円を5件計上。また、訴訟提示というものがあり、1件、3万2,100円を5件計上しています。一応それ全部合計した金額、231万3,000円の4分の3が県の補助として入り、合計173万4,000円になります。」との答弁。また「諸収入で昨年度は残金と利子に分かれていたが、今回一緒になっているのはどうしてなのか。」との問いには、「残金利子合計で処理することに対しまして、出納室で事務軽減を図っている。担当課では今までどおり必要ですので、一応元利金を分けて処理している。」との答弁がありました。「滞納繰越分は昨年と比べると多いが、それは徴収できる見込みということなのか。」との質疑に対しましては、「平成17年度からの徴収を強化しまして、滞納分中心に収納がいま少しずつでありますけれどもふえてきている。そういうことで平成18年度の滞納繰越分よりも一部見込みで増額している。予算では3,887万2,000円計上しておりますが、現実的に平成18年度、3月14日現在で予算では約6,900万円入ってきている。」と答弁の後、採決を行い、全員賛成をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算「第2号」（後に議案名を「平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算」と訂正あり）を議題とし、執行部から説明の後、特段の質疑もなく、即、採決を行い、全員賛成で本案は可決いたしております。

次に、議案第23号、香美市副市長の定数を定める条例の制定についてであります。執行部の提案理由の説明の後に質疑を行いました。

「助役にかえて副市長を置くということで、単に名前が変わるだけなのか。役割が変わっているのか。」との質問に対しまして、「副市長に関しては、市長からの委任事務を行うことができる。」との答弁がありまして、ほかに質疑はなく、本案も原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

次に、議案第24号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

「第5条の徴税吏員というのは、そのまま置くわけなのか。」との問いに対しまして、「徴税吏員というのはそのまま残る。」という答弁でありました。「副市長という名前に変わった場合、文章とかが変わってくる。そういう影響とかはないのか。」という質問に対しましては、「規則、規定の中に出てくるものを現在担当が調整中である。」という答弁。「地方自治法の一部の変更というのは何回か今まで出てきたがですけれども、その対比表みたいなものをつけてくれたりということはないのか。」という質疑もございました。「新旧対照表については、国の従属的なものについてはそういう対比表がついてくる。今までいろいろとそういう指摘があったが、今現在はそこまでに至っておらないというふうな状況である。」との答弁の後、採決を行い、本案は全員賛成をもって

原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第25号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明の後、質疑を行いました。

「提案理由には、香美市地域防災計画を策定するに当たり、防災会議所掌事務の遂行上必要と認められる委員数に改正するとあるが、防災会議所掌事務の遂行上というのはどういうことなのか、具体的に教えてもらいたい。」という質疑に対しまして、「計画ができ上がったときに、例えば合併によって市の職員は支所長2人が入っていませんでしたし、そういうことも含めまして遂行上のものとさせていただいた。また、国などの機関との調整もあり変更した。」との答弁でした。「今のメンバーの構成は何人か。」との問いには、「会長は市長であり、委員は条例に示されているとおりである。国土交通省中四国局、農政局、高知農政事務局1人の計3人、地方土木事務所長、永瀬ダム管理事務所長、中央東農業センター所長、中央東福祉保健事務所長、香美警察署長、助役、支所長、総務課長、福祉事務所長、建設都計課長、農政課長、防災対策課長、教育委員会の教育長、香美市消防本部消防長、消防団として連合団長、市長が指定する公共機関及び関係公共機関の職員の中から指定する。」という答弁がありまして、採決を行い、全員賛成で本案は原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第26号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明の後、質疑を行いました。道路運行情法について何か説明を願うという質疑等々慎重審査の結果、採決を行いまして、全員賛成で本案を原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。（後に議案第26号の案文について追加説明あり）

議案第27号、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について、執行部からの提案理由説明の後、質疑を行いました。

まず、「第8条の4にある資産とはどういうものか。」という質疑には、「現実では運営委員会になるが、そこには資産はない。が、市が3年間助成して行うものである。」という答弁。また、「駐車場の問題について、グラウンドの使用ということの答弁が本会議であったが、雨天時にはグラウンドは土であり、その整備については考えているのか。」という問いに対しましては、「使いづらであろうけれども、舗装を行う方針はない。」という答弁でありました。また、「利用料金の減免をすることができる」とあるが、減免の具体的な考えはあるのか。」という質問には、「今は減免の想定はしていない。将来的には市内の利用者の減免も経営状態によって検討したい。」という答弁でありました。また、「山間地域にあるが、そのピーアールはどうなっているのか。」という質問には、「ホームページでのピーアールをしていることが考えられ、また、市の施設であるので、市のそのほかの施設の一体的なピーアールを考える。広報などでも宣伝したいが、全国展開までは考えていない。」等々の質疑応答の後、採決を行い、全員賛成をもって本案は原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第 28 号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明をいただきまして質疑をいたしました。

まず、「充実、強化のためのものであるが、今まで 1 人では難しかったのか。」との質問があり、「人事サイドとして要望にこたえるものである。また、監査の充実も図っており、1 名で困難であるとして改正するものである。」との答弁がございまして、ほかに質疑はなく、採決を行い、全員賛成で本案は可決をいたしております。

議案第 29 号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行いました。

特に重要な質疑、質問はなく、即採決を行い、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 30 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明の後、質疑を行いました。

まず、「生活保護面接相談員は 1 名か。」また「勤務は土日以外すべてか。」との質問がございまして、「1 名で月 16 日勤務です。」という答弁がありまして、ほかに特段の質疑はなく、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第 31 号、香美市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から説明をいただきましたが、特段の質疑はなく、採決を行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしております。

議案第 40 号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明をいただきましたが、特段の質問はなく、採決を行いました。全員賛成でもって本案は原案のとおり可決をいたしております。

次に、議案第 41 号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を行いました。

まず、「団員は何名か。」との質疑に対しまして、「定数は 442 名であります、実人数は 390 名である。」という答弁がありまして、採決を行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

議案第 42 号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部からの説明の後、質疑を行いました。

まず、「団員の定年はあるのか。」という質問に対しましては、「ございません。」ということでありました。また、「機能別団員は O B に限るのか。」との質問には、「これも O B とは限らない。」という答弁。また、「1 回出たら 6,200 円という金額は少ないのでは。」という質問に対しましては、「少ないという意見もあるが、こちらの方が一番高いので低いとは言えないと思われる。」等々の質疑応答の後、採決を行い、全員賛成で本案は可決いたしております。

次に、議案第 43 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から丁寧な説明をいただきまして、質疑を行いました。特段の質疑はございませ

んでしたので、採決を行い、全員賛成で本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしております。

次に、議案第44号、第1次香美市振興計画基本構想の策定について、執行部から説明をいただきましたが、ここも特段の質疑はなく、即採決を行い、全員賛成でもって本案は原案のとおり可決することに決定をしました。

議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について質疑を行いました。

まず、「拡幅の分はなく、新設だけですか。それで環境になるのか。」との質問に対し、「幅員は4メートルの連絡道の計画である。」という回答。「最終的にはこの分はどこにつながるのか。」との問いには、「連絡地区は（物部町）岡ノ内の西谷地区である。」という答弁がありまして、採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決いたしました。

議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題として、執行部から説明の後質疑を行ったが、特に重要な質疑はなく、即採決を行い、全員賛成で本案は原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） おはようございます。

それでは、今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けた案件は、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号でございます。順次、ご報告をいたします。

まず、議案第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

補足説明の中で、「老人、国保、介護の給付事業である各特別会計は、これまで基本的に幅を持たせた余裕のある予算を組んでいたが、今回は幅を持たさない予算としたため3億3,000万円余りの減となっている。国保会計についても給付費は減としている。」とのことをございました。提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「高齢者の負担割合は1割から2割、3割と負担増になっているが、このことが予算にどう反映しているのか。」との問いに対し、「現役並み所得の方は、現在3割負担になっているが、予算にはその分が反映されているということはない。」との答弁がありました。また、「老人保健の特別会計は平成18年度で終わり後期高齢者の特別会計に引き継がれているとのことですが、事務処理の部分で老人保健特別会計はいつまで残るのか。」との問いに対し、「はっきりは言えないが、平成22年

度ぐらいではないか。」との答弁がございました。また、「レセプト点検嘱託職員は何名か。」との問いに対し、「1名である。」との答弁がありました。また、「医療費交付金が前年度比2億9,600万円の減額になっているが、この原因は。」との問いに対し、「提案理由の説明のとおり、これまでの予算編成と比べ今回は幅を持たさないぎりぎりの予算であるため、国、県、市町村の持ち出し分も減ってくる。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

補足説明の中で、「総額が前年度比約2億7,000万円の増となったのは、新たな事業である保険財政共同安定化事業が導入されたものであって、医療給付費は老人保健と同様に減となっている。」とのこととございました。提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「7割、5割、2割軽減の世帯数は。」との問いに対し「平成18年度においては、7割が3,257世帯、5割が321世帯、2割が533世帯となっている。」との答弁がございました。また「合併からの基金残高は。」との問いに対し、「平成18年度当初の基金残高は約7億6,000万円である。」との答弁がありました。また、「平成18年度は3,000万円程度の赤字という認識でいいのか。」との問いに対し「平成17年度において、介護分として集めた金額と介護分の給付費との差額が約2,300万円であり、その分が赤字となっている。平成18年度は平成17年度より若干赤字がふえるのではないか。」との答弁がありました。また、「所得割が1.2%上がっているが、応能応益の割合は50対50にどれだけ近づくのか。」との問いに対し、「応能分が46.86%と若干少なくなっている。」との答弁がありました。また、「国保の部分では平等割だけ下げているが、他の方策は考えなかったのか。」との問いに対し、「介護分は赤字を出さないように負担を上げなければならないので、全体での負担を考え医療分を調整をした。その中で平等割を下げるのが住民の負担減と考えた。」との答弁がありました。また「標準的な世帯での負担はどうなるのか。」との問いに対し、「基本的には所得割を上げているので、所得の多い場合は増となり、所得の低い方には減となる。また40歳以上の方には介護分が入るので増となる。」との答弁がありました。また「最高限度額が53万円から56万円に上がっているが、限度額56万円は全国的な数字なのか。」との問いに対し、「健康保険法の改正によるもので、全国一律である。」との答弁がございました。また、「現在の基金残高はどのように評価をしているのか。」との問いに対し、「近隣の市と比較してみると、相当裕福である。香美市の国保会計の規模に対して基金の残高は適正な規模より若干多いと考えている。しかし、将来予測される南海地震等不測の場合にも備えなければなら

ないため、基金が多いからといって安易に住民に還元することは考えていない。」との答弁がありました。また、「基金から予防事業への支援を考えたかどうか。」との問いに対し、「このたびの医療改革によって国保が特定検診の計画書を作成しなくてはならなくなった。平成20年度以降の計画書であるが、検診と検診後の指導を保険者は責任をもって負わなければならないわけで、健康づくり推進課とも協議し、保険課国保係に1名の保健師を配置し、予防活動に努めていきたいと考えている。」との答弁がございました。また「高額医療の現物給付について説明を求める。」との問いに対し、「一定の個人負担は所得によって決まっている。それ以上使った場合に高額医療となる。これまでは一たん個人が負担し、その後個人にお金が戻ってきていたが、4月からは一定の個人負担以上は現物給付となり、負担をしなくてよくなる。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

特に質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「職員配置は妥当と考えるのか。」との問いに対し「保険課の正職員は19名である。サービス事業勘定は嘱託職員3名であり、支援1、2の方のケアプラン作成に当たっている。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部の提案理由の補足説明を受けた後、質疑応答に入りました。

特に質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「一般管理費の人件費が減額となっているが、理由を問う。」との問いに対し「この部分は保険課の中での配置がえによるものである。」との答弁がありました。また、「高額医療費の内容は。」との問いに対し、「80万円を超える医療費の内容は多数ありすべては把握できないが、年間4～500万円を超える方は20名程度いる。その方々は透析の患者さんが多いと思われる。」との答弁がありました。また、「出産育児一時金が3件分計上されているが、昨年10月より30万円から35万円に変更があったための補正なのか。」との問いに対し、「一時金の額の変更による補正で

はなく、全体の見込みによる補正である。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑応答に入りました。

質疑応答の中で、「給料及び職員手当の減額の理由は。」との問いに対し、「給料等については把握ができていない。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（サービス事業勘定）を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「歳入のうち、予防給付費収入を減額し一般会計繰入金を追加しているが、その要因は。」との問いに対し、「減額の理由は、当初予定をしていた事業が少なかったため事業収入がなかったこと。また、繰入金の増額は嘱託職員の報酬分である。」との答弁がありました。関連をして「事業の見込みが甘かったということなのか。」との問いに対し、「そういうことである。」との答弁がありました。さらに「平成19年度には予防給付費収入を約1,200万円計上しているが、これは見込めるのか。」との問いに対し、「支援1、2の方が全員利用すれば相当額が見込めると考えている。ただ、支援1、2の方がどの程度利用するのかは不透明な部分もある。」との答弁がございました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「今回、低所得者には一定の配慮をしているが、高所得の層には負担増となっている。近隣の市町村は本市より所得割が低いが、今後の方向性の見解は。」との問いに対し、「医療給付費に占める一定の割合は32%から34%が県下の平均であり、所得割については適正な割合と思っている。近隣の市町村は基金の取り崩しで対応している部分があるが、本市においては健全な国保財政の運営ができていると考えている。」との答弁がありました。また、「現段階で応能応益の割合は適正と考えるか。」との問いに対し、「全体の所得が高ければ所得割は低くて構わないけれども、本市の現状では難しい部分がある。また所得割を余り上げ過ぎると負担のバランスが崩れてくる。」との答弁がありました。また、「資産割についての考え方は。」との問いに対し、「今回、所得割を上げるので資産割は下げることにした。資産割を今後上げることは考えていない。」との答弁がありました。また、「介護分については、介護給付金に見合った率にしたということか。」との問いに対し、「そのとおりであり、赤字にならない

ように設定をした。給付額もかなり落ち着いてきたので若干の増とした。国保運営協議会での意見では、ぎりぎりまで据え置いて急激に上げることはしない方がよいとの意見があった。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「条例中、自家用自動車の有償運送の許可を受けてとの部分が、登録を受けてに変わるのには監督官庁の変更によるものなのか。」との問いに対し、「これまでは陸運局に申請をし許可を受けていたわけだが、国の規制緩和、また責任の所在を明確にすることを目的に変更された。」との答弁がありました。また、「通学バスが突発的に使用できないことも考えられるが、その他の自家用自動車についても登録しているのか。」との問いに対し、「通学バスについては現在物部町のみ存在するものであり、地元業者に委託をしている。通常は15人乗りで運行しているが、委託契約の中にもその他の車両での運行もできることになっており、その他の自家用自動車についても登録をに対応できるようにしている。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けました。提案理由の説明の中では、「平山小学校の廃校に伴い、同校体育館を社会体育施設として有効に活用するため、第2条の表中に香美市平山体育館を加える。また使用時間、使用料等」でございました。補足説明の後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「他の社会体育施設は一般的に減免措置があるが、当施設も同様か。」との問いに対し、「他の施設と同様に減免措置がある。」との答弁がありました。また、「この体育施設はスポーツ用具等も管理をしているのか。」との問いに対し、「現在のところバレーボールに関する用具のみである。今後要望に沿って検討したい。」との答弁がありました。また、「地域宿泊施設が隣接をしているため、今後多岐に及ぶ体育施設の利用もあると思うが、施設管理も含めた予測は。」との問いに対し、「利用団体の要望により、今後検討をしていく。」との答弁がありました。また、「地域宿泊施設利用者の体育施設利用料は同額となるのか。」との問いに対し、「宿泊施設と社会体育施設は切り離して管理運営をしていくので、宿泊施設利用者に関しても、体育施設を利用したい場合は体育館利用の申請書を提出してもらい同様の利用料をいただくことになる。」との答弁がありました。また、「使用料に関して香美市の他の体育施設との整合性はどうか。」との問いに対し、「土佐山田町内の他の体育施設とは統一されているが、

香北町、物部町とは統一されていない。現在、合併前の旧3町村の料金設定のままであるが、使用料の統一は今後の課題として検討中である。」との答弁がございました。また、「体育施設の管理面で宿泊施設側との連携は考えていないか。」との問いに対し、「現時点では教育委員会の直接管理で行っている。ただ、使用頻度により将来連携することも視野に入れている。」との答弁がありました。また、「使用料については今以上に幅を持たせた料金設定ができないか。」との問いに対し、「団体によっては負担が大きく利用しづらいとの声があれば、審議会に諮り減免措置を考えなければならない。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

格別質疑はなく、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「制度改正によって、サービスを利用できなくなった方はどれくらいいるのか。」との問いに対し、「利用者の数は、この場では正確に答えることはできない。今回の条例改正の経緯を説明すると、デイサービスびらふは社会福祉協議会の取り組みで相当多くの利用者を受け入れていたが、介護保険制度の改正に伴い一般の利用者がサービスを受けられなくなることに、社会福祉協議会から行政の方にも相談があった。その結果、平成18年度に関しては一部を残しサービスを提供してきたが、本年3月31日をもって終了することとなったための条例改正である。」との答弁がありました。また、「条例改正によってサービスを利用できなくなった方への対応は。」との問いに対し、「改正前の介護保険制度は介護1から5、それから支援1となっており、支援1までデイサービスを利用できていた。また介護保険外の方についても補助事業で各市町村がデイサービスを実施し、一般高齢者の交流の場、生きがいの場にもなっていたため、廃止に当たっては利用者からも抵抗も多くあった。介護保険制度改正後は支援1の方については介護予防に、介護保険外の方についてはハイリスクの方とそうでない方、2つに分けてそれぞれに介護予防事業を実施することとなっている。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑応答に入りました。

質疑の中で、「条例改正による影響は。」との問いに対し、「基本的には議案第36号の内容と同様である。こづみについては指定管理者制度により民間業者で運営をしているので、指定管理者制度の中でお願いをしている範囲については変わりはない。」との答弁がありました。

以上、質疑応答の後、審査の結果、本案は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。産業建設常任委員会の報告を行います。今期定例会において産業建設常任委員会が付託を受けた案件について、去る3月16日、出席委員8名で定足数に達しておりましたので、委員会審査を行いました。その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今期定例会において、当委員会が付託を受けた案件は、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第17号、議案第18号、議案第38号、議案第39号、議案第47号の12件でございます。

まず、議案第1号、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定についてを議題とし、執行部より補足説明を受けた後質疑に入りました。

このことにつきましては、一応参考資料として補足説明の事業概要を申し上げておきます。これは地区は（土佐山田町）逆川地区でございます。受益面積が18ヘクタール、対象受益者数460人、流入者、これは観光客を含んでおりますが、260人、受益戸数79戸、うち農家47戸、総事業費が5億4,300万円、工事期間が4年間、供用開始が平成24年度初め。事業予定として平成19年度から設計に入り、平成20年度より工事着手、平成23年度竣工となっております。事業内容といたしましては、総延長5,615メートル、使用する管渠は直径75センチ、直径20センチのものを使用します。そして、マンホールポンプが6基、最終処分場1カ所となっております。この事業効果といたしまして、農業被害の軽減、衛生水の向上、公共用水域の水質保全、維持管理の軽減、というような事業概要でございます。この補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「今回の事業地区は（土佐山田町）逆川であるが、今後ほかの地区でもこの事業要望が出されたとき、この条例で対応するのか。」との問いに、「特別会計設置条例ということで、この農業集落排水事業自体（土佐山田町）逆川地区と限定していない中で、今回（土佐山田町）逆川地区が平成19年度から事業に着手するので、条例改正を制定するもので、この事業が今後市内の各地にあるならば、同様の会計で行うことになる。」と答弁。

以上の質疑を経まして、採決を行い、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、執行部より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「(土佐山田町)神母ノ木地区の配水管布設工事中であるが、この元旦に(土佐山田町)片地地区で断水があり市民が迷惑をこうむっているが、そのことも考慮した上での、今の工事のペースの状況はどうなっているのか。」との問いに、「(土佐山田町)神母ノ木地区は継続事業で行っているが、配水管自体への砂まき工法がほとんどとられておらず、掘削した玉石まじりの上にVP管を埋設して、そのまま埋め戻しを行っており、玉石の上に乗った管はことごとくクラックが入っている。維持管理費も厳しい折から、早急に全面的砂まき工法によって管をかえるよう1,500万円の予算を計上している。」と答弁。また、「(土佐山田町)神母ノ木だけでなく(土佐山田町)片地も含め、ほかの地区でもそうしたことがあるのではないか。」との問いに、「(土佐山田町)神母ノ木地区、いわゆる山田堰簡水については、山田堰が合同堰に変わったときの工事で相当古いことと、VP管の経年変化、工法の問題で全面的な改良が必要な地区となっている。当然配水管だけでなく、(土佐山田町)山田島の取水池のポンプも更新工事の施設費で順次改善を図っていきたいと考えている。」と答弁。また、「香北町清爪地区のポンプ更新の覚書は今回のみのものか。」との問いに、「旧香北町と清爪地区で交わした覚書によると、施設の設置として(香北町猪野々)柚ノ木地区に設置している4インチポンプを6インチポンプに取りかえる。時期は平成20年度までに行うとすることとあり、今後のことは書かれていないので、今回の取りかえで終了と考えている。」と答弁。また、「(香北町)谷相地区の配管施設工事に関してであるが、供用開始からの受益者の簡水加入状況は。」との問いに、「ほぼ100%が加入できている。」と答弁。また、「砂まき工法で行っていない地区はほかにもあるのか。またVP管の耐用年数は。」との問いに、「すべての地区の台帳はないが、昭和50年ごろまでに設置されて水道管についてはほとんどなされていない確率が高い。昭和60年以降は、HIVP管にかえている。耐用年数はVP管は20年から30年、HIVP管は30年から40年であるが、点検、整備を図っていけば耐用年数も延びると考える。」と答弁。また、「滞納繰越金、これは60万円でございますが、を計上していますが、滞納金自体はこの数字ではないと考えるがその状況を。」との問いに、「滞納金自体はこの数字ではない。現年滞納分、分割納付滞納金の入金がある中で、平成17年、平成18年と繰り越していく金額がある。その繰り越しで収納していく滞納金の金額として、今回60万円計上している。」と答弁。「ちなみに現在供用している簡水を含めた香美市の水道料金は、分割納付を含め100%の入金があっている。」と重ねて答弁。また、「水道施設土地借り上げの場所と、今後この土地の買い上げの予定はあるのか。」との問いに、「香美市簡水に関するものであるが、山中にろ過

池、減圧池を設置するとき、そこに平地をつくって行っている。今後も借地形式で行っていきたいと考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「(土佐山田町)横堀川しゅんせつ工事に関して一般質問にもあったが、蚊が発生した場所はどの付近なのか。」との問いに、「高知銀行付近の暗渠の状況が悪く、流水に支障を来し汚泥がたまり、そこから発生した蚊が市道の排水口より出てきたものである。」と答弁。また、「債務負担行為の項で水洗便所の改造補助金が今後縮小の方向でと聞いているが、今後も同ペースでいくのか、それとも見直しを図っていくのか。」との問いに、「水洗便所改造資金ということで、現在1件当たり72万円の融資を行っている。内容は72万円を72カ月で元利金等払いで月1万円と利子とし、この利子分を市が利子補給をしている。この債務負担行為はこの事業に係るものである。またこの事業はよい制度と考えており、今後とも利用いただきたい。制度利用者は平成17年度5名、平成18年度3名である。また縮小は考えていない。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑として、「負担金についてであるが、集落排水特別会計200万円計上されているが、これは国の指導によるものか。」との問いに、「事務負担金として農業集落排水事業より特別会計へ負担金ということである。これは当面の間この会計へは人件費を当てないで特定環境保全公共下水道事業を担当する職員2名が兼ねる予定をしている。このため事業費を按分して特環と農集の比率を77%と23%にして、これに2名分の人件費、875万3,000円を農集の23%の割合で算出すると213万円となるが、約200万円で額を決定した。これは補助金対応ではなく、将来的には人件費に当たることになるのかと考えている。」と答弁。次に「償還金元金の支払いの時期にはいったとのことだが、これは今後何年続くか。」との問いに、「公債費として過疎債、下水道債で対応したもので、過疎債については3年据え置き12年償還で、全体で12年間で3年間は利子を払って、9年間元利を払っていく。下水道債は5年据え置きと30年償還と28年償還があって、いずれも長期にわたる。借入金利は過疎債1.2%、下水道債2.1%で支払いは元利金等払いなので、最初は元金の額が大きいが、後期には元金より利子が大きくなる。」と答弁。また、「自家発電装置900万円について、マンホールから汚水が出て2件の被害が出て設置するとのことだが、今後類似し

たことが起きた場合、例をつくることで対応しないといけないとも考えるが、2件のもので900万円をかけて、使用度が極めて低い中で設置しないといけないという理由説明を。」との問いに、「事故は2件で長時間の停電により起こった。1件は県道で人的被害はなく、建物の壁に汚物が付着した。もう1件はマンホールピットから出た汚水が民家に流入して洗濯機などに被害を与えた。あつてはならない人家に迷惑をかけたということで、今後に備えて計上した。」と答弁。また、「人家に被害を与えることはあつてはならないが、今後も人家に被害があつた場合、それに対し同様の処置をとっていくのか。」との問いに、「点検をしたが、ほかの地域ではこうしたケースは理論上考えられない。この場所は地形的に特別な地域で、(香北町)美良布地区でも一番低い場所で自然流下してきたものをマンホールでくみ出す方法をとっている。したがって人家に被害を及ぼすのはこの場所だけだと考えている。」と答弁。また、「設置しても機械器具はある程度使用しないとかえって調子が悪くなるものだが、通常使用がない中での点検はどう考えているのか。」との問いに、「消防法で点検や部品の交換は決まっているので、これに準じて通常の保守点検は行っていく。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第6号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第11号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑といたしまして、「農業集落排水事業推進協議会負担金とあるがどういった協議会か。また県がつくっているものか。」との問いに、「高知県全体で農業集落排水事業を行っている市町村で構成される協議会であり、事務局は高知県土地改良事業団体連合会にある。こうした事業を始めるとこれについて助言や情報が得られることから、加入によってのメリットはあると考えている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第11号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第12号、平成19年度香美市水道事業会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑として、「水源地工事の予定はどうなっているのか。」との問いに、「政策調整会議(後に「政策会議」と訂正あり)で承認をいただかないといけない中で、まだ政策調整会議(後に「政策会議」と訂正あり)へ諮っていないが、手順といたしまして、まず下準備として上水道の許可の変更を国に提出して許可をもらう。その前段として香美市水道基本計画書を作成する必要がある。平成19年度はこれの下準備として(土佐山田学校)給食センター及び付近の用水調査や周辺にある農業用水取水池に対する影響調査などが必要なので、これを行っていくことになる。また、実際工事を始めるには、(土佐山田学校)給食センターの井戸自体はポンプを入れることでそのまま使用できるので、利用していく形になる。これを利用しながら、徐々に調査等を進めながら

行っていきたいと考えている。5カ年計画で20億円の事業規模になるので、人的配置と配慮を願うものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第12号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号、平成19年度香美市工業用水道事業会計予算を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決の結果、全員賛成をもって議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑として、「補正によると国の補助金、つまり合併に対する推進体制費として補助金が入ってきたので、その他の下水道会計費と余剰金を加算して一般会計へ戻した予算であるが、国の補助金は事業へ消化しないといけないものとするが、一般会計へ戻しただけでは説明がつくのか。ただ補助金をもらっても、一応事前に事業は実施しているので戻してよしと解釈したものか。」との問いに、「お見込みのとおりで、652万7,000円であると。事業内容として公共下水道台帳管理システムの作成委託業務と下水道受益者負担金・分担金システム作成委託業務費は、もともと一般財源であったが、これを国庫補助金に計上するということで一般会計の繰り入れの減額につながった。」と答弁。また、「委託料440万円の減額の内容は。」との問いに、「440万円減額の内容であるが、最近の傾向として入札残金が多くなっている。この場合、設計金額1,065万3,000円に対し契約額は546万円で、契約率は51.3%となっている。ちなみに委託料については最低制限価格は設定をしていない。」と答弁。また、「受益者負担金現年分が計上されているが、何か取り組みがあったのか。また人件費不足発生の原因は。」との問いに、「受益者負担金現年分110万4,000円の増額は、もともと当初予算で見込み額を計上するので、今回110万4,000円の増額が見込める。要するに、当初予算を前年（の実績）から割り出して今回の実績に等しい額となっている。また人件費については、この1万7,000円は職員の共済費2名分で、もとは216万4,000円から1万7,000円増額して218万1,000円になったものである。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第17号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を議題として、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑として、「受益者分担金が減額となったため、一般会計から繰り入れて調整した感を持つが、受益者分担金が減額となった見込み違いの原因は。」との問いに、「当初、99戸の1件13万円と、そのうちの1件減免3万2,500円のあわ

せて100件を計上していた。これは前年度計上予算と同じくらいの計上であったが、過大な計上もあり、結果として半分以下の約40戸になった。原因として平成17年度、旧香北町当時、平成15年度から供用を開始し、3年間で5万円、4万円、3万円の奨励金が切れる年で駆け込み加入が見られたことと、平成17年度合併前に公共施設の（加入が）88件があり、この後公共施設の加入が終わったということもあり、努力したが結果として当初計上した額を下回った。土佐山田町と比べて（香北町）美良布処理場の特環事業は下水道加入率が悪く、今までの実施施策を検証するとともに、下水道事業の理解、協力を求め加入促進に努めたい。」と答弁。また、「事業設定からすると、昨年度100戸で今年度40戸で、見積もりが甘かったと言えるが、公共的なものが絡んでいたとも思うし、よほど考えては行ったと思うが、この公共下水道と特環は法的には一緒なものか。」との問いに、「お見込みのとおりです。」と答弁。また、「3年間は奨励金が入ってくるということであるが、公共下水道では受益者負担金を払っていない場合は切るということで行っているが、特環はそれに該当しないということでも、そうしたのも視野に入れて対応すべきではないか。」との問いに、「公共下水道事業と特環事業は公共下水道法の適用を受ける。これによれば3年以内に完了しなければならないという条文がある。3年過ぎたらどうなるかということになるが、義務化されているので特別な事情がない限り加入しなければならないことになっている。加入の勧告の方法もあるが、そこまでには無理があるので至っていない。今後については、3年を過ぎたものに対して推進を行っていきたい。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第18号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第38号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑として、「粗大ごみ受け入れ後、次の業者へ引き渡すまでの期間はどのくらいか。」との問いに、「現在、土佐山田町楠目の処理場で月2回粗大ごみを受け入れているが、1週間から10日の間に業者が引き取っているので、香北町の場合でも量は少ないと考えるので1週間ぐらいで引き取っていくのではないかと想定している。粗大ごみ量に対する人口比も土佐山田町と比べても約半数と少ないので、集まる量自体が少ないのではないかと想定している。」と答弁。また、「月1回の当日受け入れの対応と、間に持ち込む場合の対応について。」との問いに、「対応については支所職員2名で行う。また、業者委託もするので業者にも1名充ててもらい3名体制で行う。また、引越し等によりまして緊急に粗大ごみを出したいときは、第3日曜日以外にも受け込む体制は現在でもとっているので、そのような形にとっていきたい。」と答弁。また、「受け込み日以外の、つまり日常の管理体制は。」との問いに、「係が常駐はしていないが、不法投棄はないものという信頼関係のもとでとっている。もしそうしたことがあった場合は、その時点で対応を考えていきたい。」と答弁。また、「この条例の第1

4条中に粗大ごみを市立一般廃棄物処理場まで持ち込むとあるのを、市指定廃棄物処理場へ持ち込みに改めるということか。それと第21条との関係であるが、これは廃棄物処理施設の名称及び地番は次のとおりとあり、名称は香美市立一般廃棄物処理場で、位置は土佐山田町楠目とあるが、これとの関係はどうなるのか。また、市指定の持ち込み場所はこの場所か。」との問いに、「条例第21条は、一般廃棄物の処理場を定めたものである。今までは一般廃棄物処理場において粗大ごみを受け込んでいたので、規則の方で持ち込み場所は一般廃棄物処理場として定めていた。今回、香北町で新たに始める香北町永野（への持ち込み）については、一般廃棄物処理場ではなく、市の造成した土地なので市指定持ち込み場所という名称にして、2カ所にして廃棄物受け込みを補うようにするものである。そうすると、通常の持ち込み場所なので条例を改正をした。したがってこの条例が可決されると規則の方を変更して指定場所を明記して定めることにしている。」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、議案第38号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議案第47号、市道の路線の認定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、議案第47号は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。（後に議案第39号について追加報告あり）

- 議長（中澤愛水君） 暫時小休いたします。
（午前10時12分 休憩）
（午前10時13分 再開）
- 議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。
（午前10時13分 休憩）
（午前10時27分 再開）

- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

- 産業建設常任委員長（竹平豊久君） 先ほどの委員長報告の中で、議案第30号の報告が抜かっておりました。失礼、議案第39号の報告が抜かっておりました。大変失礼をいたしました。改めて報告を申し上げます。

その報告の前に、先ほど報告の中で訂正が1カ所、私の方でございますので、これを申し上げます。先ほど、議案質疑の中で議案第12号の平成19年度香美市水道事業会計予算を議題として質疑を行いました。この中で問いとして、「水源地工事の予定はどうなっているのか。」との問いに、お答えとして、これが間違っておりました。私の方

で「政策調整会議」と申しましたが、「政策調整会議」は既に済んでおり、今「政策会議へ諮っている」という段階でございます。従いまして、「政策調整」という文字が間違いでございます。ここを正確に申し上げます。「政策会議で承認を受けていただかないといけない中で、まだ政策会議へ諮っていないが、手順としては下準備として上水道の許可の変更を国に提出して許可をもらう」というふうにご訂正をいたします。

それでは、議案第39号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしまして、執行部の補足説明をいただきました。この内容といたしまして、要点をポイントとして申し上げますが、市水道施設と同水準の施設、また各戸の計量器を含め設置と。そして市と同じ料金体系による徴収を行う。また、施設修繕業務を水道課の指導のもと随時行ってきた経過があり、これによりまして設置後20年余りを経過した現在、地域の高齢化が進み、施設の維持管理等が非常に危惧される状況となってきたことを受け、市営の水道施設として今後管理を行い、安全な飲料水の供給を図るものとしております。その執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

結果、質疑なしと認め、本議案第39号につきましては全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 先ほどの総務常任委員会において委員長報告の抜かりがありましたので、委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 前田でございます。

先ほど報告をしましたが、その議案第26号のことにつきまして報告を申し上げなければなりませんので、改めて報告をさせていただきます。

香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本会議の質疑におきまして、改正条例の本文中、「自家自動車」という記述につきましては、「自家用自動車」に改める旨の確認がされたところでありましたが、総務常任委員会において執行部より「現行条例の記述が誤っているため、この議案によって改めるものであり、提案している議案の記述が正しい。」という申し出がありましたので、議案第26号は「提出された案文のとおりである。」との申し出がありましたので、これを認めることにいたしましたので、報告をしておきます。「自家用」というところの「用」という字がないということでもありますので。

次にですね、議案第15号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」という、議案第15号がそうありますが、これとすべきところを「補正」という言葉が抜かっておったようでございますので訂正をさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 総務委員長に1件お伺いしますが、議案第25号ですが、議案第25号の第3条の関係でですね、たしか委員の中で「助役」という名称がありました。これは今度「副市長」になるわけですが、その件は、いながら、今後見直しをされるのか、そういった審査をされたのかどうか。「助役」というのが入っておりましたので、このところを協議されたのかお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 議案第25号は、どうもこれは違うんじゃないかなと思います。防災条例。

○22番（西村芳成君） 防災会議、（構成）委員名を言いました。委員名を逐一挙げましたが、その中で「助役」という言葉が入っておりましたので、「助役」が今後生きてくるのかどうかということです。「副市長」かどうかと。その審査はなかったかと。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） はい、言います。

これはテープを起こしてそのとおりに（委員長報告を）やっておりますので、そのとおりのお答えだと思えます。ほかにそれについての質疑はありませんでした。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。本議案は、国の三位一体改革で一般財源の確保が困難な状況のもと、中期財政計画に基づき、庁舎建設、保育園建設、学校耐震化事業など新規事業も展開していくなど積極的な側面も見せております。ただし、予算書の普通建設事業費に関する調べに見るように、合併前の協定項目である各事業に多くの起債を起こしておりますが、これが公債費の増大により将来的に財政運営上困難を招く点、懸念するものです。過疎債や特例債など有利な起債とはいえ借金であることには変わりなく、従来指摘してきたように合併のシステム上、償還払いのピークを迎えるころと交付税の低減一本算定の時期が重なり、財政の硬直化を招きかねない点、再度指摘するものです。

さて、去る16日、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定については否決とされました。よって議員報酬の増額が決定しました。私たちは歳出1款、議会費に反対しま

す。何より住民合意ができていない点、また現在県下自治体においては総じて財政難の中、首長や議会みずから報酬をカットし、財政の健全化に努めているところです。合併して議員定数も削減したとはいえ、合併により住民の皆さんは福祉タクシー制度の後退、また、若者定住策などの後退により負担がふえ、住民サービスは低下しているところです。また、昨今の国の動きは新型交付税の導入や留保財源の引き上げ、そして自治会債権法制の2年以内の整備を目指すなどさらなる地方に対する国の財源保障縮小に向っていることなどを考えても、妥当な引き上げとは言えません。

以上、述べまして、本議案に反対の討論とします。

○議長（中澤愛水君） ただいま、議案第2号について原案に反対の討論がありました。

次に、議案第2号の原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平豊久です。

議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算案つきまして賛成の立場から討論を行うところですが、よもやですねこの本案について反対があるということは想定していませんでしたので、大いに戸惑っているところでございます。

まず、結論から申しますと、本案に異議を唱えるということは日々の住民生活に直結する事項を否定し、行政を停滞と混乱に…。

○4番（大岸眞弓君） 原案に賛成やろう？

○13番（竹平豊久君） えっ？

○4番（大岸眞弓君） 原案に賛成でしょうか？議事進行。原案に対する討論を。私の討論に対する討論ではない。

○13番（竹平豊久君） 賛成ですよ。賛成の立場から。

○議長（中澤愛水君） 賛成の討論を今行っておりますので。

○13番（竹平豊久君） 賛成をしております。

○議長（中澤愛水君） 静かにしてください。

○4番（大岸眞弓君） あなたのところは関係ないんやない…。

○21番（西山 武君） それはそれで…。

○13番（竹平豊久君） あなたの討論に対して私は賛成の立場から討論を行っておりますが。

○3番（山崎龍太郎君） 違う。

○4番（大岸眞弓君） 原案にでしょうか？

○13番（竹平豊久君） 原案に賛成です。

○4番（大岸眞弓君） 私の討論じゃなくて、原案の賛成を…。

○13番（竹平豊久君） 原案です。

「進行」という声あり

○ 4 番（大岸眞弓君） だからそれを言えばいいじゃないですか。

○ 議長（中澤愛水君） 私語はやめてください。取り上げておりませんので。進行してください、討論を。

○ 1 3 番（竹平豊久君） まず、結論から申します。本案に異議を唱えるということは、日々の住民生活に直結する事項を否定し、行政を停滞と混乱に陥れるということを深く認識すべきでございます。すなわち本案は、本年度香美市が行政サービス推進のためにくみ上げた、いわば香美市の設計図でございます。その中身は、皆さんご承知のとおり行政が担当する林業、農業、工業、商業、福祉、医療、介護、学校教育、社会教育、公共交通、消防、防災、環境保全、治山治水事業などがあるわけでございますが、そのいずれもが日々の市民生活に直結する重要な事業でございます。そうした中で、特に本年度の施策の柱として据えているのが、先ほど申しました行政事業分野の中の合併協議事項の実現、防災対策の基盤整備、地域に根差した産業の育成、庁舎建設への取り組み、少子高齢化対策、住環境の整備、行政改革への取り組みでございます。財政が厳しい中で行政サービスの水準を何とか落とさずに前進しよう。また市民が安心、安全に暮らせるまちづくりの推進に努めていこうとする姿勢が随所にあらわれております。こうした重要予算に対して反対を唱えるというからには、当然所定の手続きを踏んで対策を示すべきです。今のところそうした資料も目にしませんし、執行部からの話しもない中では示されていないと解釈をいたします。このことは何を意味するかと申しますと、総合的な対案も示さず、また部分的な組みかえや修正案も示さず、ただ反対では何のための反対か、また、だれのための反対なのかということになります。もっと言えば、これこそ市民のないがしろにする以外の何者でもありません。もう少し冷静になって断片的に物事をとらえるのではなく、また偏狭的な視野で判断をして物事をとらえるのではなく、総合的に幅広く物事を見詰めて判断をしていかないとことの本質を見誤ることにもなります。これは同時に議会議員としての役割でもあり、責務でもあるわけです。提出されている予算概要は、先ほど申したとおりです。したがって、この議案に反対をするという姿勢はとれません。なぜなら、繰り返しになりますが市民の皆様にも多大なる迷惑をかけることになり、そしてまた行政の停滞と混乱を招く事態に陥ることは必至であるからです。逆に言えば、市民への迷惑、行政の混乱に導く姿勢となるならば反対をするということになります。議員の皆様方はこのことをよく認識していただいて、判断を示すべきだと考えます。

以上、本案についての賛成討論を終わります。

○ 議長（中澤愛水君） 次に…。

○ 4 番（大岸眞弓君） 議事進行。

○ 議長（中澤愛水君） ただいまの議案第 2 号の原案に反対の方の発言を許します。

○ 4 番（大岸眞弓君） 議長。議長、議事進行。

○ 議長（中澤愛水君） 4 番、大岸眞弓君。

○ 4 番（大岸眞弓君） 議案に対する賛成討論、反対討論というのは、原案に対するものであって、私たちもこれまでそのルールを守って、言いたいことは多々ありましたけれどその原案に対するあくまでも賛成、反対ということで発言をしてきました。今の竹平議員の賛成討論は、私たちの反対討論に対する反対討論であります。これは議会ルール上どうかと思いますので、議長におかれましてはそのあたりの取りはからいをどうか、これからはよろしくお願いします。

○ 1 3 番（竹平豊久君） 議長。

○ 議長（中澤愛水君） 1 3 番、竹平豊久君。

○ 1 3 番（竹平豊久君） これ言うて…。

○ 4 番（大岸眞弓君） おかしいやいか。

○ 1 3 番（竹平豊久君） まず、討論そのものの意味合いでございますが、提出された議案に対して賛成、反対の討論を行います。当然この議案のいわゆる対する内容についての賛成、反対でございますので、討論の趣旨といたしましては、私は多くの皆さん、議員の賛同をいただいて、この議案に賛成なら賛成、反対なら反対という姿勢をとっていくためにこういった討論をするのであって、決してそういった議会ルールとかいうことでなくして、討論自体の意味合いというものを、位置づけというものを認識していただきたいと思います。要するに、これによってこの議案の賛否が決定するわけですから、私といたしましては、数多くの議員の皆様の賛同をいただきまして、これに対して賛成、反対をする立場で常に討論を行っております。

以上でございます。

○ 議長（中澤愛水君） 討論を通じまして、また質疑を通じまして、議員各位が意思形成をして賛否を証明をするということの、討論にも意味があります。非常に厳格にとらえるのか、多少のそういう観点からとらえていくかの問題があると思いますが、今後の課題としまして、おあずかりをいたしておきます。

それでは、次にただいまの議案第 2 号の原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○ 議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 議長。

○ 議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） ほか。

○ 議長（中澤愛水君） 討論ですか？

○ 3 番（山崎龍太郎君） 討論。

○ 議長（中澤愛水君） はい。それでは、原案に反対の方の発言を許します。

3 番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 議案第 2 号は終わったき、ほか。

○議長（中澤愛水君）　　ほかですか。それでは議案第2号以外の方の討論はありませんか。反対の討論ですか。賛成ですか。

○3番（山崎龍太郎君）　　賛成。

○議長（中澤愛水君）　　反対の方ありませんか、原案に。
なければ3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　3番、山崎龍太郎です。

私は、議案第32号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

本条例改正案は、「医療分の平等割を4,000円引き下げる」、この点は評価できる点であります。しかし、介護分に関しては資産割分を除き市民にとっては負担増の方向です。今までは介護の不足分については基金で賄ってきたわけでありましたが、今回から介護納付金の不足分に見合う収入を見込んだからであります。介護納付金は合併協議会での協定項目で「変更できない」と決定されており、「旧土佐山田町分の率を使う」とのことでありました。結果のところ、昨年から言われていた赤字分、約3,000万円の解消のために改正が行われたわけでありまして。国保の基金は平成18年度当初7億6,000万円であり安定した水準を保つという面から理解もできますが、市民の多大な負担を考えると軽減策も検討しなければならないし、住民福祉の向上の点からも今後介護納付金の不足を介護個人負担分のみで補う発想よりは、繰り入れも行い、トータル的に補てんし、市民負担を抑えるという原点が大切と考えます。税制改正の影響で所得割分も上昇いたしますが、53%を占める減額世帯には負担増を最小限にとどめた一定配慮された中身であるとは考えます。今回の条例改正の介護分については市民の理解を得られるか不安が残る点を指摘し、今後基金の基準の明確化や介護予防サービスの充実、負担軽減策の研究を一層進めることを期待し賛成討論といたします。

○議長（中澤愛水君）　　次に、原案に反対の方の、議案第32号、原案に反対の方の討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君）　　討論がないようですから、これで終わります。

ほかの議案に対して討論はございませんか。

○議長（中澤愛水君）　　討論がないようですので、これで終わります。

これから議案第1号、香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君）　　どうもありがとうございました。お座りください。全員起立であります。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成19年度香美市一般会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成多数であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) どうもありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成19年度香美市老人保健特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成19年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成19年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、香美市副市長の定数を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、香美市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございます。全員賛成であります。よって、

て、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、第1次香美市振興計画基本構想の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第47、議案第49号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第7号」から、日程第59、推薦第4号、香美市農業委員会委員の推薦についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第47、議案第49号から、日程第59、推薦第4号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

日程第47、議案第49号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第7号」を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長(前田哲雄君) 議案第49号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第7号」の補足説明をいたします。

平成18年度香美市一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月19日提出。香美市長、門脇楨夫。

提案理由、大柵保育所調理等業務委託の訴訟事件において、高知簡易裁判所の和解勧告により損害賠償金が生じるため補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

今回の補正は組みかえでございます。40万円の組みかえで、基金費を減額し、先ほどの理由によりですね児童福祉費の方へ40万円増額をしております。本来であれば、これぐらいの金額であれば予備費で対応すべきところでございますけれども、年度末であり予備費が非常に詰まってきておりますので、今議会中でもありますので急遽補正予算を提案させていただいたと、こういうことでございます。ご審議よろしくお願いま

す。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） まず、議案の提案の仕方ですけれど、議案第50号と議案第49号との、通常考えたらですね、賠償額の和解についての議案が通らざったら要らんわけですので。そういうことが順調じゃないかというふうに普通考えます。まずその1点を先にお答えを。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 予算の方が先になっているのは、次の議案とおっしゃるとおり関連があるわけですが、予算措置がない決定をすることができませんので、あくまでも先に予算を確保しておいた後に判断をいただくと。こういう手順で一応予算の方を先に提案させていただいております。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） それではですね、内容をちょっとお伺いしたいんですが。調理員の関係で委託契約のことについて、（契約）延長の、原告の人に説明をしてなかったということですが、当然契約でしたらそれぞれ日にちを、これは合併当時の問題だろうと思いますが、例えば1年だったら1年で日を切って、必ず日を決めて切っておいたらそれでいいわけですが、決めておらないときは、これは通常延長します。恐らくこの問題は延長でこういうことをされたんだろうと思います。その中で和解に至ったと思いますが、そういうことがどうして、しておいてされたのか、そのこと。経過をもうちょっと詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ちょっと待ってくださいよ。質疑はまだ入っておりません。提案の仕方は受けましたが、一応質疑に入ってから。進行上ちょっと。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 先走りまして申しわけありません。

そしたら、あの、今言いました本契約については日にちを限っておれば、いくかまでとしておけばそれでよかったですけど、それがなくなったら、やっぱり通常この契約というものは延長するわけです。法的に延長、当方が異議を申し立てざったら、これは延長するわけですので、それがなされておらなかったということで、こうなってきたというふうに推察をします。そういったことで和解をしたんだろうと思いますが、その経過をですね詳しくもうちょっと説明をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 西村議員のご質問にお答えします。

実はその、次の議案第50号で提案理由のときに経過説明をしようと思っておりました。余り短編的に答えると全体的なものがわからないので、取りまとめて簡単ですが経

過を、ここで報告をさせていただきます。

去年、平成18年6月2日のことでした。旧物部村から平成18年3月の香美市に至るまで、平成17年度大柝保育園に委託調理員として勤務をされていた本件原告の中西さんから、次の議案で出てくるお名前ですが、中西さんから香美市に対しまして口頭で不服の申し立てがございました。その内容は不当に委託契約を切られたというものでございました。本人の申し出によりますと、「旧物部村長や教育長に平成18年度も引き続き委託をされると言われており、また契約書において」、委託契約書です。

「当方に1カ月前までに異議の申し出がない場合は、契約を1年延長するという条項があるのに、それがなされないまま委託を打ち切られた」というものでございました。合併の際の合併協議会、教育専門部会及び教育長、教育次長の引き継ぎ会で「旧物部村より平成17年度の調理員2人が3月末でやめることになっているので、新たな調理員を探すように」と引き継ぎを受けた経過があったため、合併により退職されました旧物部村教育長と平成17年度末で大柝保育園を退職されました前園長とにお話を聞きましたところ、「旧物部村では平成16年10月26日付けで業務委託者、調理に限らず物部村の業務委託者に対し60歳で定年とする旨の文書を出しており、原告はこれに該当している。また、平成18年1月下旬に（旧物部村）前教育長より原告に対しパートや調理員としての雇用についての打診はしたが、委託継続の話はしなかった。さらに平成18年2月に（旧物部村）教育長から事情のわかっている大柝保育園園長に中西さんの平成18年度の意向を確認してもらったところ、中西さんは調理から手を引く意向であるとの報告を受けて、契約書どおり平成18年3月末で終了との認識であった。旧物部村としてはそういう認識であった」ということでした。話しが食い違うため、平成18年8月8日に双方関係者が集まり、それまでも数回話し合いをしておりましたが、確認会として8月8日に関係者が集まり確認会を行いました。同様の主張の繰り返しで平行線をたどりました。

以上のような経過を経まして、香美市として協議を行った結果、市長名において平成18年8月31日付けで原告に対し、「旧物部村の契約書では平成18年3月31日で委託が終了することになっており、また、期間満了日前の双方の意思確認については、旧物部村で既に確認されていたものと認識している」との文書をお渡ししました。このような経過を経た結果、中西さんよりの訴訟となったものであります。

以上のような理由であります。原告の訴えは「一方的に契約を破棄し、原告に損害を与えた。被告に対し深く反省を求め、委託料3カ月分60万600円の損害賠償を請求する」ということでありました。これに対し香美市としましては、原告の請求を棄却するという対抗いたしました。以後、裁判所の審理を経まして、裁判所より和解勧告案が出されまして、それが次の議案第50号に載っております和解勧告案でございます。もうついでにその和解勧告案を読ませていただきます。

(1) 被告は、原告に対し、本件業務委託契約延長の原告に対する説明が十分でなか

ったことについて遺憾の意を表する。

(2) 被告は、原告に対し、解決金として40万円の支払い義務があることを認める。

(3) 被告は、原告に対し、前項の金額を平成19年4月20日までに支払う。

(4) 原告は、その余の請求を放棄する。

(5) 原告と被告は、本件に関し、前各項に記載した以外に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

という和解内容、裁判長の和解案となったものでございます。このような経過を経たものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 昨年3月の合併当時、このことについてきちっとした引き継ぎがなされておらなかったという受け取りでいいですか。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 平成17年度から平成18年度にかけまして、3月いっぱいも私が教育長をさせてもらっておりました。先ほど幼保支援課長が申しましたように、その合併の会とか、それから3月1日に旧3カ町村の教育長と教育次長が集まりまして、このことだけではありません。いろんな教育に関する引き継ぎ会を行いました。当時の旧物部村の教育次長は現在の学校教育課長の和田であります。和田とその3月1日のことだったんですが、教育次長も教育次長で、今は学校教育課長の和田も同席しまして、もちろん（旧物部村の）森田教育長も来ておりました。そのときにも、「もう退職することになっておる」と。「新しい人を雇ってほしい」という引き継ぎでございました。

（平成18年）2月中に行った専門部会でも幼保（支援課）として保育が教育委員会にくることはもうわかっておりましたので、そのような話しもなされておりました。3月末からその新しい、3月末だったと思います。4月1日にかけてと言ったかちょっとよく覚えていないですが、新しい人を雇ったときに、この中西さんは引き継ぎをしてくれております。新しい人に自分からの引き継ぎもしてくれております。そのときには、高橋幼保支援課長補佐が行って、幼保支援課の、きちんと立ち会って引き継ぎもしておりますので、きちんとおるものと私は思っていました。そしたら、6月2日に先ほど幼保支援課長が申しましたようなことが起こりましてびっくりしたわけでございます。以後、何回か会をもったのにも、私も同席をしました。物部町へ行って前物部村長にも一緒に話も聞きました。ただ、裁判所へは私は同席しませんでしたので、裁判の中で話されたことは、私自身は間接に聞いただけでございます。まことに申しわけない。3月の1カ月前にきちっと言うべきということになっておりましたが、3月の引き継ぎのときに、3月1日の、もう1回その確認と、言われましたけれど、なお本人と伺いますか、手を足しておればよかったかなと、引き継ぎを信じておりましたので、大変申しわ

けないことですがこういうことになっておりました。私より和田学校教育課長の方が当時のことは詳しいかもわかりません。旧物部村時代のことであります。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 今、教育長のお話を聞きますとね、本人は引き継ぎをされたととってるということですが、私、常識で言うたら考えられんことですが、これが6月に起きたということは、それは文書的にそら契約をそういうふうにしておったということを見てきて、引き継ぎもされておったということはどうしてこれは、行政として和解に応じることは私はないと思うんですが、どうして。これはちょっと、和田学校教育課長に、もうちょっと。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） この件ですけれども、吉村幼保支援課長からもちょっとお話しがあったんですけれども、平成16年の時点で委託契約に関して60歳定年でいくということもありまして、中西さんは平成18年3月、60歳を迎えるようになっておりましたので、平成18年の1月、2月の時点では、私たちはもう委託は終了するものと思っておりました。私自身もですね中西さんにきちっとその委託がもう終わりますよという意味確認を、まことに申しわけないですけどはっきりした記憶はありません。当時の旧物部村の者がはっきりその委託契約は切れるということを相手に申し伝えたことがなかったということが、この訴訟の中でちょっと問題になったところだと思います。そういうことでございます。大変ご迷惑をおかけしたことをおわびしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

今の質疑の中で1点確認のために聞きたいんですが、業務委託に対して定年制があったということですか。定年制をしいていたという。妙に委託契約と定年制いうのが妙になじまんと思うんですが、そこら辺のところ見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

おっしゃられますとおり、委託契約におきまして退職などということはないということになります。定年制による退職というようなことはないと思います。年齢は関係ないと思います。ただ、旧物部村がそのような方針でやっておりましたので、今となっては仕方のないところでございます。

そしてですね、平成18年度、今年度なんです、合併して教育委員会としましても平成18年度は委託じゃなくて、委託やったらはっきりした委託、例えば臨時職員とかそういう職員を実は置きたいと思いましたが、臨時職員、正職員。ただ、合併したばかり

でいろいろ事情も異なりますし、職員間の異動はしないという方針をしておりましたので、新たな臨時職員ということになりますと臨時職員は年間11カ月で切らなければなりません。そして1カ月間でまた別の方を雇用しなければなりません、その資格を持っている方が1カ月間だけ来ていただけるのはなかなか不可能、非常に難しいことでありまして、特に土佐山田町の方からやったらもうちょっと可能性があるかもしれませんが、（物部町）大栃保育園まで行っていただくことが、1カ月だけ資格を持っている方が行っていただくことが非常に、急に雇用することは難しいので平成18年度はやむなくもう12カ月間委託契約、もうそれで1年で終わるということで新たな方に委託契約をしまして、平成19年度は正職員とかそういうふうな調理員で対応して、委託はやめるという方針にしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） ちょっとわからんところもありますけど、委託の形を借りた雇用、旧物部村のことですけれどもね。そういうことであったという認識で、当時のことですが、とらえてよかったのかなとも思いますけど、今はそういうことはないとは思いますが、そこら辺はどうですかね。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 業務委託の件ですけれども、この業務委託は平成16年のちょっと日を忘れちゃったけど、それまでは60歳定年というようなことはありませんでした。平成16年のその日に総務課の方から60歳でもう定年ということにしたという通知がありました。平成16年度に教育委員会自体も学校の委託業務の、学校の用務員の関係で1人該当者がおりましたので、教育委員会としてもそのような処置をした経過があります。委託を切るという。続いて中西さんが該当してきたということです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

1点だけちょっとお聞きをしたいのですが、先ほどからも聞いておられますと、言うた言わんとか、言ってなかったとか聞いてなかったとか、60歳が何とかこう言うておるんですが、この委託ということにつきまして、契約書とかそういうその書面をもって交わすということはないわけですか。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

委託契約書という書面で委託契約して、業務に当たっていただいております。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○ 2 番（矢野公昭君） 2 番。

（書面で契約を）初年度にやっておったということは、その契約書は力を発揮せんわけですか。

○ 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○ 幼保支援課長（吉村泰典君） 委託契約書は裁判所におきまして、「それは機能するのでありまして、その委託契約書のただし書きに双方 1 カ月以上前に異議の申し出がない場合は業務を継続する」ということになっておりました。原告の主張は、その明確な異議の申し立てといえますか、通告なしに打ち切られたということで損害賠償ということに、請求ということになりました。

○ 議長（中澤愛水君） 8 番、小松紀夫君。

○ 8 番（小松紀夫君） 8 番、小松でございます。

先ほどの教育長の答弁の中で、平成 18 年 3 月に引き継ぎをされてたと。この引き継ぎをしてたということは、退職をするということはもうこの原告の方は認識をしていたんではないかというふうな疑問があるんですけども、裁判の中ではそういうことはどういうふうに判断をされたんでしょうか。

○ 議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○ 教育長（原 初恵君） お答えします。

その裁判の中でのやりとりは、先ほども申しましたように私は行っていませんから直接はわかりません。その平成 18 年 3 月 1 日の引継ぎというのはこのことだけではありません、もちろん。教育行政全般につきまして物部町と香北町と土佐山田町で 6 人ですよ。6 人が集まりましていろいろ話し合いをしました。その中にこの件も、退職することになっておるということがあったということでございます。

○ 議長（中澤愛水君） 8 番、小松紀夫君。

○ 8 番（小松紀夫君） それ、自分がちょっと聞き間違えとったのかもしれませんが、その原告の方が自分の仕事を引き継ぎをしてたというふうな事実はないんですか。

○ 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○ 幼保支援課長（吉村泰典君） 原告に対して香美市の方は引き継ぎをしたかということでしょうか？

○ 8 番（小松紀夫君） 原告の方が次の仕事の方に。

○ 幼保支援課長（吉村泰典君） すいません。原告の方をお願いをしまして、3 月下旬に引き継ぎをしていただきました。

○ 議長（中澤愛水君） 8 番、小松紀夫君。

○ 8 番（小松紀夫君） ということは、その原告の方が次に雇用される予定の方との引き継ぎをしてたということですよ。であれば、そのやはり原告の方はもう自分は退職という認識があったんではないかと思うんですけども、そのあたりはその裁判の中では話しはなかったのかということです。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） そのやりとりもなされましたが、原告の認識は「引き継ぎを頼まれたきしたけど、おかしいな」と思いながら、「私は引き続き雇われるのに、何でこんなことをせないかんろう」と、そういうことの主張でございました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第50号、損害賠償と和解についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 議案第50号の説明を申し上げます。

損害賠償と和解について

大柵保育所の調理等業務委託に係る損害賠償を請求する訴訟事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

平成19年3月19日提出。香美市長、門脇槇夫。

1 事件番号及び事件名

平成18年（ハ）第2336号 損害賠償請求事件

2 和解の内容

（1）被告は、原告に対し、本件業務委託契約延長の原告に対する説明が十分でなかったことについて遺憾の意を表する。

（2）被告は、原告に対し、解決金として40万円の支払い義務があることを認める。

（3）被告は、原告に対し、前項の金額を平成19年4月20日までに支払う。

（4）原告は、その余の請求を放棄する。

（5）原告と被告は、本件に関し、前各項に記載した以外に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

（6）訴訟費用は各自の負担とする。

3 和解の相手方

原告 香美市物部町大柵1784番地 中西瑜伽子

提案理由、大柵保育所の調理等業務委託に係る損害賠償を請求する訴訟事件について、

高知簡易裁判所から示された和解勧告に従い和解をするものです。

なお、経過につきましては、先ほど議案第49号でご説明させていただいたとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 1点だけ聞きたいんですけど、訴訟費用はどれぐらいかかっています？

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

弁護士費用として10万5,000円お支払いする予定になっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸真弓君。

○4番（大岸真弓君） 先日一般質問をした関係で、この際確認をさせていただきたいのですが、こういう中西さんの場合のような業務委託をしているような例が、旧物部村でまだほかにあるのかどうか。

それと、定年制とかそういうことですかよね。

それから勤務時間等々についてですが。

それと、今回こういう係争になったわけですが、このことから引き出される今後の教訓というのがありましたらお伺いしたいです。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 香美市全体のことについてはわかりませんが、平成18年で現存するのは現在（物部町）大柵保育園で、平成18年度に限り委託してる、委託契約、契約では。内容は違います。委託、ちょっとほいたらこれ違うかな。委託としては（物部町）大柵保育園でとっていたような形でなくて、定年制とかそんな年齢制限はなく、ただ契約書におきましては平成18年度末で終了するということになっています。ほかの部署のことはちょっとわかりません。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長（和田 隆君） 学校教育の関係ですけれど、用務員さんがおいでです。用務員さんについては、平成19年度は賃金に切りかえていくということで用務員さんにもご連絡しておりますので、実際の予算自体は委託料でまだ残っておりますけれども、組みかえ等で対応していきたいと思っています。

その他の部署、委託、結構あるかもわかりませんが、ちょっとほかのところはわかりません。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸真弓君。

○4番（大岸真弓君） 例えです業務委託、それからまた請負、それから臨時雇用のような形のその条件がちょっと不明瞭でないような契約の仕方というのはないんですか？それがあるんじゃないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 一般質問でもお答えしたと思います。この委託契約と臨時職員という取り扱いでございますが、臨時職員についてはもう統一した内容で、金額的にも統一されております。この委託契約で残っておるのが、この（物部町）大栃保育園の調理業務委託でございます。それと宿直とかいう業務については、これは委託契約という形式をとらせていただいております。ただ、この調理業務につきましては、香北町、物部町は正規の職員がおるわけで、それから（正職員が）おらないところが臨時職員が入っておって調理部門をやっておりますが、これについては日額幾らという定めでやっております。これ委託契約でやる場合は、月額とかあるいは年額報酬、それで、そのほかに雇用の中身として本人が出勤できない場合はですね、やはりその請け負った方が別に人を探してそこへ入れていくと。ほんで完全に委託契約という形のとり方をしております。ただ、この香美市全般のこの調理部門で言いますと、臨時職員あり委託契約ありということですので、平成19年度からは臨時職員に切りかえていくということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

先ほどの質疑と関連をしますが、要するにこの合併をして、いわゆる継続的に行政が進んでおりますので、こういったケースですね、これを含めて現在もいわゆる市が持っておるそういった相手方と交わした契約書とか、それから覚書とか、こういう書類が多数あると思うんですが、今回の場合はそういったところで結果的に見れば和解ということになってますが、お支払いをせないかんということは行政側にも不備があった結果でそういうことをやっておるのですから、今後はそのあたりの契約書全般のこと、それから覚書、そういった取り交し文書をよくチェックをしてやっていくことがこういったことを未然に防止することではないかと思いますが、そのあたりのお考えをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 確におっしゃるとおりだというふうに思います。大変旧町村時代からの引き継ぎ等がそうした部分が見られる部分がある場合がございますので、こういった件につきましてはきちっと精査をしながら進めていかなければならないというふうに思っておりますので、以後注意をしていきます。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 先ほど弁護士費用が10万5,000円と言ったんですけ

れども、また教育長の説明で引き継ぎをしてると。それに対してはどうしてかわからんような説明を原告はしたということですから、10万5,000円も弁護士費用を払ってですね、その引き継ぎに出て説明をしたということに関して、弁護士はもうちょっと香美市側の言い分を通すような努力をすべきだと思うし、それでやむを得ないという判断に至った理由は。この理由は、本人の申告はどうあれ、引き継ぎをしたということは現実の事実ですので、それに対してこの和解金が高いと思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） お答えいたします。

その引き継ぎの件を含みまして、いろんなことが双方主張の中で裁判所の中で主張されました。その結果、裁判長としてこの40万円の支払いの案を出したという、若干の説明がありましたのですが、それはですね、40万円の根拠でございますが、裁判所の判断としまして「30日以上手前に解雇予告をしなかった」と。「原告に対してそれをちゃんと言葉で告げなかった」と。「これは労働基準法第20条解雇予告に違反をしております、30日以上平均賃金を支払わなければならない。また、このほかに同一額の賦課金の支払いをするのが通常である。」これは労基法第114条ということなんですが、すなわち原告に1カ月分の委託料の20万200円ですが、その2カ月分、40万400円になりますのですが、これを支払う、和解案は40万円ジャストですが、支払うのが妥当であると、そういうふうな和解案でございました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

暫時昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程49第、発議第1号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 発議第1号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、竹平豊久、賛成者、同、小松紀夫。

本文は省略をいたしまして、提案理由の朗読をいたしまして説明とかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。

【発議第1号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程50第、発議第2号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 発議第2号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、竹平豊久、賛成者、同、小松紀夫。

本文を省略をして、提案理由の朗読をいたしまして説明とさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

【発議第2号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第51、意見書案第1号、「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。

意見書案第1号、「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、片岡守春、賛成者、同、久保信彦、賛成者、同、門脇二三夫。

案文を朗読して提案にかえます。

（案文朗読）

なお、議員の皆さん方には、この公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律ということで資料を提出しておりますので、ぜひともご検討の上、よろしく申し上げます。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 提出者にお尋ねいたします。公共工事、1の分についてですが、国土交通省では今述べられたようなことに対応して、昨年4月にもダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策を講じています。それには絶えずまだ、その後も問題が起きたことから、昨年度末に緊急公共工事品質確保対策として、対策についてということで公共工事において極端な定価による受注が行

われた場合、公共の工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の徹底など弊害が懸念されることから、これまでも類似にわたり対策を講じてきたが、今なお低価格による入札が大変高い推移しており、国民の安全、安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっているという等々で、6項目について対策を講じていますが、その件についてはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） お答えします。

政府はそういう方針でやってることと、このことには矛盾するところはないということと、現実にやっぱりこの香美市の公共事業、特に私はきのうもある下請で働いておる労働者と会うたんですけれども、現実にはこの積算単価というようなことが労働者に率直にわかってないということで、もう毎年毎年単価が下げられてくるという現状はこの地域でもあってるんです。そういう意味からもこの法案を、この意見書を採択して、やはり政府にその推進を強く求めていくことは合理性があるかと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です、竹平です。

提出者にお聞きします。この公契約法自体は別に私の勉強不足であっさり言って知りませんでした。さきの一般質問でこの資料、これに基づいて資料をいただきまして初めて知ったところです。そこで、これに関係をして2点お聞きします。

まず1点目にこの契約法に関連するILO94号条約を日本国がまた批准していないということ、相当の理由と原因があつてのことと思いますが、その内容がわかっておればお願いをします。

次に2点目といたしまして、意見書案の文中にある賃金、それから労働関係、格差拡大などの点でございますが、現実的に対処する場合は、まず現実に動いている法律によって改善を求めていくことが先決ではないかと思えます。具体的に申しますと、今国会へ提出されている法律の中で、規正関連関係で雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案、そして労働基準法の一部を改正する法律案、最低賃金法の一部を改正する法律案、それから再チャレンジ関連で短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案、労働契約法案と。こういった労働関連での法律があります。こうした法律をよく検討して、それにまた問題点があつたらそこをまた要望していくという手法はとれないものかというような観点から2点ほどお伺いしました。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） ILOの条約の批准ということは当然ながら、日本が批准していないということに大きな起因をしていることについては、そのとおりだと私も思います。また、この公契約の問題については、大岸議員からの一般質問でもありましたけ

れども、進んでるところでは、もう現実に（北海道）函館市というようなところでもやられてきているということで、行政の答弁そのものも今すぐにといいわけにはいかんけどやっぱり研究をする必要があるというように私たちは答弁を理解してるんですけど、そういう意味からも現行法でも推進していくということも当然重要であって、私たちをそれを否定するものではないけれども、この公契約法というものも1つの方法として推進をしていく必要があるというように理解しています。よろしく。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対の方の討論を許します。反対の方、討論ありますか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の討論を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。山崎龍太郎。

私は、意見書案第1号、「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書（案）に対し、賛成の立場で討論を行います。

自治体が発注する公共工事では、事業の継続性と安全性が求められます。公務としてまず必要なことは、労働者が安心して働き続けられる条件整備が大切であります。公共工事では業務委託、請負指定管理者制度による管理の代行まですべての公契約とその業務に従事する派遣労働者を含むすべての労働者を対象にして、労働者の公正、適正な賃金、労働条件の確保こそが公共事業、公共サービスの質を担保することができます。採算を度外視した著しい価格受注が企業経営を圧迫し、労働者の賃金を押し下げる要因ともなっています。安ければよいという単純な価格競争を避け、適正な価格に基づき住民にとって最も有益な公共サービスの提供を評価の基準とする受注が求められています。自治体の発注する公共工事において、最低でも公共工事設計労務単価、認証協定賃金を根拠に積算された労務経費が、工事現場で働く下請事業所の労働者、職人等の賃金として確保できるようにするためにも公契約法の制定が求められているところです。

以上のことから、私は本意見書案に賛成の立場を表明し討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。賛成少数であります。よって意見書案第1号は、否決されました。

日程第52、意見書案第2号、児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止

を行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。

意見書案第2号、児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山崎晃子、賛成者、同、大岸眞弓、賛成者、同、山崎龍太郎。

本文を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

（案文朗読）

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 提出者に1点だけお伺いします。

この本意見書の作成に当たった提出者は、また提出者、賛成者、単独または賛同者とともに共同で独自の視点でリサーチをしてこれを作成したものでしょうか。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 独自のリサーチではなくて、やはりそういう状況があるということで、困っている方が実際におられるというところで提出をしたものです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。反対の方の討論ありますか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） まず、発言の前に申し上げたいところですが、午前中に私が討論の中で発言をしておる時に、ちょっと停止の状態のようなことがありましたが、あくまでも議長に許可を受けて発言しておりますので、その点よろしくお願い申し上げまして、最後まで聞いてください。

それでは、意見書案第2号、反対の立場から討論を行います。

先ほどの質疑を踏まえまして、本意見書について香美市議会で提出する場合、公正を欠くのではないかとの立場から反対討論を行います。その理由といたしまして、ある新

聞の記事と見比べながら3点ほど申し上げます。

まず冒頭の「児童扶養手当の削減と生活保護世帯の母子加算を廃止する」という部分でございますが、新聞記事では2007年度予算について、「抜本的組みかえ要求として5項目の緊急重点要求の中で、生活保護の母子加算や、児童扶養手当の削減計画の中止、老齢加算の復活」として示しています。次に、文中の「児童扶養手当の受給が5年を超えた後は」とのくだりでは、「社会保障関連で母子世帯いじめ」の表題で、「支給開始から5年たつと最大半額まで減額する制度の改悪が行われ、2008年4月から実施されようとしています」とあります。そして、末尾の「憲法第25条の生存権を脅かす」という箇所でございますが、冒頭申し上げました5項目の緊急重点要求発表時に、「とりわけ貧困と格差が深刻な社会問題となり、あらゆる層、年代をとのえて広がっているもとの、特にこの問題を押し出した。憲法第25条に明記されている生存権の立場からも大事なことだ」とあります。このように見比べてみますと、提出者が独自の視点に立って作成したものであり、文言の内容も違くと主張されるかもとれませんが、趣旨は同様であるにとらえざるを得ません。これは何を意味するのかと申しますと、公平、公正な立場で独自性を持たなければならない議会が、一部の政治要求に呼応して意見書を提出することには甚だ疑問を呈するものです。なお、意見書批判と受けとめられても困りますから、意見書の提出のあり方として1点申し上げますが、先日議案質疑の中で平成19年度、香美市が実施する母子家庭自立支援事業は、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法に基づいて行われるのかとお聞きしたときに、福祉事務所長の方から資料をいただきました。これによりますと、香美市が実施する事業の法的根拠としては、母子及び寡婦福祉法第31条によるものでした。この実施事業内容は、先ほどの母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法の事業内容とほぼ同様でございました。こうした事業はよい事業でありますので、ぜひ推進をしていただきたいと思うところでございます。要はですね、現実に動いている法律に基づいて、その時限の延長とか仕組みの改正を求めていくという手法が、長期的な視野に立ったとき広義的に母子家庭への光を当てる、そして支援策につながっていくと考えると同時に、こうした提案型の意見書であれば検討に値すると考えるものです。

ただ手当が削減、または廃止に反対とアピールするだけでは何ら改善にはつながりません。法律にのっとなって、また法律に根拠を示し、問題点を具体的に急迫し、そしてそれを基に組み上げていくことが大事ではないでしょうか。

以上のことから、本意見書案には反対をするものであります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

私は、意見書案第2号、児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書案に対し、賛成の立場で討論を行います。これに似た意見書を前

議会で提出をいたしましたけれども、それも否決をされております。改めて出しますのは、先ほど山崎晃子議員が申しましたように困っておられる方が非常に多い。その上にまた今度法改正によってさらに手当が削減をされようとしておりますので、それに対する意見書でございます。

まず、母子家庭に対して子どもが18歳になるまで支給されている児童扶養手当の削減についてですが、この児童扶養手当は、離婚や障害などの利用により父親の養育を受けられない母子家庭の児童たちのために、児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に支給されているものです。支給金額は、子ども1人に対し親の所得に応じて最高4万1,720円から9,850円までとなっています。母子家庭の約7割が受給していますが、その多くが昼も夜も必死に働いているお母さんたちです。児童扶養手当は、そういう母子家庭の命綱としての役割を果たしてきました。

ところが、この児童扶養手当を来年4月から受給が5年を超えた後は、最大で半額まで減額しようとしています。5年で削減をするということは、仮に子どもが3歳のときに離婚をしたとしまして、それから5年で最高半額まで減額するとなると、一番お金の要り出す次期から収入が減ることになります。母子家庭の子どもの高校進学を阻むことにもなりかねません。母子家庭のお母さん方は、少子化と言われる時代に必死に子育てをしております。その方々にひどい仕打ちだと言わなくてはなりません。

そしてもう1点は、生活保護を受けている母子家庭の母子加算の廃止についてです。母子加算というのは、単なる上乘せではありません。片親がいないことにより、幼児や成長期の子どもを育てるためにはどうしても余分な出費が必要になります。そのために母子加算があるのであって、その加算により初めて最低限度の生活が保障される憲法第25条の生存権の保障に基づいた制度が母子加算です。この母子加算も生活保護を受けている母子家庭にとっては、文字どおりの命綱となっています。ところが、2005年から2007年度にかけて16歳から18歳までの子どもに対する母子加算が、段階的に廃止されてきたのです。さらに今度は、2007年度から2009年度にかけて15歳以上の子どもに対する母子加算までも廃止しようとしています。生活保護を受けている母子家庭の場合には、働こうにも働けないお母さん方がたくさんおられます。少ない生活保護費でも懸命に生きている親子もいます。そんな母子家庭から母子加算を取り上げるべきではありません。4人の子どもさんがおられて離婚をした女性が、自分のパートで働くお金が6万円足らずで4人の子育てをするのが非常に困難になって生活保護の受給を申請をしましたが、市役所の方では、これは香美市ではありません。市役所の方では「夫から養育費をもらいなさい」の一点張りでなかなか生活保護が申請されなくて、いろいろ交渉しました結果、生活保護が受給をされるようになりました。それまでは、水道がとめられたり電気がとめられたりしてはいけなからそれは慌てて払ったけれども、子どもさんが病気になったらどうしようとかいろいろなことを考えて、本当に夜も眠れなかったということを知りました。こういう親子がいらっしゃるのです。それでそ

の年のクリスマスにやっとこれで子どもに初めてプレゼントを買ってあげることができ、このように大変喜んでおられました。そういう母子加算、母子家庭から母子加算を取り上げるべきではないと思います。

そして、地方自治体が出すこの意見書、議会が出す意見書というのは、国に対して地方議会に与えられた固有の権限であります。この固有の権限を使って意見書を出そうとするのは当然のことであると思いますし、活用しなくてはいけないと考えております。

以上、申し上げましたように、児童扶養手当の削減と母子加算の廃止という、いわば母子家庭にとっての2本の命綱を2本とも断ち切ろうとすることは、余りに母子家庭の置かれている現実を知らない冷酷非道な仕打ちであり、憲法第25条に定められた生存権をも侵害するものであることから、これを中止することを私は強く求めます。予算書に出ておりました母子家庭自立支援教育訓練費が、この前、福祉事務所長からも詳しい資料をいただきましたけれども、今年の香美市の予算は1人分です。「母子家庭が増加傾向にあるのに1人分は少ないな」というふうに聞きましたら、「例えば高等訓練を受けるのには（香川県）高松市まで行かなくてはいけない」というふうに、全く実情に合っていない法律なものですから、これをもう少し改善をしてほしい、そういう意味も含めまして、本意見書案に賛成の立場を表明して討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） はい。意見書案第2号、児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

児童扶養手当改正についてでございますが、母子、寡婦対策を見直し、総合的な支援策を推進するものでございます。このことは、急速に離婚が増大する中で、ひとり親の母親のもとで養育される子どもたちがふえています。特に、母子家庭では母親の就労などによる収入で自立した生活を送り、子育てができることが子どもの成長にとって大変重要なことです。また、地域や社会全体ではぐくんでいくこともあわせて必要となっております。母子寡婦福祉法、児童扶養手当法、児童福祉法の一部改正案が国会に提出されています。昭和27年に戦争未亡人対策から始まり、50年の歴史を持つ我が国の母子寡婦対策を根本的に見直し、死別による母子家庭の支援から離婚による母子家庭の急増という新しい時代の要請に的確に対応できるよう、その再構築を目指すものでございます。実際に子どもを育てながらの就労は大変なことでございます。母子家庭が自立し安定した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの展開と、母子家庭の母親に対する自立支援に主眼を置いた総合的な改革が実施されます。離婚による母子家庭の場合、離婚後の生活の激変を緩和するため母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、別れた父親などの養育費の支払いの確保についても重視し、養育の責務を果たさせる必要があります。福祉事務所を設置する都道府県、市などの自治体での

相談、情報提供体制を整備するとともに、子育てや生活支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策などを総合的、計画的に展開するというものでございます。

次に、生活保護の母子加算が廃止されることについてでございますが、母子加算を含めた生活保護の基準額は、母子世帯全体の平均的な所得層の消費水準を上回っている現状にあります。これではモラルハザードが生じかねず、生活保護を受けている母子世帯と受けてない母子世帯との公平性の観点から見て妥当ではありません。また、生活保護制度を支える納税者の理解も得ることはできません。そこで、今般生活保護を受けている母子世帯の激変緩和にも留意し、母子加算は段階的に廃止する一方で、就労している母子世帯に対しては自立支援を目的とした給付を創設します。このように公平、就労促進の観点から母子加算の見直しとなっております。時代の流れに対応しなければならない現状があるということを考えまして、反対の立場で討論いたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の討論を許します。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。賛成少数であります。よって意見書案第2号は、否決されました。

日程第53、意見書案第3号、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。

意見書案第3号、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、久保信彦、賛成者、同、片岡守春、賛成者、同、山崎晃子。

それでは、読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。同僚の議員の皆さん、どうかよろしく申し上げます。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 提出者に1点お尋ねします。

案文の3行目ですけど、「この法案の重大な問題点、公務員・教育者の国民投票運動を禁止している」というふうに案文ですけど、地方公務員法第36条、提出者もご存じだと思いますけど、政治的行為にかかわる地方公務員法、そして国家公務員法の政治的行為を制限する第102条、この法律からすると公務員・教育者の国民投票運動を禁止されて当然ではないかと思えますけど、お伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） この公務員とか教職員と言われる者はですね、約500万人を超える方がいるそうです。この公務員や教育者といえども24時間の勤務であり、教育者であるわけではもちろんありませんが、主権者として権利を認めるのは当然だと思います。そこで、このこうした運動の一方で電波を使った、また有料の規制についてはせいぜい10日から、いや、有料のコマーシャルについては投票日前14日から禁止することが考えられているそうでございます。憲法に熱心な財団が資金力にものを言わせて電波を利用すると、こういうこととございますので、当然この国民が洗脳されるといいますか、この電波を通じて、そういうことも起こり得るわけとございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） すいません、ちょっと質問に対しての答えになってないと思いますので、もう一度言います。

公務員・教育者の国民投票運動を禁止していることが、この案文では重大な問題というふうになってますが、先ほど述べましたように地方公務員法、国家公務員法、提出者ご存じやと思います。それからすると、公務員が500万人おいでようがどうしようが、現行の法律に照らし合わせて国民投票運動が禁止される。これは重大な問題点となるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） これは教育者であれ、もちろん当然この現場を離れたときには当然これはその主権者であるわけですから、国民と同様に当然これは運動ができる。何もこの言うてはいかんというのであれば、これは国民としての権利も阻害をされるわけとございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論があるようでありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第3号、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出について反対の立場から討論を行います。本意見書の提出についての内容を先ほどご説明をいただきました。この限りにおきましては書式も整っていますので、内容を含めますが、提出文そのものの交通整理が若干できてないようなところから反対討論を行うわけでございます。

ここにあるとおり、この法案は昨年5月26日に自民、公明の与党両党が国会に提出し、あわせて民主党も同法案を国会に提出し、6月1日より衆議院本会議で審議に入っております。法案の中身はと申しますと、憲法改正が国会で発議される手続きを整備する国会法の一部の改正と、憲法第96条に定めるとおりに国民に賛否を問う国民投票の手続きの2つで構成されています。この前段として、憲法第96条で、「憲法改正については衆・参両院の総議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案して、その承認を得なければならない」と明記されている内容に沿って国民投票までの手続きを定めたものですが、ただ、具体的にはどのような方法で行うかは何も決められていなかったため、国民投票の具体的な方法を細かく規定しようというのが国民投票法の議論となったわけでございます。冷静に国民投票という共通のルールをみんなの合意で、みんなが納得できるよう構築していくということで、国会の場で議論がなされているわけですが、結果的には自民、公明、民主の3党での議論となり、この議論の中で3党ほぼ合意がなされたものの、3点にわたって自民、公明両与党案と民主党案で違うところがあり、先ほど申しましたように与党案、民主党案がそれぞれ国会に提出され、公の場で議論されているのが現在の状況であります。

そして、もう1つ大事なことは、この法案はあくまでも改正手続きを定めるものであり、改正そのものに関する議論とは全く別のものということです。改正そのものに関する議論は、手続きとは区別して別途幅広く国民の理解を求めていかななくてはなりません。このように法案提出時から現在に至るまでをかいつまんでおさらい的に申し上げましたが、私がこの交通整理ができないということと、若干疑問視するのは、この重要法案に対して1年近く衆議院特別委員会で議論されてきて、今国会でこの法案についての最終対応がなされようとしているのはもう皆様もご承知のとおりだと思いますが、こうした最終段階がきている中でですね、唐突に理由をつけて意見書として提出してくる姿勢でございませぬ。国の最高法規である憲法第96条について、これまた国の最高意思決定機関である国会及び議員が重要法案であるがゆえに政権与党と民主党がそれぞれの案を提案し議論している最中、どれも政策提言とは受け取れない、要求書的な意味合いの論調で組み上げた意見書を香美市議会が提出するという事は、ある意味、議会の品位低下につながるものではないかと懸念をしております。

誤解を招くといけませんので一例を示しますが、この法律の提出に関しましては、まず国会法の一部を改正する点ではこれが3点ほどございまして、憲法において改正しようとする事項ごとに賛否を聞く個別方式の採用。2点目といたしまして、広範囲にわた

る憲法を調査、審査する国会の常任機関、憲法調査会の設置を明記をしております。また、国民の手続きについては、満20歳以上の日本国民が有権者、国民投票の実施を憲法改正のみに限定、白票は無効票とし有効投票数に含めない。国民に公正、中立に周知する憲法改正案広報協議会の設置、メディア規制は設けないと。大まかに以上のようになっております。

そして、これに対する民主党案は、国民投票の対象を一般的に重要国政事項についてもこれを導入しようという意見。投票年齢を満18歳以上とする点。投票用紙への賛否の表記方法でも白票は反対としてカウントするという点で、ここのあたりが今調整中であろうかというふうに認識しておるところでございます。

以上、例を挙げて申しましたが、このように政策提言を行う場合、内容をよく精査して具体的に問題点を整理し、そしてそれをもとに論議し、なお、問題点があればそのことを提案し、提出していくべきだと考えます。要求のみではなく、現実を見据え対応していかないと何ら善後策にはつながらないのでしょうかということでございます。

以上、本案についての反対討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子） 10番、山崎晃子です。

私は意見書案第3号、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書案に対し、賛成の立場で討論を行います。

この国民投票を含む改憲手続き法案は、その目的のみならず、民主的な手続きという観点からも極めて問題が多いものと言えます。

第1に憲法改正の国民投票をする場合、投票が成立する投票率の最低ラインがないことです。有効投票の過半数で成立ということでは、どんなに投票率が低くても、また賛成が有権者の1割2割であっても成立する可能性があります。国の最高法規である憲法については、国民の意をくみ尽くすために投票の成立要件を規定することが必要です。住民投票のように有権者の過半数の投票で成立するとか、また、イギリスのように投票総数の過半数と全有権者の4割の賛成の両方が満たされて初めて承認となるなどの成立要件を明確にするべきです。

第2に、約400万人の公務員や約130万人の教育者について、国民投票運動を行うことを禁止しているということです。国民投票で憲法を変えようとする場合、国民すべてが主人公として自由に意見を表明して運動する中で結論を出すべきであり、運動に規制を加え萎縮させるべきではありません。特に公務員は憲法を守ることを誓って仕事につき、憲法にかかわりの深い仕事をしています。そういう人たちが自由に意見を言えないのは極めて異常な事態です。また、このことは憲法で保障している思想、良心、言論表現の自由を侵害するものであり、すべての国民に国民主権の自由な行使を認めることを制度上不可欠の原則とする憲法第96条の大義に反するものです。

第3に、国会での発議から投票までの期間が60日以降180日以内と著しく短く、十分な国民的論議を妨げる内容になっていることです。今度行われることになるかもしれない国民投票は、日本では初めてのことで、しかも憲法第9条という重要な問題を問うことになる可能性が濃厚ですから、有権者が熟慮する期間は十分にとるべきです。

第4は有料広告の問題です。有料広告を出す場合、資金力を持つ団体が有利なのは当然です。有名タレントなどを使い圧倒的な改憲キャンペーンが行われるなど、お金さえあれば大小さまざまな広告を自由に利用できる仕組みになっています。これでは、公平、平等の原則を著しく欠いたものとなってしまいます。

このように公平、中立を欠いた改憲手続法は何のために出されたのか、国民が本当に求めているのか疑問です。憲法が施行されてから60年間、改憲手続法が必要なかったのは、国民が憲法改正を望まなかったからであり、必要としなかったからです。しかし、安倍首相はさきの国会答弁で「憲法第9条が改憲の対象だ」と明言しました。このことでも明らかなように、改憲手続法は憲法第9条を焦点に憲法を変えることと一体のものであり、到底容認できるものではありません。戦後60年間続いてきた平和は、憲法第9条があったからこそ守られてきたのであり、また、日本国憲法が世界平和を発展させ、日本の平和と安全を守るための源泉となってきたのです。そのような平和のための憲法を変えて戦争に道を開こうとする改憲手続法に、私は強く反対いたします。

以上で、本意見書案に賛成を表明し討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。賛成少数であります。よって意見書案第3号は、否決されました。

日程第54、意見書案第4号、地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第4号、地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、大岸眞弓、賛成者、同、片岡守春、賛成者、同、山崎龍太郎。

案文を朗読して提案理由といたします。

(案文朗読)

補足的にちょっと紹介をしますと、新型交付税の導入に伴って廃止される測定単位、これは測定単位のうちの人口、面積は除くんですが、その測定単位と補正係数、これが廃止されるのが、経常経費のうちでは補正係数が企画振興費の密度補正、経常対応補正、それからその他の諸費で、やはり密度補正や経常対応補正が廃止されることとなっております。そして、投資的経費の中では、測定単位の河川費や都市計画費、小学校、中学校費、高等学校費、その他が廃止、その測定単位としては廃止をされるようになってまして、それからもう1つ、やはり地方にとって問題なのは補正係数、これが投資的経費の中でも廃止が予定をされておりますのが、河川、高齢者保健福祉、農業行政費、企画振興費などとなっております。簡素化にはなりますけれども、いろんな対応を示しております地方からとりますとこのように大まかにやられますと実情が反映できないということでこの意見書を提出するものです。同僚議員の皆さんのご賛同、よろしくお願い致します。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

意見書案第4号、地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出につきまして、本意見書につきましては現段階ではやや時期を失した感があり、提出を控えてはとの思いから反対討論を行います。

この件に関しましてはこの意見書の内部にもございますように、ご承知のとおりこの核でございます新型交付税について3月3日高知新聞の報道にもあるとおり、その影響について総務省が試算、試みの案として試算した結果が具体的に掲載をされております。詳細はその報道どおりでございますして省略いたしますが、1点だけ申しますと高知県で9,200万円、当香美市では5,100万円の増額となっております。そして、本意見書で懸念されている事項につきましては、総務省の見解として「自治体間の配分額の偏りを抑えるために、人口の少ない市町村や除雪費用がかさむ寒冷地の割り増しなど、地域の事情に応じて調整措置をした結果、目だった偏りはほとんどない」としております。

こうした中で、今後私ども議会が注視していかなければならないのが、地域の实情に即した、いわゆる地域補正の充実、堅持と思うところでございます。このような状況、

つまり直近にですねその交付税に係る情報が具体的に数字で示され、そしてその影響幅も調べた中では、本意見書はとりあえず今回は提出をお控えいただき、今後の動向によって、また情勢によって再検討をなされてはどうかと考えるものでございます。なお、まだ提出に固執するのであれば、今国会へ地方交付税等の一部を改正する法律案が総務省の方から提出をされるようでございますから、その法律内容に基づいて検討されるとよろしいかと思えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） 12番、久保信彦です。

私は、意見書案第4号、地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書案に賛成の立場で討論をします。

昨年11月に全国町村会はこのような意見表明を行いました。「町村の財政運営にとって地方交付税は極めて重要な地位を占めています。しかしながら、地方交付税においては、依然として過疎地の甘えという議論が繰り返され、町村の実情を無視し、軽視するような見直しの動きが出ておることはご承知のとおりであります。農山村が果たしておる公益機能は、そこに人が住み、維持しているからこそ発揮されるのです。そして、そこに暮らす人たちの標準的な行政サービスの費用を財源的に保障することが、地方交付税の根幹であるはずで、新型交付税について多くの町村が過疎、山村、離島、豪雪町の条件不利地域であり、人口面積も千差万別である。人口面積も基準することによってこそ、算定を簡素化することができても多様な財政需要に適切に反映されなくなるおそれがあるので、この多様な財政需要を的確に反映するための工夫が不可欠だ」としております。町村会の指摘のように、新型交付税は算定方法を簡素化すると、具体的には従来の基準財政需要額のうち投資的経費と経常経費の一部を統合して、新型都市算定項目が都道府県では42から32（項目）へ、市町村では53から36項目へ減らされる見込みです。そして、人口と面積を基本に算定するとなればやはり行政需要とのかい離が生まれるので、主要6団体や知事会も一斉に反発をしました。地方のこうした声を反映して、この2月の新聞発表で事実上香美市で試算したものが掲載をされました。香美市などはやや増額になっていましたが、これは2007年度には適用されるものではなくて、今後さらに検討されることとなりました。この経過からしても、地方は地方交付税税制の本来の機能を堅持されるよう、今後も国に対して地方の実情と、地方の果たしている役割を発信し続けていくことが大事であると考えます。

以上のことから、原案に賛成の立場を表明して討論とします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、どうもありがとうございました。賛成少数であります。

よって意見書案第4号は否決されました。

日程第55、意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。

意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫、賛成者、同、門脇二三夫、賛成者、同、山崎龍太郎。

意見書案分の朗読をもちまして、提案理由の説明といたします。

（案文朗読）

以上、よろしく申し上げます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

身近な議員からの提出で非常にやりにくいところですが、心を込めて討論をさせていただきます。

意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出につきまして、本意見書案につきましてエネルギー対策を含めた状況と情勢が判然としない中での意見書の採択につきましては拙速であるのではないかとということで、現在のところ判断ができないとの考えから反対討論を行います。

本意見書案に関しては、エネルギー政策のみならず、経済や自然環境、社会環境に及

ばす課題もはらんでおり、大変重要な問題であることは十分に認識するところです。しかしながら、果たしてこの問題に向き合うとき、また判断をするときにどれほどの知識を持ち合わせているのかということ自身を自問するとき、知り得ているのは今の電力供給源の割合として国内全体での原子力による電力供給は約30%、四国内においては約40%を占めるに至っているということ。今、大きな問題となっております地球温暖化の主要原因であるCO₂の排出がないこと、そして今後も増加する電力事情に対し安定的に供給できる施設としての原子力発電所の位置づけなどです。

そうした中で、本案にある高レベル放射性廃棄物の処理の件でございますが、これがどれほど危険なものか、また、どうすれば安全性が保てるのかということになりますと、報道で知識を得るだけでほとんど知らないというのが自身の思いでございます。逆に言いますと、こうした事項についてほとんど認識や知識のないまま意見書案として提出しておこうというのは余りにも安易であり、ある意味自主性、主体性がないのではないかと思います。要するに、未来にわたる国や世代のために、この現実に向き合わなければならない大きなテーマに対し、十分な知識や認識もない中で短絡的に片づけるのではなく、その背景、つまり将来にわたって必需である電力の確保の中で当然出てくる廃棄物処理にどう向き合っていくかということでございます。供給を受けるだけで後の処理は知らないということで済まされることではないと思います。言いかえますと、自国で使ったものは自国で処理しなければならないという原則です。もっと問題を真摯に受けとめ、そのための論議をすることが大事ではないかと考えるところです。

この自国で使ったものは自国で処理するという原則に基づいて推進している事例を申し上げますと、北欧の国のスウェーデンとフィンランドがございます。両国とも日本の原環機構と同様の電力会社が共同出資して設立したSKB社、Posiva社のリードにより、この高レベル放射性廃棄物の地層処分について推進がなされております。スウェーデンでは2008年を目途に多角的な調査が終了し、最終処分施設の建設地が1カ所に絞り込まれる予定であり、またフィンランドでは、もっと進んで2020年地層処分の開始を目途に事業が遂行している状況となっております。両国ともここに至るまでは、長年にわたって国民の理解を得るため徹底した情報の公開と対話を実践をしております。国情、世情の違いはあるにせよ、安全に対する認識は世界共通のものだと思います。

翻って、本意見書案に係る情勢は、平成19年1月15日現在付けで受理した原環機構は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第64条に基づいて分権調査に係る事業計画変更の認可申請を経済産業大臣に行っているところです。この分権調査とは、先ほど申しました法律第6条に基づいて、3段階の最初の概要調査地区選定に先立って実施するもので、必要な資料の収集、解析を行い、概要調査地区選上の考慮事項、すなわち地震、噴火、隆起、浸食、第四紀の末固結堆積物や鉱物資源に対する的確性などを評価することを目的としております。この調査期間が約2年を要するとしております。

この文献調査から概要調査地区選定までの流れでございますが、まず原環機構が文献調査の申請を経済産業大臣に申請し、認可後、文献調査の開始の連絡を関係都道府県知事及び市町村長に行います。同時に文献調査計画の公表と説明を地域住民等に行います。そして、調査を行い調査報告書を作成し、これを県知事、市町村長に送付、地域住民に公告、縦覧を行い、説明会の開催を実施、その結果、地域住民等が意見書を原環機構に送付。原環機構では意見概要及び原環機構の見解を作成しそれを県知事に送付。県知事及び市町村長は経済産業大臣に意見書を提出。そして原環機構も実施計画の変更申請を行うとなっております。ここでポイントなのは、経済産業大臣は、「関係都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならない」としております。つまり、「地元の理解等が得られず、当該都道府県知事または市町村長が概要調査地区等の選定につき反対の意思を示している状況においては、当該都道府県知事または市町村長の意見に反しては概要調査地区等の選定は行われぬものとする」との政府の答弁書があることでございます。仮にのお話しになりますが、選定がなされ、概要調査地区選定に乗っても、次の精密調査地区の選定、最終処分施設建設選定にしても、先ほど申しましたような同様の手続きで進めることとしております。

以上の点を踏まえても、なおかつ私自身最初申しましたように、この件に関しましてはまだまだ認識、知識不足は否めない中で、短絡的にエネルギー政策を含めました状況や情勢が判断とならない、また判然としない中で（意見書案の）提出という姿勢はとれません。やはり認識と知識を深め、情勢を見定め、そして、その上に立って初めて実質的に、また主体性に沿って判断がなされるべきと考え、今回の意見書案の提出につきましては反対の討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。

本意見書案に対する賛成の立場から討論を行います。手順等についてはきめ細かく竹平議員から申されましたので、手短く討論をさせていただきます。

まず、この問題の責任は、私は国、いわゆる政府にあると考えております。いわゆる地方分権のもとに三位一体改革を推し進める中で、地方への権限を移譲する一方で、財政的な裏づけはほとんどないと言って等しい、地方へのしわ寄せをしてきておる今日の政治であります。そうした中で、補助金の廃止や交付税の削減をする中で、自主財源のほとんど乏しい地方の自治体、年々当初予算が組めない状態に至っておるところでございます。そうした中で、文献調査の応募をした東洋町の田嶋町長の気持ちもわからないわけではありません。議会、住民と十分協議の上で東洋町として方針を出した中での行動をとるべきであるというふうに考えます。

また、電気を、先ほど反対討論者もありましたが、いわゆる消費をしておる国の立場で考えれば、その国民の立場で考えればその高レベル放射性廃棄物、いわゆるごみにつ

きましてもどこかで処分しなくてはならないことは言うまでもないことでありますし、これも理解できるところであります。しかし、国や原子力発電環境整備機構は、一番電気を消費している大手企業の多い都市や原子力発電所のある地元には要請しないで、財政に苦慮している地方に金を、いわゆるえさに誘致を誘っているのがあるわけでありまして、どこか国内の大きな無人島でもできるかどうか、こうしたことも検討はすべきであるわけでありまして。そうした処分の方法についても、完全な安全策が明らかでないというふうに思います。いわゆる地下300メートルに埋設するとか、そうしたいろいろなことも言われておりますけれども、こうした高知県のような南海地震がいつ発生してもおかしくないような状況の土地で、住民の多くの反対、あるいは徳島県及び周辺自治体からの強い反対があるし、周辺以外につきましても、県内の議会でも南国市議会を初め、文献調査に反対する決議や意見書が全会一致で可決をしているところであります。

また、私は国や原子力発電環境整備機構は、「文献調査を行っても住民や町長、知事の反対があれば、経済産業大臣も言うとおるように施設の建設はしない、十分に意見を聞く」ということは言うておられますが、私はそうした方針の発言には信用性を持っておらないところであります。というのは、今日まで生きてきて、そういう国や政府の動き方も十分目に見てきております。そうした文献調査にまず20億円の交付金を支出するわけでありまして、反対ですか、そうですかと言って引き下がるようなはずはないわけでありまして。例は、たとえば悪いかもわかりませんが、(千葉県)成田国際空港におきましてもいかに反対があろうとも強行に押し進めてきたことでも明らかなように、また経済産業省や原子力発電環境整備機構の山路理事長が言うておりますように、調査の結果、中止にできるわけであれば、またそれが目的で田嶋町長が考えているのであれば、なおさら調査に対する交付金のプラス、調査費は莫大な費用になるわけでありまして、それは国税で支払われることになるわけでありまして。そうしたようなむだな税金を使って、調査の結果、中止をするようなことであると考えれば、最初から行うべきではありませんし、税金をむだに使うようなことは、この高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないように求めるこの意見書に賛成する立場から討論いたします。

以上であります。

○議長(中澤愛水君) 次に、原案に反対の方の発言を許します。

21番、西山 武君。

○21番(西山 武君) 21番、西山でございます。

私は意見書案第5号に反対の立場から答弁いたします。

趣旨は同僚議員の竹平議員と同様ですけれども、私自身、高レベル放射性廃棄物処分場を誘致する意思は持っておりませんが、この学者の間でも意見が対立しているこの問題につきましても、調査をして勉強をしていくことは非常に重要なことだと思います。また、東洋町においても反対される方が大勢、多数を占めておると聞いておりますが、賛

成の方もいらっしゃいます。東洋町議会でも同じことです。その初期の段階の調査をすることについて、許可する、しないの判断はそういう周囲の状況を加味して当局が判断するわけでございます。また、香美市は随分遠く離れております。誘致決議をするとしてあれば反対しても、当然、私は反対結構だと思いますが、現段階において東洋町の住民ないし議会において議論されてる問題について、香美市議会が現段階においてこのような意見書を出すことには、やはり越権行為だというふうな感じがしてということで、そういう立場から反対を表明するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。

西村議員から賛成の立場で（発言が）あった部分については割愛をさせていただきたいと思いますが、現在計画している高レベル放射性廃棄物は2035年に埋設処理をするという計画となっておりますが、これを実行するためには2010年に処分場を決める必要があります。今のルールでは文献調査で2年、概要調査で4年としていますが、文献調査から概要調査に入る手順に問題があります。特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項では、「概要調査地区などの所在地を定めようとするとき、都道府県知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならない」としています。本年3月7日、皆さん方もごらんになった方がおられると思いますが、高知新聞によりますと「2005年にこの法律が成立した後、参議院議員が当時の森首相に処分場選定の進め方などに関する質問書を提出し、その中で第4条第5項の規定について説明を求めています。森首相は、同年9月同意を得なければならないという規定とは異なり、知事らの意見を十分尊重しなければならないという義務を課すものであるという趣旨の回答を寄せた」としています。このことは、言いかえますと国が決定すれば知事や市町村長が反対することはできないとするものであります。一たん文献調査を受け入れてしまえば、なし崩し的に概要調査、処分場決定となる可能性が極めて高いと言えます。このため、国に対し文献調査の許可をしないよう求める意見書を提出することに賛成するものであります。

以上とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。反対ですか。

反対の方の討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成の方の討論。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。

私は、意見書案第5号、高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

高レベル放射性廃棄物最終処分施設は、プロトニウム環境方式の循環方式の中で発生する高レベル放射性廃棄物をガラス固体化して地下に埋めるという大変問題の施設です。2月27日に東洋町で行われた地層処分の安全性についての議論の中で、京都大学原子炉実験所の小出教授は、「世界一の地震国で地中に埋めるのがいいのか、東洋町を含め西日本では必ず周期的に地震が起こる。こんなところに埋める神経を疑う」と反対の立場から指摘しています。賛成の立場の北海道大学大学院工学研究科の佐藤教授は、「長期的な安全確保が可能という流れが世界で進められている」と地層処分の必要性を訴えています。安全性はまだ確立されておらず、国が多額の交付金をえさにして4年間公募続けても、全国で公募・応募自治体が1つもなかったわけです。結果、国は交付金を多額に引き上げ、文献調査に入るだけでも年間10億円という大盤振る舞いに出てきました。経済産業大臣は、「文献調査は実地には直結しない、あくまで安全性を判断するデータを予測的に収集する作業だ」と述べていますが、2月28日の衆議院予算第7分科会での質疑によると、岐阜県瑞浪市の新地層研究施設の場合は、「高レベル放射性廃棄物の地層処分の研究はするんだが、最終処分場にしない」と、これは地元の市と岐阜県知事と科学技術長官との間で文書を交わして約束をされたわけですね。今度の東洋町の場合は、最終処分場に絶対しないとした上での研究じゃなくて、「文献調査というのが最終処分場をつくっていくための文献調査ということになってくると思うが」との質問に、甘利経済産業大臣は「最終処分場にしないことを前提に調査するのは、何を調査するんですか」と答弁しています。「調査をして大丈夫ということになれば、それは地域の考えだ」とつけ加えています。やはり交付金のえさをばらまいて、あとはなし崩し的に立地にもっていくという旧態依然とした手法には、地方自治体と地方住民を愚弄するものと強い怒りを覚えます。放射能という核廃棄物と人類社会は相容れません。そして、高知県の経済を支えている農業や漁業、海洋深層水などへの風評被害の影響もはかり知れません。将来に禍根を残さないためにも、文献調査を行わないよう国に求めると同時に、私たちは原発に頼らない太陽光発電や風力発電、バイオマス、廃棄物発電などの技術を開発するとともに、環境に優しい暮らしを追求しなければなりません。

以上、本案に賛成の立場を表明して討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。賛成多数であります。よって意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第56、推薦第1号から日程第59、推薦第4号まで、農業委員会委員の推薦に

ついてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、千頭洋一君、坂本 節君、竹平豊久君の退場を求めます。

(7番、千頭洋一君、23番、坂本 節君、13番、竹平豊久君 退場)

○議長(中澤愛水君) 退席を行いました。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番(前田泰祐君) はい。19番、前田です。

推薦第1号、香美市農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、竹平豊久、賛成者、同、小松紀夫。

趣旨説明でもって説明をさせていただきます。

趣旨説明、千頭洋一議員が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦するものです。

続きまして、推薦第2号、香美市農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、竹平豊久、賛成者、同、小松紀夫。

趣旨説明、松本忠臣氏が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものです。

なおですね、職歴等につきましては裏面に明記してありますので、目を通していただきたいというふうに思います。

推薦第3号、香美市農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、竹平豊久、賛成者、同、小松紀夫。

趣旨説明、坂本 節議員が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものであります。

続きまして、推薦第4号、香美市農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成19年3月19日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐、賛成者、同、山本芳男、賛成者、同、小松紀夫。

趣旨説明、竹平豊久議員が議会推薦の香美市農業委員会委員として適当な人物であると認めて推薦をするものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 以上、一括上程の説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから推薦第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。ありがとうございました。よって推薦第1号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから推薦第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって推薦第2号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから推薦第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって推薦第3号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

これから推薦第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中澤愛水君） はい、ありがとうございました。全員賛成であります。よって推薦第4号は、原案のとおり推薦することに決定をしました。

千頭洋一君と坂本 節君、竹平豊久君の入場を許可をします。

（7番、千頭洋一君、23番、坂本 節君、13番、竹平豊久君 入場）

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君と坂本 節君、竹平豊久君に告知をいたします。

先ほどの会議におきまして、議会が推薦する農業委員会の委員は、千頭洋一君、松本忠臣君、坂本 節君、竹平豊久君、以上の4人の方を推薦することに決定をいたしました。

日程第60、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、議会常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成19年第1回香美市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、専決処分事項の報告案件8件、議案第1号から議案第47号までの47議案、同意案件1件、追加案件14件が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切、妥当な決定がなされました。また、今議会も住民の負託を受けた議員として、15名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、幾つかの提言もありました。

議案質疑を通じて、行政全般、香美市全体を見据えた議論がなされました。毎議会でも申し上げておりますが、既に周知のように議会には議決機関、チェック機関としての重要な使命と責務が課されております。つまり、議会は住民から直接選ばれた議員で構成する合議体としての議事機関であり、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定する重要な任務を持っております。特に今議会においては平成19年度予算が上程され、議決をされました。議会は決定した予算、政策が執行部によって執行されるわけでありませぬけれども、行財政の運営や、事務処理ないし事業の実施が適法、適正に、しかも公平、効率的に、そして民主的になされているかどうか常に注意を払いつつ、批判、監視することが重要な任務として課されております。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりのために十分留意し取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

特に、議案第49号、議案第50号については、コンプライアンス、法令順守の行政の執行に最大の配慮が必要であることが指摘をされます。具体的に申しますと、相手方への意思の伝達は文書で記録に残すと、法令への適合性を確保しておくことが重要であります。

追加議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定については、住民の直接請求を受けてのもので、かつてない傍聴がありました。議会としては、議会の正しい姿を十分に認識していただく絶好の機会と前向きにとらえ、密度の高い議論が展開をされたと考えております。説明責任が言われておりますが、言うは易く実行には難しい課題もあります。議会としては、議会の位置づけを明確にするとともに、今後活発な議会活動や議会広報

を最大限に活用し、説明責任を果たしていかなければなりません。ただ、残念なことは、一部マスコミやその他の偏った情報が流されたことでもあります。市民にきちんと事実に基づく客観的で正しい情報を提供し、正しい判断と正常な世論の形成、民主的社会の形成を図ることに資するよう期待をするものであります。議会としても、今後ますます議会の活性化と研修、研さんを深めながら、議員自身の資質の向上と議会並びに議員活動の充実を図っていかなければなりません。また、地方分権改革推進法が本年4月から施行される見通しであります。さきの地方分権一括法とあわせて地方分権が一層進められる中、地方自治体の独自性が強く求められてまいります。周知のように、日本国憲法のもとでの地方自治体行政も半世紀有余の年月を経て、情報公開、参加行政を保障するものへと変化をしてきました。この間、地方公共団体の健全な発達の確保、地方自治法第1条と住民福祉の増進を図ること、同法第1条の2を基本としながら時代の変化や地方自治、住民自治の発展に対応しつつ、地方公共団体は改めて地域総合行政を担うにふさわしい、民主的で自立的な組織としての存在が求められております。当議会としても、課題解決のため積極的な努力を重ねてまいらなければならないと考えます。

最後になりましたが、今議会を最後にご勇退をされます山岡紀夫農業委員会事務局長には、本当に長い間ご苦勞でございました。長年のご苦勞に心から感謝を申し上げ、今後のご活躍、ご健勝をお祈り申し上げます。

平成19年第1回香美市定例会の閉会のごあいさつといたします。

なお、今回の議会交流会は行わないことを既に決定しておりますので、次回の議会交流会への山岡紀夫農業委員会局長のご出席をお願いをしたいと思います。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月7日に開会いたしました平成19年第1回香美市議会定例会に提出いたしました議案に対しまして、慎重なる審査をいただき、ここに全議案、適切なるご決定を賜り、ありがとうございました。

今議会は、平成19年一般会計当初予算ほか、特別会計当初予算、また住民からの直接請求による条例廃止議案など重要な案件が多く、ことに平成19年度当初予算は合併2年目を迎え、いよいよ香美市としての本格的なまちづくりへ向けて大きく前進するためのものであります。予算の適正な執行を心がけ、そして本議会で議決いただきました第1次香美市振興計画の着実な実行に向けて、職員とともに全力で取り組んでまいります。

また、市民の皆さんから出されました香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の廃止に対する請求は、今日の行財政の厳しさの折、市民の皆さん方の将来に対する不安への意思表示であったものと推察するものであります。住民のとうとい意見としてその意思を真摯に受けとめ、今後も一層健全な行財政運営に努めなければならないと強く認識するところであります。

今議会におきましても、多く議員の皆様よりご質問、また貴重なご提言を賜りましたが、その一つ一つを十分認識して、今後も住民福祉向上のために活かしてまいりよう努めます。

あと10日余りで新年度を迎えますが、議員各位の今後とものご指導をよろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、季節の変わり目でもございます。皆さんにおかれましてはお体に十分気をつけられまして、今後ますますのご活躍をお祈りしまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） どうもありがとうございました。

これをもって平成19年第1回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後2時58分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 9 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成19年第1回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

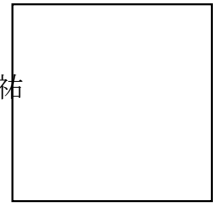
会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	3月7日 （水）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案（提案理由の説明まで。ただし、議案第14・16号、同意第1号については、本会議方式で採決）
第2日	8日（木）	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 議案精査のため
第3日	9日（金）	休 会	議案精査のため
第4日	10日 （土）	休 会	休日、議案精査のため
第5日	11日 （日）	休 会	” ”
第6日	12日 （月）	休 会	議案精査のため
第7日	13日 （火）	本会議	一般質問 ①
第8日	14日 （水）	本会議	一般質問 ②
第9日	15日 （木）	本会議	一般質問 ③ ※ 午前中は中学校の卒業式のため、午後2時から開会
第10日	16日 （金）	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会（議案第2号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第 2・3・15・23・24・25・26・27・ 28・29・30・31・40・41・42・43・ 44・45 46号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第 7・8・9・10・19・20・21・22・32・ 33・34・35・36・37号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第 1・4・5・6・11・12・13・17・18・ 38・39・47号）
第11日	17日 （土）	休 会	議案審査整理のため
第12日	18日 （日）	休 会	”
第13日	19日 （月）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託を省略し、説明から採決まで）

平成19年 3月16日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐

常任委員会の審査報告について



本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 3月16日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
2	平成19年度香美市一般会計予算	可 決
3	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算	可 決
15	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算「第2号」	可 決
23	香美市副市長の定数を定める条例の制定について	可 決
24	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について	可 決
25	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定に ついて	可 決
26	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
27	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の 制定について	可 決

議案 番号	議 案 名	審査結果
28	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
29	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
30	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
31	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
40	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
41	香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
42	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
43	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
44	第1次香美市振興計画基本構想の策定について	可 決
45	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	可 決
46	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	可 決

平成19年 3月16日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 3月16日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
7	平成19年度香美市老人保健特別会計予算	可 決
8	平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）	可 決
9	平成19年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）	可 決
10	平成19年度香美市介護保険特別会計予算（サービス事業勘定）	可 決
19	平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」	可 決
20	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」（事業勘定）	可 決
21	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」（保険事業勘定）	可 決

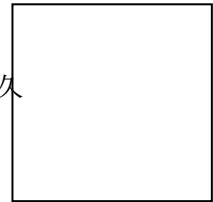
議案 番号	議 案 名	審査結果
2 2	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」 (サービス事業勘定)	可 決
3 2	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	可 決
3 3	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	可 決
3 4	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につい て	可 決
3 5	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条 例の制定について	可 決
3 6	香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
3 7	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成19年 3月16日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久

常任委員会の審査報告について



本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので
会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成19年 3月16日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案 番号	議 案 名	審査結果
1	香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について	可 決
4	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可 決
5	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可 決
6	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別 会計予算	可 決
1 1	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	可 決
1 2	平成19年度香美市水道事業会計予算	可 決
1 3	平成19年度香美市工業用水道事業会計予算	可 決

議案 番号	議 案 名	審査結果
17	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	可決
18	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	可決
38	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
39	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
47	市道の路線の認定について	可決

発議第 1 号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 19 年 3 月 19 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）が平成 18 年 6 月 7 日に公布され、平成 18 年 11 月 24 日から施行されたことに伴い、香美市議会会議規則を改正する必要性が生じたため、本提案をするものです。

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「案を備え」を「その案を備え」に改め、同条第2項中「案を備え」を「その案を備え」に改め、次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第37条第2項中「提出者の説明」を「前2項における提出者の説明」に、「又は委員会の付託」を「及び第1項における委員会の付託」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第66条中「写」を「写し」に改める。

第78条第1項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第79条中「配布することができる。」を「配布（会議録が電磁的記録を持って作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）することができる。」に改める。

第82条中「会議録に署名する議員は」を「会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に変わる措置をとる議員）は」に改める。

第99条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

第143条中「議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、」を「議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、」に改める。

第156条中「議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第2項の規定にかかわらず、」を「議会は、第37条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

発議第 2 号

香美市議会委員会条例の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 19 年 3 月 19 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者 香美市議会議員 竹 平 豊 久

賛成者 香美市議会議員 小 松 紀 夫

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）が平成 18 年 6 月 7 日に公布され、平成 18 年 11 月 24 日から施行されたことに伴い、香美市議会会議規則を改正する必要性が生じたため、本提案をするものです。

香美市議会委員会条例の一部を改正する規則

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(常任委員会委員)」に改め、同条第1項中「常任委員」を「常任委員会委員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を第2項とする。

第5条を次のように改める。

(常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期の起算)

第5条 常任委員会委員および議会運営委員会委員の任期は、選任の日から起算する。

第8条を次のように改める。

(委員の選任)

第8条 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

2 議長は、常任委員会委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員会委員の任期は、第3条（常任委員会委員の任期）第2項の例による。

第14条の見出しを「(委員の辞任)」に改め、同条中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。

第21条中「に対し、」の次に「委員会の審議に必要な」を加える。

第22条第1項中「(昭和22年法律第67号)」を「(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)」に改める。

第30条第1項中「職員をして」を「職員に」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成19年 3月20日から施行する。

意見書案第1号

「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の
確保を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 3月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 片岡 守春

賛成者 " 久保 信彦

賛成者 " 門脇 二三夫

「公契約法」の制定を推進し、適正な
労働条件の確保を求める意見書（案）

近年の厳しい財政状況や、「談合問題」をきっかけに公正な契約・発注が求め
られてきたことなどを背景に、国や自治体から民間事業者への公共工事や委託事
業等における低価格・低単価の契約・発注が増大し、それに伴う受注先企業の経
営悪化、労働者の賃金・労働条件の著しい低下が進んでいます。

こうした中で、「安上がり」だけを目的とするアウトソーシングは、ふじみ野
市のプール事故に象徴されるように、住民の命さえ奪う事態を引き起こしていま
す。安易なアウトソーシングをすべきでないことは勿論ですが、契約・発注の在
り方を問い直し、安定した企業経営と雇用のもとに労働者の賃金・労働条件の改
善を進めることで、工事やサービスの「質」を確保する「公契約」の改善が求め
られています。

公正な競争による適正な価格での公契約は、地場の受注先企業の経営安定を通
じて地域経済の活性化に資するものと考えます。また、安倍内閣が「再チャレン
ジ」政策を掲げるなど、「格差社会」への対応が求められてくる中、公契約が規

範となるべき適正な賃金・労働条件を保障することは、地域全体の低賃金の改善につながります。

今、民間企業で大きな問題となっている偽装請負や違法派遣といわれる事態が、公務公共の場でも指摘されています。住民生活を豊かにするための事業が、「その収入だけでは生活できない」低賃金労働者を作り出し、「格差拡大」を助長している現状の打開が急務です。

以上の趣旨にもとづき、労働者・住民の暮らしと地域経済の振興のため、更なる施策の充実を図っていただくよう、下記事項について強く要望いたします。

記

1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項について、実効ある施策を実施すること。
2. 公共事業において、適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 3月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
農林水産大臣	松岡利勝	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鐵三	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第2号

児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を
行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 3月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 晃子

賛成者 " 大岸 眞弓

賛成者 " 山崎 龍太郎

児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を
行わないよう求める意見書（案）

政府は、「母子家庭の2つの命綱」といわれている「児童扶養手当」の削減と、
生活保護世帯の「母子加算」を廃止しようとしています。

児童扶養手当は、所得の低い母子家庭を対象に「児童の心身の健やかな成長に
寄与すること」を目的に支給されています。この児童扶養手当は、現在、母子家
庭の7割が受給していますが、2003年4月に、児童扶養手当の受給が5年を
超えた後は、給付を最大で半額まで削減する法改正を行い、政府は来年4月から
実施しようとしています。

厚生労働省が設置している「国立社会保障・人口問題研究所」の研究報告書「子
育て世帯の社会保障」では、児童扶養手当の削減が母子家庭の自立促進につな
がるかどうかを詳細に検討し発表しています。

その報告書では、「日本の母子家庭は、就労率が『先進国の中で突出して高い』
にもかかわらず、家計が苦しいのが特徴で、その原因として女性の仕事の多くが、

パート・アルバイトなどに限られていることがある。」と分析しています。

また、支給期限に制限を設けたりすることについては、「自立促進につながらないばかりか、母子世帯の子どもを経済状況を悪化させる恐れがある。」と結論づけています。

また、もう1つの命綱である生活保護世帯の母子加算は廃止しようとしています。母子加算は、乳幼児や成長期の子どもを抱えた一人親世帯に対し、子どもの健全な育成のために支給されているもので、子育てには欠かせない制度です。この加算は、単なる上乘せではなく、幼児や成長期の子どもがいる生活保護家庭では、母子加算があつてこそ、はじめて最低限度の生活が保障されるという非常に大きな意味を持っています。この制度を廃止することは、育ち盛りの子どもの食事代や通学費などにも大きな影響を及ぼしかねない重大な問題がありますし、憲法で保障された「最低限度の生活水準」を、これまで以上に切り下げるものです。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、母子家庭の置かれている厳しい現実を理解し、憲法25条の「生存権」をも脅かす、児童扶養手当の削減および生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 3月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第3号

「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の
慎重審議を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 3月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 久保 信彦

賛成者 " 片岡 守春

賛成者 " 山崎 晃子

「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の
慎重審議を求める意見書（案）

政府は、2006年5月26日、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」
を国会に提出、第166回通常国会において成立をめざしています。

この本法案には重大な問題点があります。例えば、公務員・教育者の国民投票
運動を禁止していること、有料CMなどに基準が設けられておらず、資金力に物
を言わせた宣伝がなされ公正を維持できないこと、国会の憲法改正の発議から最
短で60日後の国民投票という、国民が十分に内容を知ることへの制限がされて
いること、そして、最低投票率の制度がないため、「最高法規」である憲法が、
ごく少数の投票で改定される危険性があること、また、最も少ない賛成で憲法改
正が成立することになる「有効投票の過半数という成立要件」などがあげられま
す。

国の基本法である憲法を変えるかどうかについては、主権者である国民が自由
に議論し運動することを保障するのが当然であり、欧米諸国ではこのような規制

はありません。

本法案に関する各種世論調査では、国民の多くが内容を知っておらず、また制定を急ぐ必要はないと回答しています。本法案は、単なる手続きにとどまらず、憲法改正の在り方に深くかかわってくるものであり、国民の十分な理解が前提となるものです。

よって、「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」については、国民の十分な理解を得ないまま成立させることなく、慎重に審議を尽くすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 3月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第4号

地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を
堅持するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 3月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 大岸 眞弓

賛成者 " 片岡 守春

賛成者 " 山崎 龍太郎

地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を
堅持するよう求める意見書（案）

政府は、地方行革の一環として、竹中前総務大臣の諮問機関である「地方分権
21世紀ビジョン懇談会」で提起された、「新型交付税」を平成19年度予算に
一部導入しました。

「地方分権21世紀ビジョン懇談会」の提案によれば、現在の地方交付税の算
定方法は複雑であり、簡素化させるとして「新型交付税」の導入を唱え、

- (1) 2007年度から人口と面積を基本として算定
- (2) 現行の交付税を順次「新型」に変えていく
- (3) 今後3年間で「新型」は5兆円規模を目指す

以上のようになっています。

総務省の説明では、交付税の算定面（基準財政需要額の算定）における改革で
あり、交付税の基本的な機能や総額に直接影響を与えるものではないとしていま
す。しかし、具体的には従来の基準財政需要額のうち、投資的経費と経常的経費
の一部を統合して算定項目を減らし、人口と面積を基本に算定するとしておりま

す。そうなれば、実際の行政需要との乖離が生じる点や、また条件不利益地域の自治体への地方交付税の配分が減ることが危惧されます。

また、「新型交付税」に関しては、全国知事会を含む地方6団体も反発、懸念を示しています。

いち早く「新型交付税」実施のシミュレーションを行った和歌山県は、県内8割の市町村で交付税が減額になることが判明し、「新型交付税の導入と交付税の総額抑制が同時に行われれば、財政力の弱い地方自治体にとっては大打撃。簡素化は必要だが、地域の実情も十分踏まえる必要がある。」との意見を表明しています。

全国知事会も「新型交付税に関する課題」という文書を発表し、「いずれの地域・いずれの団体においても、最低限の行政水準を国民に保障するという、交付税制度の本質を損なうことがあってはならない。」としています。

香美市においても、人口と面積で割り出す「新型交付税」が適用されると、人口が減少傾向にある現状、高い高齢化率、山林面積が広いなどの地域の実情からして、基準財政需要額が更に低く積算される恐れがあり、財政力の脆弱な地方自治体にとっては死活問題です。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、地方交付税改革は地方の実情を考慮し、交付税制度本来の機能である「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年 3月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第5号

高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を
許可しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成19年 3月19日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 小松 紀夫

賛成者 " 門脇 二三夫

賛成者 " 山崎 龍太郎

高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を
許可しないよう求める意見書（案）

原子力発電環境整備機構は、東洋町長が行った高レベル放射性廃棄物最終処分
施設の候補地選定に向けた文献調査の応募を受理し、去る2月28日に経済産業
省に対して調査の認可を申請しました。

しかしながら、今回の文献調査の応募に対して東洋町議会では、放射性廃棄物
持ち込みに反対する決議や、町長辞職勧告決議がなされ、また、町長に対して、
放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例の制定を求める直接請求もされていま
す。

また、周辺自治体からも強い反対の意思が示されるとともに、本県と徳島両県
の知事・県議会が調査をすべきでないとの明確な意思を示しています。

このような住民と議会の理解が得られていない状況で、文献調査を開始すべ
きでなく、国が文献調査を認可するならば、国と地方の信頼関係に大きな禍根を
残すこととなります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、上記の趣旨に沿った対応をされ

るよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

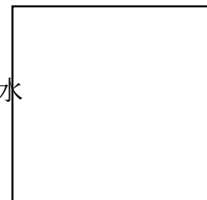
平成19年 3月19日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安部晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
環境大臣	若林正俊	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤 愛水

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水



会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成19年第1回香美市議会定例会の
会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | | | | | |
|----------|-------------|-----|-----------------------|----|----|
| 1. 会議の別 | 定例会 | | | | |
| 2. 開 会 | 平成19年 3月 7日 | | | | |
| 3. 閉 会 | 平成19年 3月19日 | | | | |
| 4. 会 期 | 13日間 | | | | |
| 5. 議員の出欠 | 3月 7日 | 出席 | 25人 | 欠席 | 0人 |
| | 3月13日 | 出席 | 25人 | 欠席 | 0人 |
| | 3月14日 | 出席 | 24人 | 欠席 | 1人 |
| | 3月15日 | 出席 | 25人 | 欠席 | 0人 |
| | 3月16日 | 出席 | 25人 | 欠席 | 0人 |
| | 3月19日 | 出席 | 25人 | 欠席 | 0人 |
| | 計 | | 149人 | | 1人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの | 51件 | (議案 50・同意 1) | | |
| | 議員提出のもの | 11件 | (発議 2・意見書 5
・推薦 4) | | |

7. 議決の状況	可 決	5 1 件 (予算 2 2 ・ 条例 2 3 ・ その他 5 意見書 1)
	同 意	1 件 (教育委員会委員)
	推 薦	4 件 (農業委員会委員)
	否 決	4 件 (意見書 4)
	合 計	6 0 件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	1 9 件
	教育厚生常任委員会	1 4 件
	産業建設常任委員会	1 2 件
	計	4 5 件

9. 同意された教育委員会委員

住 所 香美市土佐山田町山田 1 5 1 4 番地
氏 名 石 川 祐 一

10. 推薦された農業委員会委員

- (1) 住 所 香美市香北町美良布 1 5 4 番地
氏 名 千 頭 洋 一
- (2) 住 所 香美市香北町五百蔵 1 3 8 8 ・ 1 3 8 9 合番地
氏 名 松 本 忠 臣
- (3) 住 所 香美市物部町仙頭 1 3 5 1 番地
氏 名 坂 本 節
- (4) 住 所 香美市物部町久保高井 1 6 8 番地
氏 名 竹 平 豊 久

11. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

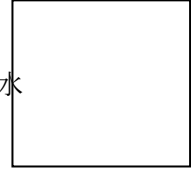
12. 議決書の写 別紙のとおり

13. 会議録の写 作成次第後送

19香美議発第4号
平成19年3月7日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



議決した議案等の送付について

平成19年第1回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

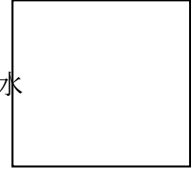
記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
14	平成18年度香美市一般会計補正予算「第6号」	H19. 3. 7	可 決
16	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
同意 1	教育委員会委員の任命について	〃	同 意

19香美議発第5号
平成19年3月16日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



議決した議案等の送付について

平成19年第1回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

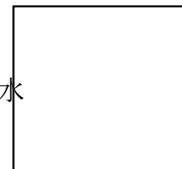
記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
48	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例の制定について	H19. 3.16	否 決

19香美議発第7号
平成19年3月19日

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水



議決した議案等の送付について

平成19年第1回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
1	香美市農業集落排水事業特別会計条例の制定について	H19.3.19	可 決
2	平成19年度香美市一般会計予算	〃	〃
3	平成19年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	〃	〃
4	平成19年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
5	平成19年度香美市公共下水道事業特別会計予	〃	〃
6	平成19年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
7	平成19年度香美市老人保健特別会計予算	〃	〃
8	平成19年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)	〃	〃
9	平成19年度香美市介護保険特別会計予算(保 険事業勘定)	〃	〃
10	平成19年度香美市介護保険特別会計予算(サ ービス事業勘定)	〃	〃
11	平成19年度香美市農業集落排水事業特別会計 予算	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
1 2	平成19年度香美市水道事業会計予算	H19.3.19	可 決
1 3	平成19年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
1 5	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
1 7	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第4号」	〃	〃
1 8	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第3号」	〃	〃
1 9	平成18年度香美市老人保健特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
2 0	平成18年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第3号」(事業勘定)	〃	〃
2 1	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第2号」(保険事業勘定)	〃	〃
2 2	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(サービス事業勘定)	〃	〃
2 3	香美市副市長の定数を定める条例の制定について	〃	〃
2 4	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃
2 5	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
2 6	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
2 7	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
2 8	香美市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
2 9	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 0	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 1	香美市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
3 2	香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H19. 3. 19	可 決
3 3	香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 4	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 5	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 6	香美市立デイサービスセンターびらふの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 7	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 8	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
3 9	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
4 0	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
4 1	香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
4 2	香美市消防団員の定数、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
4 3	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
4 4	第 1 次香美市振興計画基本構想の策定について	〃	〃
4 5	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
4 6	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃	〃
4 7	市道の路線の認定について	〃	〃
4 9	平成 1 8 年度香美市一般会計補正予算「第 7 号」	〃	〃
5 0	損害賠償と和解について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
発議 1	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	H19.3.19	可 決
発議 2	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
意見書 1	「公契約法」の制定を推進し、適正な労働条件の確保を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 2	児童扶養手当の削減と、生活保護世帯の母子加算廃止を行わないよう求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 3	「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」の慎重審議を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 4	地方交付税改革は、「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持するよう求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 5	高レベル放射性廃棄物最終処分施設の文献調査を許可しないよう求める意見書の提出について	〃	可 決
推薦 1	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	推 薦
推薦 2	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃
推薦 3	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃
推薦 4	香美市農業委員会委員の推薦について	〃	〃